

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
 関係政令等の整備に関する政令 新旧対照表目次

一	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	1
二	国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	246
三	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	275
四	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	398
五	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	419
六	平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第八十号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	571
七	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	574
八	平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	688
九	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）抄	（平成二十七年十月一日施行）	697

十	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	858
十一	健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	859
十二	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	861
十三	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	870
十四	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	875
十五	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	878
十六	沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	883
十七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	886
十八	恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	889
十九	沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百二十八号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	895
二十	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	897
二十一	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	898
二十二	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	900
二十三	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	904
二十四	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）	抄	（平成二十七年十月一日施行）	912
二十五	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平			

成十三年政令第三百四十五号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	914	
二十六	確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	916
二十七	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成十四年政令第四十五号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	918
二十八	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	931
二十九	独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	933
三十	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成十七年政令第五十六号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	935
三十一	国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	938
三十二	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	939
三十三	日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第三百十号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	940
三十四	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十三号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	941
三十五	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	943
三十六	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百八十号)	抄	(平成二十七年十月一日施行)	948

三十七	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）抄（平成二十七年十月一日施行）	950
三十八	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）抄（平成二十七年十月一日施行）	992
三十九	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）抄（平成二十七年十月一日施行）	994
四十	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六号）抄（平成二十七年十月一日施行）	996

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号） 抄
 （第一条関係）

（平成二十七年十月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合</p> <p>イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三</p> <p>ロ 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）</p> <p>ハ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）</p> <p>ニ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）</p>	<p>（新設）</p>

2|

- ホ| 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）
 - 二| 法第二十八条、第八十一条、第一百条の二及び第一百条の三の二 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
 - 三| 次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会
 - イ| 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。）
 - ロ| 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
 - ハ| 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
 - ニ| 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）
 - ホ| 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の六まで、第七十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の法の規定
- 法第二条の五第一項第三号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定

に係るものについては、同項第三号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 地方公務員共済組合

イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第二十六条、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三及び第七条の二

ロ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（構成組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下同じ。）の組合員たる第三号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二 次に掲げる規定 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）

イ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（

構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ロ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ハ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

ニ 前号イ及び次号から第七号までに掲げる規定並びに法第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の八まで及び第七十八条の十から第七十八条の十六まで以外の法の規定

三 法第二十八条、第八十一条、第九十五条及び第九十六条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）

四 法第七十九条の二及び第七十九条の三 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

五 法第七十九条及び第八十条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

六 法第百条の二及び第百条の三の二 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

七 法第百条の三 地方公務員共済組合連合会

(報酬月額の算定に関する特例)

第一条の二 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得した者がある場合において、その者の報酬が月によつて定められるときは、法第二十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が月の初日に当該資格を取得したとしたならば同月において受けるべき報酬の額を、同号に定める額とする。

(法第二十六条第一項の規定の適用がある場合における年金の額の改定等)

第一条の三 法第二十六条第一項の規定により当該下回る月の法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなされた法第二十六条第一項に規定する従前標準報酬月額は、法第四十三条第三項、法附則第七条の三第五項並びに第十三条の四第五項及び第六項の規定により年金の額を改定するに当たつての計算の基礎とする。

2 法第二十六条第一項の申出が当該被保険者(法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下

(新設)

(法第二十六条第一項の規定の適用がある場合における年金の額の改定等)

第一条 厚生年金保険法(以下「法」という。))第二十六条第一項の規定により当該下回る月の法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなされた法第二十六条第一項に規定する従前標準報酬月額は、法第四十三条第三項、法附則第七条の三第五項並びに第十三条の四第五項及び第六項の規定により年金の額を改定するに当たつての計算の基礎とする。

2 法第二十六条第一項の申出が当該被保険者の使用される事業所又は事業所(以下単に「事業所」という。))の事業主に受理されたときは、その受理されたときに日本年金機構(以下「機構」という。))に申出があ

「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）の使用される事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）の事業主に受理されたときは、その受理されたときに日本年金機構（以下「機構」という。）又は実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）たる日本私立学校振興・共済事業団に申出があつたものとみなす。

（端数処理）

第三条 保険給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。

（法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定）
第三条の二の二 法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 （略）

二 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）

つたものとみなす。

（端数処理）

第三条 保険給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。ただし、この条本文の規定を適用して裁定又は改定した保険給付の額とこの条本文の規定を適用しないで裁定又は改定した保険給付の額との差額が百円を超えるときは、この限りでない。

（法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定）

第三条の二の二 法第三十八条第二項（法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五十六条第三項において準用する法第三十八条第二項本文及び第三項

二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十条第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する

(削る)

場合を含む。)

(削る)

(削る)

(法第三十八条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定)

第三条の三 法第三十八条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。

一 〇四 (略)

五 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)附則第八
条第一項及び第二項

六 〇十三 (略)

十四 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第

三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第七十四条第三項及び第五項(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。))附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第七十六条第三項及び第五項(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。))附則第十条第三項において準用する場合を含む。)

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

(法第三十八条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定)

第三条の三 法第三十八条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。

一 〇四 (略)

五 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)附則第八
条第一項

六 〇十三 (略)

十四 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第

十一條の三の九第二項（同項第二号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）に限る。）

十五 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の六第二項（同項第二号に係る部分に限る。）

十六〜十八 （略）

（標準報酬平均額の算定方法）

第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定

十一條の三の九第二項（同項第二号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）に限る。）及び第十一條の七の四（同条第二号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七條において準用する場合を含む。）に限る。）

十五 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の六第二項（同項第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条の六（同条第二号に係る部分に限る。）

十六〜十八 （略）

（標準報酬額等平均額の算定方法）

第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額（以下「標準報酬額等平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における次に掲げる額を合算した額を、当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等（法第四十三条の二第一項第二号イに規定する被用者年金被保険者等をいう。）の性別構成及び年齢別構成（以下「被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額等（法及び他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項

による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額（次項第一号において「標準報酬の総額」という。）を、当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成及び年齢別構成（以下「厚生年金保険の被保険者の性別構成等」という。）を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額等の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

（削る）

（削る）

第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下この号において同じ。に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。次項において同じ。）の等級の区分及び標準賞与額（法及び他の被用者年金各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。次項において同じ。）の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

イ 各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額

ロ 各月ごとの当該月の末日における国家公務員共済組合連合会を組織する共済組合（法律によつて組織された共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法の長期給付に関する規定の適用を受けないこととされた同項に規定する職員及び同法第二百二十六条の

(削る)

五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において「国家公務員共済組合の組合員」という。)に係る同法に規定する標準報酬の月額(同法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額とし、これらの規定により決定された標準報酬の月額を除く。)及び標準期末手当等の額(同法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準期末手当等の額とし、これらの規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)の合計額の総額

ハ 各月ごとの当該月の末日における地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五百二十二号)附則第三条の規定により同法による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないものとされた者及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十九号)附則第八条第二項の規定により同法による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としないもの)とされた同条第一項に規定する組合役員を除く。以下「地方公務員共済組合の組合員」という。)に係る地方公務員等共済組合法に規定する掛金の標準となる給料の額に地方公務員等共済組合法施行令第二

(削る)

十三条第一項の規定に基づく総務省令で定める数値（地方公務員等共済組合法施行令第十八条に規定する特別職の職員等である組合員の掛金の標準となる給料の額にあつては、同令第二十三条第三項に規定する数値）を乗じて得た額及び掛金の標準となる期末手当等の額の合計額の総額

二 各月ごとの当該月の末日における法第十二条第一号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者、私立学校教職員共済法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた者及び同法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となつた者を除く。以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）に係る私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準給与の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準給与の月額とし、これらの規定により決定された標準給与の月額を除く。）及び標準給与の額（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により標準給与の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準給与の額とし、これらの規定により決定された標準給与の額を除く。）の合計額

二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数（次項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。）を合算した数を十二で除して得た数

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2 当該年度の前々年度における標準報酬平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の前々年度における標準報酬の総額を厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

二 当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者総数を十二で除して得た数

（公的年金被保険者総数の算定方法）

第三条の四の二 法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数の算定方法については、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の四の三の規定を準用する。

の総額

二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

イ 各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数

ロ 各月の末日における国家公務員共済組合の組合員の数の総数

ハ 各月の末日における地方公務員共済組合の組合員の数の総数

ニ 各月の末日における私学教職員共済制度の加入者の数の総数

2 当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の前々年度における前項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額等の等級の区分及び標準賞与額等の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

二 当該年度の前々年度における前項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

（公的年金被保険者等総数の算定方法）

第三条の四の二 法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数の算定方法については、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の四の三の規定を準用する。

(老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定)

第三条の五 法第四十四条第一項(法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。))並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。))附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで並びに第三十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していた配偶者又は子は、当該老齢厚生年金について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める当時その受給権者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

一 法第四十二条の規定による老齢厚生年金並びに法附則第九条の三第一項及び第二項並びに第九条の四第一項及び第三項並びに平成六年改正法附則第十八条第二項及び第三項、第十九条第二項及び第三項、第二十條第二項及び第三項並びに第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第八条の規定による老齢厚生年金を含む。)) 当該老齢厚生年金の受給権者がその

(老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定)

第三条の五 法第四十四条第一項(法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。))並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。))附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十七条第十三項及び第十四項並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していた配偶者又は子は、当該老齢厚生年金について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める当時その受給権者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

一 法第四十二条の規定による老齢厚生年金並びに法附則第九条の三第一項及び第二項並びに第九条の四第一項及び第三項並びに平成六年改正法附則第十八条第二項及び第三項、第十九条第二項及び第三項並びに第二十条第二項及び第三項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第八条の規定による老齢厚生年金を含む。)) 当該老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時(その権利を

権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、法第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）

二（略）

三 法附則第九条の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金 法附則第九条の三第三項の規定による当該老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した当時

四 法附則第九条の四第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金 法附則第九条の四第四項の規定による当該老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、法第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）

五 平成六年改正法附則第十九条第四項及び第五項、第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第八条の規定による老齢厚生年金 当該老齢厚生年金の受給権

取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、法第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）

二（略）

三 法附則第九条の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金 法附則第九条の三第三項の規定による当該老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時

四 法附則第九条の四第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金 法附則第九条の四第四項の規定による当該老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、法第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）

五 平成六年改正法附則第十九条第四項及び第五項並びに第二十条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている法附則第八条の規定による老齢厚生年金並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第八条の規定による老齢厚生年金 当該老齢厚生年金の受給権者が平成六年改正法附則第十九条

者が平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、法第四十三条第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第九項（同条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）若しくは第十二項（同条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った当時）

六・七（略）

254（略）

5 法第四十四条第一項に規定する配偶者又は子が、当該老齢厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項第二号（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）に該当するものとする。

第一項又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、法第四十三条第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）

六・七（略）

254（略）

5 法第四十四条第一項に規定する配偶者又は子が、当該老齢厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項第二号（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十三項及び第十四項並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）に該当するものとする。

6
(略)

(法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額)

第三条の六 法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月(次項において「被保険者等である日が属する月」という。)における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額とする。

一 被保険者又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は七十歳以上の使用される者の法第四十六条第二項において準用する法第二十条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 国会議員の歳費月額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第一条の規定により受ける歳費月額をいう。)を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第二十条第一

6
(略)

(法第四十六条第一項に規定する政令で定める日)

第三条の六 法第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、法第十四条の規定により被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)たる資格を喪失した日とする。

項の規定による標準報酬月額との基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

2|

法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、当該被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額の総額とする。

一 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の法第四十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額

二 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

（七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え）

（法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え）

第三条の六の二 法第四十六条第二項において法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第二十四条の四第一項	被保険者
七十歳以上の使用される者	
第二十四条の四第二項	第四十六条第二項において準用する第二十四条

(法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第六項(法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)(附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。))

第三条の六の二 法第四十六条第二項の規定により法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第二十四条の三第一項	被保険者
七十歳以上の使用される者	
第二十四条の三第二項	第四十六条第二項において準用する第二十四条

(法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第六項(法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。)及び障害厚生年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))による老齢年金及び障害年金

（）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による老齢年金及び障害年金

一の二・二（略）

三 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「旧国の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

四

平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附

一の二・二（略）

三 国家公務員共済組合法による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「旧国の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

（新設）

四 地方公務員等共済組合法による退職共済年金（その年金額の計算の

則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。第十三章を除く。以下「旧地方の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令

基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。第十三章を除く。以下「旧地方の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

（新設）

五 私立学校教職員共済法による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八号。以下「沖縄特別措置政令」という。）第六十四条第三号に規定するもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第六号に

第八号。以下「沖縄特別措置政令」という。）第六十四条第三号に規定するもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第六号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号。第四条の二の二第七号及び第四条の二の四第一項第九号において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金

六 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」といい、その年金額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）の月数が二百四十以上であるもの又は沖縄特別措置政令第六十四条第四号に規定するものに限る。）及び障害共済年金（以下「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第六条の六第七号において同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金（以下それぞれ「移行退職年金」、「移行減額退職年金」及び「移行障害年金」という。）

掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金

六 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」といい、その年金額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）の月数が二百四十以上であるもの又は沖縄特別措置政令第六十四条第四号に規定するものに限る。）及び障害共済年金（以下「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第六条の五第七号において同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金（以下それぞれ「移行退職年金」、「移行減額退職年金」及び「移行障害年金」という。）

七〇十二 (略)

(法第五十六条第二号に規定する政令で定める者)

第三条の九の二 法第五十六条第二号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 国民年金法による障害基礎年金の受給権者であつて、最後に法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの(現に障害状態に該当しない者に限る。)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二 (略)

(削る)

七〇十二 (略)

(法第五十六条第二号に規定する政令で定める者)

第三条の九の二 法第五十六条第二号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの(現に障害状態に該当しない者に限る。)

イ 国民年金法による障害基礎年金

ロ 国家公務員共済組合法による障害共済年金

ハ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金

ニ 私立学校教職員共済法による障害共済年金

二 旧国民年金法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの(現に障害状態に該当しない者に限る。)

三 国家公務員共済組合が支給する障害年金の受給権者であつて、最後に旧国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの(現

(削る)

(削る)

(障害厚生年金等に関する事務の特例)

第三条の十の二 障害厚生年金及び障害手当金の受給権者がその障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る初診日における被保険者の種別（法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該障害厚生年金及び障害手当金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

に障害状態に該当しない者に限る。）

四 地方公務員等共済組合が支給する障害年金（旧地方の施行法第三条の規定により支給される旧地方の施行法第二条第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）の受給権者であつて、最後に旧地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

五 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権者であつて、最後に旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したものの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

(法第六十条第一項第二号に規定する政令で定める年金たる給付)

第三条の十の二 法第六十条第一項第二号に規定する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 国家公務員共済組合法による退職共済年金
- 三 地方公務員等共済組合法による退職共済年金
- 四 私立学校教職員共済法による退職共済年金

一 当該障害に係る初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）

二 当該障害に係る初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間（第三条の十二第二号において「第二号被保険者期間」という。）を除く。）である場合 当該受給権者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

（削る）

五 移行退職共済年金

（法第六十条第一項第二号ロに規定する政令で定める規定）

第三条の十の三 法第六十条第一項第二号ロに規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法第七十八条第一項
- 二 地方公務員等共済組合法第八十条第一項
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一項
- 四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「額計算等に係る廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項

（法第六十条第一項第二号ロに規定する政令で定める額）

(削る)

第三条の十の四 法第六十条第一項第二号ロに規定する政令で定める額は、同号ロに規定する遺族厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が当該各号に掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 国家公務員共済組合法による退職共済年金 同法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

二 地方公務員等共済組合法による退職共済年金 同法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額

三 私立学校教職員共済法による退職共済年金 同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

(法第六十条第二項に規定する政令で定める年金たる給付)

(削る)

第三条の十の五 法第六十条第二項に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金

二 地方公務員等共済組合法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済

(削る)

組合法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金

四 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。）第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される移行農林共済年金のうち遺族共済年金

（法第六十条第二項第一号イに規定する政令で定める規定）

第三条の十の六 法第六十条第二項第一号イに規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法第八十九条第一項第一号ロ
- 二 地方公務員等共済組合法第九十九条の二第一項第一号ロ
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第一号ロ

（法第六十条第二項第一号ロに規定する政令で定める額）

(削る)

第三条の十の七 法第六十条第二項第一号ロに規定する合算遺族給付額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第三条の十の五第一号に掲げるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の受給権を有する者であつて、同法及び地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権をいずれも有しないもの（第四号に掲げる者に該当す

る者を除く。) 国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

二 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金(第三条の十の五第二号に掲げるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の受給権を有する者であつて、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権をいずれも有しないもの(第五号に掲げる者に該当する者を除く。) 同法による遺族共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額

三 私立学校教職員共済法による遺族共済年金(第三条の十の五第三号に掲げるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の受給権を有する者であつて、同法による退職共済年金の受給権を有しないもの(次号又は第五号に掲げる者に該当する者を除く。) 同法第二十条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

四 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいずれも有しないもの 第一号に定める額及び前号に定める額を合算した額

五 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年

金の受給権をいずれも有しないもの 第二号に定める額及び第三号に定める額を合算した額

2| 法第六十条第二項第一号ロに規定する老齢厚生年金等の額の合計額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一| 国家公務員共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者であつて、同法及び地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の受給権をいずれも有しないもの（第四号に掲げる者に該当する者を除く。）

国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

二| 地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者であつて、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の受給権をいずれも有しないもの（第五号に掲げる者に該当する者を除く。） 同法による退職共済年金の額のうち同法第七十条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額

三| 私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権を有する者であつて、同法による遺族共済年金の受給権を有しないもの（次号又は第五号に掲げる者に該当する者を除く。） 同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

四| 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年

(削る)

金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有しないもの 第一号に定める額及び前号に定める額を合算した額

五 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有しないもの 第二号に定める額及び第三号に定める額を合算した額

3 法第六十条第二項第一号ロの規定により合算する同号ロに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第一項第一号に掲げる者に該当する者 同号に定める額
- 二 第一項第二号に掲げる者に該当する者 同号に定める額
- 三 第一項第三号に掲げる者に該当する者 同号に定める額
- 四 第一項第四号に掲げる者に該当する者 同号に定める額
- 五 第一項第五号に掲げる者に該当する者 同号に定める額

(法第六十条第二項第二号イに規定する政令で定める額)

第三条の十の八 法第六十条第二項第二号イに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 国家公務員共済組合法による遺族共済年金の受給権を有する者（第四号、第五号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号に掲げる者に該当する者を除く。） 国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額
- 二 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の受給権を有する者（第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十九号又は第二十号に掲げる者に該当する者を除く。） 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額
- 三 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有する者（第八号から第二十号までに掲げる者に該当する者を除く。） 同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額
- 四 国家公務員共済組合法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者（第十三号又は第十七号に掲げる者に該当する者を除く。） 第一号に定める額に三分の二を乗じて得た額及び同法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に二分の一を乗じて得た額を合算した額
- 五 国家公務員共済組合法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者（第十四号又は第十八号に掲げる者に該当する者を除く。） 第一号に定める額に三分の二を乗じて得た額及び同法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないことと

- される部分に相当する額に二分の一を乗じて得た額を合算した額
- 六 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、国家公務員共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者（第十五号又は第十九号に掲げる者に該当する者を除く。） 第二号に定める額に三分の二を乗じて得た額及び同法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に二分の一を乗じて得た額を合算した額
- 七 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者（第十六号又は第二十号に掲げる者に該当する者を除く。） 第二号に定める額に三分の二を乗じて得た額及び同法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に二分の一を乗じて得た額を合算した額
- 八 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者（第十号、第十二号又は第十七号から第二十号までに掲げる者に該当する者を除く。） 第三号に定める額に三分の二を乗じて得た額及び同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に二分の一を乗じて得た額を合算した額
- 九 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいずれも有しないもの 第一号に定める額及び第三号に定める額を合算した額

- 十 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済金の受給権をいずれも有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者（第十七号又は第十八号に掲げる者に該当する者を除く。）
- 十一 第一号に定める額及び第八号に定める額を合算した額
- 十二 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有する者であつて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいずれも有しないもの 第二号に定める額及び第三号に定める額を合算した額
- 十三 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者（第十九号又は第二十号に掲げる者に該当する者を除く。） 第二号に定める額及び第八号に定める額を合算した額
- 十四 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有し、かつ、国家公務員共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者（第十七号に掲げる者に該当する者を除く。） 第三号に定める額及び第四号に定める額を合算した額
- 十五 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有し、かつ、地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者（第十八号に掲げる者に該当する者を除く。） 第三号に定める額及び第五号に定める額を合算した額
- 十六 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいずれも有し、かつ、国家公務員共済組合法による

- 退職共済年金の受給権を有する者（第十九号に掲げる者に該当する者を除く。） 第三号に定める額及び第六号に定める額を合算した額
- 十六 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいづれも有し、かつ、地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者（第二十号に掲げる者に該当する者を除く。） 第三号に定める額及び第七号に定める額を合算した額
- 十七 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいづれも有し、かつ、国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいづれも有する者 第四号に定める額及び第八号に定める額を合算した額
- 十八 国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいづれも有し、かつ、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいづれも有する者 第五号に定める額及び第八号に定める額を合算した額
- 十九 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいづれも有し、かつ、国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいづれも有する者 第六号に定める額及び第八号に定める額を合算した額
- 二十 地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権をいづれも有し、かつ、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権をいづれも有する者 第七号に定める額及び第八号に定める額を合算した額

(削る)

(法第六十條第二項第二号ロに規定する政令で定める額)

第三條の十の九 法第六十條第二項第二号ロに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が当該各号に掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 国家公務員共済組合法による遺族共済年金 同法第七十四條第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

二 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金 同法による遺族共済年金の額のうち同法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額

三 私立学校教職員共済法による遺族共済年金 同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四條第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

(法第六十一條第三項に規定する政令で定める規定)

第三條の十の十 法第六十一條第三項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法第七十七條第四項

二 地方公務員等共済組合法第七十九條第三項

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七條第四項

(削る)

(削る)

(遺族基礎年金の支給を受けている場合等の遺族厚生年金の額の改定等)

第三條の十一 法第六十條第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者であつて当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが老齡厚生年金の受給権を取得した日以後、当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るときは、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額に、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は

四 額計算等に係る廃止前農林共済法第三十七條第三項

(老齡厚生年金等の受給権を更に取得した場合の遺族厚生年金の額の改定)

第三條の十の十一 法第六十條第一項第二号又は同條第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、当該遺族厚生年金の受給権者が更に老齡厚生年金等(法第六十條第一項第二号に規定する老齡厚生年金等をいう。次條第一項及び第三條の十一の二第二項において同じ。)のいずれかの受給権を取得したときは、当該老齡厚生年金等の受給権を取得した日の属する月の翌月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

2 法第六十一條第三項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族基礎年金の支給を受けている場合等の遺族厚生年金の額の改定等)

第三條の十の十二 法第六十條第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者であつて当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが老齡厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日以後、当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るとき、又は同條第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときは、それ

当該支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 法第六十条第一項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、当該遺族厚生年金の受給権者について当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

3 (略)

4 昭和六十年改正法附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、同項の規定による加算額に相当する部分は、第一項及び第二項並びに法第六十条第一項ただし書の適用については、国民年金法による遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(削る)

それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額に、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 法第六十条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、当該遺族厚生年金の受給権者について当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

3 法第六十一条第三項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

4 昭和六十年改正法附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、同項の規定による加算額に相当する部分は、第一項及び第二項並びに第三条の十一の二第二項並びに法第六十条第一項ただし書の適用については、国民年金法による遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める遺族共済年金等)

第三条の十一 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める遺族共済年金は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法による遺族共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
- 三 私立学校教職員共済法による遺族共済年金

(削る)

2 | 法第六十四条の二第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する政令で定める遺族共済年金は、前項各号に掲げる遺族共済年金とする。

(法第六十四条の三第一項に規定する政令で定める額等)

第三条の十一の二 法第六十四条の三第一項(同条第二項(第三項において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める額は、同条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、当該各号に掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 | 国家公務員共済組合法による退職共済年金 同法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

二 | 地方公務員等共済組合法による退職共済年金 同法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額

三 | 私立学校教職員共済法による退職共済年金 同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

2 | 法第六十四条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づ

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される場合の
法第六十四条の二の適用)

第三条の十一の二 配偶者以外の者であつてその被保険者期間の全部又は一部が平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族厚生年金については、法第六十四条の二中「額に」とあるのは、「額(当該額の算定の基礎となる期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した額とする。)」とする。

(遺族厚生年金に関する事務の特例)

第三条の十二 遺族厚生年金(法第五十八条第一項第二号又は第三号に該

く国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額とする。

3 法第六十四条の三第二項の規定は、法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金の受給権者(配偶者以外の者であつて第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するものに限る。)の当該遺族厚生年金の支給の停止について準用する。

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される場合の
法第六十四条の三第一項の適用)

第三条の十一の三 配偶者以外の者であつてその被保険者期間の全部又は一部が平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族厚生年金については、法第六十四条の三第一項中「老齢厚生年金等の額の合計額」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額とする。)」とする。

(法第六十九条に規定する政令で定める遺族共済年金)

第三条の十二 法第六十九条に規定する政令で定める遺族共済年金は、次

当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であつた者が死亡日の属する月までに同項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該遺族厚生年金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）

二 法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（第二号被保険者期間を除く。）である場合 当該死亡した被保険者又は被保険者であつた者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

（法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合等）

第三条の十二の二 法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合は、法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつた日における老齢厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十八条の十第一項に規定

のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金

二 地方公務員等共済組合法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金

（法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合等）

第三条の十二の二 法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合は、法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつた日における老齢厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十八条の十第一項に規定

する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この条、第八条の二の三、第八条の二の四及び第八条の二の六において「特例支給開始年齢」という。）未満の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者とその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間

十二〇十六 (略)

（法第七十八条の十一に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三条の十二の三 法第七十八条の十一に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
法第四十三 条第三項	被保険者であつた 期間	被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。附則第七条の三第五項、附則第十三条の四第五項及び第六項並びに附則第

する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この条、第八条の二の三、第八条の二の四及び第八条の二の八において「特例支給開始年齢」という。）未満の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者とその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間

十二〇十六 (略)

（法第七十八条の十一に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三条の十二の三 法第七十八条の十一に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第四十三 条第三項	被保険者であつた 期間	被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。第一百三十二条第二項、第六十一条第三項、附則第七条の三第五項、附則

<p>法第七十八 条の二十二</p>	<p>第四号厚生年金被 保険者期間（</p>	<p>法第六十二 条第一項</p>	<p>（略）</p>
<p>婚時みなし被保険者期間を含む。</p>	<p>第四号厚生年金被保険者期間（離 ）</p>	<p>被保険者期間 被保険者期間（離婚時みなし被保 険者期間を除く。附則第九条の二 第四項第一号、附則第九条の三第 三項及び第五項、附則第十三条の 五第一項、第三項、第四項及び第 五項第一号並びに附則第二十九条 第三項及び第四項において同じ。</p>	<p>（略）</p>
<p>）</p>	<p>）</p>	<p>遺族は、被保険者又は被保険者であつた者（前条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含む。以下この条、次条、第六十三条第一項第四号及び第三項、第六十四条、第六十六条第二項、第七十三条の二並びに第七十六条第一項において同じ。）</p>	<p>） 十七条の四第一項において同じ。</p>

<p>（新設）</p>	<p>法第六十二 条第一項</p>	<p>法第五十九 条第一項</p>	<p>（略）</p>
<p>）</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>遺族は、被保険者 又は被保険者であ つた者</p>	<p>（略）</p>
<p>）</p>	<p>被保険者期間（離婚時みなし被保 険者期間を除く。附則第九条の二 第四項第一号、附則第九条の三第 三項及び第五項、附則第十三条の 五第一項、第三項、第四項及び第 五項第一号並びに附則第二十九条 第三項及び第四項において同じ。</p>	<p>遺族は、被保険者又は被保険者であつた者（前条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含む。以下この条、次条、第六十三条第一項第四号及び第三項、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九條、第七十三条の二並びに第七十六条第一項において同じ。）</p>	<p>） 第十三条の四第五項及び第六項並びに附則第十七条の四第一項において同じ。）</p>

<p>平成二十五 年改正法附 則第五条第 一項の規定 によりなお その効力を 有するもの とされた平 成二十五年 改正法第一 条の規定に よる改正前 の法第百三 十二条第二 項</p>	<p>法第七十八 条の三十</p>
<p>期間のうち</p>	<p>に係る当該</p>
<p>期間（離婚時みなし被保険者期間 を含む。）のうち</p>	<p>（障害認定日後に障害認定日にお いて有していた被保険者期間に係 る被保険者の種別以外の被保険者 の種別に係る離婚時みなし被保険 者期間を有するに至ったことによ り二以上の種別の被保険者であつ た期間を有する者となつた者を含 む。）に係る当該</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>平成二十五 年改正法附 則第六十一 条第三項の 規定により なおその効 力を有する ものとされ た平成二十 五年改正法 第一条の規 定による改 正前の法第 百六十一条 第三項</p>	<p>期間の</p>	<p>期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）の</p>
<p>第一条の三 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三条の十 三の四</p>	<p>(略)</p>	<p>(障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期</p>

<p>(新設)</p>	<p>第一条第一 項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
-------------	--------------------	------------	------------	-------------

	に係る障害厚生年金	
		間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。)に係る当該
		(障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。)に係る障害厚生年金

え) (法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定の適用に関する読替

第三条の十二の九 法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十三 条第三項	(略)	(略)
期間	被保険者であつた	被保険者であつた期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。附則第七条の三第五項、附則第十

え) (法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定の適用に関する読替

第三条の十二の九 法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第四十三 条第三項	(略)	(略)
期間	被保険者であつた	被保険者であつた期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。第百三十二条第二項、第百六十一

法第七十八	法第五十九 条第一項	(略)	
第四号厚生年金被	遺族は、被保険者 又は被保険者であ つた者	(略)	
第四号厚生年金被保険者期間(被	遺族は、被保険者又は被保険者であつた者(前条第一項第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。以下この条、次条、第六十三条第一項第四号及び第三項、第六十四条、第六十六条第二項、第七十三条の二並びに第七十六条第一項において同じ。)	(略)	三条の四第五項及び第六項並びに附則第十七条の四第一項において同じ。)
	法第六十二 条第一項	被保険者期間	被保険者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。附則第九条の二第四項第一号、附則第九条の三第三項及び第五項、附則第十三条の五第一項、第三項、第四項及び第五項第一号並びに附則第二十九条第三項及び第四項において同じ。)

(新設)	法第五十九 条第一項	(略)	
	遺族は、被保険者 又は被保険者であ つた者	(略)	
	遺族は、被保険者又は被保険者であつた者(前条第一項第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。以下この条、次条、第六十三条第一項第四号及び第三項、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条、第七十三条の二並びに第七十六条第一項において同じ。)	(略)	条第三項、附則第七条の三第五項並びに附則第十三条の四第五項及び第六項において同じ。)
	法第六十二 条第一項	被保険者期間	被保険者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。附則第九条の二第四項第一号、附則第九条の三第三項及び第五項、附則第十三条の五第一項、第三項、第四項及び第五項第一号並びに附則第二十九条第三項及び第四項において同じ。)

<p>平成二十五 年改正法附 則第五条第 一項の規定 によりなお その効力を 有するもの とされた平 成二十五年 改正法第一 条の規定に よる改正前 の法第百三</p>	<p>法第七十八 条の三十</p>	<p>条の二十二</p>
<p>期間のうち</p>	<p>に係る当該</p>	<p>保険者期間（</p>
<p>期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。）のうち</p>	<p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p>	<p>扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

十二 第二 項	平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 六 十 一 条 第 三 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 五 年 改 正 法 第 一 条 の 規 定 に よ る 改 定 に よ る 正 前 の 法 第 百 六 十 一 条 第 三 項	期 間 の	期 間 (被 扶 養 配 偶 者 み な し 被 保 険 者 期 間 を 含 む) の
第 三 条 の 十 三 の 四	(略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)	(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>2 (略)</p> <p>(特定期間に係る被保険者期間)</p> <p>第三条の十二の十 特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）が同項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）をする場合における特定期間（同項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（同項に規定する被保険者期間をいう。以下この条及</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="662 168 1117 627"></td> <td data-bbox="1117 168 1452 627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 627 1117 1108"> <p>に係る障害厚生年金</p> </td> <td data-bbox="1117 627 1452 1108"> <p>の種別に係る法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p> <p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る障害厚生年金</p> </td> </tr> </table>			<p>に係る障害厚生年金</p>	<p>の種別に係る法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p> <p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る障害厚生年金</p>
<p>に係る障害厚生年金</p>	<p>の種別に係る法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p> <p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る障害厚生年金</p>				
<p>2 (略)</p> <p>(特定期間に係る被保険者期間)</p> <p>第三条の十二の十 特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。第八条の五第一項第一号を除き、以下同じ。）が同項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）をする場合における特定期間（同項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（同項に規定する被</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="662 1120 1452 2072"></td> </tr> </table>				

び次条において同じ。）については、当該被扶養配偶者が当該三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他厚生労働省令で定めるこれらに準ずるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金に係る加給年金額の特例の適用に関する読替え等）

第三条の十三 法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）に係る老齢厚生年金の額の計算について、法第四十四条（法及びこの政令並びに他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する場合には、法第四十四条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と同条に規定する他の期間（以下この項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した」と、「老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数」とあるのは「月数」と、「により当該」とあるのは「又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該」とする。

被保険者期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、当該被扶養配偶者が当該三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他厚生労働省令で定めるこれらに準ずるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間とする。

（運用職員の範囲）

第三条の十三 法第七十九条の四の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第四項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長及び数理課長

二 前号に掲げる者のほか、法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの

- 2 | 二 | 以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金
 について前項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定に
 より同項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」と
 いう。）が加算される場合は、各号の厚生年金被保険者期間のうち法第
 七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に
 基づく老齢厚生年金のうち最も早い日において受給権を取得したもの（
 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（六十五歳に達する日の前日に
 おいて加給年金額が加算されていたものに限る。）の受給権者であつた
 者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該同
 条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係
 る被保険者の種別に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金
 ）について加給年金額を加算するものとする。この場合において、当該
 最も早い日において受給権を取得した老齢厚生年金が二以上あるときは
 、各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間
 が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく老齢厚生年金
 について加給年金額を加算するものとする。
- 一 | 法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間
 （以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）
- 二 | 法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間
 （以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）
- 三 | 法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間
 （以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）
- 四 | 法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間

(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。)

3| 前項の規定により加給年金額を加算するものとされた一の期間に基づく老齢厚生年金について、法又は他の法令の規定（法第四十六条第六項の規定を除く。以下この項及び次項において同じ。）により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合（同条第六項の規定に該当している場合において、同項の規定に該当しなくなつたときに引き続き法又は他の法令の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合を含む。次項において同じ。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一の期間に基づく老齢厚生年金に代えて、同項後段の規定の例により、他の一の期間に基づく老齢厚生年金（その全額について支給が停止されているものを除く。）について加給年金額を加算するものとする。ただし、他の一の期間に基づく老齢厚生年金の全てが、その全額について支給が停止されている場合は、この限りでない。

4| 前項の規定は、同項の規定により加給年金額を加算するものとされた一の期間に基づく老齢厚生年金について、法又は他の法令の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合について準用する。

5| 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条の規定を適用する場合における第三条の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

法第四十四条第一項

第三条の十三第一項の

第一項第一号	老齢厚生年金	被保険者期間の	規定により読み替えられた法第四十四条第一項
老齢厚生年金について	一の期間に基づく老齢厚生年金について	被保険者期間の月数と法第七十八条の二十二に規定する他の期間（以下この項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数	規定する法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金

第一項第五号	老齢厚生年金	により当該	被保険者期間の	老齢厚生年金	により当該	
被保険者期間の	老齢厚生年金	により当該	被保険者期間の	老齢厚生年金	により当該	
間の月数とを合算した	一の期間に基づく老齢厚生年金	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	一の期間に基づく老齢厚生年金	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	とを合算した

6 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基 づく老齢厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられ た法第四十四条第一項の規定を適用する場合であつて、当該二以上の種 別の被保険者であつた期間を有する者に係る他の一の期間に基づく老齢 厚生年金の額の計算について既に法第四十四条第一項（第一項の規定に	第一項第六 号及び第七 号	老齢厚生年金	被保険者期間の	又は 又は により当該	又は平成六年改正法
	当該	一の期間に基づく老齢 厚生年金	被保険者期間の月数と 他の期間に基づく老齢 厚生年金の額の計算の 基礎となる被保険者期 間の月数とを合算した 若しくは 又は他の期間に基づく 老齢厚生年金の受給権 を取得したことにより 当該	若しくは平成六年改正 法	又は他の期間に基づく 老齢厚生年金の受給権 を取得したことにより 当該

より読み替えて適用する場合を含む。)の規定が適用されたことがあるときにおける前項の規定により読み替えられた第三条の五第一項の規定の適用については、同項中「老齡厚生年金について」とあるのは「老齡厚生年金の受給権者が支給を受けていた他の一の期間に基づく老齡厚生年金のうち、その額の計算について初めて法第四十四条第一項(第三条の十三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定が適用されたものについて」と、「定める当時」とあるのは「定める当時から引き続き」とする。

7 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基づく老齡厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金のいずれかが次の各号に掲げる老齡厚生年金であるときには、当該各号に掲げる老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一 法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金 其の受給権者が六十五歳に達する日

二 法附則第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金 其の受給権者が法附則第八条の二各項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齡厚生年金

の支給の繰下げの特例の適用に関する読替え)

第三条の十三の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金について、法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 老齢厚生年金の受給権を有する	第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の受給権を有する
<p>その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付）当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金を除く。</p> <p>）又は国民年金法に</p>	<p>次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付（当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される第七十八条の二十二に規定する他の期間（以下この項及び次項において「他の期</p>

(新設)

よる年金たる給付（老齡基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齡厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間に於いて他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

間」という。）に基づく老齡厚生年金を除く。）又は国民年金法による年金たる給付（老齡基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

二 当該一の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間に於いて他の年金たる給付の受給権者となつた場合

三 当該一の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得したときに、当該一の期間に基づく老齡厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齡厚生年金（当該一の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得した日において、当該他の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得した日から起算して四年を経過した日以後にあるものに限る。）の受給

<p>第二項</p>	<p>一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（</p>
<p>みなす。</p> <p>一 当該一の期間に基づく老齢厚生年金について前項の申出をするときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由</p>	<p>権者であつた場合</p> <p>四 一年を経過した日において他の期間に基づく老齢厚生年金の支給を受けている場合又は受けることができる場合</p> <p>五 当該一の期間に基づく老齢厚生年金についてこの項の申出をしたときにおける当該申出をした日（次項の規定により同項各号に定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金についてその受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合又は前三号に該当する場合</p>

次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日後に受給権を取得したものに限る。以下この号において同じ。）について、既に請求をした者又は前項第二号から第五号までのいずれかに該当する者 当該他の期間に基づく老齢厚生年金（当該他の期間に基づく老齢厚生年金が二以上ある場合は、当該他の期間に基づく老齢厚生年金のうち最も早い日において受給権を取得したもの）の受給権を取得した日

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者（前号に該当する者を除く。） 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

三 当該一の期間に基づく老齢厚生

年金についての前項の申出と同時に当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権を取得したものに限り。以下この号において同じ。）について同項の申出をしたときに、当該他の期間に基づく老齢厚生年金について次号に該当することとなる者（前二号に該当する者を除く。）当該他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日

四 当該一の期間に基づく老齢厚生年金について前項の申出をするときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後にある者（前三号に該当する者を除く。）当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得

第三項及び第四項	老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金	した日から起算して五年を経過した日
----------	--------	------------------	-------------------

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について前項の規定により読み替えられた法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三第一項の規定を適用する場合における第三条の五の二の規定の適用については、同条第一項中「法第四十四条の三第四項」とあるのは「第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三第四項」と、「老齡厚生年金」とあるのは「法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく老齡厚生年金」と、「被保険者期間」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間」と、同条第二項中「法第四十六条第一項」とあるのは「法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第一項」とする。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齡厚生年金の支給停止の特例の適用に関する読替え)

第三条の十三の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法第七十八条の二十九の規定を適用する場合には、同条中「第四十六条」とあるのは「第四十六条（第六項については、第五十四

(新設)

条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。」と、「同条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について前項の規定により読み替えられた法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第六項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における第三条の七の規定の適用については、同条第一号中「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別（法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下この条において同じ。）に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）」と、同条第三号の二及び第四号の二中「月数」とあるのは「月数と当該退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）」とを合算した月数」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の額の特例の適用に関する読み替え）

第三条の十三の四 障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係

（新設）

る当該障害厚生年金について障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定を適用する場合には、法第五十条第一項中「障害厚生年金の額は、」とあるのは「障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額は、同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間ごとに」と、「額とする」とあるのは「額を合算して得た額とする」と、「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この項において同じ。）」と、「これを三百」とあるのは「当該合算して得た額を当該被保険者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の額の特例の適用に関する読替え）

第三条の十三の五 障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額について障害手当金の額の計算に関する規定を適用する場合には、法第五十七条中「障害手当金の額は、」とあるのは、「障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額は、厚生年金保険法施行令（昭

（新設）

和二十九年政令第一百十号) 第三条の十三の四の規定により読み替えられた」とする。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金の額の適用に関する読替え)

第三条の十三の六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金(法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)について遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定を適用する場合には、法第六十条第一項中「遺族厚生年金の額」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金(第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)の額」と、同項第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間ごとに第四十三条第一項」と、「計算した額の」とあるのは「計算した額を合算して得た額のと、「月数」とあるのは「月数(その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この号において同じ。)」と、「これを三百として計算した」とあるのは「当該四分の三に相当する額を当該被保険者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た」とする。

(新設)

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）について遺族厚生年金の額の計算に関する規定を適用する場合においては、法第六十条第一項中「遺族厚生年金の額」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この項及び第六十四条の二において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この項、第六十二条第一項及び第六十四条の二において「一の期間」という。）に基づく遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額」と、「各号に定める」とあるのは「各号に定める額に当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額を各号の厚生年金被保険者期間ごとに同項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額を合算して得た額で除して得た数（以下この項及び第六十四条の二において「合算遺族按分率」という。）を乗じて得た」と、「第一号に定める」とあるのは「第一号に定める額に合算遺族按分率を乗じて得た」と、同項第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間ごとに第四十三条第一項」と、「相当する額」とあるのは「相当する額を合算して得た額」と、法第六十二条第一項中「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）」と、法第六十四条の二中「遺族厚生年金」とある

のは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく遺族厚生年金」と、「額に」とあるのは「額に合算遺族按分率^レを乗じて得た額に」とする。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の額の特例の適用に関する加算の特例)

第三条の十三の七 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により読み替えられた法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に同項の規定による加算額が加算されるときは、各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間(当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。)に基づく遺族厚生年金について当該加算額を加算するものとする。

- 一 第一号厚生年金被保険者期間
- 二 第二号厚生年金被保険者期間
- 三 第三号厚生年金被保険者期間
- 四 第四号厚生年金被保険者期間

(各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者に係る遺族厚生年金の額の計算に関する特例)

第三条の十三の八 遺族厚生年金の受給権者が各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である場合における法第六十条第一項第二号の規定の適用については、同号ロ中「第四十四条第一項」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の

(新設)

(新設)

厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項」と、「老齢厚生年金に」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に」と、「とする」とあるのは「とする。」を合算して得た額とする」とする。

（各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者が他の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を更に取得した場合の遺族厚生年金の額の改定の特例）

第三条の十三の九 法第六十条第一項第二号（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額が計算される遺族厚生年金の受給権者が更に各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

2 法第六十一条第三項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項ただし書中「ロに」とあるのは、「ロ（厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた場合には、読替え後の同号ロ）に」と読み替えるものとする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等に関する事務の特例の適用に関する読替え等）

（新設）

第三条の十三の十 法第七十八条の三十の規定による障害厚生年金が次の

各号に掲げる障害厚生年金である場合には、法第七十八条の三十三第一項に規定する初診日は、当該各号に定める初診日とする。

一 法第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金 同項に規定する基準傷病の初診日

二 法第四十八条第一項の規定による障害厚生年金 同項の規定により併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（法第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日に係るものに係る傷病の初診日

2 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一項第一号に該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について、法第七十八条の三十三第二項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「当該障害に係る初診日」とあるのは、「死亡日」と読み替えるものとする。

3 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について、法第七十八条の三十三第二項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「当該」とあるのは、「第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた」と読み替えるものとする。

4 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金について、同項に規定する死亡した者が法第五十八条第一項第一号から第三号までのうち二以上に該当する場合には、法第七十八条の三十三第二項の

（新設）

<p>被保険者期間に</p>	<p>法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い同条に規定する一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に</p>
<p>種別</p>	<p>種別 イ 法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間</p>

規定にかかわらず、当該遺族厚生年金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日における被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 死亡した者が法第五十八条第一項第一号に該当する場合 死亡日

二 前号に該当する場合以外の場合 法第五十八条第一項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

第三条の十三の十一 第三条の十の二の規定は、法第七十八条の三十の規定による障害厚生年金及び法第七十八条の三十一の規定による障害手当金の受給権者が、その障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合について準用する。この場合において、第三条の十の二第二号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(新設)

	<p>ロ 法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間</p> <p>ハ 法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間</p> <p>ニ 法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間</p>
<p>2 第三条の十二の規定は、法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であった者が、死亡日の属する月までに法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合について準用する。この場合において、第三条の十二第二号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い同条に規定する一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に</p>
<p>被保険者期間に</p>	<p>法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い同条に規定する一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に</p>

	種別
<p>イ 法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間</p> <p>ロ 法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間</p> <p>ハ 法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間</p> <p>ニ 法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間</p>	種別

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る離婚等をした場合の特例の適用に関する読替え等)

第三条の十三の十二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法第七十八条の三及び第七十八条の六の規定を適用する場合には、法第七十八条の三第一項中「再評価率」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（第七十八条の六第三項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）に応じた再評価率」と、法第七十八条の六第三項中「第一号改定者の」とあるのは「第一号改定者の各号の厚生年金被保険者期間のうち第七十八条の二

(新設)

十二に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に係る」と、「第二号改定者の」とあるのは「第二号改定者の当該一の期間に係る」とする。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに法第七十八条の十第一項の規定及び第三条の十二の二の規定を適用し、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして法第七十八条の十第二項の規定を適用する。この場合において、第三条の十二の五中「再評価率（）」とあるのは、「法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間に応じた再評価率（）」とする。

（第一号改定者又は第二号改定者が二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しない者である場合の特例）

第三条の十三の十三 法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者（以下この条において「第一号改定者」という。）及び同項に規定する第二号改定者（以下この条において「第二号改定者」という。）が異なる被保険者の種別に係る一の期間を有する者である場合であつて、第一号改定者又は第二号改定者が各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しない者であるときは、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しない者である第一号改定者又は第二号改定者を二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者とみなして、法第七十八条の三十五の規定を適用する。

（新設）

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る被扶養配偶者である期間についての特例の適用に関する読替え等)

第三条の十三の十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に

ついて、法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、同条第四項中「特定期間」とあるのは「特定期間に係る第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）」と、「被扶養配偶者の」とあるのは「被扶養配偶者の当該一の期間に係る」とする。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた法第七十八条の十八第一項の規定及び第八条の二の六の規定を適用し、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして法第七十八条の十八第二項の規定を適用する。

(法第七十九条の二の政令で定める部分)

第三条の十四 法第七十九条の二に規定する政令で定める部分は、実施機関（厚生労働大臣を除く。次条において同じ。）の積立金のうち、法第八十四条の五第一項の規定による拠出金及び国民年金法第九十四条の第二項の規定による基礎年金拠出金の納付並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二条の二の規定による財政調整

(新設)

(新設)

拠出金（同法第二百二条の三第一項第一号（平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二の規定による財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第一号（平成二十四年一元化法附則第五十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）の拠出に充てるべき積立金に相当する部分とする。

（共済各法の目的に沿った実施機関積立金の一部の運用）

第三条の十五 法第七十九条の三第三項ただし書の規定により実施機関が同項に規定する共済各法の目的に沿って行う実施機関積立金（法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）の一部の運用は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 実施機関の実施機関積立金に係る経理から当該実施機関のその他の経理への資金の貸付け
- 二 実施機関を組織する実施機関に対する資金の貸付け
- 三 不動産の取得、譲渡又は貸付け（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合（構成組合を除く。以下この号及び次号において同じ。）及び全国市町村職員共済組合連合会が行うものに限る、国家公務員共済組合連合会が行う場合にあつてはあらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が行う場合にあつてはあらかじめ地方公務員等共済組合法第百

（新設）

四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣の承認を受けたものに限る。）

四 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け（地方公務員共済組合が行うものに限る。）

五 地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得（地方公務員共済組合連合会が行うものに限る。）

（運用職員の範囲）

第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。

一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第六項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十一条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの

二 財務省 事務次官、官房長、財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第十条第二項に規定する次長（主計局に置かれるもののうち、財務省令で定める者に限る。）、財務省組織令第十二条第二項に規

（新設）

定する参事官（財務省令で定める者に限る。）、大臣官房文書課長、主計局長、主計局総務課長及び給与共済課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて財務大臣が指定するもの

三 総務省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、自治行政局長、自治行政局公務員部長、自治行政局公務員部福利課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて総務大臣が指定するもの

四 文部科学省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、高等教育局長、高等教育局私学部長、高等教育局高等教育企画課長及び私学部私学行政課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣が指定するもの

（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）

第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項（同法第二百四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者

（新設）

- 三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等
 - 四 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会
 - 五 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会
- 2
- 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。
 - 一 国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下この号において「職員団体」という。）の事務に専ら従事する者である第二号厚生年金被保険者 職員団体
 - 二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業
 - 三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された者である第二号厚生年金被保険者 同法第三条第一項に規定する法科大学院設置者及び国

- 四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員である第二号厚生年金被保険者 同項に規定する受入先弁護士法人等
- 五 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国
- 六 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する組織委員会及び国
- 3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）に規定する労働組合（次項第二号において「地方の職員団体」という。）
 - 二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体
 - 三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

- 四 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者
- 五 国（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。次項第六号において同じ。）に派遣された者に法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により給与を支給する場合に限る。）
- 六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会
- 七 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会
- 4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。
 - 一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者である第三号厚生年金被保険者 都道府県
 - 二 地方の職員団体の事務に専ら従事する者である第三号厚生年金被保険者 地方の職員団体

- 三 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二
第一項の規定により派遣された者である第三号厚生年金被保険者 同
条第三項に規定する派遣先団体
- 四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定す
る交流派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（
同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派
遣先企業
- 五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派
遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣さ
れた者である第三号厚生年金被保険者（次号に掲げる者を除く。）
同法第三条第一項に規定する法科大学院設置者及び国
- 六 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派
遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者（法科大学
院を置く公立大学に派遣された者のうち同法第十三条第二項ただし書
の規定による給与の支給を受ける者に限る。）である第三号厚生年金
被保険者 次に掲げる公立大学の区分に応じ、当該各号に定める者
- イ 地方公共団体が設置する公立大学 地方公共団体及び国
- ロ 職員引継一般地方独立行政法人（地方公務員等共済組合法第四百
十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下
この号において同じ。）である公立大学法人（地方独立行政法人法
（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大
学法人をいう。以下この号において同じ。）が設置する公立大学
職員引継一般地方独立行政法人及び国

- ハ 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方公務員等共済組合法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）である公立大学法人が設置する公立大学 職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国
- ニ 職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学 団体（地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。）及び国
- 七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国
- 八 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する組織委員会及び国
- （法第八十四条の三の規定による実施機関に対する交付金の交付等）
- 第四条の二の二 法第八十四条の三に規定する法の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものは、法第三十二条に規定する保険給付、旧法による保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの

（新設）

とされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用に係る部分に限る。）並びに平成十三年統合法附則第十
六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの
とされた年金たる給付に要する費用（次に掲げる費用に相当する部分を
除く。）とする。

一 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附
則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫が負担す
る費用

二 昭和六十年改正法附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給
付に要する費用とみなされる費用

三 昭和六十年改正法附則第七十九条の規定により国庫が負担する費用

四 昭和六十年改正法附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険
の管掌者たる政府が負担する費用

五 昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項の規定によ
り国等（同項に規定する国等をいう。第四条の二の四第一項第七号に
おいて同じ。）が負担する費用

六 昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三条第一項の規定によ
り国及び地方公共団体が負担する費用

七 昭和六十年私学共済改正法附則第六条第一項の規定により国が補助
する費用

第四条の二の三 法第八十四条の三に規定する法の規定による保険給付に
相当する給付として政令で定めるものは、次のとおりとする。

（新設）

- 一 法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金
- 二 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者の全てが加入員でなかつたものとして保険給付の額を計算した場合に増加することとなる保険給付の額に相当する給付
- 三 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による障害一時金
- 四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）及び旧国家公務員等共済組合法による年金たる給付（旧国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金及び旧国家公務員等共済組合法第八十八条第一号の規定による遺族年金を除く。）
- 五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金
- 六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）附則第七条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定に

- よりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十一条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法附則第八十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金
- 七 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金
- 八 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）及び旧地方公務員等共済組合法による年金たる給付（旧地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による障害年金及び旧地方公務員等共済組合法第九十三条第一号の規定による遺族年金を除く。）
- 九 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金
- 十 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の

改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金

十一 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

十二 恩給財団年金等（日本私立学校振興・共済事業団が平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。次条第一項第十号において「昭和三十六年私学共済改正法」という。）による改正前の私立学校教職員共済組合法附則第二十項の規定により旧財団法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金をいう。次条第二項第十二号及び第四項第十三号において同じ。）

第四条の二の四 法第八十四条の三の規定により、各年度において、厚生年金保険の管掌者たる政府が各実施機関（同条に規定する実施機関をいう。第三項を除き、以下第四条の二の十三までにおいて同じ。）に対し

（新設）

て交付する交付金（以下「交付金」という。）の額は、当該年度における各実施機関に係る第四条の二の二に規定する法の規定による保険給付に要する費用の総額と前条に規定する法の規定による保険給付に相当する給付に要する費用（次に掲げる費用に相当する部分を除く。）の総額を合算した額とする。

一 昭和六十年改正法附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額に相当する部分の費用

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に相当する部分の費用

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第七十四条第二項に規定する退

職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額に相当する部分の費用

五 平成二十四年一元化法附則第四十九条第一号の規定によりその例によるものとされる国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この号において「国の施行法」という。）第五十四条の規定により国の施行法第三条の二第二項に規定する国等、同項に規定する郵政会社等、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会及び国の施行法第五十四条第三項に規定する法人が負担する追加費用（第三項において「国の施行法による追加費用」という。）（第二号に掲げる費用を除く。）

六 平成二十四年一元化法附則第七十五条第一号の規定によりその例によるものとされる地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この号において「地方の施行法」という。）第九十六条及び第九十七条の規定により国、地方公共団体、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方の施行法第九十六条第三項に規定する法人及び地方公務員等共済組合法第九十六条の三第一項に規定する団体が負担する追加費用（第三項において「地方の施行法による追加費用」という。）（第三号に掲げる費用を除く。）

七 平成二十四年一元化法附則第四十九条第四号の規定により国等が負担する費用（第二号に掲げる費用を除く。）

八 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国及び地方公共団体が負担する費用（第三号に掲げる費用を除く。）

九 昭和六十年私学共済改正法附則第六条第一項の規定により国が補助する費用（第四号に掲げる費用を除く。）

十 昭和三十六年私学共済改正法附則第七項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が負担する費用（日本私立学校振興・共済事業団法附則第十二条の規定により同法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額に相当する費用に限る。）

2 前項第二号から第四号までに掲げる費用（以下「職域加算相当費用」という。）の額は、実施機関ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に應じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る職域相当率（実施機関ごとに、当該給付のうち年金たる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額のうち次の各号（第四号及び第十一号を除く。）に掲げる給付の区分に應じ、当該各号に定める額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、当該給付のうち一時金である給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち第四号及び第十一号に掲げる給付の区分に應じ、第四号及び第十一号に定める額の合算額を当該期間に支給された当該給付の額の総額で除して得た率とする。以下この条において同じ。）を乗じて得た額（一円未満の端数があると

きは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

一 退職共済年金（前条第五号及び第九号に掲げる退職共済年金を除く。以下この条において同じ。）各受給権者について算定したなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、退職共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

二 障害共済年金（前条第四号及び第八号に規定する公務等による障害共済年金並びに同条第五号及び第九号に掲げる障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）各受給権者について算定したなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額、障害共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額

三 遺族共済年金（前条第四号及び第八号に規定する公務等による遺族共済年金並びに同条第五号及び第九号に掲げる遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）各受給権者について算定したなお効力

を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額、遺族共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

四 障害一時金 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）においてその例によることとされる平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の七第二号の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額又は平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項においてその例によることとされる平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十八条第二号の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額

五 退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十五条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十三条第一項及び第二項の規定の例により計算した額の百分の

十に相当する額

六 減額退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された減額退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十五条第一項の規定の例により計算した額の百分の十に相当する額

七 通算退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された通算退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十六条の規定の例により計算した額の百分の十に相当する額

八 障害年金（前条第四号及び第八号に規定する障害年金を除く。）

各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第二項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第二項第二号の規定によりその額が算定された障害年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十二条第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十八条第

二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定の例により計算した額の百分の十に相当する額

九 遺族年金（前条第四号及び第八号に規定する遺族年金を除く。）

各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第二号若しくは第二項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百七十七条第一項第二号若しくは第二項第二号の規定によりその額が算定された遺族年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十六条第一項第二号、第三号若しくは第四号（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第五十一条第二号、第三号若しくは第四号の規定の例により計算した額の百分の十に相当する額

十 通算遺族年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第二項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百七十七条第二項第二号の規定によりその額が算定された通算遺族年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十七条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第六十条の規定の例により計算した額の百分の十に相当する額

十一 前条第六号又は第十号に掲げる給付 当該給付の額の百分の十に相当する額

十二 恩給財団年金等 恩給財団年金等の額の百分の十に相当する額

3) 第一項第五号及び第六号に掲げる費用の額は、実施機関（法第八十四

条の三に規定する実施機関（日本私立学校振興・共済事業団を除く。）をいう。）ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

- 一 退職共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 二 障害共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 三 障害一時金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 四 遺族共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 五 退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

- 六 減額退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 七 通算退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 八 障害年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 九 遺族年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 十 通算遺族年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額
- 十一 前条第五号又は第九号に掲げる給付 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額

十二 前条第六号又は第十号に掲げる給付 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

4 第一項第七号から第九号までに掲げる費用の額は、実施機関ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 退職共済年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。以下この項において「平成二十七年国共済改正政令」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下この項において「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に係る額を合算した額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号。以下この項において「平成二十七年地共済改正政令」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算

した額（同条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に係る額を合算した額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年私学共済改正政令」という。）附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第七号から第九号までに掲げる給付に係る額を合算した額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十八条の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第八十条の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（退職共済年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

二 障害共済年金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条

第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

三 障害一時金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

四 遺族共済年金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二

十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十二号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

五 退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額、

昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

六 減額退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第三号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第三号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額）に昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）

の四分の一に相当する額

七 通算退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十六号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額（通算退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額（通算退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（通算退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

八 障害年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を

乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十七号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

九 遺族年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十八号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十 通算遺族年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第八号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規

定の例により計算した額（同条第三項第八号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十九号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十一 前条第五号又は第九号に掲げる給付 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額

十二 前条第六号又は第十号に掲げる給付 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第九号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第九号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学

共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第二十号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十三 恩給財団年金等 昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第二十号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額に一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

第四条の二の五 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、当該年度における実施機関に係る交付金の見込額を、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関に対して交付するものとする。

2 前項の交付金の見込額は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた交付金の見込額が当該年度における法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付（法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等に係る部分に限る。以下この項、第四条の二の七及び第四条の二の十一第三項において同じ。）の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付に支障が生ずると認めるときは、第一項の交付金の見込額を変更することができる。

（新設）

- 4 前項の規定により厚生労働大臣が交付金の見込額を変更したときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、実施機関に係る変更後の交付金の見込額から当該実施機関に係る第二項の規定により厚生労働大臣が定めた交付金の見込額を控除して得た額の交付金を、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関に対して交付しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。
 - 6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の交付金の見込額を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の交付金の見込額を変更しようとするときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。
- 第四条の二の六 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により実施機関に対して交付した交付金の見込額を合算した額が第四条の二の四の規定により計算した当該年度における当該実施機関に係る交付金の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関に対して交付するものとする。
- 2 実施機関は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により交付を受けた交付金の見込額を合算した額が第四条の二の四の規定により計算した当該年度における当該実施機関に係る交付金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を厚生年金保険の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関に交付すべき交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

(新設)

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

(地方公務員共済組合の交付金の交付)

第四条の二の七 地方公務員共済組合連合会は、総務省令で定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（構成組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条、第四条の二の十三及び第八条の八第二項第一号において同じ。）に対し、交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

(被保険者に係る標準報酬の算定方法)

第四条の二の八 法第八十四条の六第三項第一号に規定する実施機関における標準報酬の総額は、実施機関ごとに算定した各年度の各月の末日における当該実施機関の同号に規定する組合員たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者の標準報酬（法第二十八条に規定する標準報酬をいう。次項において同じ。）の合計額の総額とする。

2 法第八十四条の六第三項第一号に規定する厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額は、各年度の各月の末日における被保険者の標準報酬の合計額の総額とする。

(法第八十四条の六第三項第二号の政令で定めるもの)

(新設)

(新設)

第四条の二の九 法第八十四条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十四条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは第四十条第一項（同令第十四条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む

（新設）

。又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の十二第一項若しくは第十二条の十三（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の十二第一項又は第十二条の十三の規定を適用する場合を含む。）若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三の規定による返還金

二 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）
第九条第一号に規定する免除保険料額に相当する額

（法第八十四条の六第四項第一号の厚生年金勘定の積立金に相当する政令で定めるもの）

第四条の二の十 法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金に相当するものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 全ての存続厚生年金基金及び平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が解散した場合に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額に相当する額として算定した金額（平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金が同項若しくは平成二十五年改正法附則第

（新設）

三十一条第二項の規定により納付を猶予されている平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法附則第三十条に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額のうちまだ徴収されていない金額を含む。）

二 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第六条第二項、平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成八年法律第四十一号）第三条第二項、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成九年法律第二十七号）第三条第二項及び平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十年法律第三十五号）第三条第二項の規定により一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定へ繰り入れるべき金額（これらの規定により既に繰り入れられた金額を除く。）に相当する金額

三 独立行政法人福祉医療機構の資本金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第五項に規定する承継債権管理回収勘定に属するものであつて、年金特別会計の厚生年金勘定に係るものに限る。）に相当する金額

（実施機関に係る拠出金の納付）

第四条の二の十一 各実施機関は、毎年度、概算拠出金（当該年度における拠出金算定対象額（法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対

（新設）

象額をいう。以下同じ。）の見込額に当該年度における当該実施機関に係る同項第一号に規定する標準報酬按分率の見込値（以下「概算標準報酬按分率」という。）を乗じて得た額と、当該年度における拠出金算定対象額の見込額に当該実施機関に係る同項第二号に規定する積立金按分率の見込値（以下「概算積立金按分率」という。）を乗じて得た額とを合算して得た額の拠出金（法第八十四条の五第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）をいう。第四項において同じ。）を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならぬ。

2 前項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算積立金按分率は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた拠出金算定対象額の見込額が当該年度における法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該法の規定による保険給付及び同条各号に掲げる給付に支障が生ずると認めるときは、第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関は、変更後の拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算標準報酬按分率を乗じて得た額と、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算積立金按分率を乗じて得た額とを合算して得た額か

ら、概算拠出金の額を控除して得た額の拠出金を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算積立金按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第四条の二の十二 実施機関は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の拠出金を翌々年度までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において実施機関が前条第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに前条第一項の規定により当該実施機関が納付すべき拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

(新設)

(地方公務員共済組合の拠出金の負担)

第四条の二の十三 法第八十四条の七の規定による地方公務員共済組合の負担は、総務省令で定めるところにより、当該年度における法第八十四条の六の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る拠出金の額と当該年度において当該連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分(法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分をいう。以下この項及び第八条の八第二項第一号において同じ。)を合算した額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を控除した額について行う。

- 一 組合の標準報酬按分率
- 二 組合の積立金按分率

2 前項第一号の組合の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

- 一 地方公務員共済組合ごとに、当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、構成組合の組合員)たる被保険者に係る標準報酬の総額として第四条の二の八第一項の規定の例により算定した額を、当該年度における第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬の総額として同条第二項の規定の例により算定した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

- 二 保険料財源比率(法第八十四条の六第三項第二号に規定する保険料

(新設)

財源比率をいう。次項第二号において同じ。）

3 第一項第二号の組合の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該年度の前年度における法第八十四条の六第四項第一号に規定する実施機関の積立金額を、当該年度の前年度における地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の同号に規定する実施機関の積立金額の総額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 一から保険料財源比率を控除した率

(実施機関が行う事務)

第四条の二の十四 法第二条の五第一項各号に定める実施機関のうち、一の号に定める実施機関（以下この条において「一の号に定める実施機関」という。）は、主務省令で定めるところにより、同項の規定により他の同項各号に定める実施機関（次項において「他の各号に定める実施機関」という。）が行うこととされている法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（当該一の号に定める実施機関に対してされたものに限る。以下この条において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。

2 一の号に定める実施機関を所管する大臣は、前項に規定する主務省令

(新設)

を定めるときは、他の各号に定める実施機関を所管する大臣に協議しなければならぬ。

(主務省令)

第四条の二の十五 法第百条の三の三第二項及び前条第一項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

- 一 法第二条の五第一項第一号に定める者 厚生労働省令
- 二 法第二条の五第一項第二号に定める者 財務省令
- 三 法第二条の五第一項第三号に定める者 内閣府令・総務省令・文部科学省令
- 四 法第二条の五第一項第四号に定める者 文部科学省令

(法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情)

第四条の二の十六 (略)

(高齢任意加入被保険者の資格の取得及び喪失)

第五条 法附則第四条の三第一項に規定する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

- 四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び旧国の施行法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(新設)

(法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情)

第四条の二 (略)

(高齢任意加入被保険者の資格の取得及び喪失)

第五条 法附則第四条の三第一項に規定する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

- 四 国家公務員共済組合法による退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び旧国の施行法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七〇十四 (略)

第六條 (略)

2 実施機関は、法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前条各号(第一号を除く。)に掲げる給付の支給状況につき当該給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(特定警察職員等の範囲)

第六條の二 法附則第七条の三第一項第四号に規定する政令で定める階級は、警察官にあつては警部と、皇宮護衛官にあつては皇宮警部と、消防

(新設)

五 地方公務員等共済組合法による退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

(新設)

六 私立学校教職員共済法による退職共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七〇十四 (略)

第六條 (略)

2 厚生労働大臣は、法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前条各号(第一号から第三号まで及び第七号を除く。)に掲げる給付の支給状況につき当該給付に係る制度の管掌機関に対し、同条第四号から第六号までに掲げる給付に係る制度の加入状況につき当該制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(新設)

吏員にあつては消防司令と、常勤の消防団員にあつては副団長とする。

2 法附則第七条の三第一項第四号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち前項に規定する階級以下の階級である者に限る。以下この号及び次号において「特定階級職員」という。）であつた者で、その者の事情によらないで、引き続き特定階級職員以外の職員（地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいい、同法の規定により当該職員とみなされて同法の規定が適用される者を含む。）となり、更に引き続き特定階級職員となり、法附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたもの又は被保険者の資格を喪失したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期間が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において、法附則第八条各号のいずれにも該当するに至つた者又は被保険者の資格を喪失した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該日まで引き続き二十年以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

第六條の三、第六條の五（略）

（法附則第九条の二第五項第一号に規定する政令で定める年金たる給付

第六條の二、第六條の四（略）

（法附則第九条の二第五項第一号に規定する政令で定める年金たる給付

第六條の六 法附則第九條の二第五項第一号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金、旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金、旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金

七 (略)

(法附則第十一條第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率)

第六條の七 (略)

2 (略)

(法附則第十一條の二第一項に規定する報酬比例部分の額等の一円未満

第六條の五 法附則第九條の二第五項第一号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 国家公務員共済組合法による障害共済年金、旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

(新設)

五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金、旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

(新設)

六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金

七 (略)

(法附則第十一條第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率)

第六條の六 (略)

2 (略)

(法附則第十一條の二第一項に規定する報酬比例部分の額等の百円未満

の端数処理)

第七条 法附則第十一条の二第一項に規定する報酬比例部分の額若しくは法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は法附則第十一条の二第三項において読み替えられた同条第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(法附則第十一条の四第一項に規定する法附則第九条の二第二項第一号に規定する額等の一円未満の端数処理)

第八条の二 法附則第十一条の四第一項に規定する法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は法附則第十一条の四第二項に規定する法附則第九条の二第二項第二号に規定する額若しくは同項第一号に規定する額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(削る)

の端数処理)

第七条 法附則第十一条の二第一項に規定する報酬比例部分の額若しくは法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は法附則第十一条の二第三項において読み替えられた同条第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

(法附則第十一条の四第一項に規定する法附則第九条の二第二項第一号に規定する額等の百円未満の端数処理)

第八条の二 法附則第十一条の四第一項に規定する法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は法附則第十一条の四第二項に規定する法附則第九条の二第二項第二号に規定する額若しくは同項第一号に規定する額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

(法附則第十七条の二第二項の規定により読み替えられた法第六十条第二項第一号イに規定する政令で定める規定)

第八条の二の六 法附則第十七条の二第二項の規定により読み替えられた法第六十条第二項第一号イに規定する政令で定める規定は、第三条の十の六各号に掲げるもののほか、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する

(削る)

(法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた法第七十八条の十八第一項に規定する政令で定める場合等)

第八条の二の六 (略)

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例の適用に関する読替え等)

る政令(平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。)第十四条の五において読み替えて準用する法第六十条第一項第一号とする。

(法附則第十七条の三の規定により読み替えられた法第六十一条第二項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八条の二の七 法附則第十七条の三の規定により読み替えられた法第六十一条第二項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第三項又は第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

(法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた法第七十八条の十八第一項に規定する政令で定める場合等)

第八条の二の八 (略)

(組合員期間費用の算定方法)

第八条の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第七条の三の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金（第三号に該当する者については第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に限り、第四号に該当する者については第三号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に限る。）」と、同条第六項中「第四十四条及び」とあるのは「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条及び」と、「第四十四条第一項」とあるのは「同令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項」と、「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」とあるのは「当該一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、同令第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」とあるのは「若しくは第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該」と、「とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」とあるのは「胎児」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時胎児」と、「子は、受給権者がその権利を取得した」とあるのは「子は、一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した」と、第六条の三中「厚生年金保険の

第八条の三 法附則第十九条第二項に規定する組合員期間費用（以下この条及び第八条の五において単に「組合員期間費用」という。）として政令で定めるところにより算定した額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る組合員期間費用率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

2 前項の組合員期間費用率は、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち組合員期間費用に相当する部分の額（次項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる給付にあつては、その額に当該給付に係る在職支給率を乗じて得た額）を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の組合員期間費用に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金（法附則第十八条第一項に規定する日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）をその額の計算の基礎とするものに限るものとし、次号から第七号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定

「とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る」とする。」

2) 前項の場合（法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳未満である場合に限る。）における法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額」とあるのは、「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金について、在職支給停止規定（老齢厚生年金の受給権者が第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）とする。」

する加算額の総額と加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）

（とを合算した額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

二) 法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）

（各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ) 法附則第七条の三第四項の規定の例により計算した額に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額

ロ) 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定する加算額の総額と加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）

（とを合算した額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

三) 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（法第四十三条第一項及び法附則第九条の規定によりその額が計算されているものであつて、日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額の合算額

四) 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されているものであつて、日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

- イ 法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額
- ロ 各受給権者に係る平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額の総額と加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）とを合算した額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額
- 五 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限るものとし、前二号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 法附則第九条の二第二項第一号の規定の例により計算した額に組合員期間相当率を乗じて得た額と、同項第二号の規定の例により計算した額に組合員標準報酬相当率を乗じて得た額とを合算して得た額
- ロ 各受給権者に係る加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）に、総組合員期間相当率を乗じて得た額
- 六 法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものであって、日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 法附則第十三条の四第四項の規定の例により計算した額に、組合

員標準報酬相当率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額の総額、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定する加算額の総額及び加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）を合算した額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

七 法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 前号イの規定の例により計算した額

ロ 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定する加算額の総額と加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）

（とを合算した額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

八 障害厚生年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 法第五十条の規定の例により計算した額に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る加給年金額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の総額を除く。）

（に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

- 九 遺族厚生年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 法第六十条の規定の例により計算した額（法第六十四条の第三一項（同条第二項（第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）に、組合員標準報酬相当率を乗じて得た額
- ロ 各受給権者に係る法第六十二条第一項又は昭和六十年改正法附則第七十三条第一項に規定する加算額の総額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第三号に規定する部分に係る加算額の総額を除く。）に、総組合員期間相当率を乗じて得た額
- 十 特例老齢年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 法附則第九条の二第二項第一号の規定の例により計算した額に組合員期間相当率を乗じて得た額と、同項第二号の規定の例により計算した額に組合員標準報酬相当率を乗じて得た額とを合算した額
- ロ 各受給権者に係る加給年金額の総額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額
- 十一 特例遺族年金（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 各受給権者について算定したイ

に掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 法附則第九条の二第二項第一号の規定の例により計算した額に組合員期間相当率を乗じて得た額と、同項第二号の規定の例により計算した額に組合員標準報酬相当率を乗じて得た額とを合算した額の百分の五十に相当する額

ロ 各受給権者に係る法第六十二条第一項又は昭和六十年改正法附則第七十三条第一項に規定する加算額の総額に、総組合員期間相当率を乗じて得た額

十二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。） 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十一条第三項各号に定める額（同項第一号から第三号までに掲げる給付にあつては、その額に、当該給付の額の計算の基礎となつた被保険者期間の月数の総数に対する当該給付の額の計算の基礎となつた日本たばこ産業共済組合等の組合員期間の月数の総数の比率として算定した率を乗じて得た額）を合算した額

4 第二項の在職支給率は、前項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる給付ごとに、第一号に掲げる額を同号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額で除して得た率とする。

一 当該給付の額の総額

二 当該給付に係る法第四十六条第一項若しくは附則第七条の五、第十条から第十一条の四まで、第十一条の六、第十三条の五第六項若しくは第十三条の六（第三項を除く。）、平成六年改正法附則第二十一条（平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十五項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十四條まで若しくは第二十六條又は平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第四十六條第五項の規定によりその支給を停止するものとされた部分に係る額の合算額

5 | 第三項の組合員標準報酬相当率は、同項第一号から第十一号までに掲げる給付の各受給権者について、それぞれ第一号に掲げる額を、同号から第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。

一 当該給付の額の計算の基礎となつた日本たばこ産業共済組合等の組合員期間の各月の標準報酬月額（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間の各月が昭和六十一年四月一日前の期間に属するときは、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条の例により計算した額）について、法附則第十七条の四第一項から第三項までの規定の例により計算した額（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間の各月が、昭和六十年国家公務員共済改正法の施行の日前の昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間に属するときはその額に三分の四を乗じて得た額とし、平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二

条第二項に規定する新船員組合員であつた期間に属するときはその額に五分の六を乗じて得た額とする。）の総額

二 当該給付の額の計算の基礎となつた被保険者期間（平成八年改正法附則第五条第一項の規定により被保険者期間とみなされた日本たばこ産業共済組合等の組合員期間を除き、平成十五年四月前の被保険者期間に限る。）の各月の標準報酬月額について、法附則第十七条の四第一項から第三項までの規定の例により計算した額（当該被保険者期間の各月が、昭和六十年改正法附則第四十七条第二項に規定する第三種被保険者であつた期間又は同条第三項に規定する旧船員保険法による船員保険の被保険者期間であつた期間に属するときはその額に三分の四を乗じて得た額とし、平成三年四月一日前の同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間に属するときはその額に五分の六を乗じて得た額とする。）の総額

三 当該給付の額の計算の基礎となつた被保険者期間（平成十五年四月以後の被保険者期間に限る。）の各月の標準報酬月額及び標準賞与額について、法別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の総額を一・三で除して得た額

6 第三項の総組合員期間相当率は、同項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた被保険者期間の月数の総数に対する当該給付の額の計算の基礎となつた日本たばこ産業共済組合等の組合員期間の月数の総数の比率をいう。

7 第三項の組合員期間相当率は、同項第五号、第十号及び第十一号に掲

<p>附則第七条の 五第一項</p>	<p>附則第七条の 四第二項第二 号</p>	<p>(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例の適用に関する読替え)</p> <p>第八条の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給する法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金について、法附則第十九条の規定により法附則第七条の四及び第七条の五の規定を適用する場合には、法附則第十九条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>附則第七条の三第三項</p>	<p>について、</p>	<p>について、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の三第二項の規定により読み替えられた</p>
<p>附則第七条の三第 一の期間に基づく</p>	<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち</p>	<p>附則第七条の三第 一の期間に基づく</p>

（組合員期間費用に係る国庫負担の額の算定方法）

第八条の四 法附則第十九条第二項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 昭和六十一年経過措置政令第百条第三項第一号から第十号まで及び第三十五号から第四十八号までに掲げる給付（日本たばこ産業共済組合等の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。次号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率（昭和六十一年経過措置政令第百一条の二第二項に規定する国庫負担対象算定率をいう。）を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、百分の十五・八五を乗じて得た額の総額

二 昭和六十一年経過措置政令第百二条第三項第五号及び第六号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における加算相当率（同条第二項に規定する加算相当率をいう。）を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、四分の一を乗じて得た額の総額

<p>であつて、</p>	<p>三項</p>
<p>できるときは、</p>	<p>三項 であつて、厚生年金保険法施行令第八條の三第二項の規定により読み替えられた</p>
<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>三項 三項の規定により読み替えられた</p>
<p>につき</p>	<p>三項 三項の三第二項の規定により読み替えられた</p>
<p>これら 雇用保険法第六十一條第一項第二号</p>	<p>三項 同項 同法第六十一條第一項第二号</p>
<p>同じ。 ()</p>	<p>三項 同じ。()に同令第八條の三第二項の規定により読み替</p>

<p>五 第 二 項</p>	<p>附則第七條の</p>
<p>附則第七條の三第三項</p>	<p>老齡厚生年金の全部</p> <p>老齡厚生年金の額以上</p>
<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち 一の期間に基づく</p>	<p>えられた第七十八 條の二十九の規定 により読み替えら れた第四十六條第 一項の規定による 当該一の期間に係 る被保険者期間を 計算の基礎とする 老齡厚生年金の額 を十二で除して得 た額を同項の規定 による基本月額で 除して得た数を乗 じて得た額</p> <p>当該一の期間に基 づく老齡厚生年金 の額以上</p> <p>当該一の期間に基 づく老齡厚生年金 の全部</p>

<p>老齡厚生年金の額以上</p>	<p>額に</p>	
<p>の額以上</p> <p>づく老齡厚生年金</p> <p>当該一の期間に基</p>	<p>に</p> <p>数を乗じて得た額</p> <p>月額で除して得た</p> <p>の規定による基本</p> <p>して得た額を同項</p> <p>金の額を十二で除</p> <p>とする老齡厚生年</p> <p>期間を計算の基礎</p> <p>間に係る被保険者</p> <p>規定による一の期</p> <p>四十六条第一項の</p> <p>読み替えられた第</p> <p>十九の規定により</p> <p>た第七十八条の二</p> <p>より読み替えられ</p> <p>三第二項の規定に</p> <p>法施行令第八条の</p> <p>額に厚生年金保険</p>	<p>附則第七条の三第</p> <p>三項</p>

	老齡厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部
<p>2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する法附則第七条の六第一項に規定する老齡年金給付（以下「老齡年金給付」という。）について同条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	第一項から第三項まで	附則第七条の三第三項
	第四項	附則第七条の三第三項

第五項	第四項第二号		第四項第一号		
附則第七条の三第三項	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額（	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金がその	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）
各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金がその	老齢厚生年金

第五項第一号	当該老齡厚生年金	保險者期間に基づ く附則第七条の三 第三項
第五項第二号	から老齡厚生年金 から老齡厚生年金	第一号厚生年金被 保險者期間に基づ く老齡厚生年金

3| 二以上の種別の被保險者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保險者期間に基づく法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者である平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員（第八条の六第四項において「解散基金加入員」という。）に存続連合会が支給する法附則第七条の七第一項に規定する解散基金に係る老齡年金給付（以下「解散基金に係る老齡年金給付」という。）について同条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項及び第二項	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第七条の三 第三項
第三項及び第四項	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第七条の三 第三項
	老齢厚生年金（第一号厚生年金被 保険者期間又は第四号厚生年 金被保険者期間に基づくものに 限る。）	老齢厚生年金
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年 金被保険者期間に 基づく老齢厚生年 金

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の特例の適用に関する読替え等)

第八条の五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第八条(法附則第八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、当該者の各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金ごとに法附則第八条の二の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「同条第一号」とあるのは「同条中「老齢厚生年金」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、同条第一号」と、同条第四項中「同条第一号」とあるのは「同条中「老齢厚生年金」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、同条第一号」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについて、法附則第九条の二から第九条の四まで及び第十一条から第十一条の六までの規定を適用する場合には、法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた法附則第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは「以下この項、次条第一項」と、「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額(当該老齢厚生年金について、在職支給停止規定(老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が被保険者等である日が属する月において適用される第四十六条第一項その他の当該老齢厚生年金の支給の停

(組合員期間費用に充てるべき日本たばこ産業株式会社等の被保険者の保険料額の算定方法)

第八条の五 法附則第十九条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、各年度における日本たばこ産業株式会社等の被保険者(同号に規定する日本たばこ産業株式会社等の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る保険料額の総額から第一号及び第二号に掲げる額を控除して得た額に、第三号に掲げる額を同号に掲げる額と第四号に掲げる額とを合算した額で除して得た率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

一 国民年金法第九十四条の二第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担するものとされた当該年度における基礎年金拠出金の二分の一に相当する額に、当該年度の九月三十日における被保険者及びその被扶養配偶者(同法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。)である同号に規定する第三号被保険者(以下この号において「被扶養配偶者である第三号被保険者」という。)の総数に対する日本たばこ産業株式会社等の被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者の総数の比率を乗じて得た額

二 当該年度における日本たばこ産業株式会社等の被保険者に係る保険料額の算定の基礎となつた標準報酬月額及び標準賞与額の合計額に千分の三十三を乗じて得た額

三 第八条の三第一項の規定により算定した当該年度における組合員期間費用の額から、前条の規定により算定した当該組合員期間費用に係

止に関する規定をいう。)により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。)」とする。

3 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十一条の二第二項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
第四項において	次項各号及び第四項において	及び他の期間に基づく老齢厚生年金の額(当該他の期間に基づく老齢厚生年金について、在職支給停止規定(老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有

る国庫負担の額及び当該年度における法附則第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める額を控除して得た額

四 当該年度における年金たる保険給付及び平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付(日本たばこ産業共済組合等の組合員期間又は日本たばこ産業株式会社等の被保険者であった期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)に要する費用のうち、日本たばこ産業株式会社等の被保険者であった期間に係る費用に相当する額から、当該年度における日本たばこ産業株式会社等の被保険者であった期間を有する者に支給する老齢厚生年金及び退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の額の計算の基礎となつた日本たばこ産業株式会社等の被保険者であった期間(平成十五年四月前の期間に限る。)の各月に係る標準報酬月額額の総額に千分の七・一二五を乗じて得た額と老齢厚生年金等の額の計算の基礎となつた日本たばこ産業株式会社等の被保険者であった期間(平成十五年四月以後の期間に限る。)の各月に係る標準報酬月額及び標準賞与額の総額に千分の五・四八一を乗じて得た額とを合算した額に当該老齢厚生年金等に係る在職支給率を乗じて得た額を控除して得た額

2 前項第四号の在職支給率は、当該年度の九月三十日における老齢厚生年金等の額の総額を被保険者(法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。第八条の八第四項第三号及び第四号において同じ。)でないものとして算定した場合における当該老齢厚生年金等の額の総額で除して得た率とする。

<p>の二第二項 附則第十一条</p>	
<p>障害者・長期加入者</p>	
<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち 一の期間に基づく</p>	<p>する者でないもの とした場合に当該 受給権者が被保険 者等である日が属 する月において適 用される第四十六 条第一項その他の 当該老齢厚生年金 の支給の停止に関 する規定をいう。 ）により支給を停 止する額を計算す る場合において、 その計算の基礎と なる基本月額に十 二を乗じて得た額 に相当する額に限 る。以下同じ。） を合算して得た額 を十二</p>

附則第十一 条の二第二 項第三号	附則第十一 条の二第二 項第一号及 び第二号			当該老齡厚 生年金	
総報酬月額 相当額に	控除して得 た額	老齡厚生年 金の全部	老齡厚生年 金の額		
総報酬月額 相当額に当 該一の期間 に基づく老 齡厚生年金 に係る報酬 比例部分の 額を十二で	総報酬月額 相当額を乗 じて得た額 を十二で除 して得た額 を基本月額 で除して得 た額に係る 報酬比例部 分の額を十 二で除して 得た額を基 本月額で除 して得た額 を乗じて得 た額	当該一の期 間に基づく 老齡厚生年 金の全部	当該一の期 間に基づく 老齡厚生年 金の額	当該一の期 間に基づく 老齡厚生年 金	障害者・長 期加入者

<p>附則第十一條 の三第一項</p>		<p>附則第十一條 の二第二項第 四号</p>	
<p>附則第八條</p>	<p>控除して得た額</p>	<p>乗じて得た額</p>	
<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち 一の期間に基づく</p>	<p>控除して得た額に 当該一の期間に基 づく老齢厚生年金 に係る報酬比例部 分の額を十二で除 して得た額を基本 月額で除して得た 数を乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に当 該一の期間に基づ く老齢厚生年金に 係る報酬比例部分 の額を十二で除し て得た額を基本月 額で除して得た数 を乗じて得た額</p>	<p>除して得た額を基 本月額で除して得 た数を乗じて得た 額に</p>

三 号 の 三 第 一 項 第 三 号 附 則 第 十 一 条	附 則 第 十 一 条 の 三 第 一 項 第 一 号 及 び 第 二 号					
総 報 酬 月 額 相 当 額 に	控 除 し て 得 た 額	老 齡 厚 生 年 金 の 全 部	当 該 老 齡 厚 生 年 金	を 十 二	老 齡 厚 生 年 金 の 額	
総 報 酬 月 額 相 当 額 に 当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年	総 報 酬 月 額 相 当 額 を 乗 じ て 得 た 額	控 除 し て 得 た 額 に 当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 全 部	当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金	及 び 他 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額 を 合 算 し て 得 た 額 を 十 二	当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額	附 則 第 八 条

<p>附則第十一 条の四第二 項</p>		<p>附則第十一 条の三第一 項第四号</p>	
<p>坑内員・船員</p>	<p>控除して得た額</p>	<p>乗じて得た額</p>	
<p>坑内員・船員 各号の厚生年金被 保険者期間のうち 一の期間に基づく</p>	<p>控除して得た額に 当該一の期間に基 づく老齢厚生年金 の額を十二で除し て得た額を基本月 額で除して得た数 を乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に当 該一の期間に基づ く老齢厚生年金の 額を十二で除して 得た額を基本月額 で除して得た数を 乗じて得た額</p>	<p>金の額を十二で除 して得た額を基本 月額で除して得た 数を乗じて得た額 に</p>

<p>附則第十一 条の六第一 項</p>	<p>附則第十一 条の五</p>	<p>当該老齡厚 生年金</p>
<p>附則第八 条</p>	<p>附則第八 条</p>	<p>当該一の期 間に基 づく老齡 厚生年金</p>
<p>各号の厚生 年金被保 険者期間 のうち</p>	<p>附則第八 条</p>	<p>厚生年金保 険法施行 令（昭和二 十九年政令 第百十号） 第八條の五 第二項の規 定により読 み替えられ た附則第十 二條第二項 の規定によ り読み替え られた附則 第十一條又 は同令第八 條の五第三 項の規定に より読み替 えられた附 則第十一條 の二、第十 一條の三若 しくは</p>

	当該老齢厚生年金	十二
一の期間に基づく 附則第八条	当該一の期間に基 づく老齢厚生年金	当該一の期間に基 づく老齢厚生年金 につき、附則第十 一条の規定を適用 した場合における 当該一の期間に基 づく老齢厚生年金 の額を十二で除し て得た額を同条第 一項の規定による 基本月額で除して 得た数又は当該一 の期間に基づく老 齢厚生年金につき 附則第十一条の二 の規定を適用した 場合における同条 第一項の規定によ る当該一の期間に

		附則第十一 条の六第二 項			
十二	当該老 齡厚生年 金	坑内員・船員 の老齡厚生 年金	老齡厚生年 金の全部	老齡厚生年 金の額以上	
当該一 の期間に 基 づく老齡 厚生年 金	当該一 の期間に 基 づく老齡 厚生年 金	各号の厚生 年金被 保険者期 間のうち 一の期間 に基づく 坑内員・ 船員の老 齡厚生年 金	当該一 の期間に 基 づく老齡 厚生年 金の全部	当該一 の期間に 基 づく老齡 厚生年 金の額 以上	基づく老 齡厚生年 金に係る 報酬比例 部分の額 を十二で 除して得 た額を同 項の規定 による基 本月額で 除して得 た数を乗 じて得た 額に十二

<p>附則第十一 条の六第四 項</p>	<p>当該老齡厚 生年金</p>	<p>坑内員・船 員の老齡厚 生年金</p>		<p>老齡厚生年 金の全部</p>	<p>當該一の期 間に基 づく老齡厚 生年金 の全部</p>		<p>老齡厚生年 金の額</p>	<p>當該一の期 間に基 づく老齡厚 生年金 の額</p>			<p>につ き同 条の 規定 を適 用し た場 合に おけ る同 条第 一項 の規 定に よる 當該 一の 期間 に基 づく 老齡 厚生 年金 の額 を十 二で 除し て得 た額 を同 項の 規定 によ る基 本月 額で 除し て得 た数 を乗 じて 得た 額に 十二</p>
------------------------------	----------------------	--------------------------------	--	-----------------------	--	--	----------------------	---	--	--	--

<p>規定により</p>	<p>規定により当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る</p>
<p>十二</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該一の期間に基_{づく}老_齢厚_生年_金の額（同条第二項の規定により当該一の期間に基づく老_齢厚_生年_金に係る同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の第三項の規定による当該一の期間に基</p>

<p>第一項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち</p>	<p>4 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齡年金給付について法附則第十三条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>老齡厚生年金の全部</p>	<p>の全部</p>		<p>老齡厚生年金の額</p>	<p>当該一の期間に基 づく老齡厚生年金 の額</p>		<p>除して得た数を乗 じて得た額に十二</p>	<p>づく老齡厚生年金 の額とする。を 十二で除して得た 額を附則第十一条 の三第一項の規定 による基本月額で</p>
------------	--------------	------------------------------	--	--	------------------	------------	--	-----------------	-------------------------------------	--	------------------------------	---

		第三項		第二項	
老齡厚生年金がその 限る。）	老齡厚生年金（第一号厚生年金 被保険者期間又は第四号厚生年 金被保険者期間に基づくものに 限る。）	附則第八条		附則第八条	当該老齡厚生年金
第一号厚生年金被 保険者期間に基づ	老齡厚生年金	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条	第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条 当該第一号厚生年 金被保険者期間に 基づく老齡厚生年 金

		第三項第二号				第三項第一号		
坑内員・船員の老齢厚生年金の		老齢厚生年金の額		当該老齢厚生年金		老齢厚生年金の額		当該老齢厚生年金
第一号厚生年金被		当該第一号厚生年金		当該第一号厚生年金		当該第一号厚生年金		その
金の額		金		金		金		く老齢厚生年金が
基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		
金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		
当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		
金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		
基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		
金の額		金の額		金の額		金の額		
第一号厚生年金被		第一号厚生年金被		第一号厚生年金被		第一号厚生年金被		
金の額		金の額		金の額		金の額		
基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		
金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		
当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		当該第一号厚生年		
金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		金被保険者期間に		
基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		基づく老齢厚生年		
金の額		金の額		金の額		金の額		

第三項第五号 及び第六号		第三項第四号		第三項第三号	
当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の総額	当該老齢厚生年金	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	当該老齢厚生年金	総額
当該第一号厚生年金被保険者期間に	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額

第四項第二号		第四項第一号	第四項	
当該老齡厚生年金	老齡厚生年金の総額から	当該老齡厚生年金	附則第八条	坑内員・船員の老齡厚生年金の総額
当該第一号厚生年	者期間に基づく 号厚生年金被保険 総額から当該第一 く老齡厚生年金の 保険者期間に基づ 第一号厚生年金被	金 に基づく老齡厚生年 金被保険者期間に 当該第一号厚生年 に基づく老齡厚生年	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条	第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く坑内員・船員の 老齡厚生年金の総 額 金 基づく老齡厚生年

<p>第四項第三号及び第四号</p>	<p>老齡厚生年金</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>
<p>5</p>		
<p>二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者に存続連合会が支給する解散基金に係る老齡年金給付について法附則第十三条の二及び第十三条の三の規定を適用する場合には、次の表の上欄</p>		
<p>老齡厚生年金に係る</p>	<p>金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金に係る</p>
<p>坑内員・船員の老齡厚生年金の総額から</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>

に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第十三条 の二第一項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第八条</p>
<p>附則第十三条 の二第二項</p>	<p>当該老齡厚生年金 （ 坑内員・船員の老齡厚生年金） 第一号厚生年金被保険者期間又 は第四号厚生年金被保険者期間 に基づくものに限る。）</p>	<p>各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く坑内員・船員の 老齡厚生年金</p>
<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>老齡厚生年金 （第一号厚生年金 被保険者期間又は 第四号厚生年金被 保険者期間に基づ くものに限る。）</p>	<p>当該第一号厚生年 金被保険者期間に 基づく老齡厚生年 金</p>

<p>附則第十三条の二第四項</p>			<p>附則第十三条の二第三項</p>		
<p>坑内員・船員の老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）</p>	<p>附則第八条</p>	<p>老齢厚生年金に</p>	<p>老齢厚生年金に</p>
<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づ</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に</p>	<p>基づく老齢厚生年金</p>

	附則第十三条の三		当該老齢厚生年金	附則第八条	附則第十一条から第十一条の三まで又は
く坑内員・船員の老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の五第二項の規定により読み替えられた附則第十一条又は同令第八条の五第三項の規定により読み替えら		

附則第十三條の五第四項	被保険者期間	一の期間に基づく繰上げ調整額（当該一の期間に係る被保険者期間
附則第十三條の五第四項	繰上げ調整額	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく繰上げ調整額
老齡厚生年金の額	被保険者期間	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額
被保険者期間	被保険者期間	一の期間に係る被保険者期間
附則第十三條の六第一項	第四十四條第一項	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額（厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三條の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四條第一項

の標準となる給料の額にあつては、同令第二十三條第三項に規定する数値）を乗じて得た額及び掛金の標準となる期末手当等の額の合計額の総額

三 日本私立学校振興・共済事業団 各年度の各月ごとの当該月の末日における私学教職員共済制度の加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額及び標準賞与の額の合計額の総額

2 法附則第十九條第三項に規定する厚生年金保険の標準報酬総額として政令で定めるところにより算定した額は、各年度の各月ごとの当該月の末日における被保険者（日本たばこ産業株式会社等の被保険者を除く。）の法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の合計額の総額とする。

を十二

と他の期間に基づ
く老齢厚生年金の
額（当該他の期間
に基づく老齢厚生
年金について、在
職支給停止規定（
老齢厚生年金の受
給権者が二以上の
種別の被保険者で
あつた期間を有す
る者でないものと
した場合に当該受
給権者が被保険者
等である日が属す
る月において適用
される第四十六条
第一項その他の当
該老齢厚生年金の
支給の停止に関す
る規定をいう。）
により支給を停止
する額を計算する
場合において、そ

	附則第十三条 の六第四項		附則第十三条 の六第三項
当該老齢厚生年金	附則第十三条の四第三項		附則第十三条の六第一項
当該一の期間に基づく老齢厚生年金	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく	附則第二十一条第二項及び厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の六第一項の規定により読み替えられた附則第十三条の六第一項
			の計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。 〃を合算して得た額をいう。〃を十二

<p>老齡厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）</p>	<p style="text-align: right;">十二</p>
<p>の額</p>	<p>当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額（厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二</p>

	老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部
第四項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被
第一項から第三項まで	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第十三条の 四第三項

2 前項の場合における第八条の二の四の規定の適用については、同条中「法附則第十三条の五第一項」とあるのは「第八条の六第一項の規定により読み替えられた法附則第十三条の五第一項」と、「被保険者期間」とあるのは「一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間」とする。

3 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付について法附則第十三条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第四項第一号			
老齢厚生年金の総額	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金	当該老齢厚生年金が	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	
第一号厚生年金被保険者期間に基づく	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金が	老齢厚生年金	保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項

	第四項第二号		第五項	第五項第一号	
	当該老齡厚生年金	老齡厚生年金の総額	附則第十三条の四第三項	当該老齡厚生年金	老齡厚生年金の総額から
く老齡厚生年金の 総額	当該第一号厚生年 金被保険者期間に 基づく老齡厚生年 金	第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く老齡厚生年金の 総額	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第十三条の 四第三項	当該第一号厚生年 金被保険者期間に 基づく老齡厚生年 金	第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く老齡厚生年金の

第二項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基 づく附則第十三条の 四第三項
第一項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基 づく附則第十三条の 四第三項

4 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する解散基金に係る老齡年金給付について法附則第十三条の八の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	老齡厚生年金	第一号厚生年金被 保険者期間に基 づく老齡厚生年金
		総額から当該第一 号厚生年金被保 険者期間に基 づく

		第三項			
当該老齢厚生年金	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	附則第十三条の四第三項	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	
当該第一号厚生年金被保険者期間に	老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	老齢厚生年金	保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項

第五項		附則第十三条の四第三項		基づく老齡厚生年金
		附則第十三条の六第一項		各号の厚生年金被 保険者期間のうち 第一号厚生年金被 保険者期間に基づ く附則第十三条の 四第三項
		附則第二十一条第 二項及び厚生年金 保険法施行令（昭 和二十九年政令第 百十号）第八条の 六第一項の規定に より読み替えられ た附則第十三条の 六第一項		

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額に
関する経過措置の特例の適用に関する読替え）

第八条の七 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齡
厚生年金の額の計算について、法附則第十六条の規定により読み替えら
れた法第四十四条第一項及び第三項（法及びこの政令並びに他の法令に

（個別負担按分率の算定方法）

第八条の七 法附則第十九条第四項に規定する政令で定めるところにより
算定した率は、同項に規定する年金保険者たる共済組合等（以下この条
において「個別負担拠出年金保険者」という。）ごとに、第一号に掲げ

<p>第四十四条第一項中</p>	<p>老齢厚生年金について</p>	<p>その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の</p>	<p>第一項 附則第八条の規定による老齢厚生年金（ ） 各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（ ）</p>	<p>において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法附則第十六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政</p>	<p>いて</p>	<p>当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（ ）</p>	<p>る率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。 一 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を、一から控除して得た率 イ 法附則第十九条第三項に規定する厚生年金保険の標準報酬総額を、同項に規定する被用者年金保険者の標準報酬合計額で除して得た率 ロ (1)に掲げる率を(2)に掲げる率で除して得た率を、法附則第十九条第四項第二号に規定する基準負担率（次号において単に「基準負担率」という。）で除して得た率 (1) 各個別負担拠出年金保険者について算定した当該個別負担拠出年金保険者に係る法附則第十九条第三項に規定する標準報酬按分率（以下単に「標準報酬按分率」という。）に同条第四項第一号に規定する個別負担率（以下この条において単に「個別負担率」という。）を乗じて得た率を合算して得た率 (2) すべての個別負担拠出年金保険者の標準報酬按分率を合算して得た率 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率 イ 個別負担拠出年金保険者の標準報酬按分率に、基準負担率から当該個別負担拠出年金保険者の個別負担率を控除して得た率を乗じて得た率 ロ 各個別負担拠出年金保険者について算定したイに掲げる率を合算した率</p>

<p>請求があつた当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者</p>	<p>附則第八條の規定による老齡厚生年金に</p>	<p>により当該</p>	<p>の 取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間</p>	
<p>請求があつた当時、当該一の期間に基づ</p>	<p>に 請求があつた当時、 当該一の期間に基づ く附則第八條の規定 による老齡厚生年金</p>	<p>により当該 又は他の期間に基づ く老齡厚生年金の受 給権を取得したこと により当該</p>	<p>取得した当時、当該</p>	<p>令第一百十号) 第三條 の十三第一項の規定 により読み替えられ た第四十四條第一項 中「規定する一の期 間」とあるのは「規 定する一の期間(以 下この項及び第三項 において「一の期間 」という。)」と、</p>

	<p>期間の</p>	<p>第二項</p>	<p>附則第八条の規定による老齢厚生年金（</p>		<p>その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の</p>
<p>く附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎とな</p>	<p>当該被保険者期間の</p>	<p>当該</p> <p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（</p> <p>当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎とな</p>			

	老齢厚生年金について	第四十四条第一項中	当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の により当該	附則第八条の規定による老齢厚生年
る被保険者期間の月 数とを合算した	当該一の期間に基づ く老齢厚生年金につ いて	厚生年金保険法施行 令第三条の十三第一 項の規定により読み 替えられた第四十四 条第一項中「規定す る一の期間」とある のは「規定する一の 期間（以下この項及 び第三項において「 一の期間」という。 ）」と、	当時、当該 又は他の期間に基づ く老齢厚生年金の受 給権を取得したこと により当該	当該一の期間に基づ

<p>第三項</p>	<p>附則第八条の規定による老齢厚生年金（ 金）</p>	<p>当該被保険者期間の 当該</p>	<p>金の</p>	<p>当時当該老齢厚生年金の額の計算の 基礎となる被保険者期間の</p>	<p>く附則第八条の規定 による老齢厚生年金 の 当時当該一の期間に 基づく附則第八条の 規定による老齢厚生 年金の額の計算の基 礎となる被保険者期 間の月数と他の期間 に基づく老齢厚生年 金の額の計算の基礎 となる被保険者期間 の月数とを合算した 当該</p>
<p>その年金額の計算の基礎となる被保 険者期間の</p>	<p>当該一の期間に基づ く附則第八条の規定 による老齢厚生年金 の額の計算の基礎と</p>	<p>各号の厚生年金被保 険者期間のうち一の 期間に基づく附則第 八条の規定による老 齢厚生年金（</p>	<p>の</p>	<p>の</p>	<p>の</p>

<p>の 取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間</p>	<p>第四十四条第一項中</p>	<p>老齢厚生年金について</p>	
<p>取得した当時、当該</p>	<p>取得した当時、当該)と、 一の期間」という。 び第三項において「 期間（以下この項及 の「規定する一の る一の期間」とある 条第一項中「規定す 替えられた第四十四 令第三条の十三第一 項の規定により読み 第一項中「規定す 一の期間」とある の「規定する一の 期間（以下この項及 び第三項において「 一の期間」という。)と、</p>	<p>いて く老齢厚生年金につ 当該一の期間に基づ 数とを合算した</p>	<p>なる被保険者期間の 月数と他の期間に基 づく老齢厚生年金の 額の計算の基礎とな る被保険者期間の月 数とを合算した</p>

<p>2 前項の規定により読み替えられた法附則第十六条の規定を適用する場 合において、同条に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれか が法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金であるときには、</p>	<p>当該被保険者期間の</p>	<p>により当該</p>
	<p>当該</p>	<p>又は他の期間に基づ く老齢厚生年金の受 給権を取得したこと により当該</p>

当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、その受給権者が六十五歳に達する日の前日までの間、法附則第十六条に規定する他の期間に基づき老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

(拠出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え)

第八条の八 法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた法第十四条の六の規定を適用する場合における第四条の二の十一及び第四条の二の十三の規定の適用については、第四条の二の十一第一項中「拠出金算定対象額」とあるのは「拠出金算定対象額（法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた」と、「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、当該年度における拠出金算定対象額の見込額に当該年度における支出費按分率（同項に規定する支出費按分率をいう。以下同じ。）の見込値（以下「概算支出費按分率」という。）を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、同条第四項中「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第六項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、第四条の二の十三第一項中「合算した額に」とあるのは「合算した額に」と、「合計額」とあるの

(個別負担率の算定に必要な年金保険者たる共済組合等に係る年金たる保険給付に相当する給付に要する費用の算定方法)

第八条の八 法附則第十九条第四項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、年金保険者たる共済組合等ごとに、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る厚生年金相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

2 前項の厚生年金相当率は、年金保険者たる共済組合等ごとに、それぞれ当該年度の九月三十日における当該給付（退職を支給事由とする給付のうちその全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち年金たる保険給付に相当する部分の額（次項第一号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる給付にあつては、その額に当該給付に係る在職支給率を乗じて得た額）を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の年金たる保険給付に相当する部分の額は、年金保険者たる共済

は「合計額に、当該合算した額に組合の支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項第二号中「同じ。」とあるのは「同じ。」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第三項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四条の二の十三第一項に規定する組合の支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該地方公務員共済組合に係る当該年度における法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等として算定した額に当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を加えて得た額を、当該年度における地方公務員共済組合の厚生年金保険給付費等として算定した額の総額と当該年度において地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分を合算した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 百分の五十

組合等ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から、当該給付に係る国庫負担相当額を控除して得た額とする。

一 退職共済年金（次号から第十二号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた共済組合の組合員期間（当該組合員期間の月数の計算につき昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第一項若しくは第二項又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第一項若しくは第二項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がないものとして計算した期間とする。）又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間（以下この条において「調整組合員期間等」という。）を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る平均標準報酬額（別表第三の上欄に掲げる当該給付を支給すべき共済組合等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額をいう。以下この条において「共済平均標準報酬額」という。）を法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間

と、同日前の当該調整組合員期間等に係る平均標準報酬月額（別表第四の上欄に掲げる当該給付を支給すべき共済組合等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額をいう。以下この条において「共済平均標準報酬月額」という。）を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十六条第一項、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十六条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十六条第一項に規定する加算額をいう。第五号ロ、第九号ロ、第十号ロ及び第十一号ハにおいて同じ。）の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

二 退職共済年金（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者（以下この条及び次条において「旧国民年金法対象者」という。）に支給されるものに限るものとし、次号、第四号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げ

る額を控除して得た額

イ 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法（以下この項及び次条第三項において「読替後の旧法」という。）第三十四條第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を昭和六十年改正法附則第七十八條の二第一号に規定する同日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同条第二号に規定する同日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同条の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七條第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第五十八條第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算

- 額
- 三 退職年金の受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）に支給される退職共済年金（第八号、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
 - イ 前号イの規定の例により計算した額
 - ロ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に、退職共済年金期間相当率を乗じて得た額
 - 四 減額退職年金の受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）に支給される退職共済年金（第八号、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
 - イ 第二号イの規定の例により計算した額
 - ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額の合算額に、退職共済年金期間相当率を乗じて得た額
 - 五 国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金、地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

- イ 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第七条の三第四項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項に規定する法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額
- ロ 各受給権者に係る加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額
- 六 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同法第七十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。）
 （同法第七十九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）
 及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員

共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十七條の規定によりその額が計算されているものに限る。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法第四十三條第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十條第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二号イの規定の例により計算した額

七 国家公務員共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金（同法附則第十二條の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）、地方公務員等共済組合法附則第十九條の規

定による退職共済年金（同法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 各受給権者について前号イの規定の例により計算した額

ロ 各受給権者に係る当該繰上げ調整額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

八 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金、地方公務員等共済組合法附則第十九条の規定による退職共済年金及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前二号に掲げるものを除く。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等

- の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額
- ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二号イの規定の例により計算した額
- ハ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）に、総被用者年金期間率を乗じて得た額
- 九 国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（同法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）、地方公務員等共済組合法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（同法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されて

いるものに限る。) 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第十三条の四第四項の規定の例により計算した額(当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項に規定する法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。)に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る当該繰上げ調整額の合算額、加算額の合算額及び加給年金額の合算額(昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。)を合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

十 国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金、地方公務員等共済組合法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金及び私立学校教職員共済法第二十五条において

- 準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（前号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 前号イの規定の例により計算した額
- ロ 各受給権者に係る加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額
- 十一 退職共済年金（国家公務員共済組合法附則第十二条の八第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法附則第二十六条第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該退職共済年金の額が減じられているものに限る。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、ニに掲げる額を控除して得た額
- イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について第一号イの規定の例により計算した額に退職共済年金減額支給割合（一から、国家公務員共済組合法附則第十二条の八第七項、地方公務員等共済組合法附則第二十六条第十項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第七項に規定する割合を控除して得た割合として各受給権者について計算し

たものをいう。ロにおいて同じ。）を乗じて得た額

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二号イの規定の例により計算した額に、退職共済年金減額支給割合を乗じて得た額

ハ 各受給権者に係る加算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

ニ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限るものとし、退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）について第二号ハの規定の例により計算した額と各受給権者（旧国民年金法対象者であつて退職年金又は減額退職年金の受給権者であるものに限る。）について第三号ロの規定の例により計算した額とを合算した額

十二 国家公務員共済組合法附則第十二条の八第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第二項、地方公務員等共済組合法附則第二十六条第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）から第四項まで並びに私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による退職共済年金イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について第八号イの規定の例により計算した額から、退職共済年金繰上減額相当額（そ

- の額の百分の四に相当する金額に、国家公務員共済組合法附則別表第一若しくは附則別表第二、地方公務員等共済組合法附則別表第二から附則別表第五まで又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則別表第一若しくは附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額
- ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二号イの規定の例により計算した額から、退職共済年金繰上減額相当額を控除して得た額
- ハ 前号ハの規定の例により計算した額
- 十三 障害共済年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 当該障害共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間に係る共済平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法第五十条の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月

額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項及び同条第三項の規定の例により計算した額とする。)に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額(昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。)に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

十四 遺族共済年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該遺族共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法第六十条の規定の例により計算した額(当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を

同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項及び同条第三項の規定の例により計算した額とし、国家公務員共済組合法第九十一条の二第一項（同条第二項により読み替えて適用する場合を含む。）
、地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十一条の二第一項（同条第二項により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、法第六十条の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が同日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、平成十二年改正法附則第二十条第一項及び第三項の規定の例により計算した額）から、当該支給が停止された部分に相当する額から国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に係るもの、地方公務員等共済組合法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に係るもの及び私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に係るものを控除した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者に係る加算額（国家公務員共済組合法第九十条若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二十八条第一項、地方公務員等共済組合法第九十九条の三若しくは昭和六十年地方公務員共

済改正法附則第二十九條第一項又は私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十條若しくは私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によるものとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二十八條第一項に規定する加算額をいう。)の合算額(昭和六十一年経過措置政令第五十七條第五号に規定する部分に係る加算額の合算額を除く。)に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

十五 退職年金 イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、ニに掲げる額を控除して得た額

イ 各受給権者(旧国民年金法対象者に限る。)について当該退職年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を読替え後の旧法第三十四條第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 各受給権者(旧国民年金法対象者を除く。)について当該退職年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を平成十二年改正法第六條の規定による改正前の法附則第九條の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額(当該調整組合員期間等の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項第二号の規定の例により計算した額

は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ハ 当該退職年金の受給権者の人数に老齢加給年金相当率を乗じて得た数を、読替え後の旧法第三十四条第五項に規定する加給年金額であつて配偶者について計算されるもの（次号及び第十八号並びに次条第三項第三十一号、第三十二号及び第三十四号において「旧法配偶者加給年金額」という。）に乘じて得た額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第一号ハの規定の例により計算した額を控除して得た額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

ニ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額から、第三号ロに掲げる額を控除して得た額

十六 減額退職年金 イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、ニに掲げる額を控除して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について前号イの規定の例により計算した額に、減額退職年金支給割合（一から、旧国

- 家公務員等共済組合法第七十九条第二項、旧地方公務員等共済組合法第八十一条第二項又は旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第七十九条第二項に規定する割合を控除して得た割合として各受給権者について計算したものをいう。ロにおいて同じ。）を乗じて得た額
- ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について前号ロの規定の例により計算した額に、減額退職年金支給割合を乗じて得た額
- ハ 当該減額退職年金の受給権者の人数に老齢加給年金相当率を乗じて得た数を、旧法配偶者加給年金額に乘じて得た額から、昭和六十年経過措置政令第五十八条第三項第二号ロの規定の例により計算した額を控除して得た額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額
- ニ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額から、第四号ロに掲げる額を控除して得た額
- 十七 通算退職年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
- イ 当該通算退職年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額に、被用者年金期間率を乗じて得た額
- ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第三号の規定の例により計算した額
- 十八 障害年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額と

ロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該障害年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を読替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替え後の旧法第五十条第一項の規定の例により計算した額に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 当該障害年金の受給権者の人数に障害加給年金相当率を乗じて得た数を、旧法配偶者加給年金額に乘じて得た額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第四号ロ及びハの規定の例により計算した額を控除して得た額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額

ハ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第四号イの規定の例により計算した額

十九 遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 当該遺族年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を読替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替え後の旧法第六十条第一項及び第二項の規定の例により計算した額に、被用者年金期間率を乗じて得た額

ロ 当該遺族年金の受給権者に係る加算額（旧国家公務員等共済組合法第八十八条の五第一項、旧地方公務員等共済組合法第九十三条の

- 五又は旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第八十八条の五第一項に規定する加算額をいう。)の合算額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第五号ハ及びニの規定の例により計算した額を控除して得た額に、総被用者年金期間率を乗じて得た額
- ハ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第五号イ及びロの規定の例により計算した額
- 二十 通算遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
- イ 当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を読替後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替後の旧法第六十八条の四第一項の規定の例により計算した額に、被用者年金期間率を乗じて得た額
- ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第六号の規定の例により計算した額
- 4 第二項の在職支給率は、前項第一号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率とする。
- 一 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者でないものとして算定した場合における当該給付(六十五歳未満の組合員又は加入者に支給されるものに限る。)の額から、国家公務員共済組合法第七十

- 九条若しくは同法附則第十二条の八の三若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十六条（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法第八十一条若しくは同法附則第二十六条の三若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四百四条（昭和六十年地方公務員共済改正法附則第六百六条において準用する場合を含む。）又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条若しくは同法附則第十二条の八の三若しくは私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十六条（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止するものとされた部分の額の合算額
- 二 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等を含む。以下この項において同じ。）でないものとして算定した場合における当該給付（六十五歳以上の組合員又は加入者に支給されるものに限る。）の額から、法第四十六条第一項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた部分の額を控除して得た額の合算額
- 三 被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者でないものとして算定した場合における当該給付（組合員又は加入者に支給されるものを除く。）の額の合算額
- 四 被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者でないものとして算定した場合における当該給付の額の合算額

<p>5 第三項の国庫負担相当額は、年金保険者たる共済組合等ごとに、同項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ第一号に掲げる額と第二号に掲げる額の合算額とを合算した額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる率及びハに掲げる率を乗じて得た額</p>	<p>イ 次の表の上欄に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 1220 1117 1433">第三項第一号に掲げる給付</th> <th data-bbox="1013 1444 1117 2072">各受給権者について第三項第一号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係 </th></tr></thead> </table>	第三項第一号に掲げる給付	各受給権者について第三項第一号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係
第三項第一号に掲げる給付	各受給権者について第三項第一号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬額を同項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整組合員期間等の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整組合員期間等を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整組合員期間等に係る共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整組合員期間等を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整組合員期間等に係			

第三項第二号に掲げる給付	第三項第三号に掲げる給付	第三項第四号に掲げる給付	第三項第六号に掲げる給付	第三項第七号に掲げる給付	第三項第八号に掲げる給付	第三項第十号に掲げる給付	第三項第十一号に掲げる給付
る共済平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。)に被用者年金期間率を乗じて得た額の合算額と、第三項第一号に掲げる額に総被用者年金期間率を乗じて得た額とを合算した額	各受給権者について算定した第三項第二号に掲げる額の合算額と同号に掲げる額とを合算した額	各受給権者について算定した第三項第三号に掲げる額の合算額	各受給権者について算定した第三項第四号に掲げる額の合算額	各受給権者について算定した第三項第六号に掲げる額	各受給権者について算定した第三項第七号に掲げる額	各受給権者について算定した第三項第八号に掲げる額	各受給権者について算定した第三項第十一号に掲げる額の合算額と同号に掲げる額とを合算した額に、同号に掲げる額を合算して得た額

第三項第十二号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十二号に定める額
第三項第十三号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十三号に定める額
第三項第十四号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十四号に定める額
第三項第十五号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十五号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額の合算額とを合算した額に、同号ハに掲げる額を合算して得た額
第三項第十六号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十六号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額の合算額とを合算した額に、同号ハに掲げる額を合算して得た額
第三項第十七号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十七号イに掲げる額の合算額
第三項第十八号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十八号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額とを合算した額
第三項第十九号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第十九号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額とを合算した額
第三項第二十号	各受給権者について算定した第三項第二十号を合算した額

- に掲げる給付
- イに掲げる額の合算額
- ロ 第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ(1)に掲げる期間の月数を合算した月数から(3)に掲げる期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を、(2)に掲げる期間の月数を合算した月数から(3)に掲げる期間の月数を合算した月数を控除して得た月数で除して得た率
- (1) 当該給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの
- (2) 当該給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等
- (3) 他の法令の規定により当該給付の額の計算の基礎となつた共済組合の組合員期間に算入することとされた期間
- ハ 次に掲げる年金保険者たる共済組合等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率
- (1) 国家公務員共済組合連合会 百分の十五・八五
- (2) 地方公務員共済組合連合会 百分の十五・八五
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第六十六号 附則第十七項に規定する割合)
- ニ 第三項第二号から第四号まで、第十一号及び第十五号から第十七号までに掲げる給付(同項第十一号に掲げる給付にあつては、旧国民年金法対象者に支給されるものに限る。)の区分に応じ、当該給付の六十五歳以上の各受給権者が昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第一号の表の上欄に掲げる者であつて、当該給付の額の計算の基

- 基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の調整組合員期間等の年数が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該調整組合員期間等を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして、同号の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額
- 6| 第三項及び前項の被用者年金期間率は、それぞれ、当該給付の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等の月数から他の法令の規定により当該調整組合員期間等に算入するものとされた期間の月数を控除して得た月数を、当該調整組合員期間等の月数で除して得た率とする。
- 7| 前項の規定は、第三項及び第五項の総被用者年金期間率について準用する。この場合において、前項中「月数」とあるのは、「月数の総数」と読み替えるものとする。
- 8| 第三項第三号ロ又は第四号ロの退職共済年金期間相当率は、それぞれ、第一号に掲げる期間の月数の総数を同号に掲げる期間の月数の総数と第二号に掲げる期間の月数の総数とを合算した月数で除して得た率とする。
- 一 第三項第三号又は第四号に掲げる退職共済年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を合算した期間
- 二 第三項第三号に掲げる退職年金又は同項第四号に掲げる減額退職年金の額の計算の基礎となつた調整組合員期間等を合算した期間
- 9| 第三項第十五号ハ又は第十六号ハの老齢加給年金相当率は、加給年金額に相当する部分がある旧法による老齢年金（その全額につき支給を停

(削る)

止されているものを除く。以下この項において同じ。)の受給権者の人数を、旧法による老齢年金の受給権者の人数で除して得た率とする。

10 前項の規定は、第三項第十八号の障害加給年金相当率について準用する。この場合において、前項中「老齢年金」とあるのは、「障害年金」と読み替えるものとする。

1 (基準負担率の算定に必要な年金たる保険給付に要する費用の算定方法)
第八条の九 法附則第十九条第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付(同項第十九号に掲げる給付にあつては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本電信電話共済組合の組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)に要する費用(平成八年改正法附則第五条の規定により被保険者期間とみなされた日本たばこ産業共済組合等の組合員期間及び日本たばこ産業株式会社等の被保険者であつた期間に係る部分を除く。)の総額に当該年度における当該給付に係る調整率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を合算した額とする。

2 前項の調整率は、当該年度の九月三十日における当該給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。)の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち調整後の額(次項第一号から第七号まで、第十号、第十二号及び第十七号に掲げる給付にあつては

その額に当該給付に係る在職支給率を乗じて得た額、同項第二十号から第二十八号まで、第三十一号及び第三十二号に掲げる給付にあつてはその額に当該給付に係る移行農林給付在職支給率を乗じて得た額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の調整後の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から、当該給付に係る国庫負担相当額を控除して得た額とする。

一 老齢厚生年金（次号から第七号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者期間（その計算について昭和六十年改正法附則第四十七条第二項から第四項までの規定の適用があつた場合（昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下この号において「旧交渉法」という。）第三条第二項（旧交渉法第四条第二項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合を除く。）、平成八年改正法附則第五条第二項及び第三項の規定の適用があつた場合又は旧法第十九条第三項若しくは旧交渉法第二条第二項（旧交渉法第三条の二第二項及び第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がないものとして計算した期間とする。以下「調整被保険者期間」という。）を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険

- 者期間に係る平均標準報酬額（同項に規定する平均標準報酬額をいう。以下「調整平均標準報酬額」という。）を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る平均標準報酬月額（法附則第十七条の四第一項又は第三項の規定の例により計算した平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下「調整平均標準報酬月額」という。）を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定する加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額
- 二 法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を

法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第七条の三第四項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項に規定する法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）

ロ 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九条第二項に規定する加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額

三 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（法第四十三条第一項及び法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）

各受給権者について当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整被

保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の法第四十三条第一項の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であった期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であった期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）の合算額

四 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）

イ 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算して得た額

イ 前号の規定の例により計算した額

ロ 各受給権者に係る平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額

五 法附則第八条の規定による老齢厚生年金（前二号に掲げるものを除く。）

イ 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整被保

険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項第二号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一号に規定する同日前の被保険者であった期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であった期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）

六 法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第十三条の四第四項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前で

- ある場合の同項に規定する法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十條第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者に係る法附則第十三條の五第一項に規定する繰上げ調整額の合算額、昭和六十年改正法附則第五十九條第二項に規定する加算額の合算額及び加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五條第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）を合算した額
- 七 法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金（前号に掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 前号イの規定の例により計算した額
- ロ 各受給権者に係る昭和六十年改正法附則第五十九條第二項に規定する加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五條第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額
- 八 障害厚生年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額

とロに掲げる額とを合算して得た額

イ 当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法第五十条の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項及び同条第三項の規定の例により計算した額とする。）

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）

九 遺族厚生年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額と

みなして、法第六十条の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項及び同条第三項の規定の例により計算した額とし、法第六十四条の三第一項（同条第二項（第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、法第六十条の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が同日前である場合の同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、平成十二年改正法附則第二十条第一項及び第三項の規定の例により計算した額）から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額とする。）

ロ 各受給権者に係る法第六十二条第一項又は昭和六十年改正法附則第七十三条第一項に規定する加算額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第三号に規定する部分に係る加算額の合算額を除く。）

十 特例老齢年金 各受給権者について当該特例老齢年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第九条の四第一項及び第三項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同条第一項においてその例によるものとされた法附則第九条の二第二項第二号の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）の合算額

十一 特例遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該特例遺族年金の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同項に規定する平均標準報酬額とみなして、法附則第九条の四第一項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である場合の同項においてその例によるものとされた法附則第九条

の二第二項第二号の規定により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）の百分の五十に相当する額

ロ 各受給権者に係る法第六十二条第一項又は昭和六十年改正法附則第七十三条第一項に規定する加算額の合算額

十二 旧法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 当該給付の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を読替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該調整被保険者期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項第二号の規定の例により計算した額は、同日前の当該調整被保険者期間を昭和六十年改正法附則第七十八条の二第一号に規定する同日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間と、同日前の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準

- 準報酬月額と、同日以後の当該調整被保険者期間を同条第二号に規定する同日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間と、同日以後の当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同条の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号（旧船員保険法による老齢年金にあつては、同条第五号）に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）
- ハ 六十五歳以上の各受給権者について計算した昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第一号イ及びロ（旧船員保険法による老齢年金にあつては、同項第六号イ及びロ）に掲げる額の合算額
- 十三 旧法による通算老齢年金及び旧船員保険法による通算老齢年金各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
- イ 前号イの規定の例により計算した額
- ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第二号（旧船員保険法による通算老齢年金にあつては、同項第七号）の規定の例により計算した額
- 十四 旧法による障害年金及び旧船員保険法による障害年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額
- イ 当該給付の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保

險者期間に係る調整平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替え後の旧法第五十条第一項の規定の例により計算した額

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（各受給権者について算定した昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三号ロ（旧船員保険法による障害年金にあつては、同項第八号ロ）に掲げる額の合算額及び昭和六十一年経過措置政令第五十五条第二号（旧船員保険法による障害年金にあつては、同条第五号）に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）

ハ 各受給権者について算定した昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三号イ（旧船員保険法による障害年金にあつては、同項第八号イ）に掲げる額の合算額

十五 旧法による遺族年金及び旧船員保険法による遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 当該給付の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替え後の旧法第六十条第一項及び第二項の規定の例により計算した額

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額から、昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三号第四号ハ及びニ（旧船員保険法による遺族年金にあつては、同項第九号ハ及びニ）の規定の例により計算した

額を控除して得た額

ハ 昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第四号イ及びロ（旧船員保険法による遺族年金にあつては、同項第九号イ及びロ）の規定の例により計算した額

十六 旧法による通算遺族年金及び旧船員保険法による通算遺族年金各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 第十二号イの規定の例により計算した額の百分の五十に相当する額

ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第五号（旧船員保険法による通算遺族年金にあつては、同項第十号）の規定の例により計算した額

十七 旧法による特例老齢年金及び旧船員保険法による特例老齢年金各受給権者について第十二号イの規定の例により計算した額

十八 旧法による特例遺族年金及び旧船員保険法による特例遺族年金各受給権者について第十二号イの規定の例により計算した額の百分の五十に相当する額

十九 前条第三項各号に掲げる給付 同項各号に定める額（同項第一号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる給付にあつては、その額に当該給付に係る移換給付在職支給率を乗じて得た額とする。

二十 移行退職共済年金（次号から第二十八号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げ

る額とを合算した額

イ 当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額（当該旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額（この号から第三十号までに掲げる給付に係る昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額にあつては、平成十三年統合法附則第十六条第十項の規定により算定した標準給与の月額）を、それぞれ被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額とみなして法附則第十条の二第一項の規定の例により計算した平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を同項に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該旧農林共済組合員期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項の規定の例により計算した額は、同日前の当該旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額（当該旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額を、それぞれ被保険者期

- 間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と、当該旧農林共済組合員期間における各月の標準賞与額を、それぞれ被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準賞与額とみなして計算した法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額をいう。以下この条において同じ。
- （を平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者に係る加算額（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二十条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項に規定する加算額をいう。第二十七号ハにおいて同じ。）の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）とを合算した額
- 二十一 移行退職共済年金（旧国民年金法対象者に支給されるものに限るものとし、次号、第二十三号及び第二十六号から第二十八号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額
- イ 当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定

- の例により計算した額（当該旧農林共済組合員期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同号の規定の例により計算した額は、同日前の当該旧農林共済組合員期間を昭和六十年改正法附則第七十八条の二第一号に規定する同日前の厚生年金保険の被保険者であった期間と、同日前の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間を同条第二号に規定する同日以後の厚生年金保険の被保険者であった期間と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同条の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）
- ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第
五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算
額
- 二十二 移行退職年金の受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）に支
給される移行退職共済年金（第二十六号から第二十八号までに掲げる
ものを除く。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額
から、ロに掲げる額を控除して得た額
- イ 前号イの規定の例により計算した額
- ロ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第

五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に、移行退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

二十三 移行減額退職年金の受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）に支給される移行退職共済年金（第二十六号から第二十八号までに掲げるものを除く。）各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 第二十一号イの規定の例により計算した額

ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額の合算額に、移行退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

二十四 旧農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「支給要件に係る廃止前農林共済法」という。）によるものを含み、額計算等に係る廃止前農林共済法第三十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。）

イ イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額

各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該旧農林共済組合員期間の

- 一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項の規定の例により計算した額は、同日前の当該旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であった期間と、同日前の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であった期間と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。）
- ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二十一号イの規定の例により計算した額
- 二十五 旧農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（支給要件に係る廃止前農林共済法によるものを含み、額計算等に係る廃止前農林共済法附則第十二条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 各受給権者について前号イの規定の例により計算した額
- ロ 各受給権者に係る当該繰上げ調整額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額
- 二十六 旧農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（支給要件に係る廃止前農林共済法によるものを含み、前二号に掲げるものを除く。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算

した額に、ハに掲げる額を合算して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該旧農林共済組合員期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項第二号の規定の例により計算した額は、同日前の当該旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二十一号イの規定の例により計算した額

ハ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）

二十七 移行退職共済年金（額計算等に係る廃止前農林共済法附則第十

三条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該移行退職共済年金の額が減じられているものに限る。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、ニに掲げる額を控除して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について第二十号イの規定の例により計算した額に移行退職共済年金減額支給割合（一）から、額計算等に係る廃止前農林共済法附則第十三条第七項に規定する割合を控除して得た割合として各受給権者について計算したものをいう。ロにおいて同じ。）を乗じて得た額

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二十一号イの規定の例により計算した額に、移行退職共済年金減額支給割合を乗じて得た額

ハ 各受給権者に係る加算額の合算額と加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）とを合算した額

ニ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限るものとし、移行退職年金又は移行減額退職年金の受給権者を除く。）について第二十一号ハの規定の例により計算した額と各受給権者（旧国民年金法対象者であつて移行退職年金又は移行減額退職年金の受給権者であるものに限る。）について第二十二号ロの規定の例により計算した額とを合算した額

二十八 旧農林共済法附則第十三条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による移行退職共済年金（支給要

- 件に係る廃止前農林共済法によるものを含む。）イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額
- イ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について第二十六号イの規定の例により計算した額から、移行退職共済年金繰上減額相当額（その額の百分の四に相当する金額に、額計算等に係る廃止前農林共済法附則別表第一若しくは附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢と当該移行退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額
- ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について第二十一号イの規定の例により計算した額から、移行退職共済年金繰上減額相当額を控除して得た額
- ハ 前号ハの規定の例により計算した額
- 二十九 移行障害共済年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額
- イ 当該移行障害共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項に規定する平均標準報酬月額とみなして、法第五十条の規定の例により計算した額（同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計

算した額は、平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項の規定により計算した額とする。）

ロ 各受給権者に係る加給年金額の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額の合算額を除く。）

三十 移行農林共済年金のうち遺族共済年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該遺族共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項に規定する平均標準報酬月額とみなして、法第六十条の規定の例により計算した額（同条においてその例によるものとされた法第四十三条第一項の規定により計算した額は、平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項の規定により計算した額とし、平成十四年経過措置政令第十四条の五において準用する法第六十四条の三第一項（同条第二項（第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。））において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額とする。）

ロ 各受給権者に係る加算額（額計算等に係る廃止前農林共済法第四十八条又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条に規定する加算額をいう。）の合算額（昭和六十一年経過措置政令第五十

七条第五号に規定する部分に係る加算額の合算額を除く。）

三十一 移行退職年金 イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、ニに掲げる額を控除して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について当該移行退職年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を読替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について当該移行退職年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額

ハ 当該移行退職年金の受給権者の人数に老齢加給年金相当率を乗じて得た数を、旧法配偶者加給年金額に乗じて得た額から、昭和六十年経過措置政令第五十八条第三項第一号ハの規定の例により計算した額を控除して得た額

ニ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額から、第二十二号ロに掲げる額を控除して得た額

三十二 移行減額退職年金 イに掲げる額の合算額とロに掲げる額の合算額とを合算した額に、ハに掲げる額を合算して得た額から、二に掲げる額を控除して得た額

イ 各受給権者（旧国民年金法対象者に限る。）について前号イの規定の例により計算した額に、移行減額退職年金支給割合（一から、旧制度農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条の二第二項に規定する割合を控除して得た割合として各受給権者について計算したものをいう。ロにおいて同じ。）を乗じて得た額

ロ 各受給権者（旧国民年金法対象者を除く。）について前号ロの規定の例により計算した額に、移行減額退職年金支給割合を乗じて得た額

ハ 当該移行減額退職年金の受給権者の人数に老齢加給年金相当率を乗じて得た数を、旧法配偶者加給年金額に乗じて得た額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第二号ロの規定の例により計算した額を控除して得た額

ニ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額から、第二十三号ロに掲げる額を控除して得た額

三十三 移行通算退職年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該移行通算退職年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を読替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額

を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額

ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第三号の規定の例により計算した額

三十四 移行障害年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該移行障害年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、讀替え後の旧法第五十条第一項の規定の例により計算した額

ロ 当該移行障害年金の受給権者の人数に障害加給年金相当率を乗じて得た数を、旧法配偶者加給年金額に乗じて得た額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第四号ロ及びハの規定の例により計算した額を控除して得た額

ハ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第四号イの規定の例により計算した額

三十五 移行農林年金のうち遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロに掲げる額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 当該遺族年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を讀替え後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該

- 旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替後の旧法第六十条第一項及び第二項の規定の例により計算した額
- ロ 当該遺族年金の受給権者に係る加算額（旧制度農林共済法第四十六条の五に規定する加算額をいう。）の合算額から、昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第五号ハ及びニの規定の例により計算した額を控除して得た額
- ハ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第五号イ及びロの規定の例により計算した額
- 三十六 移行農林年金のうち通算遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
- イ 当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を読替後の旧法第三十四条第一項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、読替後の旧法第六十八条の四第一項の規定の例により計算した額
- ロ 昭和六十一年経過措置政令第五十八条第三項第六号の規定の例により計算した額
- 4 第八条の三第四項の規定は、第二項の在職支給率について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第二十六条又は」とあるのは「第二十六条、」と、「第四十六条第五項の」とあるのは「第四十六条第五項又は昭和六十年改正法附則第七十八条第六項若しくは第八十七条第七項の」と読み替えるものとする。

5 前条第四項の規定は、第二項の移行農林給付在職支給率について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「又は私立学校教職員共済法」とあるのは、「私立学校教職員共済法」と、「をを含む。」の規定により」とあるのは「を含む。」又は額計算等に係る廃止前農林共済法第四十五条の三若しくは附則第十三条の三若しくは廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」と読み替えるものとする。

6 第三項の国庫負担相当額は、同項各号に掲げる各給付の区分に応じ、それぞれ第一号に掲げる額の合算額と第二号に掲げる額の合算額とを合算した額とする。

一 当該給付の額の計算の基礎となつた調整被保険者期間並びに当該調整被保険者期間に係る調整平均標準報酬月額及び調整平均標準報酬額を基礎として昭和六十一年経過措置政令第百条の規定の例により計算した額（第三項第十九号に掲げる給付にあつては、前条第五項第一号イに掲げる給付の区分ごとにそれぞれ当該区分に定める額の合算額に、同号ロに掲げる率を乗じて得た額とし、第三項第二十号から第三十六号までに掲げる給付にあつては、次の表の上欄に掲げる給付の区分ごとにそれぞれ当該区分に定める額の合算額に、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係るものの月数を合算した月数を当該給付の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間の月数を合算した月数で除して得た率を乗じて得た額）の百分の二十（昭和六十年改正法附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る部分の額に

については、その額の百分の二十五とし、平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間に係る部分の額については、その額の百分の十五・八五とし、旧農林共済組合員期間に係る部分の額については、その額の百分の十九・八二とする。）に相当する額の

第三項第二十号に掲げる給付

各受給権者について第三項第二十号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法附則第九条の二第二項に規定する被保険者期間と、当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同項第二号に規定する平均標準報酬月額とみなして、同項の規定の例により計算した額（当該旧農林共済組合員期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同項第二号の規定の例により計算した額は、同日前の当該旧農林共済組合員期間を平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号に規定する同日前の被保険者であつた期間と、同日前の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同号に規定する平均標準報酬月額と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間を同項第二号に規定する同日以後の被保険者であつた期間と、同日以後の当該旧農林共済組合員期間に係る旧農林共済平均標準報酬月額を同

第三項第二十八号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十八号に定める額
第三項第二十七号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十七号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額とを合算した額に、同号ハに掲げる額を合算して得た額
第三項第二十六号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十六号に定める額
第三項第二十五号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十五号に定める額
第三項第二十四号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十四号に定める額
第三項第二十三号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十三号イに掲げる額の合算額
第三項第二十二号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十二号イに掲げる額の合算額
第三項第二十一号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十一号の規定の例により計算した額とする。イの合算額と、第三項第二十号ロに掲げる額とを合算した額
第三項第二十号に掲げる給付	号に規定する平均標準報酬額とみなして、同項の規定の例により計算した額とする。イの合算額と、第三項第二十号ロに掲げる額とを合算した額

二 第三項第十二号、第十三号、第二十一号から第二十三号まで、第二

第三項第二十九号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第二十九号に定める額
第三項第三十号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十号に定める額
第三項第三十一号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十一号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額の合算額とを合算した額に、同号ハに掲げる額を合算して得た額
第三項第三十二号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十二号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額の合算額とを合算した額に、同号ハに掲げる額を合算して得た額
第三項第三十三号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十三号イに掲げる額の合算額
第三項第三十四号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十四号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額とを合算した額
第三項第三十五号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十五号イに掲げる額の合算額と同号ロに掲げる額とを合算した額
第三項第三十六号に掲げる給付	各受給権者について算定した第三項第三十六号イに掲げる額の合算額

十七号及び第三十一号から第三十三号まで並びに前条第三項第二号から第四号まで、第十一号及び第十五号から第十七号までに掲げる給付（第三項第二十七号及び同条第三項第十一号に掲げる給付にあつては、旧国民年金法対象者に支給されるものに限る。）の区分に応じ、当該給付の六十五歳以上の各受給権者が昭和六十一年経過措置政令第五十六条第三項第一号ロの表の上欄に掲げる者であつて、当該給付の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の調整被保険者期間又は旧農林共済組合員期間の年数が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該調整被保険者期間又は旧農林共済組合員期間を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして、同号の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額

7 | 前条第四項の規定は、第三項第十九号の移換給付在職支給率について準用する。

8 | 第三項第二十二号ロ又は第二十三号ロの移行退職共済年金期間相当率は、それぞれ、第一号に掲げる期間の月数の総数を同号に掲げる期間の月数の総数と第二号に掲げる期間の月数の総数とを合算した月数で除して得た率とする。

- 一 | 第三項第二十二号又は第二十三号に掲げる移行退職共済年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間を合算した期間
- 二 | 第三項第二十二号に掲げる移行退職年金又は同項第二十三号に掲げる移行減額退職年金の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間

を合算した額

9 前条第九項の規定は、第三項第三十一号ハ及び第三十二号ハの老齡加給年金相当率について準用する。

10 前条第十項の規定は、第三項第三十四号口の障害加給年金相当率について準用する。

(法附則第二十条第一項に規定する率)

第八条の十 法附則第二十条第一項に規定する政令で定める率は、〇・〇〇七七とする。

(法附則第二十条第四項第一号ロに規定する率)

第八条の十一 次の表の上欄に掲げる年度における法附則第二十条第四項第一号ロ(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める率は、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度	一・〇二三
平成二十七年から平成三十一年度までの各年度	一・〇二二
平成三十二年から平成三十六年度までの各年度	一・〇二〇
平成三十七年から平成四十一年度までの各年度	一・〇一八
平成四十二年から平成四十六年度までの各年度	一・〇一二
平成四十七年から平成五十六年度までの各年度	一・〇〇九
平成五十七年度以後の各年度	一・〇一〇

(法附則第二十条第四項第二号イに規定する率)

(削る)

第八条の十一の二 次の表の上欄に掲げる年度における法附則第二十条第
四項第二号イ（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する
政令で定める率は、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成九年度	四・六六パーセント
平成十年度	四・一五パーセント
平成十一年度	三・六二パーセント
平成十二年度	三・二二パーセント
平成十三年度	一・九九パーセント
平成十四年度	〇・二二パーセント
平成十五年度	四・九一パーセント
平成十六年度	二・七三パーセント
平成十七年度	六・八二パーセント
平成十八年度	三・一〇パーセント
平成十九年度	マイナス三・五四パーセント
平成二十年度	マイナス六・八〇パーセント
平成二十一年度	一・四七パーセント
平成二十二年度	一・七八パーセント
平成二十三年度	一・九二パーセント
平成二十四年度	二・〇三パーセント
平成二十五年度	二・二三パーセント
平成二十六年度	二・五七パーセント
平成二十七年	二・九一パーセント
平成二十八年	三・三九パーセント

(削る)

平成二十九年	三・六五パーセント
平成三十年	三・八五パーセント
平成三十一年	四・〇〇パーセント
平成三十二年以後の各年度	四・一〇パーセント

(平準化期間及び補正拠出金算定対象額の変更に関する技術的読替え)

第八条の十一の三 法附則第二十条第六項の規定により同条第五項の規定による平準化期間及び補正拠出金算定対象額の変更について同条第四項の規定を準用する場合には、同項第二号イ中「次項」とあるのは「以下この号及び次項」と、「定める率」とあるのは「定める率(積立金(旧厚生保険特別会計年金勘定又は年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金をいう。)の運用の実績を考慮することができる年度については、当該実績を考慮して政令で定める率)」と読み替えるものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

(削る)

第八条の十二 各年金保険者たる共済組合等は、毎年度、それぞれ当該年度における拠出金算定対象額(法附則第十九条第二項に規定する拠出金算定対象額をいう。以下同じ。)の見込額の二分の一に相当する額に当該年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る標準報酬按分率の見込値(以下「概算標準報酬按分率」という。)を乗じて得た額と、当該年度における拠出金算定対象額の見込額の二分の一に相当する額に当該年金保険者たる共済組合等に係る同条第四項に規定する個別負担按分率の見込値(以下「概算個別負担按分率」という。)を乗じて得た額と

を合算した額の拠出金（第四項において「概算拠出金」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 前項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算個別負担按分率は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた拠出金算定対象額の見込額が当該年度における日本たばこ産業共済組合等の組合員期間に係る年金たる保険給付（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用に係る部分に限る。）を含む。）の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該年金たる保険給付に支障が生ずると認めるときは、第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各年金保険者たる共済組合等は、変更後の拠出金算定対象額の見込額の二分の一に相当する額にそれぞれ第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る概算標準報酬按分率及び概算個別負担按分率を乗じて得た額の合計額から、概算拠出金の額を控除して得た額の拠出金を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めると

(削る)

きは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算個別負担按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

(削る)

第八条の十三 法附則第二十条第一項に規定する平準化期間（次項において単に「平準化期間」という。）の各年度における前条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「拠出金算定対象額（法附則第十九条第二項に規定する拠出金算定対象額をいう。以下同じ。）の見込額」とあるのは「補正拠出金算定対象額（法附則第二十条第一項に規定する補正拠出金算定対象額をいう。以下同じ。）」と、「拠出金算定対象額の見込額」とあるのは「補正拠出金算定対象額」と、同条第二項及び第六項中「拠出金算定対象額の見込額」とあるのは「補正拠出金算定対象額」とする。

2 平準化期間の各年度においては、前条第三項及び第四項の規定は適用しない。

第八条の十四 年金保険者たる共済組合等は、毎年度において第八条の十二第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法附則第十九条第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額

(法附則第二十八條の二第一項に規定する政令で定める期間)

第十條 法附則第二十八條の二第一項に規定する政令で定める期間は、同條に規定する旧陸軍共済組合令及び前條各号に規定する命令（以下「旧共済組合令」という。）に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であつた期間につき、厚生年金保険の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- 一 法律によつて組織された共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。）が支給する退職を支給理由とする年金たる給付（平成八年改正法附則第十六條第三項の規定によ

に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の拠出金を翌々年度までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならぬ。

- 2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において年金保険者たる共済組合等が第八條の十二第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法附則第十九條第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに第八條の十二第一項の規定により当該年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

- 3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

(法附則第二十八條の二第一項に規定する政令で定める期間)

第十條 法附則第二十八條の二第一項に規定する政令で定める期間は、同條に規定する旧陸軍共済組合令及び前條各号に規定する命令（以下「旧共済組合令」という。）に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であつた期間につき、厚生年金保険の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- 一 法第十二條第一号ロに規定する共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。）が支給する退職を支給理由とする年金たる給付（平成八年改正法附則第十六條第三項の規

り厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、厚生年金保険の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 老齢厚生年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間

(法附則第二十八条の二第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間に係る被保険者の種別)

第十条の二 法附則第二十八条の二第一項の規定により法による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなされた期間は、第一号厚生年金被保険者期間とみなされたものとする。

(脱退一時金に関する処分の審査請求に関する技術的読替え)

第十三条 法附則第二十九条第八項において法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条の二	第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び再審査請求	附則第二十九条第六項の審査請求
(略)	(略)	(略)

定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、厚生年金保険の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 老齢厚生年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間

(新設)

(脱退一時金に関する処分の審査請求に関する技術的読替え)

第十三条 法附則第二十九条第七項の規定により法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条の二	前二条の審査請求及び再審査請求	附則第二十九条第六項の審査請求
(略)	(略)	(略)

第九十一条の三		第九十条第一項又は第九十一条	附則第二十九
	第一項	条第六項	
(略)		(略)	

(脱退一時金に関する技術的読替え等)

第十四条 法附則第二十九条第九項において法第四十一条第一項及び第九
 十八条第四項の規定を準用する場合には、法第四十一条第一項中「老齡
 厚生年金」とあるのは「脱退一時金」と、法第九十八条第四項中「受給
 権者が」とあるのは「受給権者（第一号厚生年金被保険者期間に基づく
 脱退一時金の受給権者に限る。以下この項において同じ。）が」と読み
 替えるものとする。

(脱退一時金の支給に関する事務の特例)

第十五条 法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする
 者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱
 退一時金の請求をする場合には、法附則第二十九条第九項において準用
 する法第二条の五の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条
 第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、同条第九項にお
 いて準用する法第二条の五第一項第一号に定める者が行う。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の
 支給要件等に関する読替え等)

第十六条 法附則第三十条の規定により二以上の種別の被保険者であつた

第九十一条の三		第九十条第一項又は第九十一条	附則第二十九
	(略)	条第六項	
(略)		(略)	

(脱退一時金に関する技術的読替え等)

第十四条 法附則第二十九条第八項の規定により法第四十一条第一項の規
 定を準用する場合には、同項中「老齡厚生年金」とあるのは、「脱退一
 時金」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

期間を有する者について、法附則第二十九条第三項及び第四項の規定の例により脱退一時金の額を計算する場合には、同条第三項中「被保険者であつた期間」とあるのは「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間（以下この項及び次項において「合算被保険者期間」という。）」と、「（被保険者期間」とあるのは「（一の期間に係る被保険者期間」と、「とする」とあるのは「に当該一の期間に係る被保険者期間の月数を合算被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を合算して得た額とする」と、同条第四項中「喪失した日」とあるのは「喪失した日（各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者の種別ごとの、最後に当該被保険者の種別に係る被保険者の資格を喪失した日のうち最も遅い日をいう。）」と、「被保険者期間」とあるのは「合算被保険者期間」とする。

2| 法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、前項の規定により読み替えられた同条第四項に規定する最終月に係る被保険者の種別に応じて、法第二十五条第一項各号に定める者が行う。

3| 法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱退一時金の請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、法第二十五条第一項第一号に定める

者が行う。

附則

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第四条の二の十六の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」とする。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用

附則

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」とする。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用

される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第四条の二の十六の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の十六の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第

される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十

二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（削る）

（削る）

第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

別表第三（第八条の八関係）

国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法第七十二条の二に規定する平均標準報酬額
地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給与月額
日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二に規定する平均標準給与月額

別表第四（第八条の八関係）

国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国家公務員共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九の規定により読み替えられた同法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月
--------------	---

<p>額（平成十二年国家公務員共済改正法第四条の規定による改正前の昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第一項、第三項又は第五項（同項の規定に基づく命令を含む。）の規定が適用される場合にあつては、これらの規定を適用して計算した額）</p>	<p>地方公務員共済組合連合会 を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十三条に規定する私立学校教職員共済制度における標準給与の月額を、それぞれ被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額とみなして法附則第十七条の四第一項の規定の例により計算した平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額</p>	<p>業団 ・共済事 学校振興 日本私立</p>
--	---	--------------------------------------

二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 抄
（第二条関係）

（平成二十七年十月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共済組合等に行わせる事務）</p> <p>第一条 国民年金法（以下「法」という。）第三条第二項の規定により、次に掲げる事務は、同項に規定する共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせる。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二十</p> <p>二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に限る。）のみを有する者（第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のみを有する者にあつては、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のうち一の法第三条第二項に規定する共済組合（</p>	<p>（共済組合等に行わせる事務）</p> <p>第一条 国民年金法（以下「法」という。）第三条第二項の規定により、次に掲げる事務は、同項に規定する共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせる。</p> <p>一 一の法第三条第二項に規定する共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）であつた期間又は法第十二条第六項に規定する私学教職員共済制度の加入者（以下単に「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた期間のみを有する者（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた期間のみを有する者を含む。）その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に係る老齢基礎年金（法附則第九条の二第三項の規定により支給するものを除く。）を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務</p>

以下単に「共済組合」という。)の組合員(以下「組合員」という。)であつた期間のみを有する者(国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた期間のみを有する者を含む。)に限る。)その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に係る老齢基礎年金(法附則第九条の二第三項の規定により支給するものを除く。)を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二 組合員又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下この号及び第二条第二項において「私学教職員共済制度の加入者」という。)であつた間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金(法第三十一条の規定による障害基礎年金については、組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた間に後の障害に係る初診日がある傷病による障害に係るものに限る。)、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。)(第二十九条第五項又は第三十四条から第三十八条までの規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める障害基礎年金)を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査、当該障害基礎年金の額の改定の請求の受理、当該障害基礎年金に係る障害の程度の診査並びに法第三十四条第四項(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成元年政令第三百三十七号)第二条の規定により読み替えて適用する場合

二 組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金(法第三十一条の規定による障害基礎年金については、組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた間に後の障害に係る初診日がある傷病による障害に係るものに限る。)及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。)(第二十九条第五項又は第三十四条から第三十八条までの規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査、当該障害基礎年金の額の改定の請求の受理、当該障害基礎年金に係る障害の程度の診査並びに法第三十四条第四項(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成元年政令第三百三十七号)第二条の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による当該障害基礎年金の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

を含む。)の規定による当該障害基礎年金の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

三・四 (略)

五 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第四条の二の十四第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(厚生労働大臣を除く。)が受理及び事実についての審査に関する事務を行うものとされた同令第四条の二の十四第一項に規定する申請等に併せて行われる法及び法に基づく又は法を実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)の規定による申請、請求、申出及び届出(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。)の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務

2 厚生労働大臣は、前項第一号、第二号又は第五号に規定する厚生労働省令を定めるときは、共済組合(国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を除く。)、国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団を所管する大臣に協議しなければならない。

(市町村が処理する事務)

第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

三・四 (略)

(新設)

2 厚生労働大臣は、前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、共済組合(国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を除く。)、国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団を所管する大臣に協議しなければならない。

(市町村が処理する事務)

第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

一〇三 (略)

四 法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（次に掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による被保険者を含む。以下「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間のみを有する者（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を有する者を除く。）に支給する老齢基礎年金（昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定により支給するものを除く。）

ロ (略)

一〇三 (略)

四 法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（次に掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による被保険者を含む。以下「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間のみを有する者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第一百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし加入者期間を有する者を除く。）に支給する老齢基礎年金（昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定により支給するものを除く。）

ロ (略)

ハ 第一号被保険者であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）
 ）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）
 ）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）
 ）、平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るものを除く。）

ハ 第一号被保険者であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）
 ）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）
 ）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るものを除く。）

二 第一号被保険者の死亡により法第三十七条の規定による遺族基礎年金の受給権を有することとなる者に係る遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）

ホトト （略）

五 法第十九条第一項に規定する請求（次に掲げる年金たる給付に係るものに限る。）の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附

二 第一号被保険者の死亡により法第三十七条の規定による遺族基礎年金の受給権を有することとなる者に係る遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）

ホトト （略）

五 法第十九条第一項に規定する請求（次に掲げる年金たる給付に係るものに限る。）の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年

則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るものを除く。）

ロ 遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）

ハ（略）
六十三（略）

（法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付）

第三条 法第七条第一項第一号に規定する老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二（略）

三 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「旧国家公務員等共済

金の受給権者に係るものを除く。）

ロ 遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）

ハ（略）
六十三（略）

（法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付）

第三条 法第七条第一項第一号に規定する老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二（略）

三 国家公務員共済組合法による退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（及び昭和六十年国家公務員共済

組合法」という。)及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「旧国の施行法」という。)による退職年金(旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

四 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。)及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「旧地方の施行法」という。)による退職年金(旧地方公務員等共済組合法第七十九条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律

改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「旧国の施行法」という。)による退職年金(旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

(新設)

四 地方公務員等共済組合法による退職共済年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。)及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「旧地方の施行法」という。)による退職年金(旧地方公務員等共済組合法第七十九条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

(新設)

五 私立学校教職員共済法による退職共済年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第

第四百十号) 附則第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。) 並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。) による退職年金(旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。) 及び減額退職年金

六〇十一 (略)

(被扶養配偶者の認定)

第四条 法第七条第二項に規定する主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構(以下「機構」という。) が行う。

(端数処理)

第四条の三 年金たる給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。

十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。) 並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。) による退職年金(同法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。) 及び減額退職年金

六〇十一 (略)

(被扶養配偶者の認定)

第四条 法第七条第二項に規定する主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構(以下「機構」という。) が行う。

(端数処理)

第四条の三 年金たる給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。ただし、この条本文の規定を適用して裁定又は改定した年金たる給付の額とこの条本文の規定を適用しないで裁定又は改定した年金たる給付の額との差額が百円を

超えるときは、この限りでない。

(法第二十条第二項の政令で定める規定)

第四条の四 法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(法第二十条の二第四項の政令で定める法令の規定等)

第四条の四の二 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)附則第八
条第一項及び第二項

(法第二十条第二項の政令で定める規定)

第四条の四 法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む)。

四 地方公務員等共済組合法第七十六条第三項及び第五項(昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む)。

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む)。

(法第二十条の二第四項の政令で定める法令の規定等)

第四条の四の二 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)附則第八
条第一項

十〇十八 (略)

十九 厚生年金保険法施行令第三条の七ただし書(同条第一号の二に係る部分に限る。)

二十・二十一 (略)

二十二 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の九第二項(同項第一号に係る部分(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。))に限る。)

二十三 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十五号)第二十三条の六第二項(同項第一号に係る部分に限る。)

二十四 (略)

二十五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)第二十一条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)

二十六〇二十九 (略)

2 (略)

十〇十八 (略)

十九 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第三条の七ただし書(同条第一号の二に係る部分に限る。)

二十・二十一 (略)

二十二 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の九第二項(同項第一号に係る部分(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。))及び第十一条の七の四(同条第一号に係る部分(私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。))に限る。)

二十三 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十五号)第二十三条の六第二項(同項第一号に係る部分に限る。)及び第二十五条の六(同条第一号に係る部分に限る。)

二十四 経過措置政令第二十八条ただし書(同条第一号に係る部分に限る。)

二十五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)第二十一条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第二十一条の二第一項及び第四項並びに第二十六条の二第一項及び第四項

二十六〇二十九 (略)

2 (略)

(公的年金被保険者総数の算定方法)

第四条の四の三 法第二十七条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数は、次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

- 一 (略)
- 二 各年度の各月の末日における厚生年金保険法の被保険者の数の総数
- 三 (略)

(法第三十六条の二第五項の政令で定める給付等)

第五条の三 法第三十六条の二第五項に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 五 (略)
- 六 国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの

2 (略)

(法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一項第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

(公的年金被保険者等総数の算定方法)

第四条の四の三 法第二十七条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数は、次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

- 一 (略)
- 二 各年度の各月の末日における被用者年金各法の被保険者、組合員及び加入者の数の総数
- 三 (略)

(法第三十六条の二第五項の政令で定める給付等)

第五条の三 法第三十六条の二第五項に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 五 (略)
- 六 国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの

2 (略)

(法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一項第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金（障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。）

二 五（略）

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）

七 十三（略）

2 法第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

イ（略）

ロ 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共

済年金

一 被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金（障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。）

二 五（略）

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）

七 十三（略）

2 法第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

イ（略）

ロ 被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金

ハ (略)

二〇四 (略)

五 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十
六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するも
のとされたものを含む。）の受給権者であつて、最後に旧国家公務員
等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号
において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して
障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該
当しない者に限る。）

六〇八 (略)

（保険料・拠出金算定対象額に乘じる率の計算方法）

第十一条の二 法第九十四条の三第一項に規定する保険料・拠出金算定対
象額に乘じる率（以下「拠出金按分率」という。）は、第一号に掲げる
数と第二号に掲げる数とを合算した数を、第三号に掲げる数で除して得
た率とする。

一 当該年度の各月の末日における当該政府及び実施機関に係る第二号
被保険者の数の合計数に、当該年度の九月末日における当該政府及び
実施機関に係る第二号被保険者の数に対する同日における当該政府及
び実施機関に係る第二号被保険者のうち次条に規定する者の数の比率
を乗じて得た数

二 当該年度の各月の末日における第三号被保険者の数の合計数と当該
年度において第三号被保険者となつたことに関する法第十二条第五項

ハ (略)

二〇四 (略)

五 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十
六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するも
のとされたものを含む。）の受給権者であつて、最後に旧国家公務員
等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号
において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して
障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該
当しない者に限る。）

六〇八 (略)

（保険料・拠出金算定対象額に乘じる率の計算方法）

第十一条の二 法第九十四条の三第一項に規定する保険料・拠出金算定対
象額に乘じる率（以下「拠出金按分率」という。）は、第一号に掲げる
数と第二号に掲げる数とを合算した数を、第三号に掲げる数で除して得
た率とする。

一 当該年度の各月の末日における当該被用者年金保険者に係る第二号
被保険者の数の合計数に、当該年度の九月末日における当該被用者年
金保険者に係る第二号被保険者の数に対する同日における当該被用者
年金保険者に係る第二号被保険者のうち次条に規定する者の数の比率
を乗じて得た数

二 当該年度の各月の末日における第三号被保険者の数の合計数と当該
年度において第三号被保険者となつたことに関する法第十二条第五項

から第八項までの規定による届出、法附則第七条の三第二項の規定による届出及び平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出が行われた者の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日以後の期間に係るもの及び法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入しないものとされた期間（同条第三項及び平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入するものとされた期間を除く。）に係るものを除く。）の総月数とを合算した数から当該年度において法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数に、当該年度の九月末日における当該政府及び実施機関に係る被保険者のうち第三号被保険者である者の数を同日における第三号被保険者の数で除して得た率を乗じて得た数

三 政府及び実施機関ごとに算定される前二号に掲げる数の合計数、当該年度において第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者が納付した保険料に係る保険料納付済期間の総月数、保険料四分の一免除期間の総月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の総月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の総月数の四分の一に相当する月数を合算した数

（実施機関たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付）

第十一条の四 各実施機関たる共済組合等は、毎年度、当該年度における保険料・拠出金算定対象額の見込額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率の見込値（以下「概算拠出金按分率」

から第八項までの規定による届出、法附則第七条の三第二項の規定による届出及び平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出が行われた者の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日以後の期間に係るもの及び法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入しないものとされた期間（同条第三項及び平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入するものとされた期間を除く。）に係るものを除く。）の総月数とを合算した数から当該年度において法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数に、当該年度の九月末日における当該被用者年金被保険者に係る被保険者のうち第三号被保険者である者の数を同日における第三号被保険者の数で除して得た率を乗じて得た数

三 各被用者年金被保険者ごとに算定される前二号に掲げる数の合計数、当該年度において第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者が納付した保険料に係る保険料納付済期間の総月数、保険料四分の一免除期間の総月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の総月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の総月数の四分の一に相当する月数を合算した数

（年金被保険者たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付）

第十一条の四 各年金被保険者たる共済組合等は、毎年度、当該年度における保険料・拠出金算定対象額の見込額に当該年度における当該年金被保険者たる共済組合等に係る拠出金按分率の見込値（以下「概算拠出金按分

という。)を乗じて得た額の基礎年金拠出金(第四項において「概算基礎年金拠出金」という。)を、厚生労働省令の定めるところにより、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた保険料・拠出金算定対象額の見込額が当該年度における基礎年金の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における基礎年金の給付に支障が生じると認めるときは、第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関たる共済組合等は、変更後の保険料・拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率を乗じて得た額から概算基礎年金拠出金の額を控除して得た額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令の定めるところにより国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額及び概算拠出金按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

率」という。)を乗じて得た額の基礎年金拠出金(第四項において「概算基礎年金拠出金」という。)を、厚生労働省令の定めるところにより、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた保険料・拠出金算定対象額の見込額が当該年度における基礎年金の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における基礎年金の給付に支障が生じると認めるときは、第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各年金保険者たる共済組合等は、変更後の保険料・拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る概算拠出金按分率を乗じて得た額から概算基礎年金拠出金の額を控除して得た額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令の定めるところにより国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び第四項に規定する厚生労働省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額及び概算拠出金按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

い。

第十一条の五 実施機関たる共済組合等は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たないとき（次項第一号に掲げる場合を除く。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額から当該年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じた運用収入の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十四条第一項及び第二項の規定による年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金並びに実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金から生じたものに限る。）に当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率を乗じて得た額（次項において「調整額」という。）を控除した額の基礎年金拠出金を翌々年度までに国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令の定めるところにより、当該各号に定める額を翌々年度までに前条第一項の規定により実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

一 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付

ない。

第十一条の五 年金保険者たる共済組合等は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額の基礎年金拠出金を翌々年度までに国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において年金保険者たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を翌々年度までに前条第一項の規定により当該年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

（新設）

した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たない場合であつて、その満たない額から調整額を控除した額が零を下回るとき、調整額からその満たない額を控除した額

二 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるときその超える額に調整額を加えた額

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

(地方公務員共済組合の基礎年金拠出金の負担)

第十一条の六 法第九十四条の四の規定による地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)の負担は、総務省令の定めるところにより、当該年度における法第九十四条の三第一項の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の額に、当該年度における地方公務員共済組合の組合員に係る厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬(以下この条において「標準報酬」という。)の総額に対する当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額)の割合を乗じて得た額について行う。

(新設)

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

(地方公務員共済組合の基礎年金拠出金の負担)

第十一条の六 法第九十四条の四の規定による地方公務員共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)の負担は、総務省令の定めるところにより、当該年度における法第九十四条の三第一項の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の額に、当該年度における地方公務員共済組合の組合員に係る地方公務員等共済組合法第二条第一項第五号に規定する給料の額を基礎として計算した額の総額と同項第六号に規定する期末手当等の額の総額との合計額(以下この条において「給料等総額」という。)に対する当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員に係る給料等総額(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、すべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る給料等総額)

(削る)

(支給の繰上げの際に減ずる額)

第十二条 (略)

2 (略)

(法附則第九条の二の二第二項の政令で定める者)

第十二条の二 法附則第九条の二の二第二項に規定する政令で定める者は、厚生年金保険法附則第八条の二第二項、第二項又は第四項に規定する者であつて、同法附則第十三条の四第一項の請求があつた当時、厚生年金保険の被保険者でなく、かつ、同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の厚生年金保険の被保険者期間が四十四年以上あるものとする。

の割合を乗じて得た額について行う。

(法附則第九条の二第二項の政令で定める規定)

第十二条 法附則第九条の二第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第二項又は第十二条の六の二第一項

二 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第一項又は第二十四条の二第一項

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第二項又は第十二条の六の二第一項

(支給の繰上げの際に減ずる額)

第十二条の二 (略)

2 (略)

(法附則第九条の二の二第二項第一号の政令で定める者)

第十二条の三 法附則第九条の二の二第二項第一号に規定する政令で定める者は、厚生年金保険法附則第八条の二第二項又は第二項に規定する者であつて、同法附則第十三条の四第一項の請求があつた当時、厚生年金保険の被保険者でなく、かつ、同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の厚生年金保険の被保険者期間が四十四年以上あるものとする。

(削る)

(法附則第九条の二の二第一項第二号の政令で定める者)
第十二条の四 法附則第九条の二の二第一項第二号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者(それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)であつて、同法附則第十二条の六の二第一項の請求があつた当時、国家公務員共済組合の組合員でなく、かつ、同法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の国家公務員共済組合の組合員期間が四十四年以上あるもの

二 地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の表の上欄に掲げる者(それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)又は特定警察職員等である者で同条第二項の表の上欄に掲げる者であるもの(それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)であつて、同法附則第二十四条の二第一項の請求があつた当時、地方公務員共済組合の組合員でなく、かつ、同法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の地方公務員共済組合の組合員期間が四十四年以上あるもの

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者(それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)であつて、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第一項の請求があつた当時、私学教職員共済制度の

(削る)

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める率)

第十二条の三 法附則第九条の二の二第四項(同条第六項において読み替えて準用する法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める率は、法附則第九条の二の二第一項の請求を行う者(次項に規定する者を除く。)が当該請求をした日(以下この条及び次条において「請求日」という。)の属する月からそれぞれ厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢(次項において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。

(削る)

(削る)

加入者でなく、かつ、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の私学教職員共済制度の加入者期間が四十四年以上あるもの

(法附則第九条の二の二第二項の政令で定める規定)

第十二条の五 法附則第九条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、第十二条各号に掲げる規定とする。

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める率)

第十二条の六 法附則第九条の二の二第四項(同条第六項において読み替えて準用する法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める率は、法附則第九条の二の二第一項の請求を行う者(次項に規定する者を除く。)が当該請求をした日(以下この条及び次条において「請求日」という。)の属する月からそれぞれ次に掲げる年齢(次項において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。

一 厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢

二 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)の表の下欄に掲げる年

齢

(削る)

2 法附則第九条の二の二第一項に規定する者が、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合は、法附則第九条の二の二第四項に規定する政令で定める率は、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金ごとに第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を合算して得た率とする。

一 前項に規定する率（当該一の期間に基づく老齢厚生年金がイに掲げるものである場合には一、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金がロに掲げるものである場合には零）

イ 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（同法附則第七条の三第一項各号に掲げる者がその受給資格期間を満たしているものに限る。）又は同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるものに限る。）

(削る)

三 地方公務員等共済組合法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢

2 法附則第九条の二の二第一項各号に掲げる者が、二以上の被用者年金各法による老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この項において「老齢厚生年金等」という。）の受給資格期間を満たしている場合は、同条第四項に規定する政令で定める率は、老齢厚生年金等ごとに第一号に規定する率に第二号に規定する率をそれぞれ乗じて得た率を合算して得た率とする。

一 前項に規定する率（当該老齢厚生年金等が次のイからニまでに掲げるものである場合には一、請求日の属する月と当該老齢厚生年金等に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該老齢厚生年金等がホからチまでに掲げるものである場合には零）

イ 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（同法附則第七条の三第一項各号に掲げる者がその受給資格期間を満たしているものに限る。）又は同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるものに限る。）

ロ 国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金（同法附則第十二条の二の二第一項に規定する者がその受給資格期間を満たしているものに限る。）又は同法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同法第七十七条の規定によりその額が算定される

(削る)

ものに限る。)

ハ 地方公務員等共済組合法第七十八条の規定による退職共済年金(同法附則第十八条の二第一項各号に掲げる者がその受給資格期間を満たしているものに限る。) 又は同法附則第十九条の規定による退職共済年金(同法第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。)

(削る)

ニ 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十六条の規定による退職共済年金(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第一項に規定する者がその受給資格期間を満たしているものに限る。) 又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条の規定によりその額が算定されるものに限る。)

ロ 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(イに掲げるもの(同法附則第八条の二各項に規定する者で特例支給開始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。) を除く。)

(削る)

ホ 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(イに掲げるもの(同法附則第八条の二各項に規定する者で特例支給開始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。) を除く。)

ヘ 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(ロに掲げるもの(同法附則第十二条の三の二に規定する者で特例支給開始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。) を除く。) 又は同法附則第十二条の八の規定に

(削る)

(削る)

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を、当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数とを合算した月数で除して得た率

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める額)

第十二条の四 (略)

よる退職共済年金

ト 地方公務員等共済組合法附則第十九条の規定による退職共済年金(ハに掲げるもの(同法附則第十九条の二各項に規定する者で特例支給開始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。)を除く。)又は同法附則第二十六条の規定による退職共済年金

チ 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(ニに掲げるもの(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二に規定する者で特例支給開始年齢に達していないものがその受給資格期間を満たしているものを除く。)を除く。)又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

二 当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下この号において「被保険者等」という。)であつた期間の月数を、その者が受給資格期間を満たしている老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被保険者等であつた期間の総月数で除して得た率

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める額)

第十二条の七 (略)

(削る)

(法附則第九条の三に規定する政令で定める期間)

第十四条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する旧陸軍共済組合令及び前条各号に規定する命令（以下「旧共済組合令」という。）に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

一 法律によつて組織された共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。）が支給する退職を支給理由とする年金たる給付（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付並びに平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者た

(法附則第九条の二の三の政令で定める退職共済年金)

第十二条の八 法附則第九条の二の三に規定する政令で定める退職共済年金は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第三項又は第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

(法附則第九条の三に規定する政令で定める期間)

第十四条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する旧陸軍共済組合令及び前条各号に規定する命令（以下「旧共済組合令」という。）に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

一 法律によつて組織された共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。）が支給する退職を支給理由とする年金たる給付（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付並びに平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者た

る政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する退職を支給事由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間

(法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令)

第十四条の七 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。

一・二 (略)

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。))の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。)

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十

る政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する退職を支給事由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間

(法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令)

第十四条の七 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令(これらの法令の改正の際の経過措置を含む。)とする。

一・二 (略)

三 国家公務員共済組合法

四 地方公務員等共済組合法

四年一元化法附則第六十条第一項、第三項若しくは第五項又は第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）

五| なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）

六・七（略）

（法附則第九条の四の四の政令で定める法令）

第十四条の十一 法附則第九条の四の四に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一・二（略）

三| なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四| なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

五| なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

六・七（略）

（法附則第九条の四の六第一項の政令で定める法令）

第十四条の十二 法附則第九条の四の六第一項に規定する厚生年金保険法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律とする。

五| 私立学校教職員共済法

六・七（略）

（法附則第九条の四の四の政令で定める法令）

第十四条の十一 法附則第九条の四の四に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一・二（略）

三| 国家公務員共済組合法

四| 地方公務員等共済組合法

五| 私立学校教職員共済法

六・七（略）

（法附則第九条の四の六第一項の政令で定める法令）

第十四条の十二 法附則第九条の四の六第一項に規定する被用者年金各法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律とする。

<p>2 法附則第九条の四の六第二項に規定する法その他の政令で定める法令</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国家公務員共済組合法</p> <p>三 地方公務員等共済組合法</p> <p>四 私立学校教職員共済法</p> <p>五 (略)</p>	<p>2 法附則第九条の四の六第二項に規定する法その他の政令で定める法令</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国家公務員共済組合法</p> <p>三 地方公務員等共済組合法</p> <p>四 私立学校教職員共済法</p> <p>五 (略)</p>
<p>2 法附則第九条の四の六第二項に規定する法その他の政令で定める法令</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国家公務員共済組合法</p> <p>三 地方公務員等共済組合法</p> <p>四 私立学校教職員共済法</p> <p>五 (略)</p>	<p>2 法附則第九条の四の六第二項に規定する法その他の政令で定める法令</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国家公務員共済組合法</p> <p>三 地方公務員等共済組合法</p> <p>四 私立学校教職員共済法</p> <p>五 (略)</p>

<p>は、次に掲げる法律及びこれに基^づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法</p> <p>四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法</p> <p>五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法</p> <p>六・七（略）</p>	<p>は、次に掲げる法律及びこれに基^づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員共済組合法</p> <p>四 地方公務員等共済組合法</p> <p>五 私立学校教職員共済法</p> <p>六・七（略）</p>
--	---

三 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 旧通算年金通則法の廃止に伴う経過措置（第三条―第六条）</p> <p>第三章 国民年金の被保険者期間等に関する経過措置（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 国民年金の年金たる給付に関する経過措置</p> <p>第一節 給付の通則に関する事項（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二節 老齢基礎年金に関する事項（第二十一条―第二十八条）</p> <p>第三節 障害基礎年金に関する事項（第二十八条の二―第四十三条）</p> <p>第四節 遺族基礎年金に関する事項（第四十三条の二―第四十七条）</p> <p>第五節 旧国民年金法による年金たる給付に関する事項（第四十八条―第五十三条）</p> <p>第五章 国民年金の費用負担に関する経過措置（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第六章 厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置（第六十五条・条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 旧通算年金通則法の廃止に伴う経過措置（第三条―第六条）</p> <p>第三章 国民年金の被保険者期間等に関する経過措置（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 国民年金の年金たる給付に関する経過措置</p> <p>第一節 給付の通則に関する事項（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二節 老齢基礎年金に関する事項（第二十一条―第二十八条）</p> <p>第三節 障害基礎年金に関する事項（第二十八条の二―第四十三条）</p> <p>第四節 遺族基礎年金に関する事項（第四十三条の二―第四十七条）</p> <p>第五節 旧国民年金法による年金たる給付に関する事項（第四十八条―第五十三条）</p> <p>第五章 国民年金の費用負担に関する経過措置（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第六章 厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置（第六十五条・条）</p>

第六十六条)

第七章 厚生年金保険の保険給付に関する経過措置

第一節 保険給付の通則に関する事項(第六十七条―第七十三条)

第二節 老齢厚生年金等に関する事項(第七十四条―第七十七条)

第三節 障害厚生年金等に関する事項(第七十七条の二―第八十七条

第四節 遺族厚生年金に関する事項(第八十七条の二―第九十条)

第五節 脱退手当金に関する事項(第九十一条)

第六節 特例遺族年金に関する事項(第九十二条)

第七節 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事項(第九十三条―第九十九条)

第八章 厚生年金保険の費用負担に関する経過措置(第百条―第一百三

第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する経過措置(第一百三

の二―第一百二十二条)

第十章 旧船員保険法による年金たる保険給付等に関する経過措置(第

百十三条―第一百三十一条)

第十一章 特別一時金の支給に関する措置(第一百三十二条―第三十八

附則

(用語の定義)

第二条 この政令において、「新国民年金法」、「旧国民年金法」、「新

第六十六条)

第七章 厚生年金保険の保険給付に関する経過措置

第一節 保険給付の通則に関する事項(第六十七条―第七十三条)

第二節 老齢厚生年金等に関する事項(第七十四条―第七十七条)

第三節 障害厚生年金等に関する事項(第七十七条の二―第八十七条

第四節 遺族厚生年金に関する事項(第八十七条の二―第九十条)

第五節 脱退手当金に関する事項(第九十一条)

第六節 特例遺族年金に関する事項(第九十二条)

第七節 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事項(第九十三条―第九十九条)

第八章 厚生年金保険の費用負担に関する経過措置(第百条―第一百三

第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する経過措置(第一百三

の二―第一百二十二条)

第十章 旧船員保険法による年金たる保険給付等に関する経過措置(第

百十三条―第一百三十一条)

第十一章 特別一時金の支給に関する措置(第一百三十二条―第三十八

附則

(用語の定義)

第二条 この政令において、「新国民年金法」、「旧国民年金法」、「新

厚生年金保険法」、「旧厚生年金保険法」、「新船員保険法」、「旧船員保険法」、「旧通則法」、「旧交渉法」、「政府及び実施機関」、「実施機関たる共済組合等」、「第一号被保険者」若しくは「第二号被保険者」、「第四種被保険者」、「船員任意継続被保険者」、「通算対象期間」、「老齡基礎年金」、「障害基礎年金」若しくは「遺族基礎年金」又は「老齡厚生年金」、「障害厚生年金」若しくは「遺族厚生年金」とは、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五条第一号から第九号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号又は第十八号に規定する新国民年金法、旧国民年金法、新厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、新船員保険法、旧船員保険法、旧通則法、旧交渉法、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者若しくは第二号被保険者、第四種被保険者、船員任意継続被保険者、通算対象期間、老齡基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は老齡厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金をいう。

（昭和六十年改正法附則第二条第二項に規定する旧通則法の技術的読替え等）

厚生年金保険法」、「旧厚生年金保険法」、「新船員保険法」、「旧船員保険法」、「旧通則法」、「旧交渉法」、「昭和六十年国家公務員共済改正法」、「新地方公務員等共済組合法」若しくは「昭和六十年地方公務員共済改正法」、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」若しくは「新被用者年金各法」、「被用者年金保険者」、「年金保険者たる共済組合等」、「第一号被保険者」若しくは「第二号被保険者」、「第四種被保険者」、「船員任意継続被保険者」、「通算対象期間」、「老齡基礎年金」、「障害基礎年金」又は「老齡厚生年金」、「障害厚生年金」若しくは「遺族厚生年金」とは、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第五条第一号から第九号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号又は第十八号に規定する新国民年金法、旧国民年金法、新厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、新船員保険法、旧船員保険法、旧通則法、旧交渉法、昭和六十年国家公務員共済改正法、新地方公務員等共済組合法若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法、昭和六十年私立学校教職員共済改正法若しくは新被用者年金各法、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者若しくは第二号被保険者、第四種被保険者、船員任意継続被保険者、通算対象期間、老齡基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は老齡厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金をいう。

（昭和六十年改正法附則第二条第二項に規定する旧通則法の技術的読替え等）

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「新地方の施行法」という。）第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法（以下単に「旧市町村共済法」という。）の規定の例による通算退職年金又は旧通則法附則第五条の規定により旧通則法第三条に定める公的年金各法とされた退職年金条例の規定による通算退職年金の支給について昭和六十年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

2 (略)

第四条 国民年金の管掌者たる政府若しくは厚生年金保険の実施者たる政府又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは日本私立学校振興・共済事業団が行つた昭和六十年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法第七条第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、同条第四項に規定する審査の請求に代えて、国民年金法第一条、厚生年金保険法第九十条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百三条、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十

第三条 昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「新地方の施行法」という。）第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法（以下単に「旧市町村共済法」という。）の規定の例による通算退職年金又は旧通則法附則第五条の規定により同法第三条に定める公的年金各法とされた退職年金条例の規定による通算退職年金の支給について昭和六十年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

2 (略)

第四条 国民年金の管掌者たる政府若しくは厚生年金保険の管掌者たる政府又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは日本私立学校振興・共済事業団が行つた昭和六十年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法第七条第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、同条第四項に規定する審査の請求に代えて、新国民年金法第一条、新厚生年金保険法第九十条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百三条、新地方公務員等共済組合法第百十七条及び私立学

二) 第一百十七條及び私立學校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十六條の規定の例により、これらの規定に定める審査機関に審査を請求することができる。

(老齡基礎年金の支給要件に係る重複期間の取扱い等)

第九條 昭和六十年改正法附則第八條第二項の規定により、国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす月は、次の各号に掲げる期間(施行日前の期間に係るものに限る。)の計算の基礎となつてゐる月であつて当該各号に定める場合に該当するものとする。

一 四 (略)

五 昭和六十年改正法附則第八條第二項第二号に掲げる期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第六條第四項に規定する旧公企体組合員期間(以下単に「旧公企体組合員期間」という。)を除く。) 旧保険料納付済期間若しくは旧保険料免除期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。

六 九 (略)

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する政令で定める退職一時金)

第十一條 昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する退職一時金であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、当該退職一時金の支給を受けた者が六十五歳に達する日の前日(国民年金法

校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十六條の規定の例により、これらの規定に定める審査機関に審査を請求することができる。

(老齡基礎年金の支給要件に係る重複期間の取扱い等)

第九條 昭和六十年改正法附則第八條第二項の規定により、国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす月は、次の各号に掲げる期間(施行日前の期間に係るものに限る。)の計算の基礎となつてゐる月であつて当該各号に定める場合に該当するものとする。

一 四 (略)

五 昭和六十年改正法附則第八條第二項第二号に掲げる期間(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六條第四項に規定する旧公企体組合員期間(以下単に「旧公企体組合員期間」という。)を除く。) 旧保険料納付済期間若しくは旧保険料免除期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。

六 九 (略)

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する政令で定める退職一時金)

第十一條 昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する退職一時金であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、当該退職一時金の支給を受けた者が六十五歳に達する日の前日(国民年金法

附則第九条の二第二項若しくは第九条の二の二第二項の請求又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十七条第一項の請求を行う者にあつては、その請求をした日）までになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の十二第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の十二第一項の規定を適用する場合を含む。）若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化

附則第九条の二第二項若しくは第九条の二の二第二項の請求又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十七条第一項の請求を行う者にあつては、その請求をした日）までに国家公務員共済組合法附則第十二条の十二第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二においてその例による場合を含む。）又は新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の二第二項若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則百十三条第一項の規定により当該退職一時金として支給を受けた金額を返還すべきこととなつたものを除く。

法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）附則第二十八条の二第一項若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則第一百三十一条又は平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十四条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該退職一時金として支給を受けた金額を返還すべきこととなつたものを除く。

一 (略)

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十

一 (略)

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和

三条第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金

三・四（略）

（昭和六十年改正法附則第八条第五項各号に掲げる期間の計算）

第十四条（略）

2（略）

3 昭和六十年改正法附則第八条第五項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる期間のうち第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項において同じ。）を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合において、一年に満たない期間は、その計算の基礎としない。ただし、当該期間と昭和三十六年四月一日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間とを合算して一年以上であるときは、この限りでない。

（障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給要件に係る期間の計算）

第十六条 次の各号に掲げる期間を昭和六十年改正法附則第八条第十項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、当該期間につきそれぞれ当該各号に定める規定の適用があつた場合においても、その適用がないものとして計算する。

三十七年法律第五十二号）第八十三条第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金

三・四（略）

（昭和六十年改正法附則第八条第五項各号に掲げる期間の計算）

第十四条（略）

2（略）

3 昭和六十年改正法附則第八条第五項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる期間のうち厚生年金保険の被保険者期間（同法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この項において同じ。）を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合において、一年に満たない期間は、その計算の基礎としない。ただし、当該期間と昭和三十六年四月一日以後の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間とを合算して一年以上であるときは、この限りでない。

（障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給要件に係る期間の計算）

第十六条 次の各号に掲げる期間を昭和六十年改正法附則第八条第十項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、当該期間につきそれぞれ当該各号に定める規定の適用があつた場合においても、その適用がないものとして計算する。

一 昭和六十年改正法附則第八条第五項第三号及び第四号に掲げる期間のうち第一号厚生年金被保険者期間であるもの 旧厚生年金保険法第十九条第三項又は附則第二十四条

二 四 (略)

(昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する国民年金法第二十条第二項に規定する政令で定める規定)

第二十条 昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する国民年金法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項
- 二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項 (昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

(削る)

(削る)

(削る)

一 昭和六十年改正法附則第八条第五項第三号及び第四号に掲げる期間のうち厚生年金保険の被保険者期間であるもの 旧厚生年金保険法第十九条第三項又は附則第二十四条

二 四 (略)

(昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する新国民年金法第二十条第二項に規定する政令で定める規定)

第二十条 昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する新国民年金法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 新国民年金法第二十条第二項本文及び第三項
- 二 新厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項 (昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)
- 三 国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項 (昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)
- 四 新地方公務員等共済組合法第七十六条第三項及び第五項 (昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。)
- 五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項 (私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

（国民年金法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付の支払の調整に関する経過措置）

第二十一条 国民年金法第二十一条及び第二十一条の二の規定の適用については、当分の間、同法第二十一条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「乙年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付（以下この条及び次条において「旧法による年金たる給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「甲年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、「遺族基礎年金を」とあるのは「遺族基礎年金（旧法による年金たる給付のうち母子年金又は準母子年金を含む。以下この項において同じ。）を」と、同条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第二十一条の二中「年金給付の受給権者」とあるのは「年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者」とする。

（新国民年金法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付の支払の調整に関する経過措置）

第二十一条 新国民年金法第二十一条及び第二十一条の二の規定の適用については、当分の間、同法第二十一条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「乙年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付（以下この条及び次条において「旧法による年金たる給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「甲年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、「遺族基礎年金を」とあるのは「遺族基礎年金（旧法による年金たる給付のうち母子年金又は準母子年金を含む。以下この項において同じ。）を」と、同条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第二十一条の二中「年金給付の受給権者」とあるのは「年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者」とする。

第二節 老齡基礎年金に関する事項

(昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金)

第二十一条の二 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。)第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。)による退職共済年金の受給権者の死亡に係るものとする。

(老齡基礎年金等の支給要件の特例に係る期間の計算)

第二十二條 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間を昭和六十年改正法附則第十二条第一項第三号に規定する期間に算入する場合において、被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月が、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)の資格を取得し、かつ、喪失した月であつて、かつ、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失した日以

第二節 老齡基礎年金に関する事項

(新設)

(老齡基礎年金等の支給要件の特例に係る期間の計算)

第二十二條 施行日以後の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を昭和六十年改正法附則第十二条第一項第三号に規定する期間に算入する場合において、被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月が、厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、喪失した月であつて、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者(昭和六十年改正法附則第四十三条第二項に規定する私学

後に同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格を取得した月であるときは、その計算の基礎としない。

2 (略)

（老齡基礎年金の支給の繰下げの特例）

第二十三条 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、「とする。」とす

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める給付）

第二十五条 昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法による老齡厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附

教職員共済制度の加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得した月であるときは、その計算の基礎としない。

2 (略)

（老齡基礎年金の支給の繰下げの特例）

第二十三条 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は被用者年金各法による年金たる給付（とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付又は被用者年金各法による年金たる給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、「とする。」とす

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める給付）

第二十五条 昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 新厚生年金保険法による老齡厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法

則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。）並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「旧国の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

二の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その額の計算の基礎とな

附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。）

二 国家公務員共済組合法による退職共済年金（その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。）並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「旧国の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

（新設）

三 新地方公務員等共済組合法による退職共済年金（その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）並びに昭和六十年地方公務員

る組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。以下「旧地方の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

三の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

四 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第六号に掲げるものに限る。）並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金

五〇八（略）

共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。以下「旧地方の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

（新設）

四 私立学校教職員共済法による退職共済年金（その額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第六号に掲げるものに限る。）並びに昭和六十年私立学校教職員共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金及び減額退職年金

五〇八（略）

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金であつて政令で定めるもの)

第二十六条 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金であつて政令で定めるものは、次の各号に該当するものとする。

一 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第八条若しくは第九条(同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。))又は第二十五条(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))附則第二十八条の四第一項の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

四 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(新地方の施行法第八条第一項から第三項まで、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで(これらの規定を新地方の施行法第三十六条

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金であつて政令で定めるもの)

第二十六条 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金であつて政令で定めるものは、次の各号に該当するものとする。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金

二 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第八条若しくは第九条(同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。))又は第二十五条(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法による退職共済年金

三 新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項の規定の適用を受けることにより支給される同法による退職共済年金

四 新地方の施行法第八条第一項から第三項まで、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。))、第四十八条第一項若しくは第二

第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（新地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（新地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（新地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）

五 平成二十四年一元化法改正前前地共済年金のうち退職共済年金（昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金）

第二十六條の二 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金は、平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金であつて、その受給権者が次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

一 男子又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは厚生年金

項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項若しくは第二項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される新地方公務員等共済組合法による退職共済年金

五 昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項の規定の適用を受けることにより支給される新地方公務員等共済組合法による退職共済年金

六 昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金）

第二十六條の二 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金は、平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金であつて、その受給権者が次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

一 男子であつて、平成六年改正法附則第十九条第一項の表の上欄に掲

保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）であつて、平成六年改正法附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

二 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて、平成六年改正法附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（次条第四号において「特定警察職員等」という。）であつて、平成六年改正法附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達したものに限る。）

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する厚生年金保険

げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

二 女子であつて、平成六年改正法附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

（新設）

（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する厚生年金保険

法附則第十三条の四第三項の政令で定める老齢厚生年金)

第二十六条の三 昭和六十年改正法附則第十四条第一項一号に規定する厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の政令で定める老齢厚生年金は、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金であつて、その受給権者が次の各号のいずれかに該当する者(同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。)であるものとする。

一 男子又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者(同条第三項及び第四項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

二 女子(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第二項の表の上欄に掲げる者(同条第三項及び第四項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

三 昭和六十年改正法附則第四十八条第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、同法附則第八条の二第三項の表の上欄に掲げる者(同条第四項に規定する者を除き、同表の下欄に掲

法附則第十三条の四第三項の政令で定める老齢厚生年金)

第二十六条の三 昭和六十年改正法附則第十四条第一項一号に規定する厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の政令で定める老齢厚生年金は、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金であつて、その受給権者が次の各号のいずれかに該当する者(同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。)であるものとする。

一 男子であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者(同条第三項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

二 女子であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第二項の表の上欄に掲げる者(同条第三項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

三 昭和六十年改正法附則第四十八条第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、同法附則第八条の二第三項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

げる年齢に達した者に限る。)

四 特定警察職員等であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第四項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める退職共済年金)

第二十六条の四 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める退職共済年金は、次のとおりとする。

(削る)

一 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。))であるものを除く。)

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三

(新設)

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める退職共済年金)

第二十六条の四 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める退職共済年金は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの

二 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつて同法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの(同法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が同法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。))であるものを除く。)

三 国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの(同法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が同法附則第十二条の三の二の

第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限り、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

（削る）

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十九条の規定によりその額が算定されるもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が次のいずれかに該当する者であるものを除く。）

イ 平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等（以下この条において「特定警察職員等」という。）以外の者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

ロ 特定警察職員等である者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限り、同法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

四 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの

五 地方公務員等共済組合法附則第十九条の規定による退職共済年金であつて同法第七十九条の規定によりその額が算定されるもの（同法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が次のいずれかに該当する者であるものを除く。）

イ 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等（以下単に「特定警察職員等」という。）以外の者であつて、同法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

ロ 特定警察職員等である者であつて、地方公務員等共済組合法附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

四 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が次のいずれかに該当する者（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

イ 特定警察職員等以外の者であつて、平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の二第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

ロ 特定警察職員等である者であつて、平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の二第二項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

（削る）

（削る）

六 地方公務員等共済組合法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの（同法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が次のいずれかに該当する者（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

イ 特定警察職員等以外の者であつて、地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

ロ 特定警察職員等である者であつて、地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第二項の表の上欄に掲げるもの（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの

八 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が私立学校教職員共済法第二十五条において準

(削る)

五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつ

用する国家公務員共済組合法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)であるものを除く。)

九 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限り、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。)であるものを除く。)

(新設)

て、その受給権者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるものを除く。）

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限り、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

（昭和六十年改正法附則第十六条第一項に規定する政令で定める年金たる給付）

第二十八条 昭和六十年改正法附則第十六条第一項（昭和六十年改正法附則第十八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する障害を支

（新設）

（昭和六十年改正法附則第十六条第一項に規定する政令で定める年金たる給付）

第二十八条 昭和六十年改正法附則第十六条第一項（同法附則第十八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する障害を支給事由とする

給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
- 二 厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金

三 (略)

- 四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

- 四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

- 五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

- 五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

- 六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金

七(十二) (略)

第三十二条 厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害（第三項並びに第八十

年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 新国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
- 二 新厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金

三 (略)

- 四 国家公務員共済組合法による障害共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

(新設)

- 五 新地方公務員等共済組合法による障害共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

(新設)

- 六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金

七(十二) (略)

第三十二条 厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害（第三項並びに第八十

条第一項及び第三項において「厚生年金保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替え、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日とし、以下この表の上欄において「初診日等」という。）が昭和十七年十月一日前における傷病日	その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して一年を経過した日	ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して一年を経過した日以前五年間に厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合
--	--	---

条第一項及び第三項において「厚生年金保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替え、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日とし、以下この表の上欄において「初診日等」という。）が昭和十七年十月一日前における傷病日	その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して一年を経過した日	ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して一年を経過した日以前五年間に厚生年金保険の被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止
--	--	---

<p>初診日等が昭和十七年十月一日から昭和二十二年八月三十一日までの間にある傷病及び初診日等が同年九月一日から昭和二十七年四月三十日までの間にある傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものの</p>	<p>その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日</p>	<p>を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が三年未満であるときは、この限りでない。</p> <p>ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日前五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七條第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五條第一項及び厚生年金保険制度及び農林</p>
<p>初診日等が昭和十七年十月一日から昭和二十二年八月三十一日までの間にある傷病及び初診日等が同年九月一日から昭和二十七年四月三十日までの間にある傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものの</p>	<p>その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日</p>	<p>する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを除く。）が三年未満であるときは、この限りでない。</p> <p>ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日前五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七條第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五條第一項及び農林漁業団体職員共済</p>

<p>初診日等が昭和二十二年九月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にあつて、昭和二十二年九月一日以後に発したものの</p>	<p>その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した</p>	<p>漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が三年未満であるときは、この限りでない。</p> <p>ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日前に厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び</p>
<p>初診日等が昭和二十二年九月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にあつて、昭和二十二年九月一日以後に発したものの</p>	<p>その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した</p>	<p>漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金被保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを除く。）が三年未満であるときは、この限りでない。</p> <p>ただし、当該傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して二年を経過した日前に厚生年金保険の被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五條第一項及び農林漁業団体職員共済組合制</p>

<p>初診日（健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前のある傷病（初診日が昭和二十七年五月</p>	<p>日</p>
<p>その傷病に係る初診日（当該傷病につき健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前のある傷病（初診日が昭和二十七年五月</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>初診日（健康保険の療養の給付を受けた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）が昭和二十六年十一月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前のある傷病（初診日が昭和二十七年五月</p>	<p>日</p> <p>度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>

<p>一日前にある傷病であつて、昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）</p>	<p>その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日</p>	<p>及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>初診日が昭和四十九年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある傷病</p>	<p>その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日</p>	<p>ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の</p>
<p>一日前にある傷病であつて、昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）</p>	<p>その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日</p>	<p>めの農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>初診日が昭和四十九年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある傷病</p>	<p>その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日</p>	<p>ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の厚生年金保険の被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定</p>

2・3 (略)

(略)	(略)	(略)
		法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

第三十四条 国家公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病（第三十八条第一項に規定する傷病を除く。）による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2・3 (略)

(略)	(略)	(略)
		により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

第三十四条 国家公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病（第三十八条第一項に規定する傷病を除く。）による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

第三十五条 地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。）であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2・3 (略)

第三十六条 私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改

第三十五条 地方公務員共済組合の組合員（新地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。）であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2・3 (略)

第三十六条 私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改

正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2・3 (略)

（昭和六十年改正法附則第二十六条第一項に規定する政令で定める障害年金）

第四十三條 昭和六十年改正法附則第二十六条第一項に規定する政令で定める障害年金は、次に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じたものとする。

一・二 (略)

三 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含み、その権利を取得した当時から引き続き旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

四・五 (略)

正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2・3 (略)

（昭和六十年改正法附則第二十六条第一項に規定する政令で定める障害年金）

第四十三條 昭和六十年改正法附則第二十六条第一項に規定する政令で定める障害年金は、次に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じたものとする。

一・二 (略)

三 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含み、その権利を取得した当時から引き続き旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

四・五 (略)

(遺族基礎年金の支給要件に関する経過措置)

第四十四条 昭和六十年改正法附則第二十七条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて次に掲げる障害年金の受給権者

イ 旧厚生年金保険法による障害年金(旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ロ 旧船員保険法による障害年金(職務上の事由によるものについては旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るもの限り、職務外の事由によるものについては同表の下欄に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ハ 国家公務員共済組合が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含み、旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ニ 地方公務員共済組合が支給する障害年金(旧地方公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限るものとし、旧地方の施行法第三条の規定により支給される旧地方の施行法第二条第十六号に規定する共

(遺族基礎年金の支給要件に関する経過措置)

第四十四条 昭和六十年改正法附則第二十七条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて次に掲げる障害年金の受給権者

イ 旧厚生年金保険法による障害年金(同法別表第一に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ロ 旧船員保険法による障害年金(職務上の事由によるものについては同法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るもの限り、職務外の事由によるものについては同表の下欄に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ハ 国家公務員共済組合が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含み、旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。)

ニ 地方公務員共済組合が支給する障害年金(旧地方公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限るものとし、旧地方の施行法第三条の規定により支給される同法第二条第十六号に規定する共済法の障害

濟法の障害年金を除く。）

ホ・ヘ (略)

二 (略)

三 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて厚生年金保険の被保険者又は船員保険被保険者であつた間に発した傷病(当該傷病の発した日が施行日前であるものに限る。)に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、その傷病により死亡したもの

四 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若しくは旧船員保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。)の受給資格要件たる期間を満たしているもの

五 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧国民年金法による老齢年金(旧国民年金法第七十八条の規定による老齢年金、昭和六十年改正法附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。)附則第十六条の規定によつて支給される老齢年金、昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法

年金を除く。)

ホ・ヘ (略)

二 (略)

三 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて厚生年金保険の被保険者又は船員保険被保険者であつた間に発した傷病(当該傷病の発した日が施行日前であるものに限る。)に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、その傷病により死亡したもの

四 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若しくは旧船員保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。)の受給資格要件たる期間を満たしているもの

五 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧国民年金法による老齢年金(同法第七十八条の規定による老齢年金、昭和六十年改正法附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。)附則第十六条の規定によつて支給される老齢年金、昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十

律第九十二号」という。) 附則第二十条の規定によつて支給される老
 齡年金、旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することに
 より支給される老齡年金及び老齡福祉年金を除く。) 又は通算老齡年
 金の受給資格要件たる期間を満たしているもの

六 大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若
 しくは旧船員保険法による老齡年金又は共済組合若しくは日本私立学
 校振興・共済事業団が支給する退職年金若しくは減額退職年金(平成
 八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者た
 る政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年
 統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政
 府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。) の受給
 権者

2・3 (略)

(旧国民年金法による年金たる給付の支給要件に関する規定の技術的読
 替え)

第四十八条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおそ
 の効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のう
 ち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第
 三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替える
 ものとする。

旧国民年 金法	(略)	他の年金給付、昭和六十年
第二十八条	他の年金給付	他の年金給付、昭和六十年

二号」という。) 附則第二十条の規定によつて支給される老齡年金、
 旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給
 される老齡年金及び老齡福祉年金を除く。) 又は通算老齡年金の受給
 資格要件たる期間を満たしているもの

六 大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若
 しくは旧船員保険法による老齡年金又は共済組合若しくは日本私立学
 校振興・共済事業団が支給する退職年金若しくは減額退職年金(平成
 八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者た
 る政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年
 統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政
 府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。) の受給
 権者

2・3 (略)

(旧国民年金法による年金たる給付の支給要件に関する規定の技術的読
 替え)

第四十八条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおそ
 の効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のう
 ち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第
 三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替える
 ものとする。

旧国民年 金法	(略)	他の年金給付、昭和六十年
第二十八条	他の年金給付	他の年金給付、昭和六十年

	旧通則法	
<p>の二第一項及び第三項第三号</p>	(略)	<p>第四條第一項第二号</p>
	(略)	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>
<p>改正法第一条の規定による改正後の第十五条に規定する年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付</p>	(略)	<p>厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間 〔船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者及び昭和六十年改正法附則第五条第十四号</p>
	旧通則法	
<p>の二第一項及び第三項第三号</p>	(略)	<p>第四條第一項第二号</p>
	(略)	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>
<p>改正法第一条の規定による改正後の第十五条に規定する年金たる給付又は同法附則第五条第八号の五に規定する新被用者年金各法による年金たる給付</p>	(略)	<p>厚生年金保険の被保険者期間〔船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者及び昭和六十年改正法附則第五条第十四号に規定する船員任意継続被保険者（以下「船員たる</p>

項 第七条第一	(略)	(略)	第五号 第一条	(略)	に規定する船員任意継続被 保険者（以下「船員たる被 保険者」という。）として の当該第一号厚生年金被保 険者期間を除く。）
			年金たる給付		
管掌機関（	(略)	(略)	第五号 第一条	(略)	に規定する船員任意継続被 保険者（以下「船員たる被 保険者」という。）として の当該第一号厚生年金被保 険者期間を除く。）
管掌機関（第四条第一項第 三号に規定する期間につい ては、厚生年金保険の実施					

項 第七条第一	(略)	(略)	第五号 第一条	(略)	に規定する船員任意継続被 保険者（以下「船員たる被 保険者」という。）として の当該第一号厚生年金被保 険者期間を除く。）
			年金たる給付		
管掌機関（	(略)	(略)	第五号 第一条	(略)	に規定する船員任意継続被 保険者（以下「船員たる被 保険者」という。）として の当該第一号厚生年金被保 険者期間を除く。）
管掌機関（第四条第一項第 三号に規定する期間につい ては、厚生年金保険の管掌					

(略)		者たる政府とし、
	(略)	

(昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定による国民年金の管掌者たる政府の負担)

第五十五条 昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は老齢年金若しくは障害年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分
- 三 死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者に厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族厚生年金又は旧厚生年金保険法による遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

四(六) (略)

(略)		者たる政府とし、
	(略)	

(昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定による国民年金の管掌者たる政府の負担)

第五十五条 昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は老齢年金若しくは障害年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分
- 三 死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者に支給する遺族厚生年金又は旧厚生年金保険法による遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

四(六) (略)

七 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用に相当する費用

八 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、第五十七条各号に掲げる費用に相当する費用

九・十 (略)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜十二 (略)

十三 遺族厚生年金 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの若しくは昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの又は厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者(以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。)に支給されるものであつて加給年金額(当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。))が加算されているものに限る。)、障害

七 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用に相当する費用

八 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、第五十七条各号に掲げる費用に相当する費用

九・十 (略)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜十二 (略)

十三 遺族厚生年金 老齢厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。)、障害厚生年金(障害の程度が新国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)、第四号ニに規定する旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金又は第九号ニに規定する旧船員保険法による老齢年金若しくは障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被

厚生年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）、第四号ニに規定する旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金又は第九号ニに規定する旧船員保険法による老齢年金若しくは障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した厚生年金保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十四 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付第五十八条第三項各号に定める額を合算した額

十五（略）

（昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定による国民年金の管掌者たる政府の費用の交付等）

第五十七条 昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が実施機関たる共済組合等に対して交付する費用は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した厚生年金保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十四 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付第五十八条第三項各号に定める額を合算した額

十五（略）

（昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定による国民年金の管掌者たる政府の費用の交付等）

第五十七条 昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が年金保険者たる共済組合等に対して交付する費用は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する平成二十四年一元化法改正前共済年金(平成二十四年一元化法改正前国共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金をいう。以下この条及び第八十六条において同じ。)(のうち退職共済年金(次号並びに次条第三項第一号、第二号及び第七号において「退職共済年金」といい、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳以上であるものに支給されるものに限る。)(の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)(の額に相当する部分(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項第二号、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三条第一項第二号及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。))

四 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金(次条第三項第八号、第九号及び第十二号において「障害共済年金」といい、その額の計算の基礎となつた組合員期間等の中に昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。)(の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)(に相当する部分

一・二 (略)

三 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金(昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳以上であるものに支給されるものに限る。)(の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)(の額に相当する部分(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項第二号、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三条第一項第二号及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。))

四 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金又は障害共済年金(その額の計算の基礎となつた組合員期間等の中に昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。)(の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)(に相当する部分

五 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金（次条第九号において「遺族共済年金」という。）又は遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する老齢厚生年金又は障害厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を含む。以下この号及び次条第十二号において同じ。）のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の給付に要する費用のうち、加給年金額（当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。）に相当する部分

七 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

五 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族共済年金又は遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

（新設）

（新設）

八 共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金又は障害共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がないものを除く。）の給付に要する費用のうち、加給年金額（当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。）に相当する部分

九 死亡した組合員又は組合員であつた者の配偶者に共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

第五十八条 昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定により、各年度において、国民年金の管掌者たる政府が各実施機関たる共済組合等に対して交付する交付金（以下「基礎年金交付金」という。）の額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る基礎年金相当率を乗じて得た額（一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

（新設）

（新設）

第五十八条 昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定により、各年度において、国民年金の管掌者たる政府が各年金保険者たる共済組合等に対して交付する交付金（以下「基礎年金交付金」という。）の額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る基礎年金相当率を乗じて得た額（一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

<p>2 (略)</p> <p>3 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 遺族共済年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号、第三号若しくは第四号に掲げる年金たる給付、障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）又は第五号二に規定する障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額</p> <p>十 老齡厚生年金 当該老齡厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額</p> <p>十一 障害厚生年金 当該障害厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額</p> <p>十二 遺族厚生年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号、第三号若しくは第四号に掲げる年金た</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 遺族共済年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号から第四号までに掲げる年金たる給付、障害共済年金（障害の程度が新国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）第五号二に規定する障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

る給付、障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）、第五号二に規定する障害年金、老齢厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの、平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加給年金額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。）が加算されているものに限る。）又は障害厚生年金（障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一

（新設）

項の規定による退職共済年金 当該退職共済年金に係る前条第八号に掲げる費用の額の合算額

十四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一

項の規定による障害共済年金 当該障害共済年金に係る前条第八号に

掲げる費用の額の合算額

十五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一

項の規定による遺族共済年金 当該共済組合が支給する第二十五条第

二号若しくは第三号に掲げる年金たる給付、前条第四号に規定する障

害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二

級に該当する者に支給されるものに限る。）、第五号二に規定する障

害年金、第十三号に掲げる退職共済年金（その額の計算の基礎となつ

た平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合

員等期間若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定

する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるもの、平成二十

四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生

年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化

法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。

）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の

種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加

給年金額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とする

ものに限る。）が加算されているものに限る。）又は前号に掲げる障

害共済年金（障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に

支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給され

（新設）

（新設）

る当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元
 化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二
 十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間
 のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がない
 ものを除く。）の受給権者である死亡した組合員又は組合員であつた
 者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者で
 あつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であ
 つたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。
 ）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、実施機関たる共済組
 合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働大
 臣が当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める額を
 、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等に
 交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により実施
 機関たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した当
 該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額
 に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない
 額を翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする
 。

3 実施機関たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交付
 を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、年金保険者たる共済
 組合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働
 大臣が当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める
 額を、厚生労働省令の定めるところにより、当該年金保険者たる共済組
 合等に交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により年金
 保険者たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した
 当該年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る基礎年金交付金
 の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満た
 ない額を翌々年度までに当該年金保険者たる共済組合等に交付するもの
 とする。

3 年金保険者たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交
 付を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該

施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）に対し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

第六十二条の二 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する

政令で定めるところにより算定した部分（以下この条において「充當に

年金保険者たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該年金保険者たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）に対し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

（新設）

係る積立金」という。）については、平成二十七年から平成三十六年度までの各年度において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎年金の給付に要する費用に充てるものとする。

一 平成二十七年から平成三十五年度まで イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ 平成二十六年の末日における充当に係る積立金の額を十で除して得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

ロ 各年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額（充当に係る積立金に係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）

二 平成三十六年度 イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ 平成二十六年の末日における充当に係る積立金の額から平成二十七年から平成三十五年度までの各年度における前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ 平成三十六年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額

第六十二条の三 平成二十七年から平成三十六年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項に規定する政令で定めるところにより各政府及び実施機関ごとに算定した額は、当該年度における前条の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額の二分の一に相当する額に政府及び実施機関ごとに算定した次に掲げる率をそ

（新設）

それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合算額とする。

- 一 国民年金法施行令第十一条の二に規定する拠出金按分率
- 二 国民年金法施行令第十一条の二第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数とを合算した数を、政府及び実施機関ごとに算定される当該合算した数の合計数で除して得た率

第六十二条の四 平成二十七年から平成三十六年度までの各年度における厚生年金保険法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額及び同法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分（他の法令のこれらに相当する規定に規定するこれらに相当する額を含む。）は、

国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項に規定する基礎年金拠出金の額（昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項の規定により国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなされるものを含む。）により算定するものとする。

第六十二条の五 平成二十七年から平成三十六年度までの各年度における特別会計に関する法律第百二十四条及び第百二十条の規定の適用については、同法第百十四条第一項第一号中「合算した額」とあるのは「合算した額及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要す

（新設）

（新設）

る費用に充てられる額（以下この号において「基礎年金給付費充当対象額」という。）から基礎年金給付費充当対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を合算した額を控除した額」と、同条第二項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から基礎年金給付費充当対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同法第二百二十条第一項中「における第百十四条第一項、」とあるのは「における第百十四条第一項の規定により国民年金勘定から受け入れるべき金額又は」と、「又は第二項（）」とあるのは「若しくは第二項（）」と、「国民年金勘定等から受け入れるべき金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れるべき金額からそれぞれ基礎年金給付費充当対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した金額」と、同項第一号中「第百十四条第一項、」とあるのは「第百十四条第一項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定から受け入れる金額又は」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項」と、「国民年金勘定等から受け入れる金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れる金額（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十八条の二第一項の規定により同項に規定する政令で定めるところにより算

定した部分が基礎年金勘定の給付に要する費用に充てられる年度にあつては、当該金額からそれぞれ基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した金額」とする。

第六十二条の六 平成二十七年年度から平成三十六年度までの各年度における基礎年金拠出金について、国民年金法施行令第十一条の四及び第十一条の五の規定を適用する場合には、同令第十一条の四第一項中「を、厚生労働省令」とあるのは「の額から当該年度における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額（以下「基礎年金給付費充対象額」という。）の見込額（第三項の規定により基礎年金給付費充対象額の見込額を変更したときは変更後の基礎年金給付費充対象額の見込額。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令」と、同条第二項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、同条第三項中「変更する」とあるのは「必要がある

（新設）

と認めるときは、同項の基礎年金給付費充対象額の見込額を変更する」と、同条第六項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、「を変更しよう」とあるのは「及び同項の基礎年金給付費充対象額の見込額を変更しよう」と、同令第十一条の五第一項中「合算した額が」とあるのは「合算した額が当該年度における」と、「当該年度における基礎年金拠出金の額」とあるのは「基礎年金拠出金の額から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同条第二項各号中「合算した額が」とあるのは「合算した額が当該年度における」と、「当該年度における基礎年金拠出金の額」とあるのは「基礎年金拠出金の額から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」とする。

(昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定)

第七十条 昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

(昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する新厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定)

第七十条 昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する新厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項
- 二 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）

（削る）

（削る）

（削る）

（厚生年金保険法による年金たる保険給付及び旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払の調整に関する経過措置）

第七十二条 厚生年金保険法第三十九条及び第三十九条の二の規定の適用については、当分の間、同法第三十九条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「乙年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この条及び次条において

- 一 新厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項
- 二 新国民年金法第二十条第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）

三 国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）

四 新地方公務員等共済組合法第七十六条第三項及び第五項（昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条第三項及び第五項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）

（新厚生年金保険法による年金たる保険給付及び旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払の調整に関する経過措置）

第七十二条 新厚生年金保険法第三十九条及び第三十九条の二の規定の適用については、当分の間、同法第三十九条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「乙年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この条及び次条において

「旧法による年金たる保険給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「甲年金（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「年金（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、同条第三項中「年金たる保険給付（」とあるのは「年金たる保険給付（旧法による年金たる保険給付を含み、」と、同法第三十九条の二中「年金たる保険給付の受給権者」とあるのは「年金たる保険給付（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者」とする。

（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間）

第七十四条 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 施行日前の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合法附則第六条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であつて、当該被保険者期間の計算の基礎となつた月が旧保険料納付済期間又は旧保険料免除期間の計算の基礎となつているもの

二 施行日前の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が、昭和六十年

て「旧法による年金たる保険給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「甲年金（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「年金（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、同条第三項中「停止して年金たる保険給付」とあるのは「停止して年金たる保険給付（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第三十九条の二中「年金たる保険給付の受給権者」とあるのは「年金たる保険給付（旧法による年金たる保険給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者」とする。

（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間）

第七十四条 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号イに規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 施行日前の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合法附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）であつて、当該被保険者期間の計算の基礎となつた月が旧保険料納付済期間又は旧保険料免除期間の計算の基礎となつているもの

二 施行日前の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間であつて、当該被保険者期間の計算の基礎となつた月が、昭和六十年改正法附則第四

改正法附則第四十七条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間であるもの

三 施行日前の期間に係る旧適用法人共済組合員期間であつて、当該旧適用法人共済組合員期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

四 施行日前の期間に係る旧農林共済組合員期間であつて、当該旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

四の二 施行日前の期間に係る平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下この条において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下この条において「旧地方公務員共済組合員期間」という。）又は平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（以下この条において「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）であつて、当該旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合

十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間であるもの

三 施行日前の期間に係る旧適用法人共済組合員期間であつて、当該旧適用法人共済組合員期間の計算の基礎となつた月が厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

四 施行日前の期間に係る旧農林共済組合員期間であつて、当該旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月が厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

（新設）

法附則第六条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

四の三 施行日前の期間に係る旧私立学校教職員共済加入者期間であつて、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が旧国家公務員共済組合員期間又は旧地方公務員共済組合員期間であるもの

五 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第十九条第二項の規定により計算されたものに限る。）であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が新国民年金法第十一条の二の規定により第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者期間とされるもの

六 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間（平成二十四年一元化法改正前厚年法第十九条第二項の規定により計算されたものに限る。）であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間又は旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の基礎となつているもの（当該第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間又は当該旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の計算の基礎となる組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格の喪失の日前に当該第一号厚生年金被保険者期

（新設）

五 施行日以後の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間であつて、当該被保険者期間の計算の基礎となつた月が新国民年金法第十一条の二の規定により第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者期間とされるもの

六 施行日以後の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（新厚生年金保険法第十九条第二項の規定により計算されるものに限る。）であつて、当該被保険者期間の計算の基礎となつた月が他の新被用者年金各法の組合員期間若しくは加入者期間又は旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の基礎となつているもの（当該組合員期間若しくは加入者期間又は当該旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の計算の基礎となる組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格の喪失の日前に当該被保険者期間の計算の基礎となる被保険者の資格の喪失の日がある場合に限る。）

間の計算の基礎となる被保険者の資格の喪失の日がある場合に限る。

七 (略)

(昭和六十年改正法附則第五十九条第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号等に規定する政令で定める率)

第七十五条 昭和六十年改正法附則第五十九条第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(表略)

(障害年金の額の改定の特例)

第八十六条 前条に規定する障害年金の支給を受けることができる者に対して障害基礎年金を支給すべき事由が生じたとき(当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二

七 (略)

(昭和六十年改正法附則第五十九条第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号等に規定する政令で定める率)

第七十五条 昭和六十年改正法附則第五十九条第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(表略)

(障害年金の額の改定の特例)

第八十六条 前条に規定する障害年金の支給を受けることができる者に対して障害基礎年金を支給すべき事由が生じたとき(当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく新被用者年金各法による障害厚生年金又は障害

十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金が支給されるときを除く。）は、前後の障害を併合した障害の程度に応じて、旧厚生年金保険法第五十二条の規定の例により当該障害年金の額を改定する。ただし、新たに取得した障害基礎年金が新国民年金法第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間が経過するまでの間は、この限りでない。

（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第八十八条 昭和六十年改正法附則第七十二条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 第一号厚生年金被保険者期間（船員法（昭和二十二年法律第百号）

第一条に規定する船員として厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者又は船員任意継続被保険者（以下「船員たる被保険者」という。）としての第一号厚生年金被保険者期間を除く。）が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、旧厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者に限る。）

六（略）

共済年金が支給されるときを除く。）は、前後の障害を併合した障害の程度に応じて、旧厚生年金保険法第五十二条の規定の例により当該障害年金の額を改定する。ただし、新たに取得した障害基礎年金が新国民年金法第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間が経過するまでの間は、この限りでない。

（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第八十八条 昭和六十年改正法附則第七十二条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 厚生年金保険の被保険者期間（船員法（昭和二十二年法律第百号）

第一条に規定する船員として新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者又は船員任意継続被保険者（以下「船員たる被保険者」という。）としての厚生年金保険の被保険者期間を除く。）が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、同法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者に限る。）

六（略）

七 船員保険の被保険者であつた期間（施行日前の期間に限るものとし、船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。）を含む。）が一年以上であり、かつ、旧船員保険法による老齢年金を受けるに必要な期間を満たしていない者であつて、旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者に限る。）。

2 4 (略)

（昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する政令で定める併給の調整に関する規定）

第九十条 昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条）において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の規定を適用する場合を含む。）及び昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条

七 船員保険の被保険者であつた期間（施行日前の期間に限るものとし、船員たる被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。）を含む。）が一年以上であり、かつ、旧船員保険法による老齢年金を受けるに必要な期間を満たしていない者であつて、同法第三十九条の二第一号イからニまでのいずれかに該当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者に限る。）

2 4 (略)

（昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する政令で定める併給の調整に関する規定）

第九十条 昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 国家公務員共済組合法第七十四条（私立学校教職員共済法第二十五条）において準用する場合を含む。）及び昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例による場合を含む。）

三 地方公務員等共済組合法第七十六条及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条

(特例遺族年金の支給要件に関する経過措置)

第九十二条 昭和六十年改正法附則第七十七条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合法附則第六条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るもの及び施行日以後の船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間を除く。)が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項第一号イ又は口のいずれかに該当するもの
- 二 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、船員保険の被保険者であつた期間(施行日前の期間に係るものに限るものとし、施行日以後の船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。)を含む。)が一年以上であり、かつ、改正前の法律第百五号附則第十七条第一号イ又は口のいずれかに該当するもの

2 (略)

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第九十三条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおそ

(特例遺族年金の支給要件に関する経過措置)

第九十二条 昭和六十年改正法附則第七十七条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合法附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るもの及び施行日以後の船員たる被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間を除く。)が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項第一号イ又は口のいずれかに該当するもの
- 二 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、船員保険の被保険者であつた期間(施行日前の期間に係るものに限るものとし、施行日以後の船員たる被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。)を含む。)が一年以上であり、かつ、改正前の法律第百五号附則第十七条第一号イ又は口のいずれかに該当するもの

2 (略)

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第九十三条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧厚生年金保険法	旧厚生年金保険	
	(略)	(略)
第三十四条	(略)	(略)
第四項	(略)	(略)
第四十三條	、資格を喪失した日	、資格を喪失した日（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）
第四項	(略)	(略)
第四十六條	老齡年金又は障害年金（	老齡年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）による老齡厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険

の効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧厚生年金保険法	旧厚生年金保険	
	(略)	(略)
第三十四条	(略)	(略)
第四項	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
第四十六條	第一級から第十四級の七第二項	第十五級以下

者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若

<p>第四十六條 の七第二項</p>	
<p>第一級から第十四級まで</p>	<p>老齡年金又は障害年金を</p>
<p>第十五級以下</p>	<p>老齡年金若しくは改正後の法による老齡厚生年金又は障害年金若しくは改正後の法による障害厚生年金を</p> <p>しくは平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項（同條第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。以下この項において同じ。）又は障害年金若しくは改正後の法による障害厚生年金（</p>
<p>第四十六條 第四項</p>	
<p>老齡年金</p>	<p>老齡年金又は障害年金</p>
<p>昭和六十年改正法 第三條の規定によ</p>	<p>老齡年金若しくは</p>

第六十五条	
共済組合が支給する遺族年金	
共済組合が支給する遺族年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律	
第六十五条	
共済組合が支給する遺族年金	
共済組合が支給する遺族年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律	改正後の法（以下「改正後の法」という。以下同じ。）による老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。）又は障害年金若しくは改正後の法による障害厚生年金

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略) (平成八年法律第八十二号) 附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。以下この条及び第六十八条の五において同じ。

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略) (平成八年法律第八十二号) 附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。以下この条及び第六十八条の五において同じ。

		<p>昭和六十年改正法附則第八八条の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「改正前の法律第七十八号」という。）</p>
(略)		<p>附則第四条 第一項</p>
(略)	同法	<p>（厚生年金保険法）</p>
(略)	旧厚生年金保険法	<p>（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）</p>
		<p>昭和六十年改正法附則第八八条の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「改正前の法律第七十八号」という。）</p>
(略)		<p>附則第四条 第一項</p>
(略)	(新設)	<p>（厚生年金保険法）</p>
(略)		<p>（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）</p>

(略)	昭和六十年改正法附則第一百十一條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号。以下「改正前の法律第六十三号」という。)	附則第三十条	(略)	(略)
(略)	昭和六十年改正法附則第一百十一條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号。以下「改正前の法律第六十三号」という。)	附則第三十条	(略)	(略)

昭和六十年改 正法附則第百 十二条の規定 による改正前 の厚生年金保		附則第六十 三条			(略)	(略)		間	厚生年金保険の被 保険者であつた期 間 (昭和六十年改 正法附則第四十七	厚生年金保険の被 保険者であつた期 間 (昭和六十年改 正法附則第四十七	(略)	(略)	て「船員たる被保 険者」という。) としての被保険者 期間並びに昭和六 十年改正法附則第 四十七条第一項の 規定により当該第 一号厚生年金被保 険者期間とみなさ れた期間 (第二号 において「船員で あつた期間」とい う。)に係るもの を除く。以下この 条において同じ。	の被保険者期間並 びに昭和六十年改 正法附則第四十七 条第一項の規定に より厚生年金保険 の被保険者であつ た期間とみなされ た期間 (第二号に おいて「船員であ つた期間」という 。)に係るものを 除く。以下この条 において同じ。
昭和六十年改 正法附則第百 十二条の規定 による改正前 の厚生年金保		附則第六十 三条			(略)	(略)		間	厚生年金保険の被 保険者であつた期 間 (昭和六十年改 正法附則第四十七	厚生年金保険の被 保険者であつた期 間 (昭和六十年改 正法附則第四十七	(略)	(略)	の被保険者期間並 びに昭和六十年改 正法附則第四十七 条第一項の規定に より厚生年金保険 の被保険者であつ た期間とみなされ た期間 (第二号に おいて「船員であ つた期間」という 。)に係るものを 除く。以下この条 において同じ。	の被保険者期間並 びに昭和六十年改 正法附則第四十七 条第一項の規定に より厚生年金保険 の被保険者であつ た期間とみなされ た期間 (第二号に おいて「船員であ つた期間」という 。)に係るものを 除く。以下この条 において同じ。

險法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号。以下「改正前の法律第八十二号」という。）		条第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を除く。	(略)	旧厚生年金保険法施行令	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)		(略)			
險法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号。以下「改正前の法律第八十二号」という。）	(略)	条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間を除く。	(略)	旧厚生年金保険法施行令	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)		(略)			

規定する改正前国
共済法による年金
である給付のうち
退職共済年金（そ
の年金額の計算の
基礎となる組合員
期間の月数（当該
退職共済年金の受
給権者が平成二十
四年一元化法第一
条の規定による改
正後の法（以下「
平成二十四年改正
後の法」という。
）による老齢厚生
年金（平成二十四
年改正後の法第二
条の五第一項第二
号に規定する第二
号厚生年金被保険
者期間に基づくも
のに限る。）の受
給権を有する場合

する法律の施行に
伴う経過措置に関
する政令（昭和六
十一年政令第五十
四号。以下「経過
措置政令」という
。）第二十六条第
一号若しくは第二
号に掲げるものに
限る。）及び障害
共済年金並びに

にあつては、当該
月数と当該老齢厚
生年金の額の計算
の基礎となる被保
険者期間の月数と
を合算した月数と
する。）が二百四
十以上であるもの
又は国民年金法等
の一部を改正する
法律の施行に伴う
経過措置に関する
政令（昭和六十一年
政令第五十四号
。以下「経過措置
政令」という。）
第二十六条第一号
若しくは第二号に
掲げるものに限る
。及び障害共済
年金並びに平成二
十四年一元化法附
則第四十一条第一

	第三条の二 の二 第四号		(略)	障害年金並びに
項の規定による退 職共済年金（その 年金額の計算の基 礎となる同項に規 定する国共済組合 員等期間の月数が 二百四十以上であ るものに限る。） 及び障害共済年金 並びに	(略)		(略)	障害年金並びに平 成二十四年一元化 法附則第六十一条 第一項に規定する 改正前地共済法に よる年金である給 付のうち退職共済 年金（その年金額 の計算の基礎とな る組合員期間の月 数（当該退職共済

	第三条の二 の二 第四号		(略)	障害年金並びに
(略)	(略)		(略)	障害年金並びに同 条の規定による改 正後の地方公務員 等共済組合法に基 づく退職共済年金 （その年金額の計 算の基礎となる組 合員期間の月数が 二百四十以上であ るもの又は経過措 置政令第二十六条

年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法の第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合には、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに

第三号から第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに

	第三條の二 の二第五号	
	(略)	障害年金
限る。)及び障害 共済年金並びに平 成二十四年一元化 法附則第六十五條 第一項の規定によ る退職共済年金(その年金額の計算 の基礎となる同項 に規定する地共済 組合員等期間の月 数が二百四十以上 であるものに限る 。)及び障害共済 年金並びに	(略)	障害年金並びに平 成二十四年一元化 法附則第七十九條 に規定する改正前 に規定する改正前 私学共済法による 年金である給付の うち退職共済年金
	第三條の二 の二第五号	
	(略)	障害年金
(略)	(略)	障害年金並びに同 條の規定による改 正後の私立学校教 職員共済法に基づ く退職共済年金(その年金額の計算 の基礎となる加入

(その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数) 当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金(平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)の受給権を有する場合には、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。)が二百四十以上であるもの

者期間の月数が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六条第六号に掲げるものに限る。)及び障害共済年金

	第三条の五	
	(略)	
給付を除く。	給付を除く。	又は経過措置政令第二十六条第六号に掲げるものに限る。)及び障害共済年金
給付を除く。	(略)	
一 旧国民年金法に基づく障害年金 二 旧船員保険法に基づく老齢年金及び障害年金 三 改正前の法第十二条第一号ロに規定する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに退職共済年金	給付を除く。	

	第三条の五	
	(略)	
給付を除く。	給付を除く。	
給付を除く。	(略)	
一 旧国民年金法に基づく障害年金 二 旧船員保険法に基づく老齢年金及び障害年金 三 改正前の法第十二条第一号ロに規定する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに退職共済年金	給付を除く。	

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含み、その受給権者が昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者であるものであつて、その年金額の計算の基礎となる組合員期間若しくは

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含み、その受給権者が昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者であるものであつて、その年金額の計算の基礎となる組合員期間若しくは

2	
(略)	
(略)	
(略)	加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六條各号に掲げるものに限る。

第九十三條の二 平成十五年四月一日以後の厚生年金保險の被保險者であつた期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前條の規定（同條の表旧厚生年金保險法の項に係る部分のうち第三十四條第四項の部分及び改正前の法律第六十三号の項に限る。）にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	
改正前の法律	附則第三十
(略)	(略)
(略)	(略)

2	
(略)	
(略)	
(略)	加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六條各号に掲げるものに限る。

第九十三條の二 平成十五年四月一日以後の厚生年金保險の被保險者であつた期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前條の規定（同條の表旧厚生年金保險法の項に係る部分のうち第三十四條第四項の部分及び昭和六十年改正法附則第一百一十一條の規定による改正前の厚生年金保險法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「改正前の法律第六十三号」という。）の項に限る。）にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	
改正前の法律	附則第三十
(略)	(略)
(略)	(略)

		第六十三号
		五条
平均標準報酬月額 (同法)	平均標準報酬月額 (平成十五年四月 一日前の第一号厚 生年金被保険者期 間の平均標準報酬 月額をいい、旧厚	<p>期間がある者の厚生年金保険法</p> <p>期間(平成十五年四月一日前の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。に限る。)がある者の昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)</p>

		第六十三号
		五条
平均標準報酬月額 (同法)	平均標準報酬月額 (平成十五年四月 一日前の厚生年金 保険の被保険者期 間の平均標準報酬 月額をいい、旧厚	<p>期間がある者の厚生年金保険法</p> <p>期間(平成十五年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間に限る。)がある者の昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)</p>

(略)	生年金保険法
その者の厚生年金 保険の被保険者期 間	その者の厚生年金 保険の被保険者期 間（平成十五年四 月一日前の第一号 厚生年金被保険者 期間に限り、船員 法（昭和二十二年 法律第百号）第一 条に規定する船員 として昭和六十年 改正法第三条の規 定による改正後の 厚生年金保険法第 六条第一項第三号 に規定する船舶に 使用される同法に よる被保険者及び 昭和六十年改正法 附則第五条第十四 号に規定する船員 任意継続被保険者

(略)	生年金保険法
その者の厚生年金 保険の被保険者期 間	その者の厚生年金 保険の被保険者期 間（平成十五年四 月一日前の厚生年 金保険の被保険者 期間に限り、船員 法（昭和二十二年 法律第百号）第一 条に規定する船員 として昭和六十年 改正法第三条の規 定による改正後の 厚生年金保険法第 六条第一項第三号 に規定する船舶に 使用される同法に よる被保険者及び 昭和六十年改正法 附則第五条第十四 号に規定する船員 任意継続被保険者

<p>附則第三十 五条第二号</p>	<p>(略)</p>	
<p>期間</p>	<p>(略)</p>	
<p>被保険者（平成十 五年四月一日前の 第一号厚生年金被 保険者期間に限り 、船員たる被保険</p>	<p>(略)</p>	<p>(以下この項にお いて「船員たる被 保険者」という。)としての被保険 者期間並びに昭和 六十年改正法附則 第四十七条第一項 の規定により第一 号厚生年金被保険 者期間とみなされ た期間（第二号に おいて「船員であ つた期間」という 。）に係るものを 除く。以下この条 において同じ。）</p>
<p>附則第三十 五条第二号</p>	<p>(略)</p>	
<p>期間</p>	<p>(略)</p>	
<p>被保険者（平成十 五年四月一日前の 厚生年金保険の被 保険者期間に限り 、船員たる被保険</p>	<p>(略)</p>	<p>(以下この項にお いて「船員たる被 保険者」という。)としての被保険 者期間並びに昭和 六十年改正法附則 第四十七条第一項 の規定により厚生 年金保険の被保険 者であつた期間と みなされた期間（ 第二号において「 船員であつた期間 」という。）に係 るものを除く。以 下この条において 同じ。）</p>

改正前の法律 第六十三号	附則第三十 五条第二号	被保険者であつた 期間	被保険者（平成十 五年四月一日前の 厚生年金保険法第 二条の五第一項第 一号に規定する第 一号厚生年金被保 険者期間に限り、	<p>2 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間を有する者の昭和六十年改正法附則第七十八条第十項に規定する場合について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前項の規定（同項の表旧厚生年金保険法の項に係る部分のうち第三十四条第四項の部分（「一部が第三種被保険者」を読み替える部分、「以外の被保険者であつた期間」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分に限る。）及び改正前の法律第六十三号の項に係る部分のうち附則第三十五条第二号の部分に限る。）にかかわらず、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除く。）。</p>

改正前の法律 第六十三号	附則第三十 五条第二号	被保険者であつた 期間	被保険者（平成十 五年四月一日前の 厚生年金保険の被 保険者期間に限り 、船員たる被保険 者を除く。）であ つた期間（船員で	<p>2 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間を有する者の昭和六十年改正法附則第七十八条第十項に規定する場合について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前項の規定（同項の表旧厚生年金保険法の項に係る部分のうち第三十四条第四項の部分（「一部が第三種被保険者」を読み替える部分、「以外の被保険者であつた期間」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分に限る。）及び改正前の法律第六十三号の項に係る部分のうち附則第三十五条第二号の部分に限る。）にかかわらず、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除く。）。</p>

<p>附則第二十 一条第一項</p>	<p>附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しくは 第五項、第二十条第 三項若しくは第五項又 は前条第三項若しくは 第五項において準用す る同法第四十四条第一</p>	<p>旧厚生年金保険法による</p>	<p>第九十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)</p> <p>船員たる被保険者を除く。)であつた期間(船員であつた期間を除き、同法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。)</p>
<p>附則第二十 一条第一項</p>	<p>附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しくは 第五項又は前条第三 項若しくは第五項にお いて準用する同法第四 十四条第一項に規定す る</p>	<p>旧厚生年金保険法による</p>	<p>第九十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)</p> <p>あつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。)</p>

附則第二十 一条第二項	項に規定する	昭和六十年改正法附則第七十 八条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされ
附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しくは 第五項、第二十条第 三項若しくは第五項又 は前条第三項若しくは 第五項において準用す る平成二十五年改正法 附則第八十六条第一項 の規定によりなおその 効力を有するものとさ れた平成二十五年改正 法第一条の規定による 改正前の厚生年金保険 法第四十四条の二第一 項	附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しくは 第五項又は前条第三 項若しくは第五項にお いて準用する平成二十 五年改正法附則第八十 六条第一項の規定によ りなおその効力を有す るものとされた平成二 十五年改正法第一条の 規定による改正前の厚 生年金保険法第四十四 条の二第一項	昭和六十年改正法附則第七十 八条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされ た旧厚生年金保険法第四十四 条の二第一項、第四十六条の 五第一項若しくは昭和六十年 改正法附則第二条第一項の規 定による廃止前の厚生年金保 険及び船員保険交渉法（昭和 二十九年法律第百十七号）第 十一条の二第二項第二号ただ し書又は厚生年金保険法の一 部を改正する法律（昭和六十 三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例に よるものとされた平成二十五 年改正法附則第八十六条第一 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二 十五年改正法第一条の規定に よる改正前の厚生年金保険法 第四十四条の二第一項

附則第二十 一条第二項	附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しく は第五項又は前条第三 項若しくは第五項にお いて準用する平成二十 五年改正法附則第八十 六条第一項の規定によ りなおその効力を有す るものとされた平成二 十五年改正法第一条の 規定による改正前の厚 生年金保険法第四十四 条の二第一項	昭和六十年改正法附則第七十 八条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされ た旧厚生年金保険法第四十四 条の二第一項、第四十六条の 五第一項若しくは昭和六十年 改正法附則第二条第一項の規 定による廃止前の厚生年金保 険及び船員保険交渉法（昭和 二十九年法律第百十七号）第 十一条の二第二項第二号ただ し書又は厚生年金保険法の一 部を改正する法律（昭和六十 三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例に よるものとされた平成二十五 年改正法附則第八十六条第一 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二 十五年改正法第一条の規定に よる改正前の厚生年金保険法 第四十四条の二第一項
----------------	--	---

	(略)	附則第二十 三条第二項
同法第四十四条第一項 に規定する 厚生年金保険法第四十 四条第一項に規定する	(略)	附則第十八条第三項に おいて準用する平成二 十五年改正法附則第八 十六条第一項の規定に よりなおその効力を有 するものとされた平成 二十五年改正法第一条 の規定による改正前の 厚生年金保険法第四十 四条の二第一項
旧厚生年金保険法による	(略)	昭和六十年改正法附則第七十 八条第二項の規定によりなお その効力を有するものとされ た旧厚生年金保険法第四十四 条の二第一項、第四十六条の 五第一項若しくは旧交渉法第 十一条の二第一項第二号ただ し書又は厚生年金保険法の一 部を改正する法律（昭和六十 三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例に よるものとされた平成二十五 年改正法附則第八十六条第一 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二 十五年改正法第一条の規定に よる改正前の厚生年金保険法 第四十四条の二第一項

	(略)	附則第二十 三条第二項
(新設)	(略)	附則第十八条第三項に おいて準用する平成二 十五年改正法附則第八 十六条第一項の規定に よりなおその効力を有 するものとされた平成 二十五年改正法第一条 の規定による改正前の 厚生年金保険法第四十 四条の二第一項
	(略)	昭和六十年改正法附則第七十 八条第二項の規定によりなお その効力を有するものとされ た旧厚生年金保険法第四十四 条の二第一項、第四十六条の 五第一項若しくは旧交渉法第 十一条の二第一項第二号ただ し書又は厚生年金保険法の一 部を改正する法律（昭和六十 三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例に よるものとされた平成二十五 年改正法附則第八十六条第一 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二 十五年改正法第一条の規定に よる改正前の厚生年金保険法 第四十四条の二第一項

	<p>附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する</p>	<p>旧厚生年金保険法による</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		

	<p>附則第十八条第三項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する</p>	<p>旧厚生年金保険法による</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		

厚生年金保 險法第四十 六条第一項	(略)	老齡厚生年金の全部 (略)
(略)	(略)	(略)

(昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する政令で定める部分

第百条 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下第百一条の三までにおいて同じ。)を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付(厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものに限る。)の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 (略)

3 前項の国庫負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 老齡厚生年金(次号から第五号までに掲げるものを除く。)厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額(加給年

厚生年金保 險法第四十 六条第一項	(略)	老齡厚生年金の全部 (略)
(略)	(略)	(略)

(昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する政令で定める部分

第百条 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定その他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下第百一条の二までにおいて同じ。)を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 (略)

3 前項の国庫負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 老齡厚生年金(次号から第五号までに掲げるものを除く。)厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額(加給年

金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときは、その額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二 老齢厚生年金（次号から第五号までに掲げるものを除き、厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）である間に支給されるものに限る。） 当該老齢厚生年金の額と同法附則第九条の第二項第一号の規定の例により計算した額を合算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときはその合算した額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。） 厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。次号、第五号、第九号、第十六号、第三十五号、第三十六号、第四十九号及び第五十号において同じ。）でない間に支給される当該老齢厚生年金について同法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四〇七（略）

八 遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（厚生年金保険法第六十四条の二（厚生年金保険法施行令第三条の十三の六第二項又は被用者年金

金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときは、その額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二 老齢厚生年金（次号から第五号までに掲げるものを除き、厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）である間に支給されるものに限る。） 当該老齢厚生年金の額と同法附則第九条の第二項第一号の規定の例により計算した額を合算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときはその合算した額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢厚生年金について同法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四〇七（略）

八 遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（厚生年金保険法第六十四条の三第一項（同条第二項（厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第

制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この号において「平成二十七年経過措置政令」という。）第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前厚年法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第六十四条の三第二項（平成二十七年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額とし、第五十六条第三項第十三号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものにあつては、当該遺族厚生年金の額から老齡基礎年金の加算額に相当する額を控除した額とする。）に期間按分率を乗じて得た額

九〇十一（略）

十二 旧厚生年金保険法による老齡年金（厚生年金保険の被保険者、国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用され

三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額とし、第五十六条第三項第十三号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものにあつては、当該遺族厚生年金の額から老齡基礎年金の加算額に相当する額を控除した額とする。）に期間按分率を乗じて得た額

九〇十一（略）

十二 旧厚生年金保険法による老齡年金（厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。）当

<p>る者である間に支給されるものに限る。) 当該老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額) に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>	<p>該老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額) に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>
<p>十三 (略)</p>	<p>十三 (略)</p>
<p>十四 旧厚生年金保険法による通算老齢年金 (厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該通算老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額) に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>	<p>十四 旧厚生年金保険法による通算老齢年金 (厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該通算老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額) に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>
<p>十五 (略)</p>	<p>十五 (略)</p>
<p>十九 旧厚生年金保険法による特例老齢年金 (厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該特例老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>	<p>十九 旧厚生年金保険法による特例老齢年金 (厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該特例老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額</p>
<p>二十 (略)</p>	<p>二十 (略)</p>
<p>二十四 旧船員保険法による老齢年金 (厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (第五十五条第五号に規</p>	<p>二十四 旧船員保険法による老齢年金 (厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。) 当該老齢年金 (その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) の額 (第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額</p>

定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十五 (略)

二十六 旧船員保険法による通算老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。）当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上の者であるものに限る。）の額（旧沖縄特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十七～三十 (略)

三十一 旧船員保険法による特例老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。）当該特例老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

三十二～三十四 (略)

三十五 退職共済年金（次号及び第三十七号に掲げるものを除く。）
 当該退職共済年金（厚生年金保険の被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附

から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十五 (略)

二十六 旧船員保険法による通算老齢年金（厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。）当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上の者であるものに限る。）の額（旧沖縄特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十七～三十 (略)

三十一 旧船員保険法による特例老齢年金（厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。）当該特例老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

三十二～三十四 (略)

三十五 退職共済年金（次号及び第三十七号に掲げるものを除く。）
 当該退職共済年金（厚生年金保険の被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権が平成九年

則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものであつた平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この号において「平成八年改正前国共済法」という。）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は平成八年改正前国共済法第百一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものを使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて、同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一

四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて同法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものであつた同法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この号において「平成八年改正前国共済法」という。）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は平成八年改正前国共済法第百一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものを使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて、同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて同法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものであつた同法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、旧適用法人等適用事業所において厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十

元化法改正前国共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものであつた平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、旧適用法人等適用事業所において厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同号に該当したことにより喪失した日から引き続き同条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に限る。）である間に支給されるものを除く。）を厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年厚生年金等経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令」という。）第六十七条第三項第一号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四

一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同号に該当したことにより喪失した日から引き続き同条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に限る。）である間に支給されるものを除く。）を厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年厚生年金等経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令」という。）第六十七条第三項第一号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ 国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金

条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十六条第七項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。次号及び第三十七号において同じ。）（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間（以下この条において「恩給等期間」という。）に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十六 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金当該退職共済年金（六十歳以上の者に支給されるものに限るものとし、厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、当該退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものにあつては、旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第二

の職域加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法第十六条第七項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。次号及び第三十七号において同じ。）（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間（以下この条において「恩給等期間」という。）に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十六 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金 当該退職共済年金（六十歳以上の者に支給されるものに限るものとし、厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、当該退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて同法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものにあつては、旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第二

号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額
 ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十七 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金（平成九年厚生年金等経過措置政令第二十一条第四項に規定する退職共済年金特定年齢以上の者に支給されるものに限るものとし、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給されるものを含む。） 当該退職共済年金（旧適用法人等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。）又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給される退職共済年金にあつては、平成九年厚生年金等経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項及び第四項の規定の例により計算した額）からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額
 イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額
 ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十八 障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（な

号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額
 ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十七 国家公務員共済組合法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金（平成九年厚生年金等経過措置政令第二十一条第四項に規定する退職共済年金特定年齢以上の者に支給されるものに限るものとし、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給されるものを含む。） 当該退職共済年金（旧適用法人等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。）又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給される退職共済年金にあつては、平成九年厚生年金等経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法附則第十二条の八第三項及び第四項の規定の例により計算した額）からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額
 イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額
 ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十八 障害共済年金（国家公務員共済組合法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（同法第八十五条第二項（同条第三項

お効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定されている障害共済年金を含む。）を除く。） 当該障害共済年金の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第四号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十九 遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。） 当該遺族共済年金の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第六号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四

において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定されている障害共済年金を含む。）を除く。） 当該障害共済年金の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第四号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ 国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十九 遺族共済年金（国家公務員共済組合法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。） 当該遺族共済年金の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第六号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

ロ 国家公務員共済組合法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金

条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

四十～五十九（略）

4～6（略）

第百条の二 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場^レ合においては、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間を、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間とみなして、同条（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第百一条 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月前の昭和六十年改正法附則第五十二条に規定する旧第三種被保険

の職域加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

四十～五十九（略）

4～6（略）

（新設）

第百一条 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月前の同法附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた

者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第百条第三項第一号から第三十四号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する部分とする。

2 第百条第二項から第四項までの規定は、前項の国庫負担対象算定率について準用する。この場合において、同条第四項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間のうち昭和六十年改正法附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係るもの」と読み替えるものとする。

（昭和六十年改正法附則第七十九条第二号の政令で定める部分）

第百二条 （略）

2 （略）

3 前項の加算に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜四 （略）

五 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた退職共済年金（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳以上のものに支給されるものに限る。） 当該退職共済年金の受給権者が第五十六条第三項第一号口の表の上欄に掲げる者であつて、その者の昭和三

期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、前条第三項第一号から第三十四号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する部分とする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の国庫負担対象算定率について準用する。この場合において、同条第四項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間のうち昭和六十年改正法附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係るもの」と読み替えるものとする。

（昭和六十年改正法附則第七十九条第二号の政令で定める部分）

第百二条 （略）

2 （略）

3 前項の加算に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜四 （略）

五 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職共済年金（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳以上のものに支給されるものに限る。） 当該退職共済年金の受給権者が第五十六条第三項第一号口の表の上欄に掲げる者であつて、その者の昭和三

十六年四月一日以後の旧適用法人共済組合員期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該旧適用法人共済組合員期間を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額

六 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（六十五歳以上である者に支給されるものに限る。）前号の規定の例により計算した額

七・八 (略)

(昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用された存続厚生年金基金等が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百三条の二 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
附則第十三条	(略)
条第三項第	附則第九条の四第三項
	昭和六十年改正法附則第七十

十六年四月一日以後の旧適用法人共済組合員期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該旧適用法人共済組合員期間を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額

六 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（六十五歳以上である者に支給されるものに限る。）前号の規定の例により計算した額

七・八 (略)

(昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用された存続厚生年金基金等が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百三条の二 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
附則第十三条	(略)
条第三項第	附則第九条の四第三項
	昭和六十年改正法附則第七十

		<p>二 号</p> <p>又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとしてされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第一項</p>	
		<p>二 号</p> <p>又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとしてされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第一項</p>	<p>八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとしてされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第四十四條の二第二項、第四十六條の五第一項若しくは昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第二十一條の二第二項第二号ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第二条第二項においてその例によるものとしてされた平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとしてされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第一項</p>

(略)	(略)	
(略)	(略)	

2・3 (略)

第百五條の二 昭和六十年改正法附則第八十二條第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号に規定する当該旧特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額に減額率（当該受給権者が厚生年金保険法附則第七條の三第一項又は第十三條の四第一項の規定に基づき老齡厚生年金の支給繰上げの請求をした場合における当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第六條の三又は第八條の二の三第一項に規定する減額率をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2・5 (略)

（昭和六十年改正法附則第八十四條第二項の規定による厚生年金保険の実施者たる政府の負担）

第百八條 次の各号に掲げる者に基金が支給する老齡年金給付に要する費用について昭和六十年改正法附則第八十四條第二項の規定により厚生年

(略)	(略)	
(略)	(略)	するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第一項

2・3 (略)

第百五條の二 昭和六十年改正法附則第八十二條第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号に規定する当該旧特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額に減額率（当該受給権者が厚生年金保険法附則第七條の三第一項又は第十三條の四第一項の規定に基づき老齡厚生年金の支給繰上げの請求をした場合における当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第六條の二又は第八條の二の三第一項に規定する減額率をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2・5 (略)

（昭和六十年改正法附則第八十四條第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担）

第百八條 次の各号に掲げる者に基金が支給する老齡年金給付に要する費用について昭和六十年改正法附則第八十四條第二項の規定により厚生年

金保険の実施者たる政府が負担する額は、当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額(厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。))の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。)とを合算した額

二 (略)

第九百九条 老齢厚生年金(第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限

る。)若しくは厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による

金保険の管掌者たる政府が負担する額は、当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額(厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。)とを合算した額

二 (略)

第九百九条 老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法附則第二十八条の三第一

項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通

特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて、当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間の一部が旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間である者に支給するものについては、前条第一号及び第二号並びに昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第一号ロ中「十分の八」とあるのは「十分の八（同項第二号イに掲げる額に係る部分については、十分の七・五）」と、同号ロ中「ときは、」とあるのは「ときは、同号ロに掲げる額に係る部分については、」と、同項第二号中「生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有する」とあるのは「生まれた」と、同号イ中「施行日」とあるのは「旧厚生年金保険法第三条第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間及び当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日」と、同号ロ中「イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前」とあるのは「当該受給権者の旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項第二号イの規定の例により計算した額に十分の七・五を乗じて得た額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前まで」と、「イに掲げる期間のうち同日」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日」とする。

算老齢年金若しくは特例老齢年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて、当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間の一部が同法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間である者に支給するものについては、前条第一号及び第二号並びに昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第一号ロ中「十分の八」とあるのは「十分の八（同項第二号イに掲げる額に係る部分については、十分の七・五）」と、同号ロ中「ときは、」とあるのは「ときは、同号ロに掲げる額に係る部分については、」と、同項第二号中「生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有する」とあるのは「生まれた」と、同号イ中「施行日」とあるのは「旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間及び当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日」と、同号ロ中「イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前」とあるのは「当該受給権者の旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間につき同法第三百三十二条第二項第二号イの規定の例により計算した額に十分の七・五を乗じて得た額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前まで」と、「イに掲げる期間のうち同日」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日」とする。

第百十一条 昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定により控除すべき額は、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であつた期間を有する者（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。）に係る当該基金が施行日において保有する積立金として厚生労働大臣の定めるところにより算出した金額（当該被保険者期間の一部が旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間に係る積立金に相当する額を除く。）に、千分の八からその者に係る平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の表の下欄に掲げる率（昭和二十一年四月二日以後に生まれた者にあつては、千分の七・五）を控除して得た率の千分の八に対する割合を乗じて得た額の総額（以下この条において「過剰積立額」という。）に、施行日から当該控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額とし、その額に達するまでの間、毎年度昭和六十年改正法附則第八十四条第二項又は第四項の規定により算定した厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき額から控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の実施者たる政府は、基金から申出がある場合においては、当該負担すべき額について二十年以内の期間で基金が申し出た期間毎年度均等額を控除することができるものとし、当該期間内において控除する総額が過剰積立額に施行日から各年度において控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額となるよう当該均等額を定めるものとする。この場合において、当該年度において控除すべき額が当該年度において政府が負担すべき額を

第百十一条 昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定により控除すべき額は、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であつた期間を有する者（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。）に係る当該基金が施行日において保有する積立金として厚生労働大臣の定めるところにより算出した金額（当該被保険者期間の一部が旧厚生年金保険法第三条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間に係る積立金に相当する額を除く。）に、千分の八からその者に係る平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の表の下欄に掲げる率（昭和二十一年四月二日以後に生まれた者にあつては、千分の七・五）を控除して得た率の千分の八に対する割合を乗じて得た額の総額（以下この条において「過剰積立額」という。）に、施行日から当該控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額とし、その額に達するまでの間、毎年度昭和六十年改正法附則第八十四条第二項又は第四項の規定により算定した厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべき額から控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金から申出がある場合においては、当該負担すべき額について二十年以内の期間で基金が申し出た期間毎年度均等額を控除することができるものとし、当該期間内において控除する総額が過剰積立額に施行日から各年度において控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額となるよう当該均等額を定めるものとする。この場合において、当該年度において控除すべき額が当該年度において政府が負担すべき額を

超えるときは、その超える額に当該控除が行われるべき日から控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を翌年度以降において控除すべき額に加算するものとする。

3 基金が解散した場合において、当該解散した日において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の実施者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収の例により徴収するものとする。

一・二 (略)

4 基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅した場合において、当該解散の認可があつたものとみなされた日又は当該消滅した日（以下この項において「解散等の日」という。）において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の実施者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づく責任準備金

超えるときは、その超える額に当該控除が行われるべき日から控除が行われる日までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を翌年度以降において控除すべき額に加算するものとする。

3 基金が解散した場合において、当該解散した日において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収の例により徴収するものとする。

一・二 (略)

4 基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅した場合において、当該解散の認可があつたものとみなされた日又は当該消滅した日（以下この項において「解散等の日」という。）において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づく責任準備金

旧船員保険法	(略)	(略)	(略)
	第五十條ノ 七ノ二	共済組合ガ支給ス ル遺族年金	共済組合ガ支給ス ル遺族年金(厚生 年金保険法等の一 部を改正する法律 (平成八年法律第 八十二号) 附則第 十六條第三項及厚 生年金保険制度及

に相当する額の徴収の例により徴収するものとする。この場合において、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5 (略)

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百十六條 昭和六十年改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧船員保険法	(略)	(略)	(略)
	第五十條ノ 七ノ二	共済組合ガ支給ス ル遺族年金	共済組合ガ支給ス ル遺族年金(厚生 年金保険法等の一 部を改正する法律 (平成八年法律第 八十二号) 附則第 十六條第三項及厚 生年金保険制度及

に相当する額の徴収の例により徴収するものとする。この場合において、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5 (略)

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百十六條 昭和六十年改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧船員保険法 施行令		(略)	(略)	
第二号	第四条の二	(略)	(略)	
障害年金	(略)	(略)	(略)	
正後の厚生年金保 条の規定による改 正後の厚生年金保	(略)	(略)	(略)	び農林漁業団体職 員共済組合制度の 統合を図るための 農林漁業団体職員 共済組合法等を廃 止する等の法律（ 平成十三年法律第 百一号）附則第十 六条第三項ノ規定 ニ依リ厚生年金保 険ノ実施者タル政 府ガ支給スルモノ トサレタルモノヲ 含ム以下此ノ条及 第五十条ノ八ノ四 ニ於テ之ニ同ジ）

旧船員保険法 施行令		(略)	(略)	
第二号	第四条の二	(略)	(略)	
障害年金	(略)	(略)	(略)	
正後の厚生年金保 条の規定による改 正後の厚生年金保	(略)	(略)	(略)	び農林漁業団体職 員共済組合制度の 統合を図るための 農林漁業団体職員 共済組合法等を廃 止する等の法律（ 平成十三年法律第 百一号）附則第十 六条第三項ノ規定 ニ依リ厚生年金保 険ノ管掌者タル政 府ガ支給スルモノ トサレタルモノヲ 含ム以下此ノ条及 第五十条ノ八ノ四 ニ於テ之ニ同ジ）

險法に基づく老齡
厚生年金（その年
金額の計算の基礎
となる被保険者期
間の月数が二百四
十以上であるもの
又は昭和六十年改
正法附則第十二条
第一項第四号から
第七号までのい
れかに該当する者
に支給されるもの
若しくは被用者年
金制度の一元化等
を図るための厚生
年金保険法等の一
部を改正する法律
（平成二十四年法
律第六十三号。以
下「平成二十四年
一元化法」という
。）附則第三十五
条第一項の規定に

險法に基づく老齡
厚生年金（その年
金額の計算の基礎
となる被保険者期
間の月数が二百四
十以上であるもの
又は昭和六十年改
正法附則第十二条
第一項第四号から
第七号までのい
れかに該当する者
に支給されるもの
に限る。）及び障
害厚生年金

	<p>第三号</p>	<p>第四号の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>より読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けることにより支給されるものに限り。及び障害厚生年金</p>
	<p>第三号</p>	<p>第四号の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>障害年金並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金(その年金額</p>
	<p>第三号</p>	<p>第四号の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>障害年金並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金(その年金額</p>
	<p>第三号</p>	<p>第四号の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>障害年金並びに同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二</p>

の計算の基礎となる組合員期間の月数(当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「平成二十四年改正後厚生年金保険法」という。)による老齢厚生年金(平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の

百四十以上であるもの又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。)第二十六条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。)及び障害共済年金並びに

額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。)が二百四十以上であるもの又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。)第二十六条第一号若しくは第二号に掲げるものに限り。)及び障害共済年金並びに平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金(その年金額の

	<p>第四条の二 (略)</p>	<p>計算の基礎となる 同項に規定する国 共済組合員等期間 の月数が二百四十 以上であるものに 限る。)及び障害 共済年金並びに</p>
<p>第四号</p>	<p>障害年金並びに (略)</p>	<p>障害年金並びに平 成二十四年一元化 法附則第六十一条 第一項に規定する 改正前地共済法に よる年金である給 付のうち退職共済 年金(その年金額 の計算の基礎とな る組合員期間の月 数(当該退職共済 年金の受給権者が 平成二十四年改正 後厚生年金保険法</p>

	<p>第四条の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第四号</p>	<p>障害年金並びに (略)</p>	<p>障害年金並びに同 条の規定による改 正後の地方公務員 等共済組合法に基 づく退職共済年金 (その年金額の計 算の基礎となる組 合員期間の月数が 二百四十以上であ るもの又は経過措 置政令第二十六条 第三号から第五号 までに掲げるもの に限る。)及び障</p>

による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに

害共済年金並びに

	第四条の二 第五号	
	(略)	(略)
に平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金並びに	(略)	障害年金並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる加

	第四条の二 第五号	
	(略)	(略)
(略)	(略)	障害年金並びに同条の規定による改正後の私立学校教職員共済法に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上である

入者期間の月数（
当該退職共済年金
の受給権者が平成
二十四年改正後厚
生年金保険法によ
る老齢厚生年金（
平成二十四年改正
後厚生年金保険法
第二条の五第一項
第四号に規定する
第四号厚生年金被
保険者期間に基づ
くものに限る。）
の受給権を有する
場合にあつては、
当該月数と当該老
齢厚生年金の額の
計算の基礎となる
被保険者期間の月
数とを合算した月
数とする。）が二
百四十以上である
もの又は経過措置

もの又は経過措置
政令第二十六条第
六号に掲げるもの
に限る。）及び障
害共済年金

	第四條の五 (略)	
	給付を除く。 (略)	(略)
一 旧国民年金法に基づく障害年金 二 旧厚生年金保険法に基づく老齢年金及び障害年金 三 法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに退職共済年金	給付を除く。 (略)	政令第二十六条第六号に掲げるものに限り、及び障害共済年金

	第四條の五 (略)	
	給付を除く。 (略)	(略)
一 旧国民年金法に基づく障害年金 二 旧厚生年金保険法に基づく老齢年金及び障害年金 三 法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに退職共済年金	給付を除く。 (略)	(略)

(厚生年金保險
法等の一部を改
正する法律(平
成八年法律第八
十二号)附則第
十六條第三項及
び平成十三年統
合法附則第十六
條第三項の規定
により厚生年金
保險の実施者た
る政府が支給す
るものとされた
ものを含み、そ
の受給権者が昭
和六十年改正法
附則第六十三條
第一項に規定す
る者であるもの
であつて、その
年金額の計算の
基礎となる組合
員期間若しくは

(厚生年金保險
法等の一部を改
正する法律(平
成八年法律第八
十二号)附則第
十六條第三項及
び平成十三年統
合法附則第十六
條第三項の規定
により厚生年金
保險の管掌者た
る政府が支給す
るものとされた
ものを含み、そ
の受給権者が昭
和六十年改正法
附則第六十三條
第一項に規定す
る者であるもの
であつて、その
年金額の計算の
基礎となる組合
員期間若しくは

2 (略)		
(略)		
(略)		
(略)		加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六号各号に掲げるものに限る。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第二百一十一條 昭和六十年改正法附則第八十七條第七項において準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一條及び第二十三條の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第二十 一條第一項	附則第十八條第三項、第 十九條第三項若しくは第 五項、第二十條第三項若 しくは第五項又は前條第	旧船員保険法による加給金 の額
----------------	--	--------------------

2 (略)		
(略)		
(略)		
(略)		加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六号各号に掲げるものに限る。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第二百一十一條 昭和六十年改正法附則第八十七條第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一條及び第二十三條の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第二十 一條第一項	附則第十八條第三項、第 十九條第三項若しくは第 五項又は前條第三項若し しくは第五項において準用	旧船員保険法による加給金 の額
----------------	---	--------------------

	<p>三項若しくは第五項において準用する同法第四十条第一項に規定する加給年金額</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項</p>	<p>附則第二十条第一項</p>
	<p>する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額</p>	<p>昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第二十条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第十二条第一項第三号ただし書又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百十七条の二においてその例によるものとされた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五</p>	<p>附則第二十条第一項</p>

(略)	(略)	厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する	加給年金額	厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する	(略)	(略)	年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項	旧船員保険法による

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第八十七條第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六條第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六條第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	厚生年金保険法第四十六條第一項	老齡厚生年金の全部(同條第四項に規定する加算額を除く。)	(略)	(略)	老齡厚生年金の全部

(略)	(略)	(新設)	加給年金額	(新設)	(略)	(略)	年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第八十七條第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六條第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六條第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	厚生年金保険法第四十六條第一項	老齡厚生年金の全部(同條第四項に規定する加算額を除く。)	(略)	(略)	老齡厚生年金の全部

(指定共済組合が支給する年金たる給付の取扱い等)

第二百二十四条 (略)

2 組合員であつた期間のうち前項各号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた期間は、第一号厚生年金被保険者期間とみなす。

3 第一項第一号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

- 一 旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者である者 施行日前の第一号厚生年金被保険者期間(前項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。第五項第一号において同じ。)を当該老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、当該老齢年金の額を改定する。

二 (略)

4～8 (略)

(特別一時金の支給)

第三百三十二条 昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 共済組合が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険

(指定共済組合が支給する年金たる給付の取扱い等)

第二百二十四条 (略)

2 組合員であつた期間のうち前項各号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた期間は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。

3 第一項第一号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

- 一 旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者である者 施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間(前項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。第五項第一号において同じ。)を当該老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、当該老齢年金の額を改定する。

二 (略)

4～8 (略)

(特別一時金の支給)

第三百三十二条 昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 共済組合が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険

の実施者たる政府が支給するものとされたものを含み、旧地方の施行
法第三条の規定により支給される障害年金であつて旧地方の施行法第
二条第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）

の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含み、旧地方の施行
法第三条の規定により支給される障害年金であつて同法第二条第十六
号に規定する共済法の障害年金を除く。）

四 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
 （第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成六年改正法附則第四条第三項の政令で定める障害年金）</p> <p>第一条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第四条第三項の政令で定める障害年金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による障害年金（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。）とする。</p> <p>（平成六年改正法附則第六条第一項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付）</p> <p>第二条 平成六年改正法附則第六条第一項の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p>	<p>（平成六年改正法附則第四条第三項の政令で定める障害年金）</p> <p>第一条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第四条第三項の政令で定める障害年金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による障害年金（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを除く。）とする。</p> <p>（平成六年改正法附則第六条第一項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付）</p> <p>第二条 平成六年改正法附則第六条第一項の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p>

一〇三 (略)

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第四号において同じ。)のうち障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「旧国家公務員等共済組合法」という。))による障害年金

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第五号において同じ。)のうち障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。))による障害年金

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

一〇三 (略)

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国家公務員等共済組合法」という。))による障害年金

(新設)

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧地方公務員等共済組合法」という。))による障害年金

(新設)

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第六号において同じ。）のうち障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による障害年金

七・八 （略）

（第三号被保険者の届出の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件の特例）

第三条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳に達した日において昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者を含む。第六条において単に「第一号被保険者」という。）又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料納付済期間等」という。）と昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料免除期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料免除期間等」という。）とを合算した期間が二十五年（旧国民年金法第七十六条の表の上欄に

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による障害年金

七・八 （略）

（第三号被保険者の届出の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件の特例）

第三条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、六十五歳に達した日において昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者を含む。第六条において単に「第一号被保険者」という。）又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料納付済期間等」という。）と昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料免除期間（国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料免除期間等」という。）とを合算した期間が二十五年（旧国民年金法第七十六条の表の上欄に

掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条及び第七條において同じ。）に満たないものが、同日以後に平成六年改正法附則第十條第三項の規定により国民年金法第五條第一項に規定する保険料納付済期間に算入された期間を有するに至つたことにより旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十年改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六條に定める老齡年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齡年金を支給する。

(任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失)

第五條 平成六年改正法附則第十一條第一項の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二

掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条及び第七條において同じ。）に満たないものが、同日以後に平成六年改正法附則第十條第三項の規定により国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間に算入された期間を有するに至つたことにより旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十年改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六條に定める老齡年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齡年金を支給する。

(任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失)

第五條 平成六年改正法附則第十一條第一項の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 国家公務員共済組合法による退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(新設)

五 地方公務員等共済組合法による退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二條の規定による

条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する
 施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金たる給付であ
 った退職を支給事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職
 共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金並び
 に旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通
 算退職年金

七十三 （略）

十四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法
 律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が
 支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の
 特例退職年金

2 厚生労働大臣は、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被
 保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項各
 号（第一号、第三号及び第七号を除く。）に掲げる給付（同項第二号に
 掲げる給付にあつては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定
 する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）の支給状況に
 つき国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下
 この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び当該給付に
 係る制度の管掌機関に対し、前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法
 第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項
 第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定す

改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和
 三十七年法律第五十三号）による年金たる給付であつて退職を支給
 事由とするもの

（新設）

六 私立学校教職員共済法による退職共済年金並びに旧私立学校教職員
 共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七十三 （略）

十四 地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会
 議員共済会が支給する退職年金

2 厚生労働大臣は、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被
 保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項各
 号（第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に掲げる給付の支給状
 況につき当該給付に係る制度の管掌機関に対し、同項第四号から第六号
 までに掲げる給付に係る制度の加入状況につき当該制度の管掌機関に対
 し、必要な資料の提供を求めることができる。

る第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)に係る制度の加入状況につき実施機関たる共済組合等に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額等の端数処理)

第十四条 平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額若しくは同項第一号に規定する額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(高齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金等の支給停止等に関する規定の技術的読替え等)

第十四条の三 平成六年改正法附則第二十六条第九項において同条第一項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十 六条第一項	附則第二十一条	附則第二十二條において読み替えて準用する附則第二十一条
----------------	---------	-----------------------------

(平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額等の端数処理)

第十四条 平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額若しくは同項第一号に規定する額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

(高齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金等の支給停止等に関する技術的読替え等)

第十四条の三 平成六年改正法附則第二十六条第九項の規定により同条第一項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十 六条第一項	附則第二十一条	附則第二十二條の規定により読み替えて準用する附則第二十一条
----------------	---------	-------------------------------

<p>附則第二十</p>	<p>附則第二十一</p>	<p>次条第十八項において読み替</p>
<p>第十四条の四 平成六年改正法附則第二十六条第十項において同条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項</p>	<p>改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）</p>
<p>附則第二十</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項</p>	<p>改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）</p>

<p>附則第二十</p>	<p>附則第二十一</p>	<p>次条第十五項の規定により読</p>
<p>第十四条の四 平成六年改正法附則第二十六条第十項の規定により同条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項</p>	<p>改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項</p>	<p>改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）</p>

六条第一項	
附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しくは 第五項、第二十条第 三項若しくは第五項又 は第二十条の二第三項 若しくは第五項	えて準用する附則第二十一条 次条第十五項から第十七項ま で

(削る)

六条第一項	
附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しく は第五項又は第二十 条第三項若しくは第五項	み替えて準用する附則第二十 一条 次条第十三項又は第十四項

(平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の政令で定める退職共済年金)

第十五条 平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の政令で定める退職共済年金は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(同法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)
- 二 地方公務員等共済組合法附則第十九条の規定による退職共済年金(同法第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。)
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)

(削る)

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率)

第十五条 平成六年改正法附則第二十七条第三項(同条第五項において読

(平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の政令で定める者)

第十六条 平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 前条第一号に掲げる退職共済年金の受給権者であつて、国家公務員共済組合法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げるもの(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)

二 前条第二号に掲げる退職共済年金の受給権者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等(以下単に「特定警察職員等」という。)以外の者であつて、同法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げるもの(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)

ロ 特定警察職員等である者であつて、地方公務員等共済組合法附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げるもの(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)

三 前条第三号に掲げる退職共済年金の受給権者であつて、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げるもの(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率)

第十六条の二 平成六年改正法附則第二十七条第三項(同条第五項におい

み替えて準用する国民年金法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める率は、平成六年改正法附則第二十七条第一項の請求を行う者が、当該請求をした日（以下この条から第十六条の二までにおいて「請求日」という。）の属する月から平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢（以下この条及び第十六条の二において「特例支給開始年齢」という。）に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

て読み替えて準用する国民年金法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の政令で定める率は、平成六年改正法附則第二十七条第一項の請求を行う者（次項に規定する者を除く。）が、当該請求をした日（以下この条から第十六条の四までにおいて「請求日」という。）の属する月から次に掲げる年齢（以下この条及び第十六条の四において「特例支給開始年齢」という。）に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。

一 平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢

二 国家公務員共済組合法附則第十二条の七の三第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の表の下欄に掲げる年齢

三 地方公務員等共済組合法附則第二十五条の三第一項又は第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢

2 | 平成六年改正法附則第二十七条第一項に掲げる者が、二以上の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この項において「老齢厚生年金等」という。）の受給資格期間を満たしている場合は、平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率は、老齢厚生年金等ごとに第一号に規定する率に第二号に規定する率をそれぞれ乗じて得た率を、合算して得た率とする。

一 前項に規定する率（当該老齢厚生年金等が平成六年改正法附則第二

- 十七条第一項第一号に規定する老齡厚生年金（同号に規定する者が受給権を有するものを除く。）又は第十五条各号に掲げる退職共済年金（前条各号に掲げる者が受給権を有するものを除く。）である場合には一、請求日の属する月と当該老齡厚生年金等に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該老齡厚生年金等が次に掲げるものである場合には零）
- イ 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金（同法第四十三条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものを除く。）
- ロ 国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同法第七十七条の規定によりその額が算定されているものを除く。）又は同法附則第十二条の八の規定による退職共済年金
- ハ 地方公務員等共済組合法附則第十九条の規定による退職共済年金（同法第七十九条の規定によりその額が算定されているものを除く。）又は同法附則第二十六条の規定による退職共済年金
- ニ 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものを除く。）又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の規定による退職共済年金
- 三 当該老齡厚生年金等の額の計算の基礎となる国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下こ

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額)

第十六条 平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額は、国民年金法第二十七条に定める額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率(千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額)

第十六条の二 平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によって計算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た額とする。

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第十六条の三 当分の間、平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用さ

の号において「被保険者等」という。)であった期間の月数を、その者が受給資格期間を満たしている老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被保険者等であった期間の総月数で除して得た率

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額)

第十六条の三 平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額は、国民年金法第二十七条に定める額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率(千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額)

第十六条の四 平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によって計算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た額とする。

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第十六条の五 当分の間、平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用さ

れる間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の国民年金基金及び国民年金基金連合会が支給する年金に関する経過措置)

第十六条の四 平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
(略)	(略)
二百円から	二百円 (平成六年改正法附則第二十七条)
(略)	(略)
二百円	二百円 (平成六年改正法附則第二十七条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成六年政令第三百四十八号) 第十五条の規定の例により算定した率を二百円に乘以得た額) に
(略)	
(略)	
(略)	

れる間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の国民年金基金及び国民年金基金連合会が支給する年金に関する経過措置)

第十六条の六 平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
(略)	(略)
二百円から	二百円 (平成六年改正法附則第二十七条)
(略)	(略)
二百円	二百円 (平成六年改正法附則第二十七条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成六年政令第三百四十八号) 第十六条の二の規定の例により算定した率を二百円に乘以得た額) に
(略)	
(略)	
(略)	

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二

（平成六年改正法附則第二十八條第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え）

第十七条 平成六年改正法附則第二十八條第一項の規定による厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第三十一條の二

（平成六年改正法附則第二十八條第一項の規定により適用するものとされた存続厚生年金基金が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え）

第十七条 平成六年改正法附則第二十八條第一項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第 第十三条 第二项</p>	<p>附則第十一條から第十三條の三まで、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六</p>	<p>附則第九條の四第三項又は第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四條第一項</p>	<p>附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同條第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項、第二十条の二第三項若しくは第五項若しくは第二十七條第十五項から第十七項までにおいて準用する第四十四條第一項</p>	<p>附則第十一條から第十三條の三まで、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十一条（平成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十八項において準用する場合を含む。）、平成六年改正法附則第二十四條第四項及び同條第五項において準用する附則第十一條の四第三項又は平成六年改正法附則第二十六條</p>
<p>(略)</p>	<p>附則第十一條の三</p>	<p>(略)</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条（平</p>	<p>(略)</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条（平</p>

ものとする。

<p>附則第 第十三条 第二项</p>	<p>附則第十一條から第十三條の三まで、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六</p>	<p>附則第九條の四第三項又は第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四條第一項</p>	<p>附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同條第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十七條第十三項若しくは第十四項において準用する第四十四條第一項</p>	<p>附則第十一條から第十三條の三まで、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十一条（平成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十五項において準用する場合を含む。）、平成六年改正法附則第二十四條第四項及び同條第五項において準用する附則第十一條の四第三項又は平成六年改正法附則第二十六條</p>
<p>(略)</p>	<p>附則第十一條の三</p>	<p>(略)</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条（平</p>	<p>(略)</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条（平</p>

<p>附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな</p>	<p>附則第十一条の三第二項において読み替えられた同条第一項</p>	<p>成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十八項において準用する場合を含む。）の</p>
<p>おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項（附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項）において準用する場合を含む。</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条第二項（平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七條第十八項において準用する場合を含む。）において読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項</p>

<p>附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな</p>	<p>附則第十一条の三第二項において読み替えられた同条第一項</p>	<p>成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十五項において準用する場合を含む。）の</p>
<p>おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項（附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項）において準用する場合を含む。</p>	<p>平成六年改正法附則第二十一条第二項（平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七條第十五項において準用する場合を含む。）において読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定による解散基金加入員に支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十八条 平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定による厚生年金保険法附則第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条	附則第十一条の三又	国民年金法等の一部を改正する法律
の二第	項及び第三項	平成六年改正法」という。) 附則第

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた解散基金加入員に支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十八条 平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条	附則第十一条の三又	国民年金法等の一部を改正する法律
の二第	項及び第三項	平成六年改正法」という。) 附則第

		二 二 項
(略)	(略)	<p>坑内員・船員の代行部分の総額</p> <p>坑内員・船員の加給年金額が</p> <p>二十一条（平成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十八項において準用する場合を含む。）又は平成六年改正法附則第二十四條第四項及び同條第五項において準用する附則第十一條の四第三項</p> <p>附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同條第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項、第二十條の二第三項若しくは第五項若しくは第二十七條第十五項から第十七項までにおいて準用する第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下「加給年金額」という。）が</p> <p>平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第</p>

		二 二 項
(略)	(略)	<p>坑内員・船員の代行部分の総額</p> <p>坑内員・船員の加給年金額が</p> <p>二十一条（平成六年改正法附則第二十二條及び第二十七條第十五項において準用する場合を含む。）又は平成六年改正法附則第二十四條第四項及び同條第五項において準用する附則第十一條の四第三項</p> <p>附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同條第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項若しくは第二十七條第十三項若しくは第十四項において準用する第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下「加給年金額」という。）が</p> <p>平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第</p>

(略)	(略)	(略)	<p>四十四条の二第一項（附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、<u>第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項</u>において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額</p>
(略)	(略)	(略)	<p>（改正前の老齢厚生年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え） 第二十条 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

(略)	(略)	(略)	<p>四十四条の二第一項（附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは<u>第二十条第三項若しくは第五項</u>において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額</p>
(略)	(略)	(略)	<p>（改正前の老齢厚生年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え） 第二十条 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第二項</p>	<p>附則第十八条第三項、第 十九条第三項若しくは第 五項、<u>第二十条第三項若 しくは第五項又は前条第 三項若しくは第五項</u></p>	<p>附則第三十一条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 九条第四項</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(改正前の特例老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
第二十一条 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用する
ものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第
十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条並びに第
二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定のう
ち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第一項</p>	<p>附則第十八条第三項、第 十九条第三項若しくは第 五項又は前条第三項若し くは第五項において準用 する同法</p>	<p>附則第三十一条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 九条第四項において準用 する同法</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(改正前の特例老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
第二十一条 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用する
ものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第
十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条並びに第
二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定のう
ち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 (略)	(略)	平成六年改正 法附則第二十 一条第二項	(略)	(略)
	(略)	附則第十八条第三項、第 十九条第三項若しくは第 五項、第二十条第三項若 しくは第五項又は前条第 三項若しくは第五項	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項
	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 (略)	(略)	平成六年改正 法附則第二十 一条第一項	(略)	(略)
	(略)	附則第十八条第三項、第 十九条第三項若しくは第 五項又は前条第三項若し しくは第五項において準用 する同法	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項において準用する同 法
	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項において準用する	(略)	附則第三十二条第三項の 規定によりなおその効力 を有するものとされた第 三条の規定による改正前 の厚生年金保険法附則第 二十八条の三第二項にお いてその例によるものと された同法附則第九条第 四項において準用する

五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に関する経過措置（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第五章〜第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間の確認等に関する経過措置）</p> <p>第七条 平成八年改正法附則第十二条に規定する期間については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に関する経過措置（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第五章〜第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間の確認等に関する経過措置）</p> <p>第七条 平成八年改正法附則第十二条に規定する期間については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>国民年金</p> <p>附則第七条</p> <p>第二号厚生年金被</p> <p>第二号厚生年金被保険</p>	<p>国民年金</p> <p>附則第七条</p> <p>期間につき</p> <p>期間（厚生年金保険法</p>

		法（昭和 三十四年 法律第百 四十一号 ）
(略)		の五第二項
(略)	国家公務員共済組 合連合会	保険者期間（
(略)	国家公務員共済組合連 合会（平成八年改正法 附則第十二条に規定す る期間にあつては、存 続組合（平成八年改正 法附則第三十二条第二 項に規定する存続組合 をいう。以下同じ。） 又は指定基金（平成八 年改正法附則第四十八 条第一項に規定する指 定基金をいう。以下同 じ。）とする。）	者期間（厚生年金保険 法等の一部を改正する 法律（平成八年法律第 八十二号。以下「平成 八年改正法」という。 ）附則第十二条に規定 する期間を含む。）

		法（昭和 三十四年 法律第百 四十一号 ）
(略)		の五第二項
(略)	当該共済組合	
(略)	当該共済組合（平成八 年改正法附則第十二条 に規定する期間にあつ ては、存続組合（平成 八年改正法附則第三十 二条第二項に規定する 存続組合をいう。以下 同じ。）又は指定基金 （平成八年改正法附則 第四十八条第一項に規 定する指定基金をいう 。以下同じ。）とする 。次項において同じ。）	等の一部を改正する法 律（平成八年法律第八 十二号。以下「平成八 年改正法」という。） 附則第十二条に規定す る期間を含む。以下こ の条において同じ。） につき

<p>員共済組 国家公務</p>	<p>厚生年金 保険法</p>
<p>一 項</p>	<p>附則第七條 の二第一項</p>
<p>組合員期間</p>	<p>もの被保険者であつた期間</p>
<p>組合員期間（厚生年金 保険法等の一部を改正</p>	<p>もの被保険者であつた期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十二条に規定する期間を含む。）</p>
	<p>定める者</p>
<p>組合員期間（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。）とする。）</p>	<p>定める者（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。）とする。）</p>

<p>員共済組 国家公務</p>	<p>厚生年金 保険法</p>
<p>一 項</p>	<p>附則第七條 の二第一項</p>
<p>組合員期間</p>	<p>期間につき</p>
<p>組合員期間（厚生年金 保険法等の一部を改正</p>	<p>期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十二条に規定する期間を含む。以下この条において同じ。）につき</p>
	<p>当該共済組合</p>
<p>組合員期間（厚生年金 保険法等の一部を改正</p>	<p>当該共済組合（平成八年改正法附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。）とする。）</p>

		合法
(削る)		
		する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十二条に規定する期間を含む。）

		合法
第四項	第一百十三条 第一項	
国民年金法	日本私立学校振興・共済事業団	
国民年金法、当該存続組合若しくは当該指定	日本私立学校振興・共済事業団とし、平成八年改正法附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合（平成八年改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合をいう。以下この条において同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。以下この条において同じ。）とする。	する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十二条に規定する期間を含む。）

	(削る)
--	------

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）	第百四十四條の二十四	第百四十四條の二第一項	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合（平成八年改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合をいう。以下この条において同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金をいう。以下この条において同じ。）とする。	国民年金法	第百四十四條の二十四	の二第四項
				基金に係る法律			基金に係る法律

(資料の提供等に関する経過措置)

	(削る)
--	------

(資料の提供等に関する経過措置)

		私立学校 教職員共 済法(昭 和二十八 年法律第 二百四十 五号)
第四十七條 の三第四項	第四十七條 の三第一項	第四十七條
当該共済組合	当該共済組合	当該共済組合
当該指定基金	当該共済組合とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十二条に規定する期間にあつては、存続組合(平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下この条において同じ。)又は指定基金(平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下この条において同じ。)とする。	

第八条 当分の間、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定を適用する。

厚生年金 保険法	(略)	(略)	(略)
厚生年金 保険法	第百条の二 第三項	管掌機関	管掌機関(厚生年金保 険法等の一部を改正す る法律(平成八年法律 第八十二号)附則第三 十二条第二項に規定す る存続組合及び同法附 則第四十八条第一項に 規定する指定基金を含 む。)
な効力 を有する 平成二十 四年一元 化法改正 前地共済 法(被用 者年金制 度の一元 化等を図	第百四十四 条の二十五 の二	国の組合若しくは	国の組合(厚生年金保 険法等の一部を改正す る法律(平成八年法律 第八十二号)附則第三 十二条第二項に規定す る存続組合及び同法附 則第四十八条第一項に 規定する指定基金を含 む。)若しくは

第八条 当分の間、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定を適用する。

厚生年金 保険法	(略)	(略)	(略)
厚生年金 保険法	第百条の二	共済組合等	共済組合等(厚生年金 保険法等の一部を改正 する法律(平成八年法 律第八十二号)附則第 三十二条第二項に規定 する存続組合及び同法 附則第四十八条第一項 に規定する指定基金を 含む。)
地方公務 員等共済 組合法	第百四十四 条の二十五 の二	国の組合若しくは	国の組合(平成八年改 正法附則第三十二条第 二項に規定する存続組 合及び平成八年改正法 附則第四十八条第一項 に規定する指定基金を 含む。)若しくは

るための
厚生年金
保険法等
の一部を
改正する
法律（平
成二十四
年法律第
六十三号
以下）
平成二十
四年一元
化法」と
いう。）
附則第六
十一条第
一項の規
定により
なおその
効力を有
するもの
とされた
平成二十

<p>年一元化 成二十四 済法（平 前私学共 化法改正 四年一元 平成二十 を有する なにお効力 を有する の二</p>	<p>同（じ）。 う。以下 号）をい 百五十二 年法律第 和三十七 合法（昭 等共済組 方公務員 正前の地 による改 条の規定 化法第三 四年一元</p>
<p>の二 支給する年金であ る給付 支給する年金である給 付（厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 （平成八年法律第八十 二号。以下「平成八年 改正法」という。）附 則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支</p>	
<p>私立学校 教職員共 済法 の二</p>	
<p>支給する年金である給 付（厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 （平成八年法律第八十 二号。以下「平成八年 改正法」という。）附 則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険 の管掌者たる政府が支</p>	

<p>法附則第 七十九條 の規定に よりなお その効力 を有する ものとさ れた平成 二十四年 一元化法 第四条の 規定によ る改正前 の私立学 校教職員 共済法（ 昭和二十 八年法律 第二百四 十五号） をいう。 以下同じ 。）</p>	
	(略)
	<p>給するものとされた年 金たる給付を含む。）</p>

	(略)
	<p>給するものとされた年 金たる給付を含む。）</p>

(老齡厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第九條 厚生年金保険法の規定による老齡厚生年金(その受給権者が、平成九年四月一日(以下「施行日」という。))前に同法附則第八條の規定による老齡厚生年金の権利を取得したものに限り、平成十四年四月一日前に同法第四十二條の規定による老齡厚生年金の権利を取得したものを除く。)について、同法第四十六條第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。))附則第二十一條第一項及び第二十三條第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その受給権者が施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人(平成八年改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第二條第一項第七号に規定する適用法人をいう。以下同じ。))又は改正前国共済法第一百十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所(以下「旧適用法人等適用事業所」という。))であるものに使用される者に限る。)

である老齡厚生年金又はその受給権者が同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」といい、施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四條第五号に該当したことによ

平成六年改正	<p>厚生年金保険法第四十六条 第一項</p>	者に限る	<p>有する者に限る</p>	者であつて、厚生年金保険法等適用事業所を除く。	<p>有する者であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第一百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものを使用される者以外のものに限る</p>	<p>り喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）に限る。）である老齢厚生年金については、この限りでない。</p>
--------	-----------------------------	------	----------------	-------------------------	---	--

(退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱
い)

第十条 平成九年四月一日(以下「施行日」という。)の前日において平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。)の規定による通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。)の受給権を有していた者(同日において厚生年金保険法の規定による老齢

法附則第二十
一条第一項

等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第一百一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに限る者以外のものに限る

(退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱
い)

第十条 施行日の前日において平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。)の規定による通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。)の受給権を有していた者(同日において厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る

厚生年金の受給権を有していた者に限る。）に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該通算退職年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は、計算の基礎としない。

2 昭和六十年国共済改正法附則第二十条第一項の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合に準用する。

3 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項（昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。）の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金（旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項中「退職した」とあるのは、「老齢厚生年金の受給権を取得した」と読み替えるものとする。

（障害厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第十二条 平成八年改正法附則第五条の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）とみなされた旧適用法人共済組合

員に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該通算退職年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は、計算の基礎としない。

2 昭和六十年国共済改正法附則第二十条第一項の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合に準用する。

3 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項（昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。）の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金（旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項中「退職した」とあるのは、「老齢厚生年金の受給権を取得した」と読み替えるものとする。

（障害厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第十二条 平成八年改正法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間（以下「旧適用法人被保険者期間」という。）中に初診日（改正前国共済法第八十一条

員期間（以下「旧適用法人被保険者期間」という。）中に初診日（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第八十一条第一項に規定する初診日（以下同じ。））がある傷病による障害（当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧適用法人共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成七年十月一日以後にある場合に限る。）」とする。

第十五条 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による障害年金（その権利を取得した当時から旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度に依じて、昭和六十年国共済改正法附則第四十三条第一項の規定の例により当該障害年金の額を改定する。ただし、新たに取得した障害基礎年金が国民年金法第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間が経過するまでの間は、この限りでない。

第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧適用法人共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成七年十月一日以後にある場合に限る。）」とする。

第十五条 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による障害年金（その権利を取得した当時から旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の支給を受けることができる者に対してさらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度に依じて、昭和六十年国共済改正法附則第四十三条第一項の規定の例により当該障害年金の額を改定する。ただし、新たに取得した障害基礎年金が国民年金法第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第十七条 平成八年改正法附則第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金たる給付(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)の受給権を有するもの

イ・ニ (略)

四 (略)

2 (略)

第十八条 旧適用法人共済組合員期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第五十八条第一項の規定を適用する場合には、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合(同法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。)の組合員であつた者を含む。以下この節において同じ。)」とする。

(遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第十七条 平成八年改正法附則第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金たる給付(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)の受給権を有するもの

イ・ニ (略)

四 (略)

2 (略)

第十八条 旧適用法人共済組合員期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第五十八条第一項の規定を適用する場合には、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合(同法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。)の組合員であつた者を含む。以下この節において同じ。)」とする。

(昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金等の支給停止に関する経過措置)

第二十条 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金について昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>厚生年金保険法第四十六条第一項</p>	<p>有する者に限る</p>	<p>有する者であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第一百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものを使用される者以</p>
------------------------	----------------	--

(厚生年金相当給付費用の算定方法)
 第二十一条 平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた第三項各号に掲げる給付の区分

(厚生年金相当給付費用の算定方法)
 第二十一条 平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた第三項各号に掲げる給付の区分

2 | 第九条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

平成六年改正法附則第二十一条第一項	者に限る	当該適用事業所	外のものに限る
者であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される者以外のものに限る		当該適用事業所（旧適用法人等適用事業所を除く。）	

に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る厚生年金相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する費用とする。

2 (略)

3 前項の厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 退職共済年金（六十歳（改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた）なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）による退職共済年金を含む。）にあつては、退職共済年金特定年齢）以上の者に支給されるものに限る。次号及び第三号において同じ。）（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第十六条第七項の規定によりその額が計算されていると

に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る厚生年金相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する費用とする。

2 (略)

3 前項の厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 退職共済年金（六十歳（改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた）平成八年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）による退職共済年金を含む。）にあつては、退職共済年金特定年齢）以上の者に支給されるものに限る。次号及び第三号において同じ。）（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 改正後国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第十六条第七項の規定によるその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして

きは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、昭和六十年国共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は平成九年改正政令第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ（略）

二・三（略）

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。）各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されて

計算した額をいい、昭和六十年国共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は平成九年改正政令第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ（略）

二・三（略）

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（改正後国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。）各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ 改正後国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないも

いるときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ (略)

五 遺族共済年金（改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）各受給権者に係る当該遺族共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ (略)

六 退職年金（六十歳以上の者に支給されるものに限る。）各受給権者（退職共済年金の受給権者を除く。）について算定したイに掲げる額の合算額に退職年金在職支給率を乗じて得た額と各受給権者（退職共済年金の受給権者に限る。）について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

のとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ (略)

五 遺族共済年金（改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）各受給権者に係る当該遺族共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 改正後国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ (略)

六 退職年金（六十歳以上の者に支給されるものに限る。）各受給権者（退職共済年金の受給権者を除く。）について算定したイに掲げる額の合算額に退職年金在職支給率を乗じて得た額と各受給権者（退職共済年金の受給権者に限る。）について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 各受給権者に係る当該退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

(1) (略)

(2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額(昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は第三十六条第三項の規定により当該退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

七 減額退職年金(六十歳(昭和六十年国共済改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法附則第十二条の五及び昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第一項の規定による減額退職年金にあつては、減額退職年金特定年齢)以上の者に支給されるものに限る。)(各受給権者(退職共済年金の受給権者を除く。))について算定したイに掲げる額の合算額と各受給権者(退職共済年金の受給権者に限る。))について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

イ (略)

ロ 各受給権者に係る当該退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

(1) (略)

(2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第三項に規定する額(昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は第三十六条第三項の規定により当該退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

七 減額退職年金(六十歳(昭和六十年国共済改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法附則第十二条の五及び昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第一項の規定による減額退職年金にあつては、減額退職年金特定年齢)以上の者に支給されるものに限る。)(各受給権者(退職共済年金の受給権者を除く。))について算定したイに掲げる額の合算額に減額退職年金在職支給率を乗じて得た額と各受給権者(退職共済年金の受給権者に限る。))について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 各受給権者に係る当該減額退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

(1) (略)

(2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされたな**お効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額**(昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第二項において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第三項の規定により当該減額退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。) (恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

八〇十一 (略)

4 前項第一号の退職共済年金特定年齢は、**なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者ごとに、退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から退職共済年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数**(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となるように定められるものとする。

ロ 各受給権者に係る当該減額退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

(1) (略)

(2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされた**改正後国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額**(昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第二項において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第三項の規定により当該減額退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。) (恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

八〇十一 (略)

4 前項第一号の退職共済年金特定年齢は、**改正後国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者ごとに、退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から退職共済年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数**(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となるように定められるものとする。

- 一 当該退職共済年金について、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定の例により計算した額に、六十歳とのお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額
- 二 当該退職共済年金に係るなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項に規定する額
- 5 第三項第二号又は第三号の退職共済年金期間相当率は、同項第二号又は第三号に掲げる退職共済年金について、それぞれ当該退職共済年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間及び第一号厚生年金被保険者期間並びに恩給等期間を合算した期間の月数の総数を、当該退職共済年金及び当該退職共済年金の受給権者に支給される退職年金又は減額退職年金の額の計算の基礎となったこれらの期間を合算した期間の月数の総数で除して得た率をいう。
- 6 第三項第六号の退職年金在職支給率は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率をいう。
- 一 厚生年金保険の被保険者（改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者

- 一 当該退職共済年金について、国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定の例により計算した額に、六十歳と改正後国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額
- 二 当該退職共済年金に係る改正後国共済法附則第十二条の八第三項に規定する額
- 5 第三項第二号又は第三号の退職共済年金期間相当率は、同項第二号又は第三号に掲げる退職共済年金について、それぞれ当該退職共済年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間及び厚生年金保険の被保険者期間並びに恩給等期間を合算した期間の月数の総数を、当該退職共済年金及び当該退職共済年金の受給権者に支給される退職年金又は減額退職年金の額の計算の基礎となったこれらの期間を合算した期間の月数の総数で除して得た率をいう。
- 6 第三項第六号の退職年金在職支給率は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率をいう。
- 一 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所において厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者（施行日の前日以前

に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所において同条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に支給される第三項第六号に掲げる給付（退職共済年金の受給権者に支給されるものを除く。以下この項において同じ。の額のうち、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額（第四号において「在職支給停止算定対象額」という。）から、当該給付に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第

の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に支給される第三項第六号に掲げる給付（退職共済年金の受給権者に支給されるものを除く。以下この項において同じ。）の額のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第一項の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）附則第七条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額）の合算額

四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額の合算額

二 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者を除く。）に支給される第三項第六号に掲げる給付の額のうち、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額から、平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第三項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額の合算額

三 (略)

二 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者を除く。）に支給される第三項第六号に掲げる給付の額のうち、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額から、当該給付に係る昭和六十年国共済改正法附則第四十五条の規定の例により算定したその支給の停止をするものとする額を控除して得た額の合算額

三 (略)

四 第三項第六号に掲げる退職年金の額の算定の基礎となつてゐる旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を基礎として計算した在職支給停止算定対象額（当該給付が旧適用法人等適用事業所被保険者以外の厚生年金保険の被保険者又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者以外の七十歳以上の使用される者である間に支給されるものである場合には、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額）の合算額

7

(略)

(削る)

四 第三項第六号に掲げる退職年金の額の算定の基礎となつてゐる旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を基礎として国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第二項並びに改正後国共済施行法第十一条の規定並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額（当該給付が旧適用法人等適用事業所被保険者以外の厚生年金保険の被保険者又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者以外の七十歳以上の使用される者である間に支給されるものである場合には、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額）の合算額

7

(略)

8

第六項の規定は、第三項第七号に規定する減額退職年金在職支給率について準用する。この場合において、第六項第一号中「第三項第六号」とあるのは「第三項第七号」と、「うち」とあるのは「うち、昭和六十年国共済改正法附則第三十九条の規定において準用する」と、同項第二号中「第三項第六号」とあるのは「第三項第七号」と、「昭和六十年国共済改正法附則第三十五条」とあるのは「昭和六十年国共済改正法附則第三十七条」と、同項第四号中「当該給付」とあるのは「当該給付の支給が開始されていたものであるときは、その計算した額から昭和六十年国共済経過措置政令第四十一条第一項の規定の例により計算した額

第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金
保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給
付に関する経過措置

(二月期支払の年金の加算)

第二十一条の二 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用す
るものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
第七十三条第四項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは
、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた
金額の合計額(一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする
。

(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共
済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等)

第二十二条 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するも
のとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法によ
る退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、次の表の上

を控除した額とし、当該給付」と、「昭和六十年国共済改正法附則第三
十五条」とあるのは「昭和六十年国共済改正法附則第三十七条」と読み
替えるものとする。

第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金
保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給
付に関する経過措置

(新設)

(改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的
読替え等)

第二十二条 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するも
のとされた改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定
の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後国共済法の規定中同表

欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

- 2 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定によりなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の退職共済年金の支給要件に関する規定を適用する場合には、昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第四項までの規定中「組合員期間等」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等（旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。））、旧適用法人施行日前期間以外の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。）」と、「組合員期間の」とあるのは「旧適用法人施行日前期間の」とする。

- 3 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二条の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

- 4 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

- 2 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により改正後国共済法の退職共済年金の支給要件に関する規定を適用する場合には、昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第四項までの規定中「組合員期間等」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等（旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。））、旧適用法人施行日前期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び新国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。）」と、「組合員期間の」とあるのは「旧適用法人施行日前期間の」とする。

- 3 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二条の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

- 4 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌

者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬（同法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたな^レお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二条の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え）

第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたな^レお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるな^レお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十二条の	(略)	(略)
二	掛金	掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）
別表第二の各号に掲		厚生年金保険法第四十三条第

者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬（同法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二条の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え）

第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十二条の	(略)	(略)
二	掛金	掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）
(新設)		

(削る)	(略)		第七十四条の三第一項	(略)	この法律による年金である給付（	この法律による年金である給付（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「移換給付」という。）を除く。	(略)	(略)	(略)	ける受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	一項に規定する再評価率
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		

四項	(略)		第七十四条の三第一項	(略)	この法律による年金である給付（	この法律による年金である給付（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「移換給付」という。）を除く。	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		

(削る)	(略)	
	(略)	
	(略)	

第七十九条第一項	(略)	
が組合員	(略)	退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。） 翌日 組合員期間
農林漁業団体職員共済組合	(略)	定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者の資格を有するものに限る。）である 当該被保険者の資格を喪失したとき 当該被保険者の資格を喪失した日 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。） （昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。次項において同じ。）が厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合

等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十二条の八第二項又は同条第九項において準用する同条第九項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項及び次条第一項において「既定受給権者等」という。）並びに既定受給権者等であつた第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、平成八年改正法第二条

の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものに使用されるもの（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。以下「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。以下この項（この項に規定する七十歳以上の使用される者に係る部分を除く。）及び次項並びに附則第十二条の八

の三第一項及び第五項において同じ。）であるとき又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」といい、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、既決定受給権者等であつた第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、旧適用法人等適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の

(削る)		(削る)	
------	--	------	--

第七十九条第 二項第一号	第七十九条第 二項	組合員である日	組合員である間	受給権者	組合員	
ある日	ある間	厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である日	ある間	受給権者(六十歳以上である者に限る。)	() 、厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者	資格を有していた者であつて、当該資格を同号に該当した事により喪失した日から引き続き同条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。)を除く。次条第一項及び第八十七条第一項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。)に限る。以下この項及び次項において同じ()

	(削る)	
	(削る)	

	第七十九條第 六項	第七十九條第 七項											
標準報酬の月額	標準報酬月額	標準賞与額 (厚生年金保険法 第二十四條の三に規定する標 準賞与額をいう。以下この号 において同じ。)	「総報酬月額相当額」とい う。	組合員期間	又は厚生年金保険法 老齡厚生年金	第七十八條第一項	標準報酬月額	標準賞与額 (厚生年金保険法 第二十四條の三に規定する標 準賞与額をいう。以下この号 において同じ。)	「総報酬月額相当額」とい 、七十歳以上の使用される者 については、その者の標準報 酬月額に相当する額とその月 以前の一年間の標準賞与額及 び標準賞与額に相当する額の 総額を十二で除して得た額と を合算して得た額とする。以 下この項及び次條第一項にお いて同じ。)	旧適用法人施行日前期間(繼 続厚生年金期間を含む。)	、厚生年金保険法	、同項	老齡厚生年金又は第七十八條 第一項に規定する加給年金額 が加算された退職共済年金(移 換給付に限る。)

(削る)

第八十条第一
項

<p>受給権者が厚生年金 保険の被保険者（国 民年金法等の一部を 改正する法律（昭和 六十年法律第三十四 号）附則第五条第十 三号に規定する第四 種被保険者を除く。 ）若しくは厚生年金 保険法附則第六条の 二の規定により読み 替えられた同法第二 十七条に規定する七 十歳以上の使用され る者、私学共済制度 の加入者で長期給付 に相当する給付に関 する規定の適用を受 けるもの若しくは私 立学校教職員共済法 第二十五条の三第一 項に規定する特定教 職員等又は国会議員</p>	<p>受給権者（昭和十二年四月一 日以前に生まれた者を除く。 ）が厚生年金保険の被保険者 （既決定受給権者等（旧適用 法人等適用事業所被保険者を 除く。）及び既決定受給権者 等であつた第七十六条の規定 による退職共済年金の受給権 者（旧適用法人等適用事業所 被保険者を除く。）に限り、 国民年金法等の一部を改正す る法律（昭和六十年法律第三 十四号）附則第五条第十三号 に規定する第四種被保険者及 び平成十三年統合法附則第四 条の規定により厚生年金保険 の被保険者の資格を取得した 者を除く。）又は七十歳以上 の使用される者（既決定受給 権者等であつた第七十六条の 規定による退職共済年金の受 給権者（旧適用法人等適用事 業所の七十歳以上の者を除く</p>
--	--

	<p>第八十二条第一項、第二項及び第四項</p>	<p>第八十二条第一項、第二項及び第四項</p>	
<p>請求</p>	<p>した</p>	<p>の障害の程度が減退</p>	<p>(略)</p>
<p>増進した場合として厚生年金保険法第</p>	<p>請求(その者の障害の程度が)増進したことが明らかである</p>	<p>診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p>	<p>(略)</p> <p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p>

<p>(新設)</p>	<p>第八十二条第一項、第二項及び第四項</p>	
	<p>(略)</p>	<p>総報酬月額相当額に相当する額として政令で定める額</p>
	<p>(略)</p>	<p>総報酬月額相当額</p> <p>を除外する。)</p> <p>に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。)</p>

(削る)		(削る)	減退し、又は増進した後における障害の程度	五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。
			障害の程度	

二項 第八十七条第	一項 第八十七条第	組合員	受給権者	受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。） 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者に限る。）
権者 障害共済年金の受給	障害共済年金の支給	障害共済年金の支給	障害共済年金の職域加算額に相当する金額の支給	
く。以下この条及び次条にお		障害共済年金（移換給付を除く。		

<p>第八十九条第三 一項及び第三 項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>
<p>第八十九条第 五項</p>	<p>第四十三條 受けるべき に同順位者が二人</p>	<p>前条第一項 受けることができる が二人</p>
<p>第八十九条の 二第二項</p>	<p>第七十七條第四項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行 及び国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一 部を改正する法律の一部の施 行に伴う国家公務員共済組合 法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令（平成 二十七年政令第三百四十五号 ）第十八条第一項の規定によ り読み替えられた平成二十四 年一元化法附則第三十七條第 四項の規定により適用するも のとされた厚生年金保険法第</p>
<p>第八十九条及 び第九十條</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間 （以下同じ。）の受給権者</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

第九十条	組合員期間	四十三條第三項
第九十三條第二項	(略)	旧適用法人施行日前期間
第九十五條第一項	五十円	(略)
(略)	百円	五十銭
(略)	(略)	一円
附則第十二條の七の四第二項	組合員	厚生年金保険の被保険者
(略)	(略)	(略)
附則第十二條の八第八項	再び組合員	厚生年金保険の被保険者(当該受給権者に係る退職共済金の受給権が平成九年四月一日前に生じたものである場合に於ては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第一百一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所の

(新設)	第九十三條第二項	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
附則第十二條の七の四第二項及び第三項	組合員	厚生年金保険の被保険者(旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
附則第十二條の八第八項	再び組合員	厚生年金保険の被保険者(当該受給権者に係る退職共済金の受給権が平成九年四月一日前に生じたものである場合に於ては、旧適用法人等適用事業所であるものに使用される者に限る。)	(略)

	(略)	うち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される者に限る。) (略)
(削る)	(略)	
(削る)		
附則第十三条の九第一項	第七十二条の三から第七十二条の六まで	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十

(略)	(略)	(略)
附則第十二条の八の二第二項第一号	財務省令	厚生年金保険法附則第七条の四第二項第一号に規定する厚生労働省令
附則第十二条の八の三第一項	組合員 財務省令	厚生年金保険の被保険者 厚生年金保険法附則第七条の五第一項第二号に規定する厚生労働省令
(新設) 附則第十二条の八の三第五項	組合員	厚生年金保険の被保険者

<p>附則第十三条の九第五項</p>	<p>附則第十三条の九第四項</p>	<p>附則第十三条の九第三項</p>	<p>附則第十三条の九第二項</p>	
<p>第七十二条の六</p>	<p>第七十二条の五 七十二條の六</p>	<p>第七十二条の四 七十二條の六</p>	<p>第七十二条の三 七十二條の四から第七十二條の六まで</p>	
<p>平成九年経過措置政令第二十六 条第一項の規定により読み</p>	<p>十三條の五 より読み替えられた同法第四十三條の四（同項の規定に</p>	<p>十三條の五 より読み替えられた同法第四十三條の三（同項の規定に</p>	<p>五まで より読み替えられた同法第四十三條の三から第四十三條の五まで</p>	<p>三条の二から第四十三條の五</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

(略)	(略)	(略)	替えられた厚生年金保険法第 四十三条の五
			(略)

2 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済施行法の規定の適用については、改正後国共済施行法第七条第一項中「新法第三十八条第一項に規定する組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）」と、「当該期間を組合員期間」とあるのは「当該期間を旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、同条第三項、第十条第三項及び第四項並びに第十一条中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、第十二条及び第十三条中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」と、第十三条の二第

附則第二十条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
	第八十二条第一項第一号及び第二項、第八十七条の七第二号	
第一項	第八十二条第一項第二号及び第二項	第二項

2 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済施行法の規定の適用については、改正後国共済施行法第七条第一項中「新法第三十八条第一項に規定する組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）」と、「当該期間を組合員期間」とあるのは「当該期間を旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、同条第三項、第十条第三項及び第四項並びに第十一条中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、第十二条及び第十三条中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」とする。

<p>一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、第十三条の三第一項及び第十三条の四第一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」とする。</p> <p>3 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="960 215 1066 398"> <p>附則第二条第八号</p> </td> <td data-bbox="737 416 1066 676"> <p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という</p> </td> <td data-bbox="162 694 1066 1070"> <p>共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二</p> </td> </tr> </table>	<p>附則第二条第八号</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という</p>	<p>共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二</p>
<p>附則第二条第八号</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という</p>	<p>共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二</p>		
<p>3 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（新設）</p>			

(削る)	(略)	附則第十六条 第一項第一号	一項	附則第九条第 一項	
	(略)	(略)		の共済法	
	(略)	(略)		の国家公務員共済組合法	十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替後のものとする。以下附則第六十条までにおいて同じ
第三項	(略)	附則第二十條 組合員	(略)	(新設)	
	(略)	(略)	附則第十六条 第一項第一号	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者及び共済法による退職共済年金の受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）を除き、共済法附則第十二条の三

の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に受給権が生じた者であつて共済法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び共済法附則第十二条の八第二項又は同条第九項において準用する同条第一項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項において「既決定受給権者等」という。）並びに既決定受給権者等であつた共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の共済法（以下「改正前共済法」という。）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業

附則第二十一 (略)	附則第二十一 (略)	附則第二十一 条第二項	附則第二十一 条第一項	組合員であるもの	平成八年改正法第二条の規定による改正前の共済法第三条の規定によつて組織された共済組合の組合員であつたもの
(略)	(略)	組合員期間	(略)	(略)	旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む。)

附則第二十一 (略)	(新設)	附則第二十一 条第一項	附則第二十一 条第一項	組合員であるもの	所又は事務所のうち新厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所(以下この条において「旧適用法人等適用事務所」という。)であるものに使用されるもの(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。)(を除く。)(に限る。次条第二項において同じ。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	改正前共済法第三条の規定によつて組織された共済組合の組合員であつたもの

<p>条の二第二項</p>	<p>附則第二十一 条の二第二項</p>	<p>共済法第七十九条第 二項及び第八十条第 一項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行 及び国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一 部を改正する法律の一部の施 行に伴う国家公務員共済組合 法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令（平成 二十七年政令第三百四十五号 。以下「平成二十七年国共済 経過措置政令」という。）第 十八条第一項の規定により読 み替えられた平成二十四年一 元化法附則第三十七条第四項 の規定により適用するものと された厚生年金保険法第二十 六条第一項（平成二十七年国 共済経過措置政令第三十七条 第一項の規定により読み替え られた平成二十四年一元化法</p>
<p>条の二第二項</p>	<p>（新設）</p>		

<p>共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と同項第一号中「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法</p>	
	<p>附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項</p>

	<p>附則第二十二 条</p>
<p>律附則第十六条第一 項又は第四項の規定 により加算された金 額を」と、共済法第 八十条第二項</p>	<p>組合員期間 共済法第八十条</p>
<p>加算される金額」 「とする</p>	<p>旧適用法人施行日前期間 平成二十七年国共済経過措置 政令第十八条第一項の規定に より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七条 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 第四十六条第一項（平成二十 七年国共済経過措置政令第三 十七条第一項の規定により読 み替えられた平成二十四年一 元化法附則第十七条第一項に</p>
	<p>附則第二十二 条及び第二十 六条</p>
	<p>組合員期間 旧適用法人施行日前期間</p>

附則第二十九 条第三項		附則第二十八 条第五項	附則第二十八 条第二項	附則第二十六 条	
組合員期間		遺族厚生年金 (略)	組合員期間	特例、施行日前の組 合員期間を有する者 に対する共済法第八 十七条の二の規定に よる支給の停止の特 例その他の施行日前 の組合員期間	
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間 たる政府が支給するものとさ れた遺族共済年金に限る。)	(略)	旧適用法人施行日前期間	特例その他の施行日前の旧適 用法人施行日前期間	において準用する平成二十四年 一元化法附則第十四条第一項 の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)

(新設)	附則第二十八 条第五項 遺族厚生年金 (略)	(略)	(新設)	(新設)	
		(略)			

(略)	(略)	(略)
<p>4 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）附則第十一条第一項、第十二条第一項及び第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>法による</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による</p>
<p>法</p>	<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化</p>	

(新設) (略) (略) (略)

<p>第一項 附則第十二条</p>	<p>第一項第二号 附則第十一条</p>			
<p>法による</p>	<p>として法</p>	<p>並びに法</p>	<p>(法)</p>	
<p>正前国共済法による 三十七条第一項に規定する改</p>	<p>正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第</p>	<p>正前国共済法 平成二十四年一元化法改正前国共</p>	<p>正前国共済法 平成二十四年一元化法改正前国共</p>	<p>法第二条の規定による改正前 の法をいい、厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施 行に伴う経過措置に関する政 令（平成九年政令第八十五号 。以下「平成九年経過措置政 令」という。）第二十三条第 一項の規定により読み替えら れた規定にあつては同項の規 定による読替え後のものとす る。以下この項及び次条第一 項において同じ。） （なお効力を有する平成二十 四年一元化法改正前国共済法 並びになお効力を有する平成 二十四年一元化法改正前国共 済法 としてなお効力を有する平成 二十四年一元化法改正前国共 済法</p>

<p>附則第十二条 第一項第二号</p>	<p>従前額改定率を乗じて得た金額に</p>	<p>従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た金額に</p>
<p>附則第十二条 の二第一項</p>	<p>として法</p>	<p>としてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法</p>
<p>附則第十二条 の二第二項</p>	<p>法第七十二条の三から第七十二条の六まで</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三條の二（同項の規定により読み替えられた同法第四十三條の三から第四十三條の五まで</p>

5 |

平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付について

附則第十二条の二第五項	法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六 条第一項の規定により読み替 えられた厚生年金保険法第 四十三条の五
附則第十二条の二第四項	法第七十二条の五（ 法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十三条の四（同項の規定に より読み替えられた同法第四 十三条の五
附則第十二条の二第三項	法第七十二条の四（ 法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十三条の三（同項の規定に より読み替えられた同法第四 十三条の五
附則第十二条の二第二項	法第七十二条の三第 一項	平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十三条の二第一項
附則別表備考	法第七十二条の三第 一項第一号	厚生年金保険法第四十三条の 二第一項第一号

4 |

平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付について

<p>第一条</p>	<p>国家公務員共済組合法（以下「法」という）</p>	<p>法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令</p>	<p>は、なお効力を有する改正前国共済令（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。以下同じ。）（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（新設）</p>			<p>は、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>第十一条の七 の二第一号</p>		
<p>法第七十九条第六項 (法第八十七条第三項)</p>	<p>(略)</p>	<p>地方公務員等共済組 合法第七十九条第三項</p>
<p>第八十五号。以下「平成九年 経過措置政令」という。)第 二十三条第一項の規定により 読み替えられた規定にあつて は同項の規定による読替後 のものとする。以下同じ</p> <p>平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十六条第六項(平成九年経 過措置政令第二十六条第一項 の規定により読み替えられた 同法第五十四条第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律及び地 方公務員等共済組合法及び被 用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う地</p>
<p>(新設)</p>	<p>第十一条の七 の三第一項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p>

	<p>第二十五条において 準用する法第七十七 条第四項</p>
<p>方公務員等共済組合法による 長期給付等に関する経過措置 に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十七号）第十七 条第一項の規定により読み替 えられた平成二十四年一元化 法附則第六十一条第四項の規 定により適用するものとされ た厚生年金保険法第四十三条 第三項</p>	<p>第四十八条の二の規定により その例によることとされる被 用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律の施行及 び国家公務員の退職給付の給 付水準の見直し等のための国 家公務員退職手当法等の一部 を改正する法律の一部の施行 に伴う国家公務員共済組合法 による長期給付等に関する経 過措置に関する政令（平成二 十七年政令第三百四十五号）</p>

	<p>第十一条の十 第一項</p>	<p>第十一条の十 第三項</p>
	<p>(略)</p>	<p>法第七十九条第一項 若しくは附則第十二 条の七の四第一項</p>
<p>以下「平成二十七年国共済経 過措置政令」という。）第十 八条第一項の規定により読み 替えられた同法第四十八条の 二の規定によりその例による こととされる平成二十四年一 元化法附則第三十七条第四項 の規定により適用するものと された厚生年金保険法第二十 三条第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>附則第十二条の七の四第一項 若しくは平成二十七年国共済 経過措置政令第十八条第一項 の規定により読み替えられた 平成二十四年一元化法附則第 三十七条第四項の規定により 適用するものとされた厚生年 金保険法第四十六条第一項（ 平成二十七年国共済経過措置 政令第三十七条第一項の規定 により読み替えられた平成二</p>
	<p>第十一条の十 第一項</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	

	<p>第十 十一 条の 十 第 四 項</p>
<p>法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項</p>	<p>、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項</p>
<p>十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項</p>	<p>若しくは附則第十二条の七の四第一項、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七</p>
<p>(新設)</p>	

<p>第二条第一号</p>	<p>第二条の規定による 改正前の国家公務員 共済組合法をいう</p>	<p>附則第三十七条第一項の規定 によりなおその効力を有する ものとされた平成二十四年一 元化法第二条の規定による改 正前の国家公務員共済組合法</p>	<p>6 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる昭和六十一年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</p> <p>1 平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項</p>
<p>(新設)</p>			<p>5 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる昭和六十一年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>第一条第五号</p>	<p>第一条第二号</p>	
<p>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう</p>	<p>国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という</p>	
<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等</p>	<p>昭和六十年改正法（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をい、平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ</p>	<p>をい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

	第十三条第一 項第一号	第十三条第一 項第二号及び 第三項並びに 第十五条第一 項第一号	第十六条第二 項
	(略)	(略)	共済法第七十九条第 六項又は第七項の規 定により共済法第七 十八条第一項に規定 する加給年金額(
の政令(平成二十七年政令第 三百四十四号)第一条の規定 による改正前の国家公務員共 済組合法施行令(昭和三十三年 政令第二百七号)をいい、 平成九年経過措置政令第二十 三条第五項の規定により読み 替えられた規定にあつては同 項の規定による読替え後のも のとする	(略)	(略)	平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十六条第六項又は被用者年 金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を

	第十三条第一 項第一号	第十三条第一 項第二号及び 第三項並びに 第十五条第一 項第一号	(新設)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

<p>退職共済年金の額（ 共済法第七十九条第 六項又は第七項</p>	<p>改正する法律の施行及び国家 公務員の退職給付の給付水準 の見直し等のための国家公務 員退職手当法等の一部を改正 する法律の一部の施行に伴う 国家公務員共済組合法による 長期給付等に関する経過措置 に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十五号。以下「 平成二十七年国共済経過措置 政令」という。）第二十四条 の規定により共済法第七十八 条第一項に規定する加給年金 額（</p>
<p>退職共済年金の額（厚生年金 保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴う経過措置に関 する政令（平成九年政令第八 十五号。以下「平成九年経過 措置政令」という。）第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十六条第六項又は被用者年</p>	

<p>第十六条第四 項及び第七項</p>		
<p>共済法第七十九条第 六項若しくは第七項</p>	<p>算定した額（共済法 第七十九条第六項又 は第七項</p>	
<p>平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 四十六条第六項又は平成二十</p>	<p>措置政令第二十四条 又は平成二十七年国共済経過 措置政令第二十六条第一項の規 定により読み替えられた厚生 年金保険法第四十六条第六項 又は平成二十七年国共済経過 措置政令第二十四条</p>	<p>金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の施行及び国家 公務員の退職給付の給付水準 の見直し等のための国家公務 員退職手当法等の一部を改正 する法律の一部の施行に伴う 国家公務員共済組合法による 長期給付等に関する経過措置 に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十五号。以下「 平成二十七年国共済経過措置 政令」という。）第二十四条</p>
<p>（新設）</p>		

	第十七条第三項	七年国共済経過措置政令第二十四条
	改正法	について平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法
	共済法第八十条第一項	平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項		平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定に
	(新設)	

<p>第二十一条第 三項</p>	<p>第八十七条の二第 一項並びに 加給年金額（共済法 第八十七条第三項</p>	<p>並びに 加給年金額（平成九年経過措 置政令第二十六条第一項の規 定により読み替えられた厚生 年金保険法第五十四条第三項</p>	<p>第二十一条第 一項</p>	<p>共済法第七十九条第 六項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた同法第四十六条第 六項</p>	<p>第三項</p>	<p>共済法第八十七条第 三項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第 五十四条第三項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七条 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 第四十六条第一項</p>	<p>同法</p>	<p>国家公務員等共済組合法等の 一部を改正する法律（昭和六 十年法律第百五号）</p>	<p>より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七条 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 第四十六条第一項</p>
<p>（新設）</p>	<p>第二十一条第 一項、第二十 六条第一項第 二号、第二十 八条第二項及 び第三十一 条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七条 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 第四十六条第一項</p>				

<p>第二十六條第一項第二号、第二十八條第二項及び第三十一條第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十六條第一項第二号、第二十八條第二項及び第三十一條第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十六條第一項第二号、第二十八條第二項及び第三十一條第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十六條第一項第二号、第二十八條第二項及び第三十一條第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>(新設)</p>

	同項に規定する退職 、老齢若しくは障害 を給付事由	年金その他の年金たる給付の うち、老齢若しくは退職又は 障害を支給事由
7 (略)		
8 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
	第五十一条第一項 の組合員	厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの
6 (略)		
(新設)		

(以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。)に使用される者(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から

<p>第五十四条</p>	<p>組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附</p>		<p>組合員である間</p>	<p>厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間</p>			<p>引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この項において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。</p>
--------------	--	---	--	----------------	---	--	--	--

	第五十六条	<p>則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）</p>
	<p>なお効力を有する改正前国共済施行法</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。） （第二十三条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法</p>
組合員期間		<p>旧適用法人施行日前期間（継</p>

第六十二条及 び第六十三条 第一項	組合員期間	続厚生年金期間を含む。 旧適用法人施行日前期間（継 続厚生年金期間を含む。）
第六十五条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
第七十一条第 一項	組合員若しくは組合 員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有 する者
第七十二条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
第七十六条	なお効力を有する改 正前昭和六十年国共 済改正法	日前期間をいう。）の 平成九年経過措置政令第二十 三条第三項の規定により読み 替えられた昭和六十年国共済

<p>第八十二条第一項、第八十三條、第八十四條第一項及び第八十八條</p>	<p>組合員期間</p>	<p>改正法 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>
<p>第三百三十八條</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>
<p>第三百三十八條 第一項第一号</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>
<p>第三百三十八條 第一項第三号</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>
<p>第三百三十八條 第四項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>
<p>第三百三十八條 第五項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>

9| 旧適用法人施行日前期間（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格

<p>7 旧適用法人施行日前期間（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格</p>

(略)	(略)	(略)
附則第十三条の九	附則別表第四の各号	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別表各号

を喪失するまでの間のものに限る。以下この条において「継続厚生年金期間」という。）を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十一条第一号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項、第八十二条第一項、第二項及び第四項の項、第八十九条第一項及び第三項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）並びに平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第十三条の九	附則別表第四	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十号）第一条の規定による改正後の別表第二

を喪失するまでの間のものに限る。以下この条において「継続厚生年金期間」という。）を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下この条並びに次条第六項及び第八項において「平成十二年国共済改正法」という。）附則第十一条第一号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項、第八十二条第一項、第二項及び第四項の項、第八十九条及び第九十条の項（第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）並びに平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第七十七条第一項	
		同令第二十三条第九項の規定により読み替えられた第七十七条第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)
10) 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十一条第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十二条の二の項、第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十一条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第七十二条の二	(略)	(略)	(略)
標準報酬の月額と標準期末手当等の額	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	と標準賞与額（同法第二十四

		第七十七条第一項	
		厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第七項の規定により読み替えられた第七十七条第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)
8) 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十一条第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十二条の二の項、第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十一条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第七十二条の二	(略)	(略)	(略)
標準報酬の月額と標準期末手当等の額	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	と標準賞与額（同法第二十四

の九	附則第十三条	(略)	第七十七条第一項	厚生年金保険法等の一部を改	(略)	の九	第七十七条第一項	厚生年金保険法等の一部を改	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

11| 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項第一号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項、第八十二条第一項、第二項及び第四項の項、第八十九条第一項及び第三項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十二条第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の九	附則第十三条	(略)	第七十七条第一項	厚生年金保険法等の一部を改	(略)	の九	第七十七条第一項	厚生年金保険法等の一部を改	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

9| 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項第一号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項、第八十二条第一項、第二項及び第四項の項、第八十九条及び第九十条の項（第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十二条第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
(略)	正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号） <u>第二十三条</u> <u>第十一項</u> の規定により読み替えられた <u>第七十七条</u> <u>第一項</u>

12) 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十二条の二の項、第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十二条第六項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
(略)	標準報酬月額と標準 準期末手当等の額
(略)	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。）と標準賞与額（同法 <u>第二十四条</u> の <u>四</u> に規定する標準賞与額をいう。）

(略)	(略)
(略)	正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号） <u>第二十三条</u> <u>第九項</u> の規定により読み替えられた <u>第七十七条</u> <u>第一項</u>

10) 旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十二条の二の項、第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。）及び平成十二年国共済改正法附則第十二条第六項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
(略)	標準報酬月額と標準 準期末手当等の額
(略)	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。）と標準賞与額（同法 <u>第二十四条</u> の <u>三</u> に規定する標準賞与額をいう。）

(略)

(略)

(略)

(平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の読替え)

第二十三條の二 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、前條第一項の表第七十二條の二の項中「当該被保險者期間」とあるのは、「当該被保險者期間（厚生年金保險法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

2 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済施行法の規定の適用については、前條第二項中「当該被保險者期間」とあるのは、「当該被保險者期間（厚生年金保險法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前條第三項の表附則第十六條第一項第一号の項及び同

(略)

(略)

(略)

(平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の読替え)

第二十三條の二 平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、前條第一項の表第七十二條の二の項中「当該被保險者期間」とあるのは「当該被保險者期間（厚生年金保險法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。）」と、同表第七十九條第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八條の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

2 平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済施行法の規定の適用については、前條第二項中「当該被保險者期間」とあるのは、「当該被保險者期間（厚生年金保險法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における同條第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前條第三項の表附則第十六條第一項第一号の項及び同

同表附則第二十一条の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第四項の規定により適用するものとされたな効力を有する改正前国共済令の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六条の四第二項の項及び同表附則第二十七条の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）の適用については、同項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第九項の規定により読み替えるものとされた平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十七条第一項の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

表附則第二十一条の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第四項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六条の四第二項の項及び同表附則第二十七条の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第五項の規定により適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）の適用については、同項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第七項の規定により読み替えるものとされた平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十七条第一項の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

する。

7 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第十項の規定により読み替えるものとされたな[○]お効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

8 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第十一項の規定により読み替えるものとされた平成十二年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十七条第一項の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

9 平成八年改正法附則第十六条第十二項に規定する場合における前条第十二項の規定により読み替えるものとされたな[○]お効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における改正前国共済法による年金

る。

7 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第八項の規定により読み替えるものとされた[○]国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

8 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第九項の規定により読み替えるものとされた平成十二年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十七条第一項の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

9 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第十項の規定により読み替えるものとされた[○]国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における改正前国共済法による年金

たる給付の支給等に関する規定の読替え)

第二十三條の三 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、第二十三條第一項の表第七十二條の二の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第一項に規定する場合における第二十三條第五項の規定により適用するものとされたなお効力を有する改正前国共済令の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六條の四第二項の項及び同表附則第二十七條の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する場合における第二十三條第六項の規定により適用す

たる給付の支給等に関する規定の読替え)

第二十三條の三 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、第二十三條第一項の表第七十二條の二の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と、同表第七十九條第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八條の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第一項に規定する場合における第二十三條第四項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一條の九を除く。）の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六條の四第二項の項及び同表附則第二十七條の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する場合における第二十三條第五項の規定により適用す

るものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）の適用については、同項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合における第二十三条第十項の規定により読み替えるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する場合における第二十三条第十二項の規定により読み替えるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

(削る)

るものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）の適用については、同項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合における第二十三条第八項の規定により読み替えるものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する場合における第二十三条第十項の規定により読み替えるものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

8 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定又は決定後の標準報酬について、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第一項の規定

<p>附則第十一条 第二項第一号</p>	<p>共済法に</p>	<p>共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」とい</p>	<p>（旧国共済法による年金たる給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第二十四条 平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（新設）</p>			<p>により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、前条第一項の規定（第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項の部分に限る。）及び第一項の規定（第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項の部分に限る。）にかかわらず、第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（同法第七十八条の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、同法第七十八条の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（旧国共済法による年金たる給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第二十四条 平成八年改正法附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>附則第十一条 第四項</p>	<p>通算退職年金の額</p>	<p>う。) 附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）に</p> <p>通算退職年金の額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う</p>
<p>附則第十一条 第四項</p>	<p>通算退職年金の額</p>	<p>通算退職年金の額（附則第三十六条第一項、第三十九条又は第四十五条第一項の規定によりその額の一部の支給が停止されている場合にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）</p>

(略)	
(略)	
(略)	<p>国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第四十九条第一項又は第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（同令第三十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額の一部の支給が停止されている場合にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）</p>

(略)	
(略)	
(略)	

(削る)

附則第三十六
条第一項

受給権者が六十歳に
達した日の属する月
の翌月以後の組合員
である

受給権者(昭和十二年四月一
日以前に生まれた者を除く。
)が六十歳に達した日の属す
る月の翌月以後の厚生年金保
険の被保険者(厚生年金保険
制度及び農林漁業団体職員共
済組合制度の統合を図るため
の農林漁業団体職員共済組合
法等を廃止する等の法律(平
成十三年法律第百一号。以下
「平成十三年統合法」という
。)
)附則第四条の規定により
厚生年金保険の被保険者の資
格を取得した者を除き、平成
八年改正法第二条の規定によ
る改正前の国家公務員等共済
組合法(以下「改正前国共済
法」という。)
)第二条第一項
第七号に規定する適用法人又
は改正前国共済法第百十一
条の六第一項に規定する指定法
人の事業所又は事務所のうち
厚生年金保険法第六条第一項

又は第三項に規定する適用事業所（以下「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものに使用されるもの（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。

以下この項（この項に規定する七十歳以上の使用される者に係る部分を除く。）、附則第三十九条及び第四十四条第一項において同じ。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」といい、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四条

<p>(削る)</p>	
<p>附則第三十六</p>	
<p>総報酬月額相当額</p>	
<p>厚生年金保険の被保険者である</p>	<p>第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、旧適用法人等適用事業所において同条の厚生労働省令で定める要件に該当する者(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同号に該当したことにより喪失した日から引き続き同条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。)を除く。)に限る。以下この項、附則第三十九条及び第四十四条第一項において同じ。)である</p>

条第一項第一号	共済法第七十九条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額をいう。次号及び附則第四十四条第一項において同じ。
る日又は七十歳以上の使用される者である日の属する月における標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下この号において同じ。）とその月以前の一年間の標準賞与額（同法第二十四条の三に規定する標準賞与額をいう。以下この号において同じ。）の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（次号及び附則第四十五条第一項において「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下この項及び附則第四十五条第一項において同じ。）	

附則第四十三 条第一項	の障害の程度が減退 した	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
請求	請求(その者の障害の程度が 増進したことが明らかである 場合として厚生年金保険法第 五十二条第三項に規定する厚 生労働省令で定める場合を除	について、その障害の程度を 診査し、その程度が従前の障 害等級以外の障害等級に該当 すると認める	(略)	(略)	(略)

(新設)	附則第四十 条第一項並 びに第四十二 条第一項及 び第二項	(略)	受給権者が施行日に おいて組合員である とき、又は施行日以 後に再び組合員とな った	(略)	組合員期間
					(略)

(削る)	級	減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級	障害の程度が該当する旧共済法の障害等級	き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。
			附則第四十四 条第一項	
		受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については	受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。）が厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間は	
		当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金	当該障害年金の額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を除き	

	(削る)
額に相当する金額を加えた金額)に相当する部分に限り	附則第四十五 条第一項 通算退職年金又は障害年金
通算退職年金又は障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを除く。以下この条において同じ。)	<p>受給権者が共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等(次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)</p> <p>受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。)</p> <p>が厚生年金保険の被保険者(旧適用法人等適用事業所であるもの)に使用される者(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。))を除く。)、国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険</p>

者及び平成十三年統合法附則
第四条の規定により厚生年金
保険の被保険者の資格を取得
した者を除く。）又は七十歳
以上の使用される者（旧適用
法人等適用事業所において厚
生年金保険法第二十七条の厚
生労働省令で定める要件に該
当する者（平成九年三月三十
一日以前の日から厚生年金保
険の被保険者の資格を有して
いた者であつて、当該資格を
同法第十四条第五号に該当し
たことにより喪失した日から
引き続き同法第二十七条の厚
生労働省令で定める要件に該
当するもの（平成九年三月三
十一日以前の日から引き続き
旧適用法人等適用事業所に使
用される者に限る。）を除く
。）及び平成十三年統合法附
則第四条の規定により厚生年
金保険の被保険者の資格を取

<p>附則第四十六 条第一項、第 四十八条第一 項第一号、第 五十二条第一 項から第三項 まで、第五十 三条第一項及 び第二項、第 五十七條第一 項及び第二項</p>	
<p>組合員期間</p>	
<p>旧適用法人施行日前期間</p>	

<p>附則第四十六 条第一項、第 四十八条第一 項第一号、第 五十二条第一 項から第三項 まで、第五十 三条第一項及 び第二項並び に第五十七條 第一項及び第</p>	
<p>組合員期間</p>	<p>同条第一項に規定する 総収入月額相当額 (以下この条において「 総収入月額相当額」とい う。)</p>
<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>総報酬月額相当額と 得した者であつて、当該資格 を同号に該当したことにより 喪失した日から引き続き厚生 年金保険法第二十七条の厚生 労働省令で定める要件に該当 するものを除く。)</p>

<p>、第五十七條 の二第一項、 第五十七條の 三第一項並び に第五十七條 の四第一項</p>			<p>第二條第一號</p>	<p>第二條 國家公務員等共済組 合法等の一部を改正 する法律（昭和六十 年法律第百五號。以 下「昭和六十年改正 法」という</p>	<p>附則第三十七條第一項の規定 によりなおその効力を有する ものとされた平成二十四年一 元化法第二條 昭和六十年改正法（國家公務 員等共済組合法等の一部を改 正する法律（昭和六十年法律 第百五號）をいい、厚生年金 保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴う経過措置に関 する政令（平成九年政令第八</p>
<p>二項</p>			<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>2 平成八年改正法附則第十六條第二項に規定する年金たる給付について は、昭和六十一年國共済経過措置政令（第二十條を除く。）の規定（当 該給付の費用に係る規定を除く。）を適用する。この場合において、次 の表の上欄に掲げる昭和六十一年國共済経過措置政令の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの とする。</p>

	<p>第二条第五号</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令</p>	<p>第三十八条第一項第一号から第三号まで及び第四十一条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令</p>
<p>第四十三条</p>	<p>(略)</p>	<p>受給権者であつて</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>受給権者（その他障害（共済法第八十四条第二項に規定するその他障害をいう。）に係</p>

<p>(新設)</p>		<p>第三十八条第一項第一号から第三号まで及び第四十一条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十三条</p>	<p>受給権者であつて</p>	<p>受給権者（その他障害（共済法第八十四条第二項に規定するその他障害をいう。）に係</p>
-------------	--	-------------------------------------	------------	------------	--------------	-----------------	--

(略)	
(略)	
(略)	<p>る傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）と保険料免除期間（同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たない者（当該初診日が平成三十八年四月一日前にある場合にあつては、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないものを除く。）を除く。）であつて</p>

(略)	
(略)	
(略)	<p>る傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）と保険料免除期間（同条第三項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たない者（当該初診日が平成二十八年四月一日前にある場合にあつては、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないものを除く。）を除く。）であつて</p>

<p>3 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1018 163 1129 403"> <p>第五十一条第二項</p> </td> <td data-bbox="1018 403 1129 683"> <p>国家公務員共済組合の組合員</p> </td> <td data-bbox="162 683 1129 1115"> <p>厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。））に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から</p> </td> </tr> </table>	<p>第五十一条第二項</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員</p>	<p>厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。））に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から</p>
<p>第五十一条第二項</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員</p>	<p>厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。））に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から</p>		

（新設）

引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者）（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧

<p>項 第三項及び第四 第五十一条第</p>			
<p>の組合員 国家公務員共済組合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員である間</p>	
<p>の旧適用法人等適用事業所に の旧適用法人等適用事業所に の適用される者（七十歳以上 の適用される者（七十歳以上 者に限る。）又は七十歳以上 者に限る。）又は七十歳以上 適用法人等適用事業所被保険 者に限る。）又は七十歳以上 の旧適用法人等適用事業所に の旧適用法人等適用事業所に</p>	<p>（平 旧適用法人施行日前期間（平 成八年改正法附則第二十四条 第二項に規定する旧適用法人 施行日前期間をいう。以下同 じ。）</p>	<p>（旧 厚生年金保険の被保険者（旧 適用法人等適用事業所被保険 者に限る。）又は七十歳以上 の適用される者（七十歳以上 の旧適用法人等適用事業所に 使用される者に限る。）であ る間</p>	<p>（旧 適用法人等適用事業所に使用 されるものを除く。以下この 条において「七十歳以上の旧 適用法人等適用事業所に使用 される者」という。）に限る 。）</p>

	組合員である間	使用される者に限る。 （厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間
第九十一条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第九十六条	組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間
第九十八条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第三百三条	が組合員期間	が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間（以下「旧適用法人施行日前期間」という。）

	組合員期間の年数が	旧適用法人施行日前期間の年数が
第四百四条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第百十一条第一項	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第百十二条	組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間

4 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年国共済改正法附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。次項において「昭和六十年改正前昭和五十八年統合法」という。）附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により昭和六十年国共済改正法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五十七条の二第一項	、退職年金又は減額退職年金	、附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合
--------------	---------------	---

（新設）

	<p>退職年金 、 退職年金又は減額</p>	<p>、 控除前移行退職年金等</p>	<p>附則第五十七 条の二第四項</p>	<p>規定を</p>	<p>規定（以下この項において「 控除前移行退職年金等額算定 規定」という。）及び改正前 昭和五十八年統合法附則第二 十七条第三項の規定を</p>	<p>附則第五十七 条の二第二項</p>	<p>控除前退職年金等</p>	<p>控除前移行退職年金等</p>	<p>当該退職年金又は減 額退職年金</p>	<p>当該控除前移行退職年金等</p>	<p>職年金等」という。）</p>	<p>制度の統合等を図るための国 家公務員共済組合法等の一部 を改正する法律（昭和五十八 年法律第八十二号。以下この 条から第五十七条の四までに おいて「改正前昭和五十八年 統合法」という。）附則第二 十七条第三項の規定により控 除するものとされた金額を控 除する前の移行年金（以下こ の条において「控除前移行退 職年金等」という。）</p>
--	--------------------------------	-------------------------	--------------------------	------------	---	--------------------------	-----------------	-------------------	----------------------------	---------------------	-------------------	---

附則第五十七 条の四第一項	、遺族年金 定 わらず、これらの規 定	、障害年金 これらの規定にかか わらず、これらの規 定	、控除前移行障害年金 控除前移行障害年金額算定規 定にかかわらず、控除前移行 障害年金額算定規定 、改正前昭和五十八年統合法 附則第二十七条第三項の規定 により控除するものとされた 金額を控除する前の移行年金 (以下この条において「控除	附則第五十七 条の三第二項	規定を	、改正前昭和五十八年統合法 附則第二十七条第三項の規定 により控除するものとされた 金額を控除する前の移行年金 (以下この条において「控除 前移行障害年金」という。) 規定(以下この項において「 控除前移行障害年金額算定規 定」という。)及び改正前昭 和五十八年統合法附則第二十 七条第三項の規定を	附則第五十七 条の三第一項	これらの規定にかか わらず、これらの規 定 控除前移行退職年金等額算定 規定にかかわらず、控除前移 行退職年金等額算定規定 、改正前昭和五十八年統合法 附則第二十七条第三項の規定 により控除するものとされた 金額を控除する前の移行年金 (以下この条において「控除
------------------	----------------------------------	--	--	------------------	-----	---	------------------	---

<p>附則第五十七 条の四第二項</p>	<p>規定を</p>	<p>前移行遺族年金」という。） 規定（以下この項において「 控除前移行遺族年金額算定規 定」という。）及び改正前昭 和五十八年統合法附則第二十 七条第三項の規定を</p>
<p>、遺族年金 これらの規定にかか わらず、これらの規 定</p>	<p>、控除前移行遺族年金 控除前移行遺族年金額算定規 定にかかわらず、控除前移行 遺族年金額算定規定</p>	

5| 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、第三項の規定により平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第九十一条</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の二第四項</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政</p>
--------------	---	---

（新設）

<p>第百四条</p>		<p>第九十八条</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年国共</p>	<p>障害年金の</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年国共 改正法附則第五十七條の三第二項</p>	<p>退職年金又は減額退職年金</p>
<p>平成九年経過措置政令第二十四條第四項の規定により読み</p>	<p>除前移行障害年金の 七條の三第一項に規定する控 十年国共済改正法附則第五十七條の三第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項 平成九年経過措置政令第二十四條第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十四條第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項 平成九年経過措置政令第二十四條第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項 除前移行退職年金等</p>	<p>令」という。)第二十四條第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第四項 平成九年経過措置政令第二十四條第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第四項</p>

6 (略)	改正法附則第五十七條の四第二項 遺族年金	替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第二項 平成九年経過措置政令第二十四條第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項に規定する控除前移行遺族年金
---------	-------------------------	---

(削る)

(削る)

- 3 | (略)
- 4 | 平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における同條第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、第一項の表附則第三十六條第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八條の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 | 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六條第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、第一項の表附則第三十六條第一項第一号の項中「規

(削る)

(日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に支給する退職共済年金等の支給の特例に関する経過措置)

第二十五条 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額

定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額(当該標準賞与額が同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定又は決定後の標準報酬について、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、第一項の表附則第三十六条第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額(同法第七十八条の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、同法第七十八条の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定された標準賞与額を除く。)」と読み替えるものとする。

(日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に支給する退職共済年金等の支給の特例に関する経過措置)

第二十五条 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額

の計算の基礎とするものに限る。次項、第四項及び第五項において同じ。
 。)については、改正前国共済法附則第二十条の二第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

2 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成八年改正法附則第七十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十条第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合（新法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。）又は日本たばこ産業共済組合（同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。）が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち、平成二年四月一日前に退職した者に係る退職共済年金、同日前に改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る遺族共済年金については、平成八年改正法附則第七十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第九十三号。以下「改正前平成元年国共済改正法」という。）附則第八条

の計算の基礎とするものに限る。次項、第四項及び第五項において同じ。
 。)については、改正前国共済法附則第二十条の二第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

2 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成八年改正法附則第七十六条による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十条第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合（新法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。）又は日本たばこ産業共済組合（同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。）が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち、平成二年四月一日前に退職した者に係る退職共済年金、同日前に改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る遺族共済年金については、平成八年改正法附則第七十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第九十三号。以下「改正前平成元年国共済改正法」という。）附則第八条

第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合（法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給する」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と、「法による平均標準報酬月額」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額」と、「法第七十七条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令附則第八条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合（法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下この条において同じ。）が支給する」とあり、並びに同項及び同条第二項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国

第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合（法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給する」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と、「法による平均標準報酬月額」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額」と、「法第七十七条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令附則第八条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合（法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下この条において同じ。）が支給する」とあり、並びに同項及び同条第二項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国

共済経過措置政令第三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）については、改正前平成元年国共済改正法附則第八条第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

7 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付（日本鉄道共済組合に係るものに限る。）」と、同条第二項中「日

共済経過措置政令第三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）については、改正前平成元年国共済改正法附則第八条第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

7 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付（日本鉄道共済組合に係るものに限る。）」と、同条第二項中「日

本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは「平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）

第二十六条 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六条の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定とし、平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、これらの規定（在職支給停止に関する規定を除く。）を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国民年金法第二十一条第三	保険給付（	保険給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成
--------------	-------	----------------------------

本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは「平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え）

第二十六条 平成八年改正法附則第十六条第八項に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、これらの規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国民年金法第二十一条第三	厚生年金保険法による年金たる保険給付	厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生年金保険法
--------------	--------------------	----------------------------

<p>第三項 厚生年金保険 法第三十九条</p>		<p>第一項 厚生年金保険 法第三十九条</p>	<p>項</p>
<p>保険給付（ （略）</p>		<p>乙年金の受給権者</p>	
<p>保険給付（移換給付を含み、</p>	<p>（略）</p>	<p>乙年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「移換給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者</p>	<p>八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を含み、</p>

<p>第三項 厚生年金保険 法第三十九条</p>		<p>第一項 厚生年金保険 法第三十九条</p>	<p>項</p>
<p>停止して年金たる保険給付</p>	<p>（略）</p>	<p>乙年金の受給権者</p>	<p>の支給を停止して年金給付</p>
<p>停止して年金たる保険給付（移換給付を含む。以下この項及び次条において同じ。）</p>	<p>（略）</p>	<p>乙年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下この条、次条及び第五十六条において「移換給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者</p>	<p>等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付</p>

<p>厚生年金保険 法第三十九条 の二</p>	<p>の受給権者</p>	<p>(移換給付を含む。以下この 条において同じ。)の受給権 者</p>	<p>(新設)</p>
<p>厚生年金保険 法第四十三条 の二第一項</p>	<p>再評価率</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令(平成九年 政令第八十五号。以下「平成 九年経過措置政令」という。)第二十三条第一項の規定に より読み替えられたなお効力 を有する平成二十四年一元化 法改正前国共済法(被用者年 金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を 改正する法律(平成二十四年 法律第六十三号。以下「平成 二十四年一元化法」という。)附則第三十七条第一項の規 定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年 一元化法第二条の規定による 改正前の国家公務員共済組合 法(昭和三十三年法律第百二</p>	<p>(新設)</p>

<p>厚生年金保険 法第四十三條 の二第四項</p>	<p>二號 の二第二項第 二號</p>	<p>厚生年金保険 法第四十三條 の二第二項第 一號</p>	<p>標準報酬</p>	<p>標準報酬（</p>	<p>標準報酬（以下「前 年度の標準報酬」と いう</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手 当等の額</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手 当等の額（</p>	<p>）をいう。以下同じ。 標準報酬の月額と標準期末手 当等の額（以下「標 準期末手当等の額」という。 ）をいう。以下同じ。</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
			<p>標準報酬</p>	<p>標準報酬（以下「前 年度の標準報酬」と いう</p>	<p>当該年度 標準報酬（以下「前 年度の標準報酬」と いう</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手 当等の額</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手 当等の額（</p>	<p>）をいう。以下同じ。 標準報酬の月額と標準期末手 当等の額（以下「標 準期末手当等の額」という。 ）をいう。以下同じ。</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>厚生年金保険 法第四十三條 の三第一項</p>	<p>受給権者</p>	<p>移換給付の受給権者</p>	<p>厚生年金保険 法第四十三條 の四第三項及 び第四十三條 の五第三項</p>	<p>標準報酬</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手 当等の額</p>	<p>厚生年金保険 法第四十六條 第六項</p>	<p>第四十四條第一項</p>	<p>なお効力を有する平成二十四 年一元化法改正前国共済法第 七十八條第一項</p>	<p>厚生年金保険 法第五十四條 第三項</p>	<p>老齡厚生年金につい ては、同項</p>	<p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち退職共済年金につい ては、なお効力を有する平成 二十四年一元化法改正前国共 済法第七十八條第一項</p>	<p>障害厚生年金につい て、第四十七條第一 項ただし書の規定は</p>	<p>第四十六條第六項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十 六條第一項の規定により読み 替えられた第四十六條第六項 平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち障害共済年金</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
------------------------------------	-------------	------------------	--	-------------	-------------------------------	----------------------------------	-----------------	--	----------------------------------	----------------------------	---	--	-----------------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

<p>の二 厚生年金保険 法第六十五条</p>			<p>第一項 厚生年金保険 法第六十一条</p>	<p>第二号 厚生年金保険 法第五十六条</p>	
<p>祖父母</p>	<p>年金の額を改定する</p>	<p>受給権者</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>年金たる給付</p>	<p>合、前項ただし書の場</p>
<p>祖父母（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第二項に規</p>	<p>規定を適用する</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十三 条第一項の規定により読み替 えられたなお効力を有する平 成二十四年一元化法改正前 国共済法第八十九条第五項の 規定を適用する</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>	<p>年金たる給付又は移換給付</p>	
<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>	<p>第二号 厚生年金保険 法第五十六条 付 支給する年金たる給 付 支給する年金たる給付（移換 給付を含む。）</p>		

<p>厚生年金保険 法第六十七條</p>	<p>遺族厚生年金は</p>	<p>被保險者</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>被保險者又は被保險者</p>	<p>遺族厚生年金</p>
<p>厚生年金保険 法第六十六條 第二項</p>	<p>遺族厚生年金は</p>	<p>被保險者</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>被保險者又は被保險者</p>	<p>遺族厚生年金</p>
<p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給</p>	<p>旧適用法人共済組合の組合員</p>	<p>付のうち遺族共済年金</p>	<p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>	<p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>	<p>旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合員又は旧適用法人共済組合の組合員</p>	<p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。</p>

<p>第一項 厚生年金保険 法第六十八条</p>	<p>遺族厚生年金の</p>	<p>付のうち遺族共済年金は 当該遺族共済年金の</p>	<p>(新設)</p>
<p>第一項 厚生年金保険 法第六十八条</p>	<p>遺族厚生年金の 遺族厚生年金は</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金の 当該遺族共済年金は</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二項 厚生年金保険 法第六十八条</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>	<p>(新設)</p>
<p>第三項 厚生年金保険 法第六十八条</p>	<p>遺族厚生年金 同条第一項</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金 第六十一条第一項</p>	<p>(新設)</p>
<p>厚生年金保険 法附則第十七 条の四第五項</p>	<p>旧国家公務員共済組 合員期間（被用者年 金制度の一元化等を 図るための厚生年金 保険法等の一部を改 正する法律（平成二 十四年法律第六十三 号。以下「平成二十 四年一元化法」とい う。）附則第四条第</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（平 成八年改正法附則第二十四条 第二項に規定する旧適用法人 施行日前期間をいう。以下こ の項において同じ。）の平成 九年経過措置政令第二十三条 第九項の規定により読み替え られた国家公務員共済組合法 等の一部を改正する法律（平 成十二年法律第二十一号。以</p>	<p>(新設)</p>

(削る) 法別表各号 厚生年金保険	被保険者	標準報酬月額に、 当該旧国家公務員共済組合員期間	当該旧国家公務員共済組合員期間	標準報酬月額に、 旧適用法人共済組合の組合員	十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十条の九第四項において同じ。の となる標準報酬月額 第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項	下この項において「平成十二年国共済改正法」という。) 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十条第一項に規定する 七条第一項に規定する となる標準報酬の月額 同項及び平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替えられた平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九
	標準報酬月額に、 旧適用法人共済組合の組合員	標準報酬の月額に、 当該旧適用法人施行日前期間	標準報酬の月額に、 当該旧適用法人施行日前期間	標準報酬の月額に、 旧適用法人共済組合の組合員	となる標準報酬の月額 同項及び平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替えられた平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九	下この項において「平成十二年国共済改正法」という。) 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十条第一項に規定する 七条第一項に規定する となる標準報酬の月額 同項及び平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替えられた平成十二年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九
(新設) 地方公務員等共済組合法第八十一条第五項(同法附則第二十条の二)	老齢厚生年金	老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された同法による退職共済年金(厚生年	老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された同法による退職共済年金(厚生年	老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された同法による退職共済年金(厚生年	老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された同法による退職共済年金(厚生年	

<p>な お 効 力 を 有 す る 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 地 共 済 法 第 九 十 九 条 の 六 第 二 項</p>	
<p>遺族厚生年金</p>	
<p>遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>	
<p>地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項</p>	<p>第四項、第二十条の三第三項及び第六項、第二十五条の二第四項、第二十五条の三第四項及び第七項、第二十五条の四第四項及び第七項並びに第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>遺族厚生年金</p>	
<p>遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金（移換給付に限る。）</p>	<p>金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「移換給付」という。）に限る。）</p>

<p>な お 効 力 を 有 す る 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 私 学 共 済 法 第 二 十 五 条</p>	<table border="1"> <tr> <td>第七 十四 條第 一項 第一 号</td> <td>地方公 務員等 法律に 基づく</td> <td>共済組 員等共 済に基 づく</td> <td>第一 項合 法に づく の 基</td> <td>第七 十四 條第 一項 第一 号</td> <td>地方公 務員等 法律に 基づく</td> <td>共済組 員等共 済に基 づく</td> <td>第一 項合 法に づく の 基</td> </tr> </table>	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	<p>同 法 第 二 條 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 第 九 十 條 の 規 定 に よ り そ の 金 額 が 加 算 さ れ た 遺 族 共 済 年 金 （ 厚 生 年 金 保 險 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 八 年 法 律 第 八 十 二 号 ） 附 則 第 十 六 條 第 三 項 の 規 定 に よ り 厚 生 年 金 保 險 の 実 施 者 た る 政 府 が 支 給 す る も の と さ れ た 年 金 た る 給 付 に 限 る。 ）</p>
第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基			
<p>私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 第 二 十 五 條</p>	<table border="1"> <tr> <td>第七 十四 條第 一項 第一 号</td> <td>地方公 務員等 法律に 基づく</td> <td>共済組 員等共 済に基 づく</td> <td>第一 項合 法に づく の 基</td> <td>第七 十四 條第 一項 第一 号</td> <td>地方公 務員等 法律に 基づく</td> <td>共済組 員等共 済に基 づく</td> <td>第一 項合 法に づく の 基</td> </tr> </table>	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	<p>同 法 第 二 十 五 條 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 第 十 一 章 の 規 定 に よ り そ の 金 額 が 加 算 さ れ た 遺 族 共 済 年 金 （ 厚 生 年 金 保 險 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 百 十 四 條 ）</br></p>
第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基	第七 十四 條第 一項 第一 号	地方公 務員等 法律に 基づく	共済組 員等共 済に基 づく	第一 項合 法に づく の 基			

立学校
 除く。
 給付
 金であ
 る給付
 及び同
 法によ
 る年金
 である
 給付で
 遺族共
 濟年金
 に相当
 するも
 の（そ
 の受給
 権者が
 六十五
 歳に達
 してい
 るもの
 に限る
 。）を
 除く。
 ）、私
 立学校

よる年金
 である給
 付で遺族
 共濟年金
 に相当す
 るもの（
 その受給
 権者が六
 十五歳に
 達してい
 るものに
 限る。）
 を除く。
 ）、私立
 学校教職
 員共濟法
 による年
 金である
 給付
 給付を含
 む。以下
 この条及
 び次条に
 おいて同
 平成八年
 法律第八
 十二号。
 以下「平
 成八年改
 正法」と
 いう。
 附則第十
 六条第三
 項の規定
 により厚
 生年金保
 険の実施
 者たる政
 府が支給
 するもの
 とされた
 年金たる
 給付を
 含む。以下
 この条及
 び次条に
 おいて同

条第三
 項及び
 第一百
 四條の
 二にお
 いて同
 じ。）
 による
 年金で
 ある給
 付（退
 職を給
 付事由
 とする
 年金で
 ある給
 付を除
 く。）
 ）、私
 立学校
 教職員
 共濟法
 による
 年金に
 よる

の二にお
 いて同じ
 ）。によ
 る年金で
 ある給付
 （退職を
 給付事由
 とする年
 金である
 給付を除
 く。）、
 私立学校
 教職員共
 濟法によ
 る年金で
 ある給付
 給付を
 含む。以下
 この条及
 び次条に
 おいて同
 平成八年
 法律第八
 十二号。
 以下「平
 成八年改
 正法」と
 いう。
 附則第十
 六条第三
 項の規定
 により厚
 生年金保
 険の管掌
 者たる政
 府が支給
 するもの
 とされた
 年金たる
 給付を
 含む。以下
 この条及
 び次条に
 おいて同

	教職員 共済法 による	じ。 ）	地方公務員等 共済組合法等 の一部を改正 する法律（昭 和六十年法律 第八十号）附 則第二十九条 第五項	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員 等共済組合法等の一部を改正 する法律（昭和六十年法律第 百五号）附則第二十八条第一 項の規定によりその額が加算 された被用者年金制度の一元 化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第六十三 号）附則第三十七条第一項の 規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第二條 の規定による改正前の国家公 務員共済組合法（昭和三十三年 法律第二百二十八号）による 遺族共済年金（厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（ 平成八年法律第八十二号）附 則第十六条第三項の規定によ
	遺族厚生年金	じ。 ）	地方公務員等 共済組合法等 の一部を改正 する法律（昭 和六十年法律 第八十号）附 則第二十九条 第五項	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員 等共済組合法等の一部を改正 する法律（昭和六十年法律第 百五号）附則第二十八条第一 項の規定によりその額が加算 された国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百二十 八号）による遺族共済年金（ 厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成八年法律第 八十二号）附則第十六条第三 項の規定により厚生年金保険 の管掌者たる政府が支給する ものとされたものに限る。）

<p>厚生年金保険 法施行令第三 条の六第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>私立学校教職 員共済法第四 十八条の二の 規定によりそ の例によるも のとされた昭 和六十年国共 済改正法附則 第十一条第二 項第一号</p>	
<p>法第四十六条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>地方公務員等共済組 合法（昭和三十七年 法律第五十二号） （第十一章を除く。 以下この項及び第四 項において同じ。） による年金</p>	
<p>被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行 及び国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一 部を改正する法律の一部の施 行に伴う国家公務員共済組合 法による長期給付等に関する</p>	<p>(略)</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が 支給する年金（厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（ 平成八年法律第八十二号）附 則第十六条第三項の規定によ り厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた 年金を含む。以下この項及び 第四項において同じ。）</p>	<p>り厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた ものに限る。）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>私立学校教職 員共済法第四 十八条の二の 規定によりそ の例によるも のとされた昭 和六十年国共 済改正法附則 第十一条第二 項第一号</p>	
<p>(略)</p>	<p>地方公務員等共済組 合法（昭和三十七年 法律第五十二号） （第十一章を除く。 以下この項及び第四 項において同じ。） による年金</p>		
<p>(略)</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が 支給する年金（厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（ 平成八年法律第八十二号）附 則第十六条第三項の規定によ り厚生年金保険の管掌者たる 政府が支給するものとされた 年金を含む。以下この項及び 第四項において同じ。）</p>		

厚生年金保険	厚生年金保険 法施行令第三 条の六第二項	
法第四十六条第六項	法第四十六条第一項	
厚生年金保険法等の一部を改 一項	厚生年金保険法等の一部を改 一項	<p>経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項</p>
(新設)	(新設)	

<p>法施行令第三 条の七</p>	<p>法第五十四条第三項</p>	<p>改定率改定政 令第四条第一 項</p>	<p>厚生年金保険法第四 十三条第一項</p>
<p>正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた法第四十六条第六項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六 条第一項の規定により読み 替えられた法第五十四条第三 項</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令（平成九年 政令第八十五号。以下「平成 九年経過措置政令」という。 ）第二十三条第一項の規定に より読み替えられた被用者年 金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十四年 法律第六十三号。以下「平成 二十四年一元化法」という。</p>	<p>（新設）</p>

<p>項 改定率改定政 令第五条第一 項</p>	<p>項 改定率改定政 令第四条第三 項</p>		
<p>十六 条第一 項</p>	<p>厚生 年金保 險法第 四 條第 四 項</p>	<p>同法 別表</p>	
<p>被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行 及び国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一 部を改正する法律の一部の施 行に伴う国家公務員共済組合</p>	<p>則第十七条の四第五項</p>	<p>表 平成九年経過措置政令第二十 六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法別 表</p>	<p>（附則第三十七条第一項の規 定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年 一元化法第二条の規定による 改正前の国家公務員共済組合 法（昭和三十三年法律第二百 十八号）第七十二条の二</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>		

<p>同条第三項</p>	
<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた厚生年</p>	<p>法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項及び次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項において適用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

<p>項 改定率改定政 令第六条第一</p>		<p>項 改定率改定政 令第五条第二 項</p>	
<p>成十二年法律第十八 を改正する法律（平</p>	<p>同条第三項</p>	<p>厚生年金保険法附則 第十一条第一項各号</p>	<p>金保険法第四十六条第三項</p>
<p>替えられた国家公務員共済組 三条第四項の規定により読み</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第 三十七條第四項の規定により 適用するものとされた厚生年 金保険法附則第十一条第三項</p>	<p>政令第十八条第一項の規定に より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七條 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 附則第十一条第一項各号（平 成二十七年国共済経過措置政 令第三十八條第一項の規定に より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第十七條第 二項において準用する平成二 十四年一元化法附則第十五條 第一項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）</p>	<p>平成二十七年国共済経過措置 政令第十八条第一項の規定に より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七條 第四項の規定により適用する ものとされた厚生年金保険法 附則第十一条第一項各号（平 成二十七年国共済経過措置政 令第三十八條第一項の規定に より読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第十七條第 二項において準用する平成二 十四年一元化法附則第十五條 第一項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）</p>
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	

<p>改定率改定政 令別表第一第 二号から第十 九号まで</p>	<p>被保険者</p>	<p>被保険者</p>	<p>附則別表第一</p>	<p>附則第二十一 条第一項及び 第二項</p>	<p>号。以下</p>
<p>2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に 関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第三十五条第二項にお いて「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十八条第二項の規定</p>	<p>旧適用法人共済組合の組合員 う。以下同じ。）の組合員</p>	<p>旧適用法人共済組合（厚生年 金保険法等の一部を改正する 法律（平成八年法律第八十二 号）附則第三条第八号に規定 する旧適用法人共済組合をい う。以下同じ。）の組合員</p>	<p>附則別表</p>	<p>附則第十二条第一項</p>	<p>合法等の一部を改正する法律 （平成十二年法律第二十一号 。次項において</p>

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>2 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の九の二 の規定は、前項において厚生年金保険法第五十六条第二号の規定を読み 替えて適用する場合について準用する。この場合において、同令第三条 の九の二第三号中「障害年金」とあるのは、「障害年金（厚生年金保険</p>
-------------	-------------	-------------	---

によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の九の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十六条第二号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。この場合において、同令第三条の九の二第三号中「障害年金」とあるのは、「障害年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、在職支給停止に関する規定を適用する場合には、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条（同条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の項、改正後厚生年金保険法第四十六条第五項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項の項までに係る部分に限る。）及び第四十九条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項（同項の表以外の部分に限る。）</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員である</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正</p>
---------------------------	-------------------------	---

法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）と読み替えるものとする。

（新設）

法」という。) 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの(以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。)に使用される者(平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。)に限る。)若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(旧適用法人等適用事業所に使用される同

<p>国家公務員共済組合 の組合員となった</p>	<p>条に規定する七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である</p>
<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所</p>	

	<p>第一項の表第一項の項</p>	
<p>該当する</p>	<p>第二号厚生年金被保険者</p>	
<p>該当する者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）</p>	<p>に使用される者に限る。）となつた</p>

第二項	<p>国家公務員共済組合 の組合員である</p>	<p>旧適用法人等適用事業所において使用される第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）</p>
<p>国家公務員共済組合 の組合員である</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）若しくは厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である</p>	

<p>第三項（同項の表以外の部分に限る。）</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員となつた</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）となつた</p>
<p>第三項の表第一項の項</p>	<p>第一号厚生年金被保険者 国家公務員共済組合の組合員</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者 七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者</p>
<p>第三項の表第一項の項</p>	<p>第一号厚生年金被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同</p>

<p>国家公務員共済組合 の組合員</p>	<p>法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）を除く。） 、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者 旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き第二十七条の厚生労働</p>
---------------------------	--

	第四項（同項の表以外の部分に限る。）	第四項の表第一項の項
	第二号厚生年金被保険者	第二号厚生年金被保険者
省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という

	第五項	第六項（同項の表以外の部分に限る。）	第六項の表第一項の項
	第二号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者
<p>）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同</p>

	<p>法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）を除く。</p> <p>（第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者</p>

（平成八年改正法附則第十六条第十一項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第二十六条の二 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について同条第十一項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（平成八年改正法附則第十六条第九項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第二十六条の二 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について同条第九項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十 八条の 十第一 項	老齡厚生年金の受給 権者	標準報酬改定請求があつた日における厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。） 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前国共済法」という。）による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた）なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた）同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下この項において同じ。）による退職共済年金を含む。）及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（
第七十 八条の 十第一 項	老齡厚生年金の受給 権者	標準報酬改定請求があつた日における厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。） 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前国共済法」という。）による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた） <u>国家公務員共済組合法</u> による退職共済年金を含む。）及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（以下この項において「改正前国共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者

(略)	(略)	(略)	(略)	昭和六十年法律第五号) 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金(以下この項において「改正前国共済法による退職共済年金等」という。)の受給権者
(略)	(略)	(略)	第四十三条第一項及び第二項の規定	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。)
(略)	(略)	(略)	第二十三条第一項の規定により読み替えられたな	読み替えられたな
(略)	(略)	(略)	成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項から第三項までの規定	成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項から第三項までの規定

(老齢厚生年金の額の改定の特例の規定の準用)
 第二十六条の三 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第四十三条第一項及び第二項の規定	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。)
(略)	(略)	(略)	第二十三条第一項の規定により読み替えられた	読み替えられた
(略)	(略)	(略)	法第七十七条第一項から第三項までの規定	法第七十七条第一項から第三項までの規定

(老齢厚生年金の額の改定の特例の規定の準用)
 第二十六条の三 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令

第八条の二の六（第四号から第十六号までを除く。）の規定は、改正前国共済法による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金を含む。）の受給権者について準用する。

（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）

第二十七条（略）

2 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）に対する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年国共済改正政令」という。）附則第七号第二条及び第八号第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に百分の百を乗じて得た金額」とする。

3 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（第二十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成元年国共済改正法附則第八条第二項に規定する年金たる給付に限る。）についてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第二項第一号及び第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十九条第一

第八条の二の八（第四号から第十六号までを除く。）の規定は、改正前国共済法による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による退職共済年金を含む。）の受給権者について準用する。

（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）

第二十七条（略）

2 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）に対する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年国共済改正政令」という。）附則第七号第二条及び第八号第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に百分の百を乗じて得た金額」とする。

3 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（第二十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成元年国共済改正法附則第八条第二項に規定する年金たる給付に限る。）について改正後国共済法第七十七条第二項第一号及び第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項並び

項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項並びに附則第十二条の四の二第三項第一号及び第二号の例によりその額を計算する場合における平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第七条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額」とあるのは、「合算して得た金額」とする。

4 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める部分は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた平成二年三月三十一日における旧国共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)の額の百十分の十に相当する額に相当する部分とする。

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十七条第三項の規定に

に附則第十二条の四の二第三項第一号及び第二号の例によりその額を計算する場合における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則第十二条第一項及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第七条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額」とあるのは、「合算して得た金額」とする。

4 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める部分は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた平成二年三月三十一日における旧国共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)の額の百十分の十に相当する額に相当する部分とする。

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十七条第三項の規定に

よりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）とあるのは「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」と、平成十二年国共済改正政令附則第八条第一項第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」とする。

（職域等費用の納付）

第三十条 存続組合又は指定基金は、毎年度、次に掲げる額を合算した額（以下「職域等費用」という。）の見込額を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

一 当該年度における平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額から、次に掲げる額を合算した額を控除した額

イ・ロ （略）

よりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）とあるのは「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」と、平成十二年国共済改正政令第八条第一項第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」とする。

（職域等費用の納付）

第三十条 存続組合又は指定基金は、毎年度、次に掲げる額を合算した額（以下「職域等費用」という。）の見込額を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

一 当該年度における平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額から、次に掲げる額を合算した額を控除した額

イ・ロ （略）

二 当該年度における平成八年改正法附則第十六条第九項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額

2・3 (略)

4 前項の規定により厚生労働大臣が職域等費用の見込額を変更したときは、存続組合又は指定基金は変更後の職域等費用の見込額から第二項の規定により厚生労働大臣が定めた職域等費用の見込額を控除して得た額を、厚生労働省令の定めるところにより厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

5・6 (略)

(職域等費用の納付及び精算)

第三十一条 存続組合又は指定基金は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の見込額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の職域等費用を翌々年度までに厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

2 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度において存続組合又は指定基金が前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに同項の規定により当該存続組合又は当該指定基金が納付すべ

二 当該年度における平成八年改正法附則第十六条第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額

2・3 (略)

4 前項の規定により厚生労働大臣が職域等費用の見込額を変更したときは、存続組合又は指定基金は変更後の職域等費用の見込額から第二項の規定により厚生労働大臣が定めた職域等費用の見込額を控除して得た額を、厚生労働省令の定めるところにより厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5・6 (略)

(職域等費用の納付及び精算)

第三十一条 存続組合又は指定基金は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の見込額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の職域等費用を翌々年度までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において存続組合又は指定基金が前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに同項の規定により当該存続組合又は当該指定基金が納付すべ

き職域等費用に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

3 (略)

(退職共済年金の特例)

第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）であつて公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下この条及び第三十八条において「厚生年金基金」という。）の加入員であつた期間であるもの（以下「加入員であつた継続厚生年金期間」という。）をその額の計算の基礎とする退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下「特定退職共済年金」という。）については、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の八第三項若しくは第七項に規定する額は、これらの規定に定める額から、当該厚生年金基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額（厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をい

き職域等費用に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

3 (略)

(退職共済年金の特例)

第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）であつて公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下この条及び第三十八条において「厚生年金基金」という。）の加入員であつた期間であるもの（以下「加入員であつた継続厚生年金期間」という。）をその額の計算の基礎とする退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下「特定退職共済年金」という。）については、改正後国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の八第三項若しくは第七項に規定する額は、これらの規定に定める額から、当該厚生年金基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額（厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。第三十七条第二項において同じ。）

<p>う。第三十七条第二項において同じ。）の千分の七・五に相当する額に加入員であった継続厚生年金期間の月数を乗じて得た額（第三十七条第五項において「特定退職共済年金の代行給付額」という。）を控除した額とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成二十七年経過措置政令第八十四条の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロ及び平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロの老齢厚生年金等の額の合計額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第二号ロ（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号ロの規定を適用する場合を含む。）の退職共済年金等の額の合計額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第十九条の二第一項第二号ロの退職共済年金等の額の合計額を計算する場合における退職共済年金の額の計算については、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の千分の七・五に相当する額に加入員であった継続厚生年金期間の月数を乗じて得た額（第三十七条第五項において「特定退職共済年金の代行給付額」という。）を控除した額とする。</p> <p>2 前項の規定は、厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロの老齢厚生年金等の額の合計額並びに国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号ロ（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の退職共済年金等の額の合計額及び地方公務員等共済組合法第九十九条の二第一項第二号ロの退職共済年金等の額の合計額を計算する場合における退職共済年金の額の計算については、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

六 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）</p> <p>第十三条 平成十二年改正法附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用については、同条第一項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付（）」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）、国民年金法による年金たる給付（）」と、同条第四項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条第一項」とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する規定の技術的読替え）</p>	<p>（老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）</p> <p>第十三条 平成十二年改正法附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用については、同条第一項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付（）」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の<u>管掌者</u>たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）、国民年金法による年金たる給付（）」と、同条第四項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条第一項」とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する規定の技術的読替え）</p>

第十八条 平成十二年改正法附則第二十一条第十三項の規定により同条第一項から第十二項までの規定を旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2 平成十二年改正法附則第二十一条第十三項の規定により同条第一項から第十二項までの規定を旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(平均標準報酬月額)の最低保障の旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等への準用)

第十九条 第十四条の規定は、平成十二年改正法附則第二十一条第十三項において同条第一項各号の規定を厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合について準用する。

(平成十二年改正法附則第二十一条第十四項の規定により読み替えられた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附

第十八条 平成十二年改正法附則第二十一条第十項の規定により同条第一項から第九項までの規定を旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2 平成十二年改正法附則第二十一条第十項の規定により同条第一項から第九項までの規定を旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(平均標準報酬月額)の最低保障の旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等への準用)

第十九条 第十四条の規定は、平成十二年改正法附則第二十一条第十項において同条第一項第一号及び第二号の規定を厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する場合について準用する。

(平成十二年改正法附則第二十一条第十一項の規定により読み替えられた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附

則第五十九条第一項に規定する政令で定める率)

第二十一条 平成十二年改正法附則第二十一条第十四項の規定により読み替えられた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

(表略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二条 平成十二年改正法附則第二十三条第一項第一号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる老齢厚生年金の受給権者の区分に応じ当該各号に定める率を、同項第一号に規定する平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一・二五に相当する額に当該加入員たる被保険者であった期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額に乘じて得た額とする。

- 一 厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者 当該受給権者が同条第一項の規定に基づき老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした場合における当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第六条の三に規定する減額

率

二 (略)

2・3 (略)

則第五十九条第一項に規定する政令で定める率)

第二十一条 平成十二年改正法附則第二十一条第十一項の規定により読み替えられた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

(表略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二条 平成十二年改正法附則第二十三条第一項第一号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる老齢厚生年金の受給権者の区分に応じ当該各号に定める率を、同項第一号に規定する平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一・二五に相当する額に当該加入員たる被保険者であった期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額に乘じて得た額とする。

- 一 厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者 当該受給権者が同条第一項の規定に基づき老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした場合における当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第六条の二に規定する減額

率

二 (略)

2・3 (略)

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に関する経過措置（第十二条―第二十三条の十一）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（被保険者期間の変更に伴う老齢厚生年金の額の改定）</p> <p>第四条 厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金であつて、その受給権者（平成十三年統合法附則第十条第三項本文の規定に該当する者を除く。）が、平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及びこの政令第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に関する経過措置（第十二条―第二十三条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（被保険者期間の変更に伴う老齢厚生年金の額の改定）</p> <p>第四条 厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金であつて、その受給権者（平成十三年統合法附則第十条第三項本文の規定に該当する者を除く。）が、平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及びこの政令第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有した場合に支給すること</p>

「險者期間」という。）とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有した場合に支給することとされた当該老齡厚生年金の額の改定については、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）を準用する。この場合において、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第四十三条第三	(略)	(略)
	その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したとき	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

とされた当該老齡厚生年金の額の改定については、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）を準用する。この場合において、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第四十三条第三	(略)	(略)
	その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したとき	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

<p>その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齡厚生年金の額の計算の基礎とする</p>	<p>(略)</p>	
<p>計算の基礎とする</p>	<p>(略)</p>	<p>等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第一条第一号から第四号までの規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）を新たに有したとき</p>
<p>その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齡厚生年金の額の計算の基礎とする</p>	<p>(略)</p>	
<p>金の額の計算の基礎とな</p>	<p>(略)</p>	<p>等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）を新たに有したとき</p>

	<p>資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有した日の属する月の翌月</p>	<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第三項</p>	<p>（略） （被保険者期間が四十四年以上である者に限る。）が、被保険者の資格を喪失した場合</p>	<p>（略） が平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有したことにより被保険者期間が四十四年以上となつた場合</p>
	<p>資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月</p>	<p>つた被保険者期間に算入する 当該厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有した日の属する月の翌月</p>	<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第三項</p>	<p>（略） （被保険者期間が四十四年以上である者に限る。）が、被保険者の資格を喪失した場合</p>	<p>（略） が平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有したことにより被保険者期間が四十四年以上とな</p>

<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第五項</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなさ</p>	<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第四項</p>	<p>(略)</p> <p>被保険者の資格を喪失した日(第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日)から起算して一月を経過した当時</p>	<p>(略)</p> <p>平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされる旧農林共済組合員期間を新たに有した当時</p>
<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第五項</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間</p>	<p>厚生年金保険法 附則第九条の三 第四項</p>	<p>(略)</p> <p>被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時</p>	<p>(略)</p> <p>つた場合</p> <p>平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者となり、平成十三年統合法附則第六条及び平成十四年経過措置政令第一条第一号から第四号までの規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>れる旧農林共済組合員期間を新たに有したことに より被保険者期間</p>
<p>厚生年金保険法 施行令第三条の 五第一項第三号</p>	<p>被保険者の資格を喪失 した日（法第十四条第 二号から第四号までの いずれかに該当するに 至つた日にあつては、 その日）から起算して 一月を経過した当時</p>	<p>厚生年金保険制度及び農 林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための 農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法 律（平成十三年法律第百 一号。以下この号におい て「平成十三年統合法」 という。）附則第五十一 条第三項に規定する施行 日以後返還義務者となり 、平成十三年統合法附則</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>とみなされる旧農林共済 組合員期間を新たに有し たことにより被保険者期 間</p>
<p>厚生年金保険法 施行令第三条の 五第一項第三号</p>	<p>被保険者の資格を喪失 した日から起算して一 月を経過した当時</p>	<p>厚生年金保険制度及び農 林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための 農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法 律（平成十三年法律第百 一号）附則第五十一条第 三項に規定する施行日以 後返還義務者となり、同 法附則第六条及び平成十 四年経過措置政令第一条 第一号から第四号までの</p>

(略)	
	<p>第六條及び平成十四年経過措置政令第一條第一号から第四号までの規定により法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を新たに有した当時</p>

(削る)

(略)	
	<p>規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる旧農林共済組合員期間（同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を新たに有した当時</p>

(老齡厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第四条の二 厚生年金保険法の規定による老齡厚生年金（その受給権者が、施行日前に同法附則第八條の規定による老齡厚生年金の権利を取得したものに限り、施行日前に同法第四十二條の規定による老齡厚生年金の権利を取得したものを除く。）について、同法第四十六條第一項並びに附則第十一條第一項、第十一條の二第一項及び第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第一項及び第二項並びに第十一條の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十一

<p>附則第十一条第 厚生年金保険法</p>	<p>項 厚生年金保険法 第四十六条第一 項</p>	<p>条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六 条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項の規定を適用す る場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え るものとする。</p>
<p>被 保 険 者 で あ る 日</p>	<p>所 当該適用事業</p>	<p>有する者に限 る</p>
<p>日 から 引 き 続 き 当 該 被 保 険 者 の 資</p>	<p>被 保 険 者 （ 前 月 以 前 の 月 に 属 す る 日 から 引 き 続 き 当 該 被 保 険 者 の 資</p> <p>適 用 事 業 所 を 除 く。 ）</p>	<p>有する者であつて、農林漁業団体 等（厚生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共済 組合法等を廃止する等の法律（平 成十三年法律第百一号）附則第四 条に規定する農林漁業団体等をい う。附則第十一条第一項において 同じ。）のうち第六条第一項又は 第三項に規定する適用事業所（以 下この項において「農林漁業団体 等適用事業所」という。）である ものに使用される者以外のものに 限る</p> <p>当該適用事業所（農林漁業団体等 適用事業所を除く。）</p>

<p>平成六年改正法 附則第二十一条 第一項</p>	<p>一項</p>
<p>者に限る</p>	<p>格を有する者であつて、農林漁業 団体等のうち第六条第一項又は第 三項に規定する適用事業所である ものに使用される者以外のものに 限る。)である日又は第十四条の 規定により被保険者(前月以前の 月に属する日から引き続き当該被 保険者の資格を有する者に限る。 (たる資格を喪失した日(次条第 一項及び第二項並びに附則第十一 条の三第一項、第十一条の四第一 項及び第二項並びに第十一条の六 第一項、第二項、第四項及び第八 項において「被保険者である日」 という。)</p> <p>者であつて、農林漁業団体等(厚 生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るた めの農林漁業団体職員共済組合法 等を廃止する等の法律(平成十三 年法律第百一号)附則第四条に規 定する農林漁業団体等をいう。)</p> <p>のうち厚生年金保険法第六条第一</p>

(障害厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第五條 平成十三年統合法附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合員期間(次条から第九条までにおいて「旧農林共済被保険者期間」という。)中に初診日(旧農林共済法第三十九条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。)がある傷病による障害(当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。)について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧農林共済組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員であつた者(他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成十二年十月一日以後にある場合に限る。)」とする。

第十條 旧農林共済組合員期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第五十八条第一項の規定を適用する場合には、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るた

項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される者以外のものに限る

(障害厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第五條 平成十三年統合法附則第六條の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間(次条から第九条までにおいて「旧農林共済被保険者期間」という。)中に初診日(旧農林共済法第三十九条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。)がある傷病による障害(当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。)について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧農林共済組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員であつた者(他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成十二年十月一日以後にある場合に限る。)」とする。

第十條 旧農林共済組合員期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第五十八条第一項の規定を適用する場合には、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るた

めの農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合（同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。）の組合員であつた者を含む。以下この節において同じ。」とする。

第十一条 削除

めの農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合（同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。）の組合員であつた者を含む。以下この節において同じ。」とする。

（老齡年金等の支給停止に関する経過措置）

第十一条 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金について昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び第四項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

厚生年金保険法 第四十六条第一 項	有する者に限 る	有する者であつて、農林漁業団体等（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）のうち第六条第一項又は第
-------------------------	-------------	--

(端数処理に関する経過措置)

第三章 厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に関する経過措置

(端数処理に関する経過措置)

第三章 厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に関する経過措置

<p>平成六年改正法 附則第二十一条 第一項</p>	<p>当該適用事業所 者に限る</p>	<p>三項に規定する適用事業所（以下この項において「農林漁業団体等適用事業所」という。）であるものに使用される者以外のものに限り、 当該適用事業所（農林漁業団体等適用事業所を除く。） 者であつて、農林漁業団体等（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される者以外のものに限る</p>
------------------------------------	-------------------------	--

第十二条 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定により

なおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第二十六条の規定が適用される間における平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。第十三条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十八条」とあるのは、「若しくは第四十八条又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第二十六条」とする。

2 (略)

(二月期支払の年金の加算)

第十二条の二 廃止前農林共済法第二十三条第四項の規定による支払額に

一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

第十二条 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定により

なおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第二十六条の規定が適用される間における平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。次条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十八条」とあるのは、「若しくは第四十八条又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第二十六条」とする。

2 (略)

(新設)

については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

(廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等)

第十三条 (略)

2 廃止前農林共済法の退職共済年金の支給要件に関する規定を適用する場
 合においては、平成十三年統合法附則第十五条の規定によりなおその
 効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十二
 条第一項中「組合員期間等が二十五年未満」とあるのは「旧農林共済組
 合員期間等（旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団
 体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等
 を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第二條第一項第七
 号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この条において同じ。
 ）並びに旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五條第一項に規定す
 る保険料納付済期間、同條第二項に規定する保険料免除期間及び同法附
 則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下こ
 の条において同じ。）が二十五年未満」と、「組合員期間の」とあるの
 は「旧農林共済組合員期間の」と、「新共済法第三十六條、第四十六條
 第一項第四号、附則第七條、附則第十一條の二第一項、附則第十三條第
 一項、第二項及び第九項並びに附則第十八條の二第一項」とあるのは「
 平成十三年統合法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有す
 るものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項

(廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等)

第十三条 (略)

2 廃止前農林共済法の退職共済年金の支給要件に関する規定を適用する場
 合においては、平成十三年統合法附則第十五条の規定によりなおその
 効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三
 年統合法附則第二條第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済
 改正法をいう。）附則第十二條第一項中「組合員期間等が二十五年未満
 」とあるのは「旧農林共済組合員期間等（旧農林共済組合員期間（厚生
 年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農
 林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百
 一号）附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう
 。以下この条において同じ。）並びに旧農林共済組合員期間以外の新国
 民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同條第三項に規定
 する保険料免除期間及び新国民年金法附則第七條第一項に規定する合算
 対象期間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。）が二十五
 年未満」と、「組合員期間の」とあるのは「旧農林共済組合員期間の」
 と、「新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條、附
 則第十一條の二第一項、附則第十三條第一項、第二項及び第九項並びに
 附則第十八條の二第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第十五條

第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。次項において単に「廃止前農林共済法」という。）第三十六条、附則第七条及び附則第十三条第二項」と、「組合員期間等が二十五年以上」とあるのは「旧農林共済組合員期間等が二十五年以上」と、同条第二項中「組合員期間等」とあるのは「旧農林共済組合員期間等」と、「新共済法第三十六条、第四十六条第一項第四号、附則第六条の四第一項、附則第七条、附則第十一条の二第一項、附則第十三条第一項、第二項及び第九項並びに附則第十八条の二第一項」とあるのは「廃止前農林共済法第三十六条、附則第七条及び附則第十三条第二項」とする。

3 (略)

4 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第七条第二号の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 (略)

(移行農林共済年金の支給等に関する規定の技術的読替え等)

第十四条 廃止前農林共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二	五十円	五十銭
------	-----	-----

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。次項において単に「廃止前農林共済法」という。）第三十六条、附則第七条及び附則第十三条第二項」と、「組合員期間等が二十五年以上」とあるのは「旧農林共済組合員期間等が二十五年以上」と、同条第二項中「組合員期間等」とあるのは「旧農林共済組合員期間等」と、「新共済法第三十六条、第四十六条第一項第四号、附則第六条の四第一項、附則第七条、附則第十一条の二第一項、附則第十三条第一項、第二項及び第九項並びに附則第十八条の二第一項」とあるのは「廃止前農林共済法第三十六条、附則第七条及び附則第十三条第二項」とする。

3 (略)

4 平成十三年統合法附則第十六条第十六項に規定する場合における廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第七条第二号の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 (略)

(移行農林共済年金の支給等に関する規定の技術的読替え等)

第十四条 廃止前農林共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)		
------	--	--

組合員である間

の受給権者（その受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十三条第二項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項及び次条第一項において「既定受給権者等」という。）並びに既定受給権者等であつた第三十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この項及び次条第一項において「農林漁業団体等適用事業所」という。）であるものに使用されるもの（以下「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。）に限る。以下この項並びに附則第九条第一項、附則第九条の二第一項、附則第九条の三、附則第十二条の四第二項及び第三項並びに附則第十三条の三第一項及び第五項において同じ。）であるとき又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項及び

--

<p>受給権者が組合員である間</p>	<p>及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分</p>	<p>次条第一項において「七十歳以上の使用される者」といい、既決定受給権者等であつた第三十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この項において同じ。）であるときは、厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間</p>	<p>（前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する加算額（以下この項及び次条第一項において「繰下げ加算額」という。）</p>

(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------

第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号	第三十八 条の第二 号
標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額総報酬 月額相当額	標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額総報酬 月額相当額	標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額総報酬 月額相当額	標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額総報酬 月額相当額	標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額総報酬 月額相当額
支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額	支給停止調整開始額
総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額

(削る)	(略)	(削る)
	(略)	
	(略)	

第三十八 条の二第 一項第二 号イ	第三十八 条の二第 一項第二 号ロ及び ハ	第三十八 条の二第 一項第二 号ニ	第三十八 条の二第 一項第二 号イ	第三十八 条の三第 一項
三十七万円 月額	三十七万円 月額	二十二万円 標準給与の 月額	三十七万円 月額	受給権者 (略)
支給停止調整変更額 (厚生年金保険法附則 第十一条第一項各号の支給停止調整変更額 をいう。以下この号において同じ。)	支給停止調整変更額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整変更額 総報酬月額相当額	受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれ た者を除く。) 被保険者(既決定受給権者等(農林漁業団 体等適用事業所被保険者を除く。)及び既 決定受給権者等であつた第三十六条の規定 による退職共済年金の受給権者(農林漁業 団体等適用事業所被保険者を除く。))に限

<p>他の法律 に基づく共 済組合の組 合員若しく は私学共済 制度の加入 者でこの法 律による給 付に相当す る給付に関 する規定の 適用を受け るもの又は 国会議員若 しくは地方 公共団体の 議会の議員 (以下この 項において 「被保険者 等」という 。)となつ</p>	<p>り、 又は七十歳以上の使用される者（既決定受 給権者等であつた第三十六条の規定による 退職共済年金の受給権者（農林漁業団体等 適用事業所において厚生年金保険法第二十 七条の厚生労働省令で定める要件に該当す る者を除く。）に限る。）となつた</p>
---	--

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

た	<p>各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が政令で定める額</p>	<p>当該被保険者等</p>	<p>その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（第</p>
<p>総報酬月額相当額と退職共済年金の額（第三十八条第一項に規定する加給年金額及び繰下げ加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額との合計額（以下この項において「合計所得月額」という。）が支給停止調整額（同法第四十六条第一項の支給停止調整額をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>当該被保険者又は当該七十歳以上の使用者</p>	<p>当該退職共済年金の額のうち、合計所得月額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する額の支給を停止する。</p> <p>ただし、支給停止額が退職共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する額は、当該退職共済年金の額に相当する額を限度とする。</p>	<p>その額（第</p>

条第一項	第四十四	第四十三 条第一項	(略)
た	度が減退し	の障害の程	(略)
当すると認める	程度が従前の障害等級以外の障害等級に該	について、その障害の程度を診査し、その	(略)

(新設)	条第一項	第四十三	(略)
	(略)	(略)	三十七条第一項第二号に掲げる額及び第三十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。
	(略)	(略)	

		第四十八 条	
(略)	前条	(略)	請求 減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度
(略)	法第六十条第一項第一号	(略)	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。） 障害の程度

		第四十八 条	
(略)	前条	(略)	
(略)	第一号	(略)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法第六十条第一項第一号

(削る)	(略)	附則第九 条第一項	(略)	(略)
	(略)	組合員	(略)	(略)
	(略)	厚生年金保険の被保険者（附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十三条第二項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項において「既決定受給権者等」という。）並びに既決定受給権者等であつた第三十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される者（附則第十三条第八項において「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。）に限る。次条第一項、附則第九条の三並びに第十二条の四第二項及び第三項において同じ。		

附則第十	(略)	附則第九 条第一項	(略)	(略)
組合員	(略)	組合員	(略)	(略)
厚生年金保険の被保険者	(略)	厚生年金保険の被保険者	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------	------

附則第十 三条の三 第三項第 一號	附則第十 三条の三 第三項第 一號	附則第十 三条の三 第一項第 二號	附則第十 三条の三 第一項第 一號	附則第十 三条の三 第一項第 一號	附則第十 三条の三 第一項第 一號	附則第十 三条の三 第一項第 一號	附則第十 三条の三 第一項第 一號
五	五	令	四	四	十	五	五
標準給与の 月額	標準給与の 月額	農林水産省 令	標準給与の 月額	標準給与の 月額	標準給与の 月額	標準給与の 月額	標準給与の 月額
百分の八十	百分の八十	百分の十	百分の十	百分の六十	百分の六十	百分の六十	百分の六十
標準報酬月額	標準報酬月額	百分の六	標準報酬月額	百分の六	百分の六十一	標準報酬月額	標準報酬月額
百分の七十五	百分の七十五	厚生年金保険法附則第七条の五第一項第二 号に規定する厚生労働省令	百分の六	百分の六	百分の六十一	十五分の六	標準報酬月額を
標準報酬月額	標準報酬月額	百分の十五	標準報酬月額	百分の十五	百分の十五	標準報酬月額を	標準報酬月額を

(削る)		
2	廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(略)	(略)	(略)
附則第十四条第一項	、第四十七条第一項第二号及び第二項第一号並びに	(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。) 第十四条の五において読み替えて準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保

2	廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(略)	(略)	(略)
附則第十四条第一項	、第四十七条第一項第二号及び第二項第一号並びに	(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。) 第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び

附則第二十七條第一項	新共済法第四十七條及び第四十八條	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新共済法第四十七條第二項第一号	平成十四年経過措置政令第十四條の五において読み替えて準用するな お効力を有する 平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十條第一項第一号及び新共済法第三十七條第一項第一号	險法をいう。以下同じ。)第六十條第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び

附則第二十七條第一項	新共済法第四十七條及び第四十八條	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新共済法第四十七條第二項第一号	平成十四年経過措置政令第十四條の五において読み替えて準用する厚生年金保險法第六十條第一項第一号の規定によりその例によることとされる新共済法第三十七條第一項第一号	

附則第二十七條第二項	新共済法第四十七條	平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用するな
(略)	(略)	お効力を有する 平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第一号
(略)	(略)	(略)

3 (略)
(削る)

4 | 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号。以下この項、次項及び第十五条第二項において「平成十二年改正法」という。）の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四	(略)	(略)
条第一項、第四十二	(略)	(略)
条第一項及	共済組合制度の統合を図るための農林漁業	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員

附則第二十七條第二項	新共済法第四十七條	平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法第六十条第一項第一号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 | 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により算定した額が加算された退職共済年金については、廃止前農林共済法第三十八条の三第一項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第十五条第一項又は第四項の規定により加算された額」とする。

5 | 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号。以下この項、次項及び第十五条第二項において「平成十二年改正法」という。）の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四	(略)	(略)
条第一項、第四十二	(略)	(略)
条第一項及	共済組合制度の統合を図るための農林漁業	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員

<p>6 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十四年改正政令第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（以下「廃止前農林共済法施行令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>5 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 208 619 347">(略)</td> <td data-bbox="555 347 671 517">(略)</td> <td data-bbox="555 517 1455 1115"> <p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p>
(略)	(略)	<p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p>		
<p>7 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十四年改正政令第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（以下「廃止前農林共済法施行令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>6 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1164 619 1303">(略)</td> <td data-bbox="555 1303 671 1473">(略)</td> <td data-bbox="555 1473 1455 2067"> <p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p>
(略)	(略)	<p>び第二項、第四十七条第一項及び第二項</p> <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十条第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項</p>		

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

(略)	(略)	(略)
第五条	法第四十五条の三第二項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第九項
(略)	(略)	(略)

7| (略)

8| 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成六年政令第三百六十号。以下この項及び第十項において「平成六年農林共済改正政令」という。）の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成六年農林共済改正政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

9| (表略)
10| (略)

11| 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における廃止前農林共済法の規定の適用については、第一項の表第三十七条第一項の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五条	法第四十五条の三第二項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第十項
(略)	(略)	(略)

8| (略)

9| 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成六年政令第三百六十号。第十一項において「平成六年農林共済改正政令」という。）の移行農林共済年金に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

10| (表略)
11| (略)

12| 平成十三年統合法附則第十六条第十六項に規定する場合における廃止前農林共済法の規定の適用については、第一項の表第三十七条第一項の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

- 12] 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第二項の表附則第十三条第二項の項及び同表附則第十五条の二の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 13] 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における廃止前農林共済法施行令の規定の適用については、第六項の表第二十七条の三の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 14] 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第七項の表附則第十六条の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 15] 平成十三年統合法附則第十六条第十八項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第八項の表附則第十六条の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 16] 平成十三年統合法附則第十六条第十六項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第七項の表第二十七条の三の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 17] 第十六項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第八項の表附則第十六
- 18] 第十五項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第七項の表附則第十六
- 19] 第十六項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第八項の表附則第十六

条の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

（移行農林共済年金の支給の繰下げに係る厚生年金保険法第四十四条の三の規定の読替え等）

第十四条の四 移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について、平成十三年統合法附則第十六条第十三項の規定により厚生年金保険法第四十四条の三の規定を準用する場合には、同条第一項ただし書中「又は国民年金法による年金たる給付」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）又は国民年金法による年金たる給付」と、同条第三項中「第三十六条第一項」とあるのは「廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第二十三条第一項」と、同条第四項中「第四十三条第一項及び第四十四条」とあるのは「廃止前農林共済法第三十

条の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

（移行農林共済年金の支給の繰下げに係る厚生年金保険法第四十四条の三の規定の読替え等）

第十四条の四 移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について、平成十三年統合法附則第十六条第十三項の規定により厚生年金保険法第四十四条の三の規定を準用する場合には、同条第一項ただし書中「国民年金法による年金たる給付」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）国民年金法による年金たる給付」と、同条第三項中「第三十六条第一項」とあるのは「廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第二十三条第一項」と、同条第四項中「第四十三条第一項及び第四十四条」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七

七条第一項及び第三十八条」と、「被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）」と、「第四十三条第一項の」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七条第一項の」と、「及び第四十六条第一項」とあるのは「並びに廃止前農林共済法第三十八条の二第一項及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

254 (略)

(移行農林共済年金のうち遺族共済年金の額の算定等)

第十四条の五 移行農林共済年金のうち遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者に限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）並びに第四十七条第一項第一号イ、第二号イ及び第二項第一号の規定を適用せず、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十条

第一項及び第三十八条」と、「被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）」と、「第四十三条第一項の」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七条第一項の」と、「及び第四十六条第一項」とあるのは「並びに廃止前農林共済法第三十八条の二第一項及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

254 (略)

(移行農林共済年金のうち遺族共済年金の額の算定等)

第十四条の五 移行農林共済年金のうち遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者に限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）並びに第四十七条第一項第一号イ、第二号イ及び第二項第一号の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条第一項、第二項及び第四項、第六十一条第二項及び第三項、第六十四条の三、附則第十七条の二並びに附則第十七条の三並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

第一項、第二項及び第四項、第六十一条第二項及び第三項、第六十四条の三、附則第十七条の二並びに附則第十七条の三並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第一号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。）第二十条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）と、「第四十三条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第三十七条第一項第一号」と、「第五十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第一号から第三号まで」と、「被保険者期間の」とあるのは「旧農林共済組合員期間の」と、同項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧

された平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、厚生年金保険法第六十条第一項第一号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。）第二十四条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）と、「第四十三条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第三十七条第一項第一号」と、「第五十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第一号から第三号まで」と、「被保険者期間の」とあるのは「旧農林共済組合員期間の」と、同項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧農林共済法第二十四条第一項」と、「この条」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において準用するこの条」と、同条第二項中「第五十八条第一項第四号」とあるのは「旧農林共済

農林共済法第二十四条第一項」と、「この条」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において準用するこの条」と、同条第二項中「第五十八条第一項第四号」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成十三年統合法附則第十六条第十七項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第十四条の六 移行農林共済年金及び移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）の受給権者について同条第十七項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（老齢厚生年金の額の改定の特例の規定の準用）

第十四条の七 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令第八条の二の六（第四号から第十六号までを除く。）の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者について準用する。

法第四十六条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成十三年統合法附則第十六条第十五項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第十四条の六 移行農林共済年金及び移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）の受給権者について同条第十五項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（老齢厚生年金の額の改定の特例の規定の準用）

第十四条の七 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令第八条の二の八（第四号から第十六号までを除く。）の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者について準用する。

(移行農林年金の支給等に関する規定の技術的読替え)
 第十五条 廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林年金に関する規定の適用については、平成十三年統合法附則第十六条第六項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第十 条第四項	通算退職年 金の額	通算退職年金の額(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定によりその額の一部が停止されている場合にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額)
附則第十 九条	特例、施行 日前の組合 員期間を有 する者に対	特例

(移行農林年金の支給等に関する規定の技術的読替え)
 第十五条 廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林年金に関する規定の適用については、平成十三年統合法附則第十六条第六項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第十 条第四項	通算退職年 金の額	通算退職年金の額(附則第四十八条第一項若しくは第二項又は附則第四十九条第一項の規定によりその額の一部が停止されている場合にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額)
(新設)		

附則第三 第十五条第 二項各号	(略)	附則第二 十二条	
組合員期間	(略)	特例 給の停止の 定による支 条の三の規 法第三十八 する新共済	特例 給の停止の 定による支 条の三の規 法第三十八 する新共済
旧農林共済組合員期間	(略)		特例

附則第三 第十五条第 二項各号 並びに附 則第三十 八条第一	(略)		(新設)
組合員期間	(略)		
旧農林共済組合員期間	(略)		

<p>附則第三 第十八条第 一号及び</p>	<p>附則第三 十六条第 一項</p>	
<p>組合員期間</p>	<p>の障害の程 度が減退し た</p>	
<p>旧農林共済組合員期間</p>	<p>請求 が明らかである場合として厚生年金保険法 第五十二条第三項に規定する厚生労働省令 で定める場合を除き、当該障害共済年金の 受給権を取得した日又は当該診査を受けた 日から起算して一年を経過した日後の請求 に限る。）</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その 程度が従前の障害等級以外の障害等級に該 当すると認める</p>
<p>(新設)</p>		<p>号及び第 三号</p>

第三号

(削る)

附則第四	第十八条第	一項	<p>受給権者が 施行日にお いて組合員 であるとき 、又は施行 日以後に再 び組合員と なつたとき は、その者 が組合員で ある間</p>	<p>受給権者（昭和十二年四月一日以前に生ま れた者を除く。以下この項において同じ。 ）が厚生年金保険の被保険者（農林漁業団 体等（平成十三年統合法附則第四条に規定 する農林漁業団体等をいう。）のうち新厚 生年金保険法第六条第一項又は第三項に規 定する適用事業所（以下この項及び次条第 一項において「農林漁業団体等適用事業所 」という。）であるものに使用されるもの （次条第一項において「農林漁業団体等適 用事業所被保険者」という。）に限る。以 下この項及び次項において同じ。）又は厚 生年金保険法第二十七条に規定する七十歳 以上の使用される者（以下この項及び次項 並びに次条第一項において「七十歳以上の 使用される者」といい、農林漁業団体等適 用事業所において同法第二十七条の厚生労 働省令で定める要件に該当する者に限る。 以下この項及び次項において同じ。）とな つたときは、その者が厚生年金保険の被保 険者又は七十歳以上の使用される者である 間</p>
------	-------	----	--	--

(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------

附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号
標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額 二十二万円	標準給与の 月額	算定した額の百分の八十に相当する額	算定した額
支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額（厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。次号において同じ。）	算定した額
附則第七、附則第十、附則第十四号	附則第七、附則第十、附則第十四号	附則第七、附則第十、附則第十四号	附則第七、附則第十、附則第十四号	附則第七、附則第十、附則第十四号
標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額	標準給与の 月額	算定した額の百分の八十に相当する額	算定した額
支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額（厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。次号において同じ。）	算定した額
附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号	附則第四十八号
標準給与の 二十二万円	標準給与の 月額	標準給与の 月額	算定した額の百分の八十に相当する額	算定した額
支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額	支給停止調整開始額（厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。次号において同じ。）	算定した額

(削る)		(削る)	
------	--	------	--

二項 附則第四 十八條第 十八條第	附則第四 十八條第 一項第二 號二	八 號ロ及び 一項第二 十八條第 附則第四	號イ 一項第二
減額退職年 金の受給権 者が施行日 において組 合員である とき、又は 施行日以後 に再び組合	円 十八万五千 三十七万円	標準給与の 二十二万円 標準給与の 三十七万円	月額 三十七万円 月額 二十二万円
減額退職年金の受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。）が厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者	支給停止調整変更額の二分の一に相当する額	総報酬月額相当額 支給停止調整開始額	支給停止調整開始額 総報酬月額相当額 支給停止調整変更額
			支給停止調整変更額（厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額をいう。以下この号において同じ。）

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

(削る)	
附則第四十九條第一項	
員	
<p>昭和六十二年以後の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における同項に規定する所得金額が同項の政令で定める額</p>	<p>又は通算退職年金の受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。以下この項において同じ。)が厚生年金保険の被保険者(農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。以下この項において同じ。)又は七十歳以上の使用される者(農林漁業団体等適用事業所において厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者を除く。以下この項において同じ。)</p> <p>総報酬月額相当額とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額とする。以下この項において「支給停止基本額」という。)を十二で除して得た額との合計額(以下この項において「合計所得月額」という。)が支給停止調整額(厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額をいう。以下この項において同じ。)</p>

<p>当該被保険者等</p>	<p>当該厚生年金保険の被保険者又は当該七十歳以上の使用される者</p>
<p>その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金の額については、その額のうち、その額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十</p>	<p>当該支給停止基本額のうち、合所得月額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該支給停止基本額を超える場合には、その支給を停止する額は、当該支給停止基本額に相当する額を限度とする。</p>

9 第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第二十二 条第一項の規定は、移行農林年金について準用する。 (沖繩の組合員であつた期間を有する者の特例)	2	(略)	
	8	(略)	
	(略)	(略)	

(新設) (沖繩の組合員であつた期間を有する者の特例)	2	(略)	五歳以上で あるとき、 又は障害年 金の受給権 者であると きは、更に 、百分の五 十を乗じて 得た額)に 当該所得金 額の高低に 応じて政令 で定める率 を乗じて得 た額の支給 を停止する 〇
	8	(略)	
	(略)	(略)	

第十六条 平成十四年改正政令第二十九条の規定による改正前の沖縄の復

帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五十八号。以下この条及び第二十条において「特別措置令」という。）第十五条第三項、第十九条第一項、第四項及び第五項並びに第二十条の規定は、沖縄農林共済組合（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号。次条第三項及び第十九条第一項において「特別措置法」という。）第四十三条第三項に規定する沖縄農林共済組合をいう。次条及び第二十条において同じ。）の組合員であつた期間を有する者については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特別措置令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第十六条 平成十四年改正政令第二十九条の規定による改正前の沖縄の復

帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五十八号。以下この条及び第二十条において「特別措置令」という。）第十五条第三項、第十九条第一項、第四項及び第五項並びに第二十条の規定は、沖縄農林共済組合（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号。次条第三項及び第十九条第一項において「特別措置法」という。）第四十三条第三項に規定する沖縄農林共済組合をいう。次条及び第二十条において同じ。）の組合員であつた期間を有する者については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特別措置令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第十七条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間を有する者に対する廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第十五条第一項（同項の表附則第二条第一号の項から附則第十条第四項の項までを除く。）、平成十三年統合法附則第十六条第六項及び昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十五条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削る)		

第十七条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間を有する者に対する廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第十五条第一項（同項の表附則第二条第一号の項から附則第十条第四項の項まで及び附則第四十九条第一項の項を除く。）、平成十三年統合法附則第十六条第六項及び昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十五条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第四十八条第一項	受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときは、その者が組合員である間	受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。以下この項において同じ。）が厚生年金保険の被保険者（農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等という。）のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この項及び次条第一項において「農林漁業団体等適用事業所」という。）であるもの）に使用されるもの（次条第一項において「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）又は厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳

	(削る)
--	------

	附則第四 十八條第 一項第一 号	組合員期間	規定並びに 附則第七條	算定した額 の百分の八 に相当す る額	
	標準給与の 月額	旧農林共済組合員期間	規定並びに同項(第三号を除く。)に係る 特別措置令第十九条第一項及び第二項の規 定並びに	算定した額	<p>以上の使用される者(以下この項及び次項並びに次条第一項において「七十歳以上の使用される者」といい、農林漁業団体等適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この項及び次項において同じ。)となつたときは、その者が厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間、</p> <p>厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者である間において</p>

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------	------

号二	一 項 第 二 項	十八 条 第 四 項	附 則 第 四 項	ハ	号 ロ 及 び	一 項 第 二 項	十八 条 第 四 項	附 則 第 四 項	号 イ	一 項 第 二 項	十八 条 第 四 項	附 則 第 四 項	号	一 項 第 二 項	十八 条 第 四 項	附 則 第 四 項
十八万五千	三十七万円	月額	標準給与の	二十二万円	三十七万円	月額	標準給与の	二十二万円	三十七万円	月額	標準給与の	二十二万円	二十二万円	月額	標準給与の	二十二万円
支給停止調整変更額の二分の一に相当する	支給停止調整変更額		総報酬月額相当額	支給停止調整開始額	支給停止調整変更額		総報酬月額相当額	支給停止調整開始額	支給停止調整変更額(厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額をいう。以下この号において同じ。)		総報酬月額相当額	支給停止調整開始額		支給停止調整開始額		総報酬月額相当額

(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第一項に規定する者が、昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有する年金である給付が特別措置法第四十三条第三項に規定する沖縄農林共済組合法の規定によりその額が算定されたものである者に対する廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第十五条第一項（同項の表附則第二条第一号の項から附則第十条第四項の項までを除く。）、前項、平成十三年統合法附則第十六条第六項及び昭和六十年農林共済改正政令附則第五十五条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第一項に規定する者が、昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有する年金である給付が特別措置法第四十三条第三項に規定する沖縄農林共済組合法の規定によりその額が算定されたものである者に対する廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第十五条第一項（同項の表附則第二条第一号の項から附則第十条第四項の項まで及び附則第四十九条第一項の項を除く。）、前項、平成十三年統合法附則第十六条第六項及び昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十五条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	円	額
<p style="text-align: center;">附則第四十八条第二項</p> <p>金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員</p>	<p>減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員</p>	<p>減額退職年金の受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。）が厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者</p>

(削る)

附則第四 十八條第 一項	
<p>受給権者が 施行日にお いて組合員 であるとき 、又は施行 日以後に再 び組合員と なつたとき は、その者 が組合員で ある間</p>	<p>受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれ れた者を除く。以下この項において同じ。)が厚生年金保険の被保険者(農林漁業団 体等(平成十三年統合法附則第四条に規定 する農林漁業団体等をいう。))のうち新厚 生年金保険法第六条第一項又は第三項に規 定する適用事業所(以下この項及び次条第 一項において「農林漁業団体等適用事業所 」という。)であるものを使用されるもの (次条第一項において「農林漁業団体等適 用事業所被保険者」という。)に限る。以 下この項及び次項において同じ。)又は厚 生年金保険法第二十七条に規定する七十歳 以上の使用される者(以下この項及び次項 並びに次条第一項において「七十歳以上の 使用される者」といい、農林漁業団体等適 用事業所において同法第二十七条の厚生労 働省令で定める要件に該当する者に限る。 以下この項及び次項において同じ。)とな つたときは、その者が厚生年金保険の被保 険者又は七十歳以上の使用される者である 間</p>
<p>組合員であ る間</p>	<p>厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の</p>

(削る)		(削る)
------	--	------

附則第四	号	一 項 第 二	十 八 条 第 四	附 則 第 四		号	一 項 第 一	十 八 条 第 四	附 則 第 四	
二十二万円		二十二万円	月額	標準給与の		組合員期間		月額	標準給与の	る間において
支給停止調整開始額		支給停止調整開始額		総報酬月額相当額	う。次号において同じ。)	附則第十四条		以下同じ。)	総報酬月額相当額(厚生年金保険法第四十六 条第一項に規定する総報酬月額相当額を いう。以下同じ。)	使用される者である間において
				支給停止調整開始額(厚生年金保険法附則 第十一条第一項の支給停止調整開始額をい う。次号において同じ。)		附則第十四条		以下同じ。)	総報酬月額相当額(厚生年金保険法第四十六 条第一項に規定する総報酬月額相当額を いう。以下同じ。)	
				算定した額		附則第十四条			算定した額	
				算定した額の百分の八 十に相当する額		附則第十四条			算定した額	
				二十二万円		附則第十四条			算定した額	
				算定した額		附則第十四条			算定した額	
				算定した額		附則第十四条			算定した額	
				算定した額		附則第十四条			算定した額	

(削る)	(削る)	(削る)

	附則第四 十八條第 二項	附則第四 十八條第 一項第二 号二	ハ 号ロ及び 一項第二 十八條第 附則第四	イ 一項第二 十八條第 附則第四	十八條第 一項第二 月額	十八條第 一項第二 月額
施行日以後	減額退職年 金の受給権 者が施行日 において組 合員である とき、又は	十八万五千 円	三十七万円 月額	三十七万円 月額	標準給与の 月額	標準給与の 月額
	減額退職年金の受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者を除く。）が厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用者	支給停止調整変更額の二分の一に相当する額	支給停止調整変更額	支給停止調整開始額	総報酬月額相当額	総報酬月額相当額
					支給停止調整変更額（厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額をいう。以下この号において同じ。）	

4 (略)	(略)	(略)	<p>第十九条 特別措置法第六十六条第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間（以下この条において「通算期間」という。）を有する者に対する厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の額は、同法第四十三条第一項、第四十四条及び第四十四条の三第四項（平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）並びに附則第九条の二第二項、第十三条の四第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第二十七条第六項から第十八項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十条の規定により計算した額から次の各号に掲げる者（農林厚生年金期間（旧農林共済組合員期間及び施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間（農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等という。）のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下単に「農林漁業団体等」という。）であるもの）に使用される期間に限る。）を合算した期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ当該各号に定める額を控</p>
----------	-----	-----	--

4 (略)	(略)	(略)	<p>第十九条 特別措置法第六十六条第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間（以下この条において「通算期間」という。）を有する者に対する厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の額は、同法第四十三条第一項、第四十四条及び第四十四条の三第四項（平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）並びに附則第九条の二第二項、第十三条の四第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項から第十五項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十条の規定により計算した額から次の各号に掲げる者（農林厚生年金期間（旧農林共済組合員期間及び施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間（農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等という。）のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下単に「農林漁業団体等」という。）であるもの）に使用される期間に限る。）を合算した期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額とする。</p>
----------	-----	-----	--

除した額とする。

一〇三 (略)

2・3 (略)

第二十条 昭和四十五年四月一日において沖縄農林共済組合の組合員又は任意継続組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄に住所を有していた者に支給する老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる農林厚生年金期間が二十年未満のもの（第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた特別措置令第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものを除く。）に限り、老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金をいう。）の受給権者に支給されるものを除くものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者に支給されるものについては、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金に限るものとする。）の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項及び第四十四条の第三項並びに附則第九条の第二項、第十三条の第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項から第十八項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十條の規定により計算した額に、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額を

一〇三 (略)

2・3 (略)

第二十条 昭和四十五年四月一日において沖縄農林共済組合の組合員又は任意継続組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄に住所を有していた者に支給する老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる農林厚生年金期間が二十年未満のもの（第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた特別措置令第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものを除く。）に限り、老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金をいう。）の受給権者に支給されるものを除くものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者に支給されるものについては、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金に限るものとする。）の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項及び第四十四条の第三項並びに附則第九条の第二項、第十三条の第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項から第十五項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十條の規定により計算した額に、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額を

加算した額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(ドイツ保険料納付期間を有する者等に係る経過措置)

第二十一条 ドイツ保険料納付期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号)第二条第四十二号に規定するドイツ保険料納付期間をいう。次項において同じ。)及び旧農林共済組合員期間を有し、かつ、移行農林共済年金のうち退職共済年金(以下「移行退職共済年金」という。)又は障害共済年金の受給権者(移行退職共済年金の受給権者にあつては、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一号に該当しない者に限る。)の配偶者については、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号。以下この条において「協定実施特例法」という。)の規定中国民法法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(協定実施特例法第十条第二項各号に掲げるものに限る。)の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる協定実施特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條第 二項	老齡厚生 年金の受	老齡厚生年金又は移行農林共済年金(厚生年 金保險制度及び農林漁業団体職員共済組合制
------------	--------------	--

加算した額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(ドイツ保険料納付期間を有する者等に係る経過措置)

第二十一条 ドイツ保険料納付期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号)第二条第四十二号に規定するドイツ保険料納付期間をいう。次項において同じ。)及び旧農林共済組合員期間を有し、かつ、移行農林共済年金のうち退職共済年金(以下この条において「移行退職共済年金」という。)又は障害共済年金の受給権者(移行退職共済年金の受給権者にあつては、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一号に該当しない者に限る。)の配偶者については、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号。以下この条において「協定実施特例法」という。)の規定中国民法法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(協定実施特例法第十一条第二項各号に掲げるものに限る。)の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる協定実施特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條 第二項	退職共済 年金(退職共済年金(移行農林共済年金(厚生年金 保險制度及び農林漁業団体職員共済組合制度
-------------	-------------	--

<p>第十三条 第一項第 年金（</p>	<p>障害厚生 年金）</p>	<p>得た額</p>	<p>第十三条 第一項第 年金 老齢厚生 年金の額</p>	<p>給権者</p>
<p>害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条</p>	<p>障害厚生年金又は移行農林共済年金のうち障 害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条</p>	<p>得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年 金等の受給権を有しているときは、一の老齢 厚生年金等の受給権を有しているものとして それぞれ計算した額のうち最も高いもの）</p>	<p>老齢厚生年金又は移行農林共済年金のうち退 職共済年金（以下この条において「老齢厚生 年金等」という。）</p>	<p>度の統合を図るための農林漁業団体職員共済 組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法 律第一百号。以下「平成十三年統合法」とい う。）附則第十六条第四項に規定する移行農 林共済年金をいう。第十三条第一項第一号及 び第三号において同じ。）のうち退職共済年 金の受給権者</p>
<p>第十四条 第二項第 一號</p>	<p>期間 であつた</p>	<p>第十四条 第一項第 三號 年金（</p>	<p>障害共済 年金の</p>	<p>退職共済 年金の</p>
<p>生年金保険の被保険者期間であつて、その者</p>	<p>り厚生年金保険の被保険者の資格を取得した 者の当該旧農林共済組合員期間に引き続く厚 生年金保険の被保険者期間であつて、その者</p>	<p>障害共済年金（移行農林共済年金（平成十三 年統合法附則第十六条第四項に規定する移行 農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金 を含む。）の</p>	<p>退職共済年金（移行農林共済年金（厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律 第一百号）附則第十六条第四項に規定する移 行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年 金を含む。）の</p>	<p>の統合を図るための農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律 第一百号。以下「平成十三年統合法」という 。）附則第十六条第四項に規定する移行農林 共済年金をいう。）のうち退職共済年金を含 む。</p>

		第十三条 第二項第 一號		三號
月数を合 算した月 数	期間	老齢厚生 年金	生年金 障害厚 特例によ	
月数	であつた 第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期 間（平成十三年統合法附則第四条の規定によ り厚生年金保険の被保険者の資格を取得した 者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚 生年金保険の被保険者期間であつて、その者 が当該被保険者の資格を喪失するまでの間の ものを含む。）を含む。	老齢厚生年金等	特例による障害給付	第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた平成十三年統合法附則第七十六条 の規定による改正前の社会保障に関する日本 国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に 伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 （平成十年法律第七十七号）の規定により支 給するものに限る。）

が当該被保険者の資格を喪失するまでの間の
 ものを含む。）を含む。

<p>第十三条 第二項第 三号イ及 びロ</p>	<p>特例によ る障害厚 生年金</p>	<p>特例による障害給付</p>
<p>2 前項の規定により読み替えて適用される協定実施特例法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める相手国期間は、昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後）におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）とする。</p>		
<p>（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）</p>		
<p>第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第二十項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定、厚生年金保険法施行令第三条の六の規定及び平成六年国民年金等経過措置政令第十四条の規定とし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>国民年金法第</p>	<p>保険給付（当該</p>	<p>保険給付（厚生年金保険制</p>
<p>2 前項の規定により読み替えて適用される協定実施特例法第十一条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める相手国期間は、昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後）におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）とする。</p>		
<p>（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え）</p>		
<p>第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第十八項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>国民年金法第</p>	<p>年金たる給付（当該</p>	<p>年金たる給付（厚生年金保</p>

国民年金法第 百八条第二項	(略)	保険給付 (移行年金給付を 含む。)	国民年金法第 二十八条第一 項	保険給付 (保険給付 (移行年金給付を 含む、	国民年金法第 二十一条第三 項	保険給付 (保険給付 (移行年金給付を 含む、	二十一条第一項	度及び農林漁業団体職員共 済組合制度の統合を図るた めの農林漁業団体職員共済 組合法等を廃止する等の法 律(平成十三年法律第百一 号。以下「平成十三年統合 法」という。)附則第十六 条第三項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年 金である給付(以下「移行 年金給付」という。)を含 み、当該
------------------	-----	--------------------------	-----------------------	-----------	-------------------------	-----------------------	-----------	-------------------------	---------	--

国民年金法第 百八条第二項	(略)	年金たる給付 (移行年金給 付を含む。)	国民年金法第 二十八条	による年金たる給付 (による年金たる給付(移行 年金給付を含む、	国民年金法第 二十一条第三 項	厚生年金保険法による 年金たる保険給付	厚生年金保険法による年金 たる保険給付(移行年金給 付を含む。以下この項にお いて同じ。)	二十一条第一項	険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図 るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等 の法律(平成十三年法律第 百一号。以下「平成十三年 統合法」という。)附則第 十六条第三項の規定により 厚生年金保険の管掌者たる 政府が支給するものとされ た年金である給付(以下「 移行年金給付」という。) を含み、当該
------------------	-----	----------------------------	----------------	----------------	--------------------------	-----------------------	------------------------	--	---------	--

<p>厚生年金保険 法第三十八条 第一項</p>	<p>又は国民年金法 支給される障害基礎年 金を除く。）</p>	<p>国民年金法 支給される障害基礎年金を 除く。）又は厚生年金保険 制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の 法律（平成十三年法律第百 一号。以下「平成十三年統 合法」という。）附則第十 六条第三項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政 府が支給するものとされた 年金である給付（以下「移 行年金給付」といい、当該 障害厚生年金と同一の支給 事由に基づいて支給される 障害共済年金を除く。）</p>
<p>遺族厚生年金を除く。 ）又は同法 並びに障害基礎年金を 除く。）</p>	<p>国民年金法 並びに障害基礎年金を除く ）又は移行年金給付（退 職共済年金及び遺族共済年</p>	
<p>厚生年金保険 法第三十八条 第一項</p>	<p>（新設） 以下同じ。）による年 金たる給付</p>	<p>（新設） 以下同じ。）による年金た る給付（厚生年金保険制度 及び農林漁業団体職員共済 組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法律 （平成十三年法律第百一号 。以下「平成十三年統合法 」という。）附則第十六条 第三項の規定により厚生年 金保険の管掌者たる政府が 支給するものとされた年金 である給付（以下「移行年 金給付」という。）を含む 。以下この条及び次条にお いて同じ。）</p>
	<p>（新設）</p>	
	<p>（新設）</p>	

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

<p>老齡厚生年金の額（第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三、第四項に規定する加算額を除く）</p>	
<p>移行退職共済年金等の額（移行農林共済年金のうち退職共済年金にあつては平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下</p>	<p>において「移行農林共済年金」という。）のうち退職共済年金又は同條第六項に規定する移行農林年金（以下この項において「移行農林年金」という。）のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（以下この項及び第五項において「移行退職共済年金等」という。）の受給権者（六十五歳以上であるものに限る。）</p>

この条において「廃止前農
林共済法」という。）第三
十八条第一項に規定する加
給年金額及び平成十三年統
合法附則第十六条第十三項
において準用する第四十四
条の三第四項の規定により
加算される額（以下この項
において「繰下げ加算額」
という。）を除いた額とし
、移行農林年金のうち退職
年金、減額退職年金又は通
算退職年金にあつては当該
退職年金、減額退職年金又
は通算退職年金の受給権者
が第一号厚生年金被保険者
（平成十三年統合法附則第
四条に規定する農林漁業団
体等の事業所又は事務所の
うち第六条第一項又は第三
項に規定する適用事業所で
あるもの（以下この項にお
いて「農林漁業団体等適用

「事業所」という。）に使用される者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（農林漁業団体等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を基礎として厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条

第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附

則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）とし、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（農林漁業団体等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であると

厚生年金保険	(削る)	第五項 法第四十六条 厚生年金保険	老齢厚生年金 第三十六条第二項	加算額を除く。 同条第四項に規定する 老齢厚生年金の全部 (移行農林共済年金のうち退 職共済年金にあつては移行 退職共済年金等の全部(繰 下げ加算額を除く。)の支 給を、移行農林年金のうち 退職年金、減額退職年金又 は通算退職年金にあつては 移行退職共済年金等の額に 相当する部分	老齢厚生年金に 老齢厚生年金の額以上 移行退職共済年金等に 移行退職共済年金等の額以 上	老齢厚生年金に 移行退職共済年金等に 移行退職共済年金等の額以 上	きは、当該退職年金、減額 退職年金又は通算退職年金 の額に百分の四十五を乗じ て得た額とする
		第二項 条第二項 廃止前農林共済法第二十三	移行退職共済年金等				
年金たる給付							
年金たる給付又は移行年金							
厚生年金保険	の二	法第五十四条 厚生年金保険	障害共済年金	(新設)			
		支給する年金たる給付	障害共済年金(移行年金給 付のうち障害共済年金を 含む。)				
支給する年金たる給付							

<p>法第五十六条 第二号</p>	<p>(削る)</p>	<p>給付</p>
<p>厚生年金保険 法第百条の二 第三項</p>	<p>年金たる給付 管掌機関</p>	<p>年金たる給付若しくは移行 年金給付 管掌機関(平成十三年統合 法附則第二十五条第三項に 規定する存続組合を含む。)</p>
<p>なお効力を有 する平成二十 四年一元化法 改正前国共済 法(平成二十 四年一元化法 附則第三十七 条第一項の規 定によりなお その効力を有 するものとさ</p>	<p>及び同法による年金で ある給付で遺族共済年 金に相当するもの(そ の受給権者が六十五歳 に達しているものに限 る。)を除く。</p>	<p>及び同法による年金である 給付で遺族共済年金に相当 するもの(その受給権者が 六十五歳に達しているもの に限る。)を除く。、厚 生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の 統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律(平成十三 年法律第百一号。以下「平</p>

<p>法第五十六条 第二号</p>	<p>厚生年金保険 法第六十四条 の二及び第六 十九条</p>	<p>遺族共済年金 遺族共済年金(移行年金給 付のうち遺族共済年金を含 む。)</p>
<p>厚生年金保険 法第百条の二 第二項</p>	<p>年金たる給付 共済組合等</p>	<p>年金たる給付(移行年金給 付を含む。) 共済組合等(平成十三年統 合法附則第二十五条第三項 に規定する存続組合を含む 。)</p>
<p>国家公務員共 済組合法(昭 和三十二年法 律第二百十八 号)第七十四 条第一項第一 号</p>	<p>及び同法による年金で ある給付で遺族共済年 金に相当するもの(そ の受給権者が六十五歳 に達しているものに限 る。)を除く。</p>	<p>及び同法による年金である 給付で遺族共済年金に相当 するもの(その受給権者が 六十五歳に達しているもの に限る。)を除く。、厚 生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の 統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律(平成十三 年法律第百一号。以下「平</p>

<p>改正前国共済 四年一元化法 すなわち平成二十 四年一元化法</p>	<p>第一項第二号 法第七十四条 改正前国共済 四年一元化法 すなわち平成二十 四年一元化法</p>	<p>れた平成二十 四年一元化法 第二条の規定 による改正前 の国家公務員 共済組合法（ 昭和三十三年 法律第二百十 八号）をいう 。以下同じ。 ）第七十四条 第一項第一号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>成十三年統合法」という。 ）附則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険の実 施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付 （以下「移行年金給付」と いい、退職を給付事由とす る年金である給付及び移行 年金給付のうち遺族共済年 金に相当するもの（その受 給権者が六十五歳に達して いるものに限る。）を除く 。）</p>
<p>国家公務員共 済組合法第七 十四条第一項 第二号</p>	<p>国家公務員共 済組合法第七 十四条第一項 第二号</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>成十三年統合法」という。 ）附則第十六条第三項の規 定により厚生年金保険の管 掌者たる政府が支給するも のとされた年金である給付 （以下「移行年金給付」と いい、退職を給付事由とす る年金である給付及び移行 年金給付のうち遺族共済年 金に相当するもの（その受 給権者が六十五歳に達して いるものに限る。）を除く 。）</p>

<p>法第七十四条 第一項第三号 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項及び第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の二第三項、</p>	
	(略)
	(略)
<p>国家公務員共済組合法第七十四条第二項（同法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項及び第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の二第三項、第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の八第四項において読み替えて適</p>	
	(略)
	(略)

<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第百十四条の二</p>	<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第百十四条の二</p>	<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項</p>	<p>第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の八第四項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項ただし書</p>
<p>及び同法による年金で</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>及び同法による年金である</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>地方公務員等</p>	<p>国家公務員共済組合法第百十四条の二</p>	<p>国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項</p>	<p>用する場合を含む。)及び第四項ただし書</p>
<p>及び同法による年金で</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>及び同法による年金である</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>号</p>	<p>ある平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）をいう。以下同じ。）第七十六条第一項第一</p>	<p>ある給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）</p>	<p>給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付（以下「移行年金給付」といい、退職を給付事由とする年金である給付及び移行年金給付のうち遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）</p>
<p>共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第七十六条第一項第一号</p>	<p>ある給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）</p>	<p>給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）</p>	

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

前地共済法第 百二条第二項 一元化法改正 平成二十四年 効力を有する 第二項（なお 法第七十六条 改正前地共済 法第七十六条 四年一元化法 する平成二十 四年一元化法 なお効力を有 する平成二十	第一項第三号 法第七十六条 改正前地共済 四年一元化法 する平成二十 四年一元化法 なお効力を有 する平成二十	第一項第二号 法第七十六条 改正前地共済 四年一元化法 する平成二十 四年一元化法 なお効力を有 する平成二十
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
地方公務員等 共済組合法第 七十六条第二 項（同法第百 二条第二項、 第百三条第四 項及び第百四 条第二項並び に附則第十八 条の二第七項 、第二十條の	地方公務員等 共済組合法第 七十六条第一 項第三号	地方公務員等 共済組合法第 七十六条第一 項第二号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

、第百三条第
四項及び第百
四条第二項並
びに附則第十
八条の二第七
項、第二十条
の二第四項（
なお効力を有
する平成二十
四年一元化法
改正前地共済
法附則第二十
四条第二項に
おいて読み替
えて適用する
場合を含む。
以下同じ。）
、第二十条の
三第三項（な
お効力を有す
る平成二十四
年一元化法改
正前地共済法

二第四項（同
法附則第二十
四条第二項に
おいて読み替
えて適用する
場合を含む。
以下同じ。）
、第二十条の
三第三項（同
法附則第二十
四条第二項に
おいて読み替
えて適用する
場合を含む。
以下同じ。）
及び第六項（
同法附則第二
十四条第二項
において読み
替えて適用す
る場合を含む
。以下同じ。
）、第二十四

附則第二十四
条第二項にお
いて読み替え
て適用する場
合を含む。以
下同じ。）及
び第六項（な
お効力を有す
る平成二十四
年一元化法改
正前地共済法
附則第二十四
条第二項にお
いて読み替え
て適用する場
合を含む。以
下同じ。）
第二十四条第
二項、第二十
四条の二第八
項、第二十五
条の二第四項
（なお効力を

条第二項、第
二十四条の二
第八項、第二
十五条の二第
四項（同法附
則第二十四条
第二項におい
て読み替えて
適用する場合
を含む。以下
同じ。）
第二十五条の三
第四項（同法
附則第二十四
条第二項にお
いて読み替え
て適用する場
合を含む。以
下同じ。）及
び第七項（同
法附則第二十
四条第二項に
おいて読み替

有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。

（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第七項（なお効力を

えて適用する場合を含む。以下同じ。）第二十五條の四第四項（同法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第七項（同法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）並びに第二十六條第八項において読み替えて適用する場合を含む。

有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。

（第二十五條の四第四項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第七項（なお効力を

む。）及び第四項ただし書

<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条の二</p>	<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条の二</p>	<p>有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。並びに第二十六條第八項において読み替えて適用する場合を含む。及び第四項ただし書</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>地方公務員等</p>	<p>地方公務員等 共済組合法第八十条の二</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

する平成二十 四年一元化法 改正前地共済 法第四百四十 条の二十五の 二	なお効力を有 する平成二十 四年一元化法 改正前私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和
第七 地方公 他の法	第七 十四 条第 改正前 私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和 第四 十四 条第 改正前 私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和
第七十 地方公務 他の法律	第七十 十四 条第 改正前 私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和
共済組合法第 百四十四条の 二十五の二	私立学校教職 員共済法（昭 和二十八年法 律第二百四十 五号）第二十 五条
第七 地方公 他の法	第七 十四 条第 改正前 私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和
第七十 地方公務 他の法律	第七十 十四 条第 改正前 私学共 済法（平成二 十四年一元化 法附則第七十 九条の規定に よりなおその 効力を有する ものとされた 平成二十四年 一元化法第四 条の規定によ る改正前の私 立学校教職員 共済法（昭和

二十八年法律
第二百四十五
号)をいう。
以下同じ。)
第二十五条

である	給付で	遺族共	濟年金	に相当	するも	の(そ	の受給	権者が	六十五	歳に達	してい	るもの	に限る	。を	除く。	、私	立学校	教職員	共済法	による
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----

るもの(「正法」と	その受給	いう。)	権者が六	附則第十	十五歳に	六条第三	達してい	項の規定	るものに	により厚	限る。)	生年金保	険の実施	を除く。	、私立	者たる政	府が支給	学校教職	員共済法	するもの	による年	とされた	金である	年金たる	給付(以	給付
------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

共済組合
団体職員
農林漁業
制度及び
年金保険
又は厚生
いう。)

いて同	じ。)	による	年金で	ある給	付(退	職を給	付事由	とする	年金で	ある給	付を除	く。)	、私立	学校教	職員共	済法に	よる
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

(退職を	「正法」と	給付事由	いう。)	とする年	附則第十	金である	六条第三	給付を除	項の規定	く。)	、	私立学校	生年金保	険の管掌	教職員共	済法によ	者たる政	府が支給	る年金で	ある給付	するもの	とされた	年金たる	給付(以	給付
------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	---	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

共済組合
団体職員
農林漁業
制度及び
年金保険
又は厚生
いう。)

制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）

附則第十
六条第三
項の規定
により厚
生年金保
険の実施
者たる政

制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）

附則第十
六条第三
項の規定
により厚
生年金保
険の管掌
者たる政

<p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第四十七条の二</p>	<p>支給する年金である給付</p>	<p>支給する年金である給付（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という</p>	<p>(略)</p> <p>府が支給するものとされた年金である給付（以下「移行年金給付」という。）を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>私立学校教職員共済法第四十七条の二</p>	<p>支給する年金である給付</p>	<p>支給する年金である給付（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という</p>	<p>(略)</p> <p>府が支給するものとされた年金である給付（以下「移行年金給付」という。）を含む。以下この条において同じ。）</p>

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第十一 条第三項</p>	<p>(略) 年金たる給付をいう。 以下</p>	<p>(略) 年金たる給付をいい、厚生 年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統 合を図るための農林漁業団 体職員共済組合法等を廃止 する等の法律（平成十三年 法律第百一号。以下「平成 十三年統合法」という。） 附則第十六条第三項の規定 により厚生年金保険の実施 者たる政府が支給するもの とされた年金である給付の うち同条第四項に規定する 移行農林共済年金（以下「 移行農林共済年金」という 。）を含む。以下この項に おいて</p>	<p>(略) 。附則第十六条第三項の 規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給 付を含む。）</p>
--	----------------------------------	--	--

<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第十一 条第三項</p>	<p>(略) 年金たる給付（附則第 三十一条第一項</p>	<p>(略) 年金たる給付（厚生年金保 険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図 るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等 の法律（平成十三年法律第 百一号。以下「平成十三年 統合法」という。）附則第 十六条第三項の規定により 厚生年金保険の管掌者たる 政府が支給するものとされ た年金である給付のうち同 条第四項に規定する移行農 林共済年金（以下「移行農 林共済年金」という。）を 含み、附則第三十一条第一 項</p>	<p>(略) 。附則第十六条第三項の 規定により厚生年金保険の 管掌者たる政府が支給する ものとされた年金である給 付を含む。）</p>
--	---------------------------------------	--	--

<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第十一 条第五項から 第七項まで</p>	<p>年金たる給付</p>	<p>年金たる給付及び厚生年金 保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職 員共済組合法等を廃止する 等の法律（平成十三年法律 第百一号）附則第十六条第 三項の規定により厚生年金 保険の<u>実施者</u>たる政府が支 給するものとされたこれら の年金である給付</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第五十 六条第四項</p>	<p>年金たる給付を</p>	<p>平成二十四年改正前共 済各法による年金たる 給付</p>
<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第十一 条第五項から 第七項まで</p>	<p>年金たる給付</p>	<p>年金たる給付及び厚生年金 保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職 員共済組合法等を廃止する 等の法律（平成十三年法律 第百一号）附則第十六条第 三項の規定により厚生年金 保険の<u>管掌者</u>たる政府が支 給するものとされたこれら の年金である給付</p>
<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第五十 六条第四項</p>	<p>年金たる給付を</p>	<p>法律による年金たる給 付</p>
<p>昭和六十年国 民年金等改正 法附則第五十 六条第二項</p>	<p>年金たる給付及び厚生年金 保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職 員共済組合法等を廃止する 等の法律（平成十三年法律 第百一号）附則第十六条第</p>	<p>移行農林共済年金を含む。)</p>

<p>地方公務員等 共済組合法等</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公務員等 共済組合法等 の一部を改正 する法律(昭 和六十年法律 第五号)附 則第十一条第 二項第一号</p>	
<p>年金である給付を除く</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く</p>	
<p>、厚生年金保険制度及び農 年金である給付を除く。</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く。 、厚生年金保険制度及び農 林漁業団体職員共済組合制 度の統合を図るための農林 漁業団体職員共済組合法等 を廃止する等の法律(平成 十三年法律第一百号)附則 第十六条第三項の規定によ り厚生年金保険の実施者た る政府が支給するものとさ れた年金である給付のうち 同条第四項に規定する移行 農林共済年金(以下「移行 農林共済年金」といい、退 職を給付事由とする年金で ある給付を除く。)</p>	<p>三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支 給するものとされたこれら の年金である給付を</p>
<p>地方公務員等 共済組合法等</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公務員等 共済組合法等 の一部を改正 する法律(昭 和六十年法律 第五号)附 則第十一条第 二項第一号</p>	
<p>年金である給付を除く</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く</p>	
<p>、厚生年金保険制度及び農 年金である給付を除く。</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く。 、厚生年金保険制度及び農 林漁業団体職員共済組合制 度の統合を図るための農林 漁業団体職員共済組合法等 を廃止する等の法律(平成 十三年法律第一百号)附則 第十六条第三項の規定によ り厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとさ れた年金である給付のうち 同条第四項に規定する移行 農林共済年金(以下「移行 農林共済年金」といい、退 職を給付事由とする年金で ある給付を除く。)</p>	<p>三項の規定により厚生年金 保険の管掌者たる政府が支 給するものとされたこれら の年金である給付を</p>

<p>私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた国家公務員等共済組合法等の</p>	<p>(略)</p>	<p>の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）附則第十条第二項第一号</p>
<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（第十章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による年金である給付</p>	<p>(略)</p>	<p>林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。）</p>
<p>他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた</p>	<p>(略)</p>	<p>林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。）</p>
<p>私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた国家公務員等共済組合法等の</p>	<p>(略)</p>	<p>の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）附則第十条第二項第一号</p>
<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（第十章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による年金である給付</p>	<p>(略)</p>	<p>林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。）</p>
<p>他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた</p>	<p>(略)</p>	<p>林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。）</p>

<p>法附則第四条</p>	<p>平成六年改正</p>	<p>(略)</p>	<p>一部を改正する法律附則第十一号</p>
<p>組織された共済組合</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く。</p>	<p>年金たる給付(以下「移換給付」という。)を含む。</p>
<p>林共済組合(厚生年金保険)</p>	<p>組織された共済組合(旧農)</p>	<p>年金である給付を除く。 、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金(以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。)</p>	<p>年金たる給付(以下「移換給付」という。)を含む。 以下この項において同じ。</p>
<p>法附則第四条</p>	<p>平成六年改正</p>	<p>(略)</p>	<p>一部を改正する法律附則第十一号</p>
<p>組織された共済組合</p>	<p>(略)</p>	<p>年金である給付を除く。</p>	<p>年金たる給付(以下「移換給付」という。)を含む。</p>
<p>林共済組合(厚生年金保険)</p>	<p>組織された共済組合(旧農)</p>	<p>年金である給付を除く。 、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち同条第四項に規定する移行農林共済年金(以下「移行農林共済年金」といい、退職を給付事由とする年金である給付を除く。)</p>	<p>年金たる給付(以下「移換給付」という。)を含む。 以下この項において同じ。</p>

<p>第三項</p>	<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第二項</p>
<p>厚生年金保険法附則第 八条の規定による老齡 厚生年金（附則第十八 条、第十九条第一項か ら第五項まで、第二十 一条第一項から第五項ま で又は前条第一項から 第五項まで及び同法附 則第九条の規定により その額が計算されてい るものに限る。）の受 給権者</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律（平成十 三年法律第百一号。以下「 平成十三年統合法」という 。）附則第十六条第一項の 規定によりなおその効力を 有するものとされた廃止前 農林共済法（平成十三年統 合法附則第二条第一項第一 号に規定する廃止前農林共</p>
<p>制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の 法律（平成十三年法律第百 一号。以下「平成十三年統 合法」という。）附則第二 条第一項第七号に規定する 旧農林共済組合をいう。） を含む。）</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律（平成十 三年法律第百一号。以下「 平成十三年統合法」という 。）附則第十六条第一項の 規定によりなおその効力を 有するものとされた廃止前 農林共済法（平成十三年統 合法附則第二条第一項第一 号に規定する廃止前農林共</p>
<p>第三項</p>	<p>（新設）</p>
<p>制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の 法律（平成十三年法律第百 一号。以下「平成十三年統 合法」という。）附則第二 条第一項第七号に規定する 旧農林共済組合をいう。） を含む。）</p>	<p>（新設）</p>

濟法をいう。以下「廃止前農林共済法」という。）附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法附則第十二条の第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）若しくは廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による退職共済年金（以下この項、附則第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条において「移行退職共済年金」という。）又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（以下この項において「移行農林年金」という。）のうち退職年金若しくは減額退職年金（以下この項及び第三項において「移行退職共済年金等」という。）の受給権

<p>日（同法）</p>	<p>者（六十五歳未満であるものに限る。）</p>
<p>総報酬月額相当額（同法）</p>	<p>日（厚生年金保険法） 総報酬月額相当額（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）</p>
<p>法</p>	<p>第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法</p>
<p>老齢厚生年金の額 附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一</p>	<p>移行退職共済年金等の額 移行退職共済年金にあっては廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額を除いた額とし、移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金にあっては当該退職年金又は減額退</p>

項に規定する加給年金額を除く

職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「農林漁業団体等適用事業所」という。））に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を基礎として同令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並び

に同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法

<p>老齡厚生年金の全部</p>	<p>老齡厚生年金に</p>	<p>が同法</p>	
<p>移行退職共済年金等全部の支給を、移行農林年金</p>	<p>移行退職共済年金にあって</p>	<p>が厚生年金保険法</p>	<p>施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）とし、当該退職年金又は減額退職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。））、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額とする</p>

	<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第三項</p>	<p>のうち退職年金又は減額退職年金にあつては移行退職共済年金等の額に相当する部分</p>	
<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第三項</p>	<p>前二項 厚生年金保険法附則第八 条の規定による老齢 厚生年金 同法第三十六条第二項</p>	<p>第一項 移行退職共済年金等 廃止前農林共済法第二十三 条第二項</p>	<p>(新設)</p>
<p>平成六年改正 法附則第二十 一条第三項</p>	<p>厚生年金保険法附則第八 条の規定による老齢 厚生年金(前項各号の いずれかに該当するも の及び同法附則第十一 条の二第一項に規定す る障害者・長期加入者 の老齢厚生年金(その 受給権者が附則第二十 二条に該当する者であ るものに限る。)に限 る。)</p>	<p>移行退職共済年金</p>	<p>(新設)</p>
	<p>附則第二十一条及び第 二条に該当する者であ るものに限る。)</p>	<p>附則第二十一条</p>	

<p>二十二条</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該移行退職共済年金</p>
<p>厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号</p>	<p>廃止前農林共済法附則第九条第二項第二号</p>	
<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項又は同法附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四条第一項</p>	<p>廃止前農林共済法第三十八条第一項</p>	
<p>附則第二十一条（附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>附則第二十一条</p>	

<p>平成六年改正 法附則第二十 四条第五項</p>	<p>同法附則第九條の二第 二項第一号</p>	<p>廃止前農林共済法附則第九 条第二項第一号</p>	<p>(新設)</p>
<p>平成六年改正 法附則第二十 四条第六項</p>	<p>第三項に規定する同法 附則第九條の二第二項 第一号に規定する額並 びに前項</p>	<p>前項</p>	<p>(新設)</p>
<p>平成六年改正 法附則第二十 六条第一項</p>	<p>同条第二項第二号 前三項 厚生年金保険法附則第 八條の規定による老齡 厚生年金</p>	<p>前二項 移行退職共済年金</p>	<p>(新設)</p>
<p>厚生年金保険法附則第 八條の規定による老齡 厚生年金(附則第十八 條、第十九條第一項か ら第五項まで、第二十 條第一項から第五項ま で又は第二十條の二第 一項から第五項まで及 び同法附則第九條の規</p>	<p>同法第三十六條第二項</p>	<p>廃止前農林共済法第二十三 条第二項 移行退職共済年金</p>	<p>(新設)</p>

				平成六年改正 法附則第二十 六条第三項	
九条の二第二項第一号	厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	前二項 当該老齢厚生年金 第一項各号	第一項 当該移行退職共済年金 同項各号	第一項に規定する老齢 厚生年金の受給権者（ 昭和十六年四月二日以 後に生まれた者であつ て、	移行退職共済年金の受給権 者（
				定によりその額が計算 されているものに限る ）。 当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の 附則第十八条第三項、 第十九条第三項若しく は第五項、第二十条第 三項若しくは第五項又 は第二十条の二第三項 若しくは第五項におい て準用する厚生年金保 険法第四十四条第一項	
				当該移行退職共済年金 移行退職共済年金の 廃止前農林共済法第三十八 条第一項	
				(新設)	

(削る)	平成六年改正 法附則第二十 六条第八項	前各項	第一項、第三項及び第五項 から前項まで	移行退職共済年金
	厚生年金	第一項に規定する老齢 厚生年金	移行退職共済年金	
(削る)	平成六年改正 法附則第二十 六条第七項	厚生年金 厚生年金保険法第三十 六条第二項	廃止前農林共済法第二十 三条第二項	移行退職共済年金
	第一項から第四項まで	第一項、第三項		
(削る)	平成六年改正 法附則第二十 六条第五項各 号			第一項、第三項
	当該老齢厚生年金	移行退職共済年金		
(削る)	平成六年改正 法附則第二十 六条第五項	厚生年金	移行退職共済年金	
	第一項に規定する老齢 厚生年金			
(削る)	平成六年改正 法附則第二十 六条第五項	老齡厚生年金の全部	移行退職共済年金の全部	移行退職共済年金の額
	老齡厚生年金の額			
(新設)	平成六年改正 法附則第二十 七条第一項第 二号	退職共済年金	退職共済年金（平成十三年 統合法附則第十六条第三項 の規定により厚生年金保険 の管掌者たる政府が支給す るものとされた年金である	
(新設)				
(新設)				

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す

<p>2・3 (略)</p>	<p>4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により算定した額が加算された退職共済年金について、第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「加給年金額及び」とあるのは「加給年金額」、「と」、「という。」を除いた額」とあるのは「という。」及び平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）」とあるのは「<u>「繰下げ加算額及び経過的加算額を」とする。</u>」</p> <p>5 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（廃止前農林共済法附則第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）及び廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による移行退職共済年金（第二十三条の四及び第二十三条の十に</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>給付のうち退職共済年金を含む。）</p>	<p>（新設）</p>

において「廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等」という。）については、第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定にかかわらず、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（第二十三条の七において「第一号厚生年金被保険者」といい、農林漁業団体等に使用される者に限る。）である間は、支給を停止する。

第二十三条の二 移行退職共済年金については、廃止前農林共済法第三十

八条の二第一項、第三十八条の三第一項及び附則第十三条の三の規定は、適用しない。

2 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する経過措置）

第二十三条の三 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令

（新設）

（新設）

第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第三十条の規定を適用する。

2| 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、一元化法施行日（平成二十四年一元化法の施行の日をいう。以下同じ。）の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）であった者である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については、当該受給権者が一元化法施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、一元化法施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、一元化法施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

3| 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月一日以前に生まれた者に限る。）が、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の

組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である者に限る。）である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の同法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた同法第四十六条第一項の規定を適用する。

（廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用）

第二十三条の四 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員である者（以下「継続組合員等」という。）に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第三十八条の規定の例による。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する特例）

（新設）

第二十三条の五 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	厚生年金保険法による 老齢厚生年金	改正前国共済法の規定 による退職共済年金そ 他の退職
	厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律（平成十 三年法律第百一号）附則第 十六条第四項に規定する移 行農林共済年金のうち退職 共済年金又は同条第六項に 規定する移行農林年金のう ち退職年金、減額退職年金 若しくは通算退職年金（以 下この条において「移行退 職共済年金等」という。）	厚生年金保険法による老齢 厚生年金その他の老齢又は 退職

（新設）

<p>改正後厚生年金保険法 第四十六条第一項及び</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林 漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律の施行に 伴う移行農林共済年金等に 関する経過措置に関する政 令（平成十四年政令第二十 四号。以下この条において 「平成十四年経過措置政令 」という。）第二十三条第 一項の規定により読み替え られた厚生年金保険法第四 十六条第一項及び</p>	<p>においては、改正後厚生 年金保険法</p>
<p>老齢厚生年金の額（第 四十四条第一項に規定 する加給年金額及び第 四十四条の三第四項に 規定する加算額を除く</p>	<p>（及び」とあるのは（）及 び退職共済年金等の額の合 計額（当該」と、「同じ。 ）を</p>	<p>においては、平成十四年経過 措置政令第二十三条第一項 の規定により読み替えられ た厚生年金保険法</p>

<p>。以下この項において同じ</p>	<p>老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を</p>
<p>同じ。）と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第四十一条各号（第四号を除く。）に掲げる規定に規定する加給年金額並びに第四十四条の三第四項に規定する加算額及び同令第四十二条各号（第</p>	<p>び同令第四十二条各号（第</p>

	<p>改正する法律（平成二十五年法律第六十三号附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く</p> <p>控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>	<p>四号を除く。）に掲げる規定に規定する加算額を除く。）との合計額をいう。）を</p> <p>控除して得た額に当該移行退職共済年金等の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>
--	--	--

<p>第二項</p>	<p>読み替えられた改正後 厚生年金保険法</p>	<p>読み替えられた平成十四年 経過措置政令第二十三条第 一項の規定により読み替え られた厚生年金保険法 移行退職共済年金等</p>
<p>2 前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条 第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規 定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標 準報酬月額又は標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、厚生 年金保険法施行令第三条の六に定める額とする。</p>		
<p>3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七 条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（ 次条及び第二十三条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定 する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。</p>		
<p>一 厚生年金保険法による老齢厚生年金</p> <p>二 旧厚生年金保険法（昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定によ る改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金（旧 厚生年金保険法による加給年金額を除く。）又は通算老齢年金</p>		
<p>三 旧船員保険法（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改 正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）をいう。以下同じ。） による老齢年金（旧船員保険法による加給金の額を除く。）又は通 算老齢年金</p>		
<p>四 平成二十七年経過措置政令第四十条第一項各号（第八号及び第九号</p>		

を除く。)に掲げる年金たる給付

第二十三條の六 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)について、第二十三條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六條第一項の規定を適用する場合においては、前條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法の規定を適用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十九條の規定の例による。

(平成二十四年一元化法附則第十四條第二項の規定の適用範囲)

第二十三條の七 第二十三條の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第二項(前條において準用する場合を含む。)の規定は、第二十三條の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。)であつて一元化法施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの(第二十三條の十第二項において「継続第一号厚生年金被保険者」という。)又は厚生年金保険法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者(以下この條及び次條第一項に

(新設)

(新設)

において「七十歳以上の使用される者」といい、国家公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者、地方公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者及び私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等たる七十歳以上の使用される者を除き、一元化法施行日前から引き続き同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（第二十三条の九第二項において「継続第一号厚生年金被保険者等」という。）に限る。）である場合について適用するものとする。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項及び第三項の規定の適用の特例）

第二十三条の八 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者（一元化法施行日前から引き続き平成二十七年経過措置政令第四十条第二項第四号に規定する旧適用法人等適用事業所被保険者又は同項第九号に規定する農林漁業団体等適用事業所被保険者である者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（一元化法施行日前から引き続き平成二十七年経過措置政令第四十条第二項第五号に規定する七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者又は同項第十号に規定する七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者である者に限る。）であるものについて、第二十三条の五第一項の規定により読み替えら

（新設）

れた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第四十四条第一項の規定の例による。

2| 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定の例によるものとされる場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第四十四条第二項の規定の例による。

（移行退職共済年金等の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項等の規定の準用）

第二十三条の九 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者であつて、第二十三条の五第三項各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについて、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項

（新設）

の規定を準用する。

2 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限る。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

（廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等の受給権者であつて老齡厚生年金等の受給権者であるものに係る平成六年改正法の規定による移行退職共済年金等の支給停止に関する特例）

第二十三条の十 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

一 厚生年金保険法附則第八条又は第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金（当該老齡厚生年金について厚年在職支給停止規定（老齡厚生年金の受給権者が同法附則第十一条第一項に規定する被保険者等

（新設）

- である日が属する月において適用される同項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）
- 二 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法による加給年金額を除く。）又は通算老齢年金
 - 三 旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法による加給金の額を除く。）又は通算老齢年金
 - 四 平成二十七年経過措置政令第四十八条各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる年金たる給付
- 2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合における同条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。
- 3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。
- 4 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者であつて、第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）については、同項の規定を準用する。

<p>2 (略)</p> <p>第三十七条 厚生年金保険の実施者たる政府は、日本年金機構に、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る事務（平成十三年統合法附則第六十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事務及び当該給付の決定を除く。）を行わせるものとする。</p>	<p>(平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の政令で定める規定)</p> <p>第二十三条の十一 前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（前条第三項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第七条の五、第十一条第一項及び第五項、第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項、第十一条の六並びに第十三条の六（第三項を除く。）並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条とする。</p> <p>2 前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により計算した額とする。</p> <p>第四章 費用の負担に関する経過措置（第二十四条―第三十条）</p> <p>(日本年金機構への事務の委託)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第三十七条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、日本年金機構に、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る事務（平成十三年統合法附則第六十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事務及び当該給付の決定を除く。）を行わせるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>第四章 費用の負担に関する経過措置（第二十四条―第三十条）</p> <p>(日本年金機構への事務の委託)</p>

八 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）抄
 （平成二十七年十月一日施行）

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第三号被保険者の届出の特例に係る昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金の支給要件の特例等）</p> <p>第二十六条 六十五歳に達した日以後に平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間に算入された期間を有するに至った者の昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件については、平成六年経過措置政令第三条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び平成六年改正法附則第十一条第一項」とあるのは、「、平成六年改正法附則第十一条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第二十三条第一項」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失）</p>	<p>（第三号被保険者の届出の特例に係る昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金の支給要件の特例等）</p> <p>第二十六条 六十五歳に達した日以後に平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間に算入された期間を有するに至った者の昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件については、平成六年経過措置政令第三条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び平成六年改正法附則第十一条第一項」とあるのは、「、平成六年改正法附則第十一条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第二十三条第一項」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失）</p>

第二十七条 (略)

2 厚生労働大臣は、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項の規定により準用するものとされた平成六年経過措置政令第五条第一項各号(第一号、第三号及び第七号を除く。)に掲げる給付(同項第二号に掲げる給付にあつては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。)の支給状況につき国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等(以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。)及び当該給付に係る制度の管掌機関に対し、前項において準用する平成六年経過措置政令第五条第一項第二号に掲げる給付(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)に係る制度の加入状況につき実施機関たる共済組合等に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え)

第三十条 平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合にお

第二十七条 平成六年経過措置政令第五条第一項の規定は、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについて準用する。

2 厚生労働大臣は、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項の規定により準用するものとされた平成六年経過措置政令第五条第一項各号(第一号から第三号まで及び第七号を除く。)に掲げる給付の支給状況につき当該給付に係る制度の管掌機関に対し、同項第四号から第六号までに掲げる給付に係る制度の加入状況につき当該制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え)

第三十条 平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合にお

いては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十年改正法 附則第四十八条第 七項、第五十七条 及び第五十九条第 二項第一号	(略)	(略)	(略)	昭和六十年改正法 附則第七十八条の 二	(略)	(略)	昭和六十年改正法 附則第七十九条第 一號	(略)	平成六年改正法附 則第三十条第二項 から第四項まで	(略)	平成十四年経過措
係るものを含む	(略)	係るものを含む、離婚時みな し被保険者期間を除く	(略)	被保険者であつ た期間を	(略)	被保険者であつた期間（離婚 時みなし被保険者期間を含む 。以下この条において同じ。 ）を	含み	年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	(略)	被保険者期間
	(略)		(略)		(略)		含み、離婚時みなし被保険者 期間を除き	年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（離婚時みなし被 保険者期間を除く。）	年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（離婚時みなし被 保険者期間を除く。）	(略)	被保険者期間（厚生年金保険

いては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十年改正法 附則第四十八条第 七項、第五十七条 、第五十九条第二 項第一号及び第七 十九条第一号	(略)	(略)	(略)	昭和六十年改正法 附則第七十八条の 二	(略)	(略)	(新設)	平成六年改正法附 則第三十条第二項 及び第三項	(略)	平成十四年経過措	
みなされた期間 に係るものを含 む	(略)	みなされた期間に係るものを 含み、離婚時みなし被保険者 期間を除く	(略)	被保険者であつ た期間を	(略)	被保険者であつた期間（離婚 時みなし被保険者期間を含む 。以下この条において同じ。 ）を		年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	(略)	被保険者期間
	(略)		(略)		(略)			年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（離婚時みなし被 保険者期間を除く。）	年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（離婚時みなし被 保険者期間を除く。）	(略)	被保険者期間（厚生年金保険

(略)	(略)	(略)	<p>置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一條第一項の表第十三條第二項第一号の項、第二十二條第一項の表第六十二條第四項の項及び第二十三條第一項の表昭和六十年國民年金等改正法附則第十四條第一項第一号の項</p> <p>法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。</p>
-----	-----	-----	---

(旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置)

第三十一条 (略)

2 前項において準用する国民年金法第二十条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧国民年金法による年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇十二 (略)

(略)	(略)	(略)	<p>置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一條第一項の表第十四條第二項第一号の項、第二十二條第一項の表第六十二條第四項の項及び第二十三條第一項の表昭和六十年國民年金等改正法附則第十四條第一項第一号の項</p> <p>法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を除く。</p>
-----	-----	-----	---

(旧国民年金法による年金給付の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置)

第三十一条 (略)

2 前項において準用する国民年金法第二十条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧国民年金法による年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇十二 (略)

十三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の九第二項（同項第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）に限る。）

十四 地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の六第二項（同項第一号に係る部分に限る。）

十五〜二十（略）

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）

第三十二條 厚生年金保険法第三十八條の二（同條第四項を除く。）の規定は、当分の間、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付（次項において「旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等」という。）について準用する。

2 前項において準用する厚生年金保険法第三十八條の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

十三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の九第二項（同項第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）に限る。）及び第十一條の七の四（同條第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七條において準用する場合を含む。）に限る。）

十四 地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の六第二項（同項第一号に係る部分に限る。）及び第二十五條の六（同條第一号に係る部分に限る。）

十五〜二十（略）

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）

第三十二條 厚生年金保険法第三十八條の二（同條第四項を除く。）の規定は、当分の間、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付（次項において「旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等」という。）について準用する。

2 前項において準用する厚生年金保険法第三十八條の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている旧厚生年金保険法による年金たる保険給付等は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇十一 (略)

十二 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第二号及び第三号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）に限る。）

十三 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第二項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）

十四〇十六 (略)

（移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）

第三十三条 (略)

2 前項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている移行年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇九 (略)

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第七号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）に限る。）

一〇十一 (略)

十二 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第二号及び第三号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）に限る。）及び第十一条の七の四（同条第二号及び第三号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）

十三 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第二項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二十五条の六（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）

十四〇十六 (略)

（移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の申出による支給停止に関する経過措置）

第三十三条 (略)

2 前項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項又は第二項の規定により支給を停止されている移行年金給付は、次に掲げる法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

一〇九 (略)

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第七号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）に限る。）及び第十一条の七の四（同条第七号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）

十一 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第二項（同項第七号に係る部分に限る。）

十二〜十四 （略）

（老齢厚生年金の支給の繰下げの特例）

第三十四条 厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は国民年金法」とあるのは、「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）又は国民年金法」とする。

2 （略）

（平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三十九条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

十一 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第二項（同項第七号に係る部分に限る。）及び第二十五条の六（同条第七号に係る部分に限る。）

十二〜十四 （略）

（老齢厚生年金の支給の繰下げの特例）

第三十四条 厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「国民年金法による年金たる給付」とあるのは、「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）国民年金法による年金たる給付」とする。

2 （略）

（平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三十九条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

昭和六十年改正法 附則第十二条第一 項第四号	含み	含み、被扶養配偶者みなし被 保険者期間を除き
(略) 平成六年改正法附 則第三十条第二項 から第四項まで	(略) 年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	(略) 年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（被扶養配偶者み なし被保険者期間を除く。）
(略) 平成十四年経過措 置政令第十六条の 表第十九条第一項 の項、第二十一条 第一項の表第十三 条第二項第一号の 項、第二十二條第 一項の表第六十二 条第四項の項及び 第二十三条第一項 の表昭和六十年国 民年金等改正法附 則第十四条第一項 第一号の項	(略) 被保険者期間	(略) 被保険者期間（厚生年金保険 法第七十八条の十五に規定す る被扶養配偶者みなし被保険 者期間を除く。）

昭和六十年改正法 附則第十二条第一 項第四号	含み。	含み、被扶養配偶者みなし被 保険者期間を除く。
(略) 平成六年改正法附 則第三十条第二項 及び第三項	(略) 年金額の計算の 基礎となる被保 険者期間	(略) 年金額の計算の基礎となる被 保険者期間（被扶養配偶者み なし被保険者期間を除く。）
(略) 平成十四年経過措 置政令第十六条の 表第十九条第一項 の項、第二十一条 第一項の表第十四 条第二項第一号の 項、第二十二條第 一項の表第六十二 条第四項の項及び 第二十三条第一項 の表昭和六十年国 民年金等改正法附 則第十四条第一項 第一号の項	(略) 被保険者期間	(略) 被保険者期間（厚生年金保険 法第七十八条の十五に規定す る被扶養配偶者みなし被保険 者期間を除く。）

2

(略)

2

(略)

九 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）抄（平成二
十七年十月一日施行）

（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 厚生年金保険法の特例に関する事項</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 保険給付等に関する事項</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項（第六十七条―第七 十九条の二）</p> <p>第三款 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事 項（第七十九条の三―第七十九条の五）</p> <p>第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項（第 八十条―第九十三条）</p> <p>第八章 雑則（第九十四条―第九十八条）</p> <p>第九章 経過的特例に関する事項</p> <p>第一節～第四節（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 厚生年金保険法の特例に関する事項</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 保険給付等に関する事項</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項（第六十七条―第七 十九条）</p> <p>第三款 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項（第 八十条―第八十八条）</p> <p>第八節 被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項（第 九十一条―第九十三条）</p> <p>第九章 雑則（第九十四条―第九十八条）</p> <p>第十章 経過的特例に関する事項</p> <p>第一節～第四節（略）</p>

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一〇八 (略)

八の二 平成二十四年一元化法改正前国共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)をいう。

八の三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。

八の四 平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。

八の五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。

八の六 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八の七 例による平成二十四年一元化法改正前国共済法 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。

八の八 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法 平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

九 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

十 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

十一 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十二（十九）（略）

十九の二 平成二十七年経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政

（新設）

（新設）

九 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。

十 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。

十一 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。

十二（十九）（略）

（新設）

令第三百四十三号)をいう。

二十 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）をいう。

二十一 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項の規定により国民年金の保険料免除期間とみなされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）をいう。

二十一の二 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

二十一の三 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

二十一の四 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

二十一の五 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

二十一の六 第一号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の七 第二号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の八 第三号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五

二十 保険料納付済期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）をいう。

二十一 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項の規定により国民年金の保険料免除期間とみなされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の九 第四号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の十 各号の厚生年金被保険者期間 第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間をいう。

二十二～二十六 (略)

二十七 老齡基礎年金の振替加算等 法第十条第二項に規定する老齡基礎年金の振替加算等をいう。

二十八 傷病、初診日又は障害認定日 それぞれ法第十一条第一項に規定する傷病、初診日又は障害認定日をいう。

(削る)

二十九・三十 (略)

三十一 老齡給付の配偶者加給 次のイからリまでに掲げる規定により、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算し、又は加給する額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。)をいう。

イ 厚生年金保険法第四十四条第一項 老齡厚生年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項 旧厚生年金保険法による老齡年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定により

(新設)

(新設)

二十二～二十六 (略)

二十七 老齡基礎年金の振替加算等 法第十一条第二項に規定する老齡基礎年金の振替加算等をいう。

二十八 傷病、初診日又は障害認定日 それぞれ法第十二条第一項に規定する傷病、初診日又は障害認定日をいう。

二十九 被用者年金被保険者等 法第十四条第二項第一号に規定する被用者年金被保険者等をいう。

三十・三十一 (略)

(新設)

なおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項
旧船員保険法による老齢年金

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八
条第一項 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年
一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年
金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条
第一項 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一
元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金
である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十
五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済
法第七十八条第一項 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（
平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法
による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ト 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の
規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額と
して算定されることとなる額が同法第四十四条第一項の規定により
同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三
十六条第四項第五号及び第六号において「老齢厚生年金加給対象者
」という。）について適用される場合に限る。） 平成二十四年一
元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

チ 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（老齢厚生年金加給

対象者について適用される場合に限る。） 同項の規定による退職共済年金

リ 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第

二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。

）第三十八条第一項 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第

十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」という。）のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第一号に

規定する退職共済年金をいう。以下同じ。）

三十二 障害給付の配偶者加給 次のイからリまでに掲げる規定により

、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

イ 厚生年金保険法第五十条の二第一項 障害厚生年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定により

なおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十条第一

項 旧厚生年金保険法による障害年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定により

なおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二第

一項 旧船員保険法による障害年金

ニ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三

条第一項 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済

年金

三十二 老齢給付の配偶者加給 厚生年金保険法第四十四条第一項、昭

和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項、国家公

務員共済組合法第七十八条第一項、地方公務員等共済組合法第八十条

第一項、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務

員共済組合法第七十八条第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済

法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林

共済法をいう。以下同じ。）第三十八条第一項の規定により老齢厚生

年金、旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年

金、共済年金各法による退職共済年金又は移行退職共済年金（平成十

三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ト 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額が同法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三十六条第四項第十二号及び第十三号において「障害厚生年金加給対象者」という。）について適用される場合に限る。） 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

チ 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。） 同項の規定による障害共済年金

リ 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項 移行障害共済年金（移行農林共済年金のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）

（削る）

「移行農林共済年金」という。）のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第一号に規定する退職共済年金をいう。以下同じ。）の受給権者の配偶者について加算又は加給する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

三十三 障害給付の配偶者加給 厚生年金保険法第五十条の二第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなお

三十三 旧適用法人共済組合員期間 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。

三十四 旧適用法人被保険者期間 平成九年経過措置政令第十二条に規定する旧適用法人被保険者期間をいう。

三十五 旧農林共済組合 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。

（削る）

その効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項、国家公務員共済組合法第八十三条第一項、地方公務員等共済組合法第八十八条第一項、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十三条第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により障害厚生年金、旧厚生年金保険法による障害年金、旧船員保険法による障害年金、共済年金各法による障害共済年金又は移行障害共済年金（移行農林共済年金のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

三十四 私立学校教職員共済法による加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間をいう¹。

三十五 旧適用法人共済組合員期間 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。

三十六 旧適用法人被保険者期間 平成九年経過措置政令第十二条に規定する旧適用法人被保険者期間をいう。

三十七 旧農林共済組合 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。

三十六 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。

三十七 旧農林共済被保険者期間 平成十四年経過措置政令第五条に規定する旧農林共済被保険者期間をいう。

三十八 旧国家公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。

三十九 旧地方公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。

三十九の二 旧私立学校教職員共済加入者期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

三十九の三 旧国家公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十号に規定する旧国家公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の四 旧地方公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十一号に規定する旧地方公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の五 旧私立学校教職員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十二号に規定する旧私立学校教職員共済被保険者期間をいう。

四十〜五十五 (略)

(法第九条の二に規定する相手国期間のうち政令で定めるもの)

第二十一条 法第九条の二に規定する相手国期間のうち政令で定めるもの

三十八 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。

三十九 旧農林共済被保険者期間 平成十四年経過措置政令第五条に規定する旧農林共済被保険者期間をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四十〜五十五 (略)

(法第十条に規定する相手国期間のうち政令で定めるもの)

第二十一条 法第十条に規定する相手国期間のうち政令で定めるものは、

は、昭和十五年六月（次に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされたものを含み、同条第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを除く。）又は保険料免除期間（国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないとされた保険料に係るものを含む。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）とする。

一〇十（略）

2 法第九條の二の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた相手国期間のうち、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間について国民年金の被保険者期間を計算する場合には、当該特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間に、昭和六十一年三月以前の期間にあっては三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間にあっては五分の六を乗じて得た期間をもつて国民年金の被保険者期間とする。

（法第十條第一項に規定する政令で定める規定等）

第二十二條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第十條第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定め

昭和十五年六月（次に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされたものを含み、同条第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを除く。）又は保険料免除期間（国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないとされた保険料に係るものを含む。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）とする。

一〇十（略）

2 法第十條の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた相手国期間のうち、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間について国民年金の被保険者期間を計算する場合には、当該特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間に、昭和六十一年三月以前の期間にあっては三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間にあっては五分の六を乗じて得た期間をもつて国民年金の被保険者期間とする。

（法第十一條第一項に規定する政令で定める規定等）

第二十二條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第十一條第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定

る相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する老齡基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（同表の二の項の第二欄に掲げる第四号厚生年金被保険者期間及び同表の六の項の第二欄に掲げる期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間及び同表の一の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象期間又は第一号厚生年金被保険者期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 国民年金法附則第九条 第一項又は昭和六十年 国民年金等改正法附則 第十二条第一項第一号 （昭和六十年国民年金 等改正法附則第十五条 第一項第二号又は第十 八条第一項第二号にお いて適用する場合を含 む。）、第十五条第一 項第一号若しくは第十	合算対象期間	昭和十五年六月（第二十 一条第一項各号に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあつては、昭和十七年 六月とする。以下この表 において同じ。）以後の 相手国期間（ドイツ協定 に係る場合にあつては、 ドイツ保険料納付期間と する。以下この表にお いて同じ。）

める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する老齡基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（同表の二の項の第二欄に掲げる私立学校教職員共済法による加入者期間及び同表の六の項の第二欄に掲げる期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間及び同表の一の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象期間又は厚生年金被保険の被保険者期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 国民年金法附則第九条 第一項又は昭和六十年 国民年金等改正法附則 第十二条第一項第一号 （昭和六十年国民年金 等改正法附則第十五条 第一項第二号又は第十 八条第一項第二号にお いて適用する場合を含 む。）、第十五条第一 項第一号若しくは第十	合算対象期間	昭和十五年六月（第二十 一条第一項各号に掲げる 社会保障協定に係る場合 にあつては、昭和十七年 六月とする。以下この表 において同じ。）以後の 相手国期間（ドイツ協定 に係る場合にあつては、 ドイツ保険料納付期間と する。以下この表にお いて同じ。）

九	八	七	六・五	
昭和六十年国民年金等	(略)	昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項第八号(平成二十 四年一元化法附則第三 十五条第四項に規定す る者に係る部分に限る ものとし、昭和六十年 国民年金等改正法附則 第十五条第一項第二号 又は第十八条第一項第 二号において適用する 場合を含む。)	(略)	年国民年金等改正法附 則第十五条第一項第二 号又は第十八条第一項 第二号において適用す る場合を含む。)
四十歳に達した		四十歳に達した 日の属する月以 後の国家公務員 共済組合の組合 員期間		月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間(第一号 厚生年金被保険 者期間に係るも のに限る。)
昭和三十七年十二月以後		昭和三十四年一月以後の 相手国期間(四十歳に達 した日の属する月以後の 期間に限る。)		に達した月以後の期間に 限る。)

九	八	七	六・五	
昭和六十年国民年金等	(略)	昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項第八号(国家公務 員共済組合法附則第十 三条の五に規定する者 に係る部分に限るもの とし、昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。)	(略)	年国民年金等改正法附 則第十五条第一項第二 号又は第十八条第一項 第二号において適用す る場合を含む。)
四十歳に達した		四十歳に達した 日の属する月以 後の国家公務員 共済組合の組合 員期間		月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間
昭和三十七年十二月以後		昭和三十四年一月以後の 相手国期間(四十歳に達 した日の属する月以後の 期間に限る。)		に達した月以後の期間に 限る。)

一 国民年金法附則第九條	第一欄	第二欄	第三欄
	合算対象期間		
	昭和十七年六月以後の相		

2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第十条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合には、次の表の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合には、それぞれ同表の第一欄に掲げる規定を適用する。)

十 (略)	改正法附則第十二條第一項第十二号(平成二十四年一元化法附則第五十九條第五項に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項第二号又は第十八條第一項第二号において適用する場合を含む。)	日の属する月以後の地方公務員達した日の属する月以後の期間に限る。	の相手国期間(四十歳に
-------	--	----------------------------------	-------------

一 国民年金法附則第九條	第一欄	第二欄	第三欄
	合算対象期間		
	昭和十七年六月以後の相		

2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合には、次の表の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合には、それぞれ同表の第一欄に掲げる規定を適用する。)

十 (略)	改正法附則第十二條第一項第十二号(地方公務員等共済組合法附則第二十八條の九に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項第二号又は第十八條第一項第二号において適用する場合を含む。)	日の属する月以後の地方公務員達した日の属する月以後の期間に限る。	の相手国期間(四十歳に
-------	--	----------------------------------	-------------

<p>二 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る</p>	<p>第一項（同法第三十七 条（第四号に限る。） の規定の適用に係る部 分を除く。）又は昭和 六十年国民年金等改正 法附則第十二条第一項 （国民年金法第三十七 条（第四号に限る。） の規定の適用に係る部 分を除き、同項第一号 （昭和六十年国民年金 等改正法附則第十五条 第一項第二号又は第十 八条第一項第二号にお いて適用する場合を含 む。）に係る部分に限 る。）第十五条第一 項第一号若しくは第十 八条第一項第一号</p>	<p>第一号厚生年金 被保険者期間 第二号厚生年金 被保険者期間</p>		<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間</p>	<p>手国期間</p>
<p>二 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る</p>	<p>第一項（同法第三十七 条（第四号に限る。） の規定の適用に係る部 分を除く。）又は昭和 六十年国民年金等改正 法附則第十二条第一項 （国民年金法第三十七 条（第四号に限る。） の規定の適用に係る部 分を除き、同項第一号 （昭和六十年国民年金 等改正法附則第十五条 第一項第二号又は第十 八条第一項第二号にお いて適用する場合を含 む。）に係る部分に限 る。）第十五条第一 項第一号若しくは第十 八条第一項第一号</p>	<p>厚生年金保険の 被保険者期間 国家公務員共済 組合の組合員期</p>		<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間</p>	<p>手国期間</p>

四	昭和六十年国民年金等に 限る。）に係る部分 を含む。）に係る部分 を含む。）に係る部分 に限る。）	。の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 二号（昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。）に係る部分 に限る。）
四十歳（女子に	被保険者期間	第三号厚生年金 被保険者期間 第四号厚生年金 被保険者期間
昭和十七年六月以後の相	昭和十七年六月以後の相 手国期間	昭和三十七年十二月以後 の相手国期間 昭和二十九年一月以後の 相手国期間
四	昭和六十年国民年金等に 限る。）に係る部分 を含む。）に係る部分 を含む。）に係る部分 に限る。）	。の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 二号（昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。）に係る部分 に限る。）
四十歳（女子に	被保険者期間	地方公務員共済 組合の組合員期 間 私立学校教職員 共済法による加 入者期間
昭和十七年六月以後の相	昭和十七年六月以後の相 手国期間	昭和三十七年十二月以後 の相手国期間 昭和二十九年一月以後の 相手国期間

<p>五 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る 。）の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 八号（平成二十四年一 元化法附則第三十五条 第四項に規定する者に 係る部分に限るものと し、昭和六十年国民年</p>	<p>改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る 。）の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 四号（昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。）に係る部分 に限る。）</p>
<p>四十歳に達した 日の属する月以 後の国家公務員 共済組合の組合 員期間</p>	<p>ついでには、三十 五歳）に達した 月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間（第一号 厚生年金被保険 者期間に係るも のに限る。）</p>
<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間（四十歳に達 した日の属する月以後の 期間に限る。）</p>	<p>手国期間（四十歳（女子 については、三十五歳） に達した月以後の期間に 限る。）</p>
<p>五 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る 。）の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 八号（国家公務員共済 組合法附則第十三条の 五に規定する者に係る 部分に限るものとし、 昭和六十年国民年金等</p>	<p>改正法附則第十二条第 一項（国民年金法第三 十七条（第四号に限る 。）の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 四号（昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。）に係る部分 に限る。）</p>
<p>四十歳に達した 日の属する月以 後の国家公務員 共済組合の組合 員期間</p>	<p>ついでには、三十 五歳）に達した 月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間</p>
<p>昭和三十四年一月以後の 相手国期間（四十歳に達 した日の属する月以後の 期間に限る。）</p>	<p>手国期間（四十歳（女子 については、三十五歳） に達した月以後の期間に 限る。）</p>

<p>金等改正法附則第十五 条第一項第二号又は第 十八条第一項第二号に おいて適用する場合を 含む。)に係る部分に 限る。)</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項(国民年金法第三 十七条(第四号に限る)の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 十二号(平成二十四年 一元化法附則第五十九 条第五項に規定する者 に係る部分に限るもの とし、昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。)に係る部分</p>
		<p>四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間</p>
		<p>昭和三十七年十二月以後 の相手国期間(四十歳に 達した日の属する月以後 の期間に限る。)</p>
<p>改正法附則第十五条第 一項第二号又は第十八 条第一項第二号におい て適用する場合を含む)に係る部分に限る)</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第 一項(国民年金法第三 十七条(第四号に限る)の規定の適用に係 る部分を除き、同項第 十二号(地方公務員等 共済組合法附則第二十 八条の九に規定する者 に係る部分に限るもの とし、昭和六十年国民 年金等改正法附則第十 五条第一項第二号又は 第十八条第一項第二号 において適用する場合 を含む。)に係る部分</p>
		<p>四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間</p>
		<p>昭和三十七年十二月以後 の相手国期間(四十歳に 達した日の属する月以後 の期間に限る。)</p>

八 (略)	に限る。)
----------	-------

(法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間)

第二十三条 法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後(当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後、同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後)におけるもの(第二十四条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。を除く。)(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除くものと

八 (略)	に限る。)
----------	-------

(法第十一条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間)

第二十三条 法第十一条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に依り、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間(それぞれ同表の第一欄に規定する期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除くものとし、同表の一の項から三の項までの第一欄に掲げる場合における特定相手国船員期間又は同表の一の項の第一欄に掲げる場合における特定相手国坑内員期間については、昭和六十年三月以前に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)とする。

第一欄	第二欄
一 老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間と合算する場合	昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後(当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行

し、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

<p>二 国家公務員共済組合法による退職共済年金の額の計算の基礎となる国家公務員共済組合の組合員期間と合算する場合</p>	<p>わられたものである場合にあつては同項に規定する被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項若しくは第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同法附則第七条の三第五項若しくは第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後又は同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後）におけるもの（次条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。）を除く。）</p> <p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が国家公務員共済組合法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、同法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項の</p>
---	---

	<p>規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が同法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後)におけるものを除く。) 昭和三十七年十二月以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後(当該退職共済年金が地方公務員等共済組合法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、同法附則第十八条の二第六項若しくは第二十四条の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第十八条の二第六項若しくは第二十四条の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は同条第六項の規定によりその額の改定が行われたもので</p>
<p>三 地方公務員等共済組合法による退職共済年金の額の計算の基礎となる地方公務員共済組合の組合員期間と合算する場合</p>	

	<p>ある場合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）</p>
<p>四 私立学校教職員 共済法による退 職共済年金の額 の計算の基礎と なる私立学校教 職員共済法によ る加入者期間と 合算する場合</p>	<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第六項</p>

(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る法第十条第二項の規定の適用の特例)

第二十三條の二 法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者であつて二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者(法第三十五條に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。以下同じ。)であるものについて、同項の規定を適用する場合においては、同項中「その額」とあるのは「その額の計算の基礎となる附則第八條第二項各号のいずれか」と、「をいう。」であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金の額」とあるのは「をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号)第二十三條に規定するものに限る。」の月数と附則第八條第二項各号」と、「月数とを」とあるのは「月数を合算した月数とを」とする。

(法第十条第三項に規定する政令で定める相手国期間)

第二十四條 法第十条第三項に規定する政令で定める相手国期間は、次の

の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後(におけるものを除く。)

(新設)

(法第十一条第三項に規定する政令で定める相手国期間)

第二十四條 法第十一条第三項に規定する政令で定める相手国期間は、次の

表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

二 (略)	第一欄	一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に算入する場合
	第二欄	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）

（法第十一条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第二十四条の二 法第十一条第一項に規定する政令で定める社会保障協定

の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

二 (略)	第一欄	一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合
	第二欄	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）

（法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第二十四条の二 法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定

は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する政令で定める相手国期間)

第二十五条 法第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、保険料納付済期間又は保険料免除期間(国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを含む。)の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)とする。

(法第十一条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)

第二十六条 法第十一条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

(表略)

(法第十一条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第二十七条 法第十一条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる

は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する政令で定める相手国期間)

第二十五条 法第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、保険料納付済期間又は保険料免除期間(国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを含む。)の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)とする。

(法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)

第二十六条 法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

(表略)

(法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第二十七条 法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる

給付は、障害基礎年金（国民年金法第三十条の四の規定によるものを除く。）とする。

（法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第二十七条の二 法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、オーストラリア協定とする。

（法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等）

第二十八条 法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

（表略）

（法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付）

第二十九条 法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、遺族基礎年金とする。

第二款 給付等の額の計算等に関する事項

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置）

第三十条 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の配偶者が

給付は、障害基礎年金（国民年金法第三十条の四の規定によるものを除く。）とする。

（法第十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第二十七条の二 法第十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、オーストラリア協定とする。

（法第十三条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等）

第二十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

（表略）

（法第十三条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付）

第二十九条 法第十三条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、遺族基礎年金とする。

第二款 給付等の額の計算等に関する事項

（新設）

法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、法第十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。））、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た厚生年金保険の被保険者期間とする。）の月数を、二百四十で除して得た率とする。

（法第十三条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等）

第三十一条 法第十三条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び同号に規定する政令で定める老齢厚生年金の受給資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号の規定	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生	昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それ

（法第十四条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等）

第三十条 法第十四条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び同号に規定する政令で定める老齢厚生年金の受給資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号の規定	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それ

三 ・ 二 (略)	を適用する場合	年金被保険者期間に係るものに限る。)	それぞれ同表の下欄に掲げる期間

(削る)

三 ・ 二 (略)	を適用する場合	それぞれ同表の下欄に掲げる期間

(退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第三十一条 昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金のうち、次の表の第一欄に掲げるもの(法の規定により支給するものに限る。)の受給権者の配偶者は、法第十四条第一項第一号に掲げる者とみなす。この場合において、当該配偶者に支給する老齢基礎年金の振替加算等に係る期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同欄に掲げる退職共済年金の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間の月数を、同表の第三欄に掲げる期間の月数で除して得た率とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 国共済施行法第八条第一号(国共済施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。	当該退職共済年金の受給権者の国共済施行法第八条第一号に規定する施行日前の在職年の年数と同号に規定する施行日以後の新法第	国共済施行法第八条第一号から八条第一号に

<p>）の規定により読み替 えられた国家公務員共 済組合法による退職共 済年金</p>	<p>二 国共済施行法第九条（ 国共済施行法第二十二 条第一項、第二十三 条第一項及び第四十八 条第一項において準用す る場合を含む。）の規 定により読み替えられ た国家公務員共済組 法による退職共済年金</p>	<p>三 地共済施行法第八条第 一項の規定の適用を受 けることにより支給さ れる地方公務員等共済 組合法による退職共済 年金</p>
<p>三十八条第一項に規定 する組合員期間の年月 数とを合算した年月数 を月数に換算して得た 月数</p>	<p>当該退職共済年金の受 給権者の国共済施行法 第九条各号に掲げる期 間を合算した月数と同 条に規定する新法第三 十八条第一項に規定す る組合員期間の月数と を合算した月数</p>	<p>当該退職共済年金の受 給権者の地共済施行法 第八条第一項に規定す る施行日直前の条例在 職年の年月数と同項に 規定する施行日以後の 組合員期間の年月数と を合算した年月数を月 数に換算して得た月数</p>
<p>十二を乗じて得 た月数</p>	<p>二百四十</p>	<p>地共済施行法第 八条第一項の表 の中欄に掲げる 者の区分に応じ 、それぞれ同表 の下欄に掲げる 年数に十二を乗 じて得た月数</p>

四	五	六
<p>地共済施行法第八条第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>地共済施行法第十条第一項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>地共済施行法第十条第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受</p>
<p>当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第八条第二項に規定する施行日前の条例在職年の年月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数を月数に換算して得た月数</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第十条第一項各号に掲げる期間を合算した月数と同項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地方公務員共済組合の組合員期間の月数に地共済施行法第十条第二項の規定によ</p>
<p>地共済施行法第八条第二項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数</p>	<p>二百四十</p>	<p>二百四十</p>

<p>八 私立学校教職員共済組 合法等の一部を改正す る法律（昭和三十六年 法律第四百十号）附則 第十項（同法附則第十</p>	<p>七 地共済施行法第十条第 三項（地共済施行法第 三十六条第一項におい て準用する場合を含む 。）の規定の適用を受 けることにより支給さ れる地方公務員等共済 組合法による退職共済 年金</p>	<p>けることにより支給さ れる地方公務員等共済 組合法による退職共済 年金</p>
<p>当該退職共済年金の受 給権者の私立学校教職 員共済法による加入者 期間の月数</p>	<p>りその者が同項に規定 する特定事務従事者で あつた期間の月数から 十二を控除した月数を 算入することとした場 合のその算入後の月数</p>	<p>りその者が同項に規定 する特定事務従事者で あつた期間の月数から 十二を控除した月数を 算入することとした場 合のその算入後の月数</p>
<p>百八十</p>	<p>二百四十</p>	<p>二百四十</p>

(法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定)

第三十二条 法第十三条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(法第十三条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間等)

第三十三条 法第十三条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間は、同条第一項第三号に規定する特例による障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日(同条第二項第三号イ(2)に規定する障害認定日をいう。)の属する月までの次に掲げる期間とし、同条第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から当該障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

八項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金	
--	--

(法第十四条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定)

第三十二条 法第十四条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(法第十四条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間等)

第三十三条 法第十四条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、同条第一項第三号に規定する特例による障害給付の支給事由となった障害に係る障害認定日(同条第二項第三号イ(2)に規定する障害認定日をいう。)の属する月までの次に掲げる期間とし、同条第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から当該障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

一 第一号厚生年金被保険者期間（当該第一号厚生年金被保険者期間につき厚生年金保険若しくは船員保険の保険料又は旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき、旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するとき、及び旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当するときを除く。）における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間を除く。第三百三条第三項、第六六条第三項第二号、第一百十條第三項第二号、第一百十六條（同条の表を除く。）、第一百七七條第一項及び第三項、第二百二十條第一項及び第三項第一号、第二百五條第一項並びに第三百十條第一項において同じ。）

二 第二号厚生年金被保険者期間

三 第三号厚生年金被保険者期間

四 第四号厚生年金被保険者期間

（法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定）

第三十四条 法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 一〇（略）

（法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間）

第三十五条 法第十三条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、前条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に

一 厚生年金保険の被保険者期間（当該厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険若しくは船員保険の保険料又は旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき、旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するとき、及び旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当するときを除く。）における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間を除く。第三百三条第三項、第六六条第三項第二号、第一百十條第三項第二号、第一百十六條（同条の表を除く。）、第一百七七條第一項及び第三項、第二百二十條第一項及び第三項第一号、第二百五條第一項並びに第三百十條第一項において同じ。）

二 国家公務員共済組合の組合員期間

三 地方公務員共済組合の組合員期間

四 私立学校教職員共済法による加入者期間

（法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定）

第三十四条 法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 一〇（略）

（法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間）

第三十五条 法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、前条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に

係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から同項第三号イ(2)に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十四条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等）

（削る）

第三十六条 法第十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 次に掲げる年金たる給付

イ 老齢厚生年金（第二十三条に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合にあつては、その者の二以上の被保険者の種別（法第三十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この条において同じ。）とを合

係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から同項第三号イ(2)に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十五条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等）

第三十六条 法第十五条の規定は、法の規定により支給する退職を支給事由とする年金たる給付に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整について準用する。

2 法第十五条（前項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金（第二十三条の表の一の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるもの又は同表の二の項から四の項までの第二欄に規定する相手国期間の月数と当該共済年金各法による退職共済年金の年金額の算定の基礎となる組合員期間若しくは加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）又は移行退職共済年金（昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条

算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

ロ 次に掲げる退職共済年金

(1) 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令(平成二十七年政令第三百四十二号)第九条の規定による改正前のこの政令(以下「平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令」という。))第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

(2) 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

(3) 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表四の項の第二欄に規定する相手国期間の月

第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後)におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)

数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ハ 次に掲げる平成二十四年一元化法による退職共済年金

- (1) 平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の当該国共済組員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

- (2) 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、そ

- の者の当該地共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数)とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)
- 二 移行退職共済年金(昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間(当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後(当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後)におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。)
- 一 (略)
- 三 次に掲げる昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金
- イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(次に掲げる規定(これらの規定を国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。))により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)
- (1) 国共済施行法第八条第一号
- (2) 国共済施行法第九条
- 二 (略)
- 三 第三十一条の表の第一欄に掲げる退職共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（次に掲げる規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）

(1) 地共済施行法第八条第一項

(2) 地共済施行法第八条第二項又は第十条第一項から第三項まで（

これらの規定を地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）

四 障害基礎年金（法第十五条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定が適用される場合においては、法第十五条第四項に規定する従前の障害基礎年金の額に相当する額が同条第一項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

五 障害厚生年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額）が、法第三十二条第一項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された

四 障害基礎年金（法第十六条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定が適用される場合においては、法第十六条第四項に規定する従前の障害基礎年金の額に相当する額が同条第一項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

五 障害厚生年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額）が、法第三十二条第一項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された

もの又は法第三十二条第三項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

六 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金（その額（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六六条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」という。）の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七条第三項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害

もの又は法第三十二条第三項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

六 国家公務員共済組合法による障害共済年金（その額（同法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第四十七条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第四十七条第三項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

（新設）

共済年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給される厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるもの）ときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額として算定されることとなる額）が、法第三十二条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるもの又は法第三十二条第三項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものに限る。）

七 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金（その額（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十条第六項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十四条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金（その額（同法第九十条第六項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第六十四条第三項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

計算されたもの又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十四条第三項（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

七の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給される厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額として算定されることとなる額）が、法第三十二条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるもの又は法第三十二条第三項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものに限る。）

八 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金（その額（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が平成二十四年一元化法附則

（新設）

八 私立学校教職員共済法による障害共済年金（その額（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第八十二条第一項（法第八

第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十二条第三項（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

九（略）

2 前項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者の配偶者であつて老齢基礎年金の振替加算等（その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権を有するものが次に掲げる年金たる給付の受給権を有することにより、同号に掲げる年金たる給付の受給権者が老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止す

十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第八十二条第三項（法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

九（略）

（新設）

る。

一 老齢厚生年金

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

四 移行退職共済年金

(削る)

3 | 第一項第二号及び第三号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものについては昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並びに第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は適用せず、第一項第四号から第九号までに掲げる年金たる給付については昭和六十年国民年金等改正法附則第十六

3 |

前項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者の配偶者であつて老齢基礎年金の振替加算等（その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権を有するものが老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金又は移行退職共済年金の受給権を有することにより、同号に掲げる年金たる給付の受給権者が老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

4 | 第二項第二号及び第三号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものについては昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並びに第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は適用せず、第二項第四号から第九号までに掲げる年金たる給付については昭和六十年国民年金等改正法附則第十六

条の規定は適用しない。ただし、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者の配偶者が同時に老齢基礎年金の振替加算等を受けることができるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 第一項各号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものの受給権者であつて法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する次に掲げる加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受けるとき（当該老齢基礎年金の振替加算等の額が当該加給年金額に相当する部分の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

一 厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

条の規定は適用しない。ただし、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者の配偶者が同時に老齢基礎年金の振替加算等を受けることができるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

（新設）

- 四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分
- 五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分
- 七 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により移行退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分
- 八 厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により障害厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

- 九 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分
- 十 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分
- 十一 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分
- 十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしなければ同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分
- 十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしなければ同法の規定により障害厚生年金の額として算定

されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

(削る)

5 |

第二項各号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものの受給権者であつて法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する被用者年金各法による年金たる給付の配偶者加給(厚生年金保険法第四十四条第一項、国家公務員共済組合法第七十八条第一項、地方公務員等共済組合法第八十条第一項若しくは私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。))又は厚生年金保険法第五十条の二第一項、国家公務員共済組合法第八十三条第一項、地方公務員等共済組合法第八十八条第一項若しくは私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十三条第一項の規定により障害厚生年金若しくは共済年金各法による障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。))をいう。)又は移行農林共済年金の配偶者加給(平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第

第三十六條の二 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（老

齡基礎年金の振替加算等の受給権を有する者に限る。）の配偶者が法第十條第二項の規定により老齡基礎年金の振替加算等の受給権を有する者となるときは、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齡基礎年金の振替加算等については、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齡厚生年金を前条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、同条の規定を適用する。

（法第十五條第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間等）

第三十七條 法第十五條第二項第一号イ（同条第三項（法第十九條第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ法第十一條第一項若しくは第二項又は第十九條第

三十八條第一項又は第四十三條第一項の規定により移行退職共済年金又は移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。）を受けることができるとき（当該老齡基礎年金の振替加算等の額が当該被用者年金各法による年金たる給付の配偶者加給又は当該移行農林共済年金の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該老齡基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

（新設）

（法第十六條第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間等）

第三十七條 法第十六條第二項第一号イ（同条第三項（法第十九條第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ法第十二條第一項若しくは第二項又は第十九條第

一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。次項及び次条において同じ。）の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 法第十五条第二項第一号ハ（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第三十八条 法第十五条第二項第二号（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から法第十一条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の

一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。次項及び次条において同じ。）の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 法第十六条第二項第一号ハ（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第三十八条 法第十六条第二項第二号（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から法第十二条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の

属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十六条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第三十九条 法第十六条第二項第一号ハ（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から法第十六条第一項（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）の遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

（法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第四十条 法第十六条第二項第二号（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オーストラリア協定、オランダ協定、

属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第三十九条 法第十七条第二項第一号ハ（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第十七条第一項（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）の遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

（法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第四十条 法第十七条第二項第二号（同条第三項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。）、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オーストラリア協定、オランダ協

チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十六条第四項に規定する政令で定める加算する額）

第四十一条 法第十六条第四項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める加算する額は、法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額とする。

（法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第四十二条 （略）

2 法第十一条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第一項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第二十八条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十一条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項、第二十条第一項及び第二十一条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十二条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。

定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額）

第四十一条 法第十七条第四項（法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める加算する額は、法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算の額とする。

（法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第四十二条 （略）

2 法第十二条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第一項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第二十八条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十二条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項、第二十条第一項及び第二十一条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十二条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。

(法第十九條第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第四十三條 法第十九條第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 障害厚生年金(法第三十八條第一項の規定により支給するものを除く。)

四・五 (略)

六 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ 移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五條第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同條第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金(厚生年金保険法の規定を適用するとならば法第三十八條第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額を当該障害共済年金の額として支給する場合を除く。)

七・十 (略)

(法第十九條第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第四十三條 法第十九條第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 障害厚生年金(法第三十五條第一項の規定により支給するものを除く。)

四・五 (略)

六 共済年金各法による障害共済年金(法第五十條第一項、第六十七條第一項又は第八十五條第一項の規定により支給するものを除き、移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五條第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同條第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金を含む。)

(新設)

七・十 (略)

(法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十四条 (略)

2 法第十二条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第二項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第四十三条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十二条第一項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書の」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項及び第二十一条中「第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた同法第三十七条ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書」とあるのは「当該規定」と読み替えるものとする。

(法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十六条 (略)

2 法第十条第一項、国民年金法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条(第九項、第十項及び第十二項を除く。)及び第十二

(法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十四条 (略)

2 法第十三条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第二項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第四十三条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十三条第一項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書の」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項及び第二十一条中「第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた同法第三十七条ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書」とあるのは「当該規定」と読み替えるものとする。

(法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十六条 (略)

2 法第十一条第一項、国民年金法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条(第九項、第十項及び第十二項を除く。)及び第十

条の規定は、前項の規定により国民年金法第二十六条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法附則第九条第一項中「及び第九条の三の二第一項」とあるのは、「、第九条の三の二第一項及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十六条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項中「において適用する」とあるのは「及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下「特例政令」という。）第四十六条第一項において適用する」と、「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項中「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第九条の三の二第一項」とあるのは「第九条の三の二第一項並びに特例政令第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付）

第四十七条 法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 遺族厚生年金（法第四十条第一項の規定により支給するものを除く。）

四〇八 (略)

九 次に掲げる年金たる給付

二条の規定は、前項の規定により国民年金法第二十六条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法附則第九条第一項中「及び第九条の三の二第一項」とあるのは、「、第九条の三の二第一項及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十六条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項中「において適用する」とあるのは「及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下「特例政令」という。）第四十六条第一項において適用する」と、「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項中「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第九条の三の二第一項」とあるのは「第九条の三の二第一項並びに特例政令第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付）

第四十七条 法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 遺族厚生年金（法第三十七条第一項の規定により支給するものを除く。）

四〇八 (略)

九 共済年金各法による遺族共済年金（法第五十二条第一項、第六十九

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金
 ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金
 ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金
 ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則
 第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給する
 ものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族
 共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定によ
 る遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば法第
 四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族
 厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額とし
 て支給する場合を除く。）

十〇十三 （略）

（法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となろうと
 する者が申し出る実施機関）

第五十二条 法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者と
 なろうとする者は、その者が同項の規定により第一号厚生年金被保険者
 となる場合には厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者に、
 第二号厚生年金被保険者となる場合には同項第二号に定める者に、第三
 号厚生年金被保険者となる場合には同項第三号に定める者に、第四号厚
 生年金被保険者となる場合には同項第四号に定める者に申し出るものと
 する。

条第一項又は第八十七条第一項の規定により支給するものを除き、移
 行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十
 五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとさ
 れた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金を含む。）

（新設）

十〇十三 （略）

（新設）

(資格の得喪の確認)

第五十三條 法第二十五条第二項から第四項までの規定による被保険者の資格の取得及び喪失については、厚生年金保険法第十八条の規定による厚生労働大臣の確認は要しないものとする。ただし、法第二十五条第四項第一号（厚生年金保険法第十四条第一号に該当するに至ったときを除く。）、第二号又は第五号に該当することにより被保険者の資格を喪失する場合は、この限りでない。

(削る)

(法第二十七条に規定する政令で定める規定等)

第五十六條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第二十七条（法第四十条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、法第二十七条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の計算の基礎となっている月に係るもの及び老齢

(資格の得喪の確認)

第五十二條 法第二十五条第二項から第四項までの規定による被保険者の資格の取得及び喪失については、厚生年金保険法第十八条の規定による厚生労働大臣の確認は要しないものとする。ただし、法第二十五条第四項第一号（厚生年金保険法第十四条第一号に該当するに至ったときを除く。）、第二号又は第五号に該当することにより被保険者の資格を喪失する場合は、この限りでない。

第五十三條 削除

(法第二十七条に規定する政令で定める規定等)

第五十六條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第二十七条（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、法第二十七条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の計算の基礎となっている月に係るもの及び老

厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、第一号厚生年金被保険者期間（継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であつた期間に基づくものを除く。）、第二号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）、第三号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる地方公務員共済組合の組合員期間を含む。）又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び第一号厚生年金被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
老齢厚生年金、遺族厚生年金、特例老齢年金又は特例遺族年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第 一 項 第 二 号 若 しくは第三号若しくは第二十八条の四第 一 項 又 は 昭 和 六 十	第一号厚生年金被保険者期間	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会	昭 和 十 五 年 六 月（第二十一条第一項各号に掲げる社会

齢厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、厚生年金保険の被保険者期間（継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であつた期間に基づくものを除く。）、国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び厚生年金保険の被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
老齢厚生年金、遺族厚生年金、特例老齢年金又は特例遺族年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第 一 項 第 二 号 若 しくは第三号若しくは第二十八条の四第 一 項 又 は 昭 和 六 十	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会	昭 和 十 五 年 六 月（第二十一条第一項各号に掲げる社会

		(略)			
	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第二号	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第三号	第一号厚生年金被保険者期間	第一号厚生年金被保険者期間	年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第三号
第二号厚生年金					
昭和三十四年	この表において同じ。）	昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和三十四年	七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）
		(略)			
	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第二号	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第三号	厚生年金保険の被保険者期間	厚生年金保険の被保険者期間	年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第三号
国家公務員共済					
昭和三十四年	この表において同じ。）	昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和三十四年	七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）

(略)	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正員期間	昭和三十四年一月以後の相	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子に ついては、三十 五歳）に達した 月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間（第一号 厚生年金被保険 者期間に係るも のに限る。）	被保険者期間	第三号厚生年金 被保険者期間	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間	一月以後の相 手国期間		
							第四号厚生年金 被保険者期間	昭和二十九年 一月以後の相 手国期間	一月以後の相 手国期間	昭和十五年六 月以後の相手 国期間（四十 歳（女子につ いては、三十 五歳）に達し た月以後の期 間に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間
							第四号厚生年金 被保険者期間	昭和二十九年 一月以後の相 手国期間	一月以後の相 手国期間	昭和十五年六 月以後の相手 国期間（四十 歳（女子につ いては、三十 五歳）に達し た月以後の期 間に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間

(略)	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正	昭和三十四年一月以後の相	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子に ついては、三十 五歳）に達した 月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間	組合の組合員期 間	組合の組合員期 間	地方公務員共済 組合の組合員期 間	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間	一月以後の相 手国期間			
								私立学校教職員 共済法による加 入者期間	昭和二十九年 一月以後の相 手国期間	一月以後の相 手国期間	昭和十五年六 月以後の相手 国期間（四十 歳（女子につ いては、三十 五歳）に達し た月以後の期 間に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間
								私立学校教職員 共済法による加 入者期間	昭和二十九年 一月以後の相 手国期間	一月以後の相 手国期間	昭和十五年六 月以後の相手 国期間（四十 歳（女子につ いては、三十 五歳）に達し た月以後の期 間に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間

二			
年金の加	老齢厚生		
四十四条第一項（	厚生年金保険法第 （略） 四十四条第一項（平 ）	法附則第十二条第 一項第八号（平成 二十四年一元化法 附則第三十五条第 四項に規定する者 に係る部分に限る 。）	法附則第十二条第 一項第八号（平成 二十四年一元化法 附則第三十五条第 四項に規定する者 に係る部分に限る 。）
被保険者期間（	厚生年金保険の 被保険者期間（	四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間	四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間
月以後の相手	昭和十五年六 月以後の相手	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間（ 四十歳に達し た日の属する 月以後の期間 に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間（ 四十歳に達し た日の属する 月以後の期間 に限る。）

二			
年金の加	老齢厚生		
四十四条第一項（	厚生年金保険法第 （略） 四十四条第一項（平 ）	法附則第十二条第 一項第八号（国家 公務員共済組合法 附則第十三条の五 に規定する者に係 る部分に限る。）	法附則第十二条第 一項第八号（国家 公務員共済組合法 附則第十三条の五 に規定する者に係 る部分に限る。）
被保険者期間	厚生年金保険の 被保険者期間	四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間	四十歳に達した 日の属する月以 後の地方公務員 共済組合の組合 員期間
月以後の相手	昭和十五年六 月以後の相手	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間（ 四十歳に達し た日の属する 月以後の期間 に限る。）	昭和三十七年 十二月以後の 相手国期間（ 四十歳に達し た日の属する 月以後の期間 に限る。）

<p>給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算</p>	<p>同法及び他の法令において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第六十二条第一項（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項において適用する場合を含む。）</p>	<p>法第二十七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間とする。）</p>	<p>昭和三十五年六月以後の相手国期間（四十歳（女子に就いては、三十歳（女子に就いては、三十</p>
<p>給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算</p>	<p>同法及び他の法令において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第六十二条第一項（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項において適用する場合を含む。）</p>	<p>四十歳（女子に就いては、三十歳）に達した</p>	<p>昭和三十五年六月以後の相手国期間（四十歳（女子に就いては、三十</p>

	三 金 脱退一時	(略)	等改正法附則第十 二条第一項第四号
厚生年金保険法附則第二十九条第一項 厚生年金保険の被保険者期間（法第二十七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合にあっては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなした場合における当	昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間	者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。） 五歳）に達した月以後の期間に限る。）	
	三 金 脱退一時	(略)	等改正法附則第十 二条第一項第四号
厚生年金保険法附則第二十九条第一項 厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間	者期間 五歳）に達した月以後の期間に限る。）	

				該被保険者期間 とする。
2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第二十七条の規定を適用する場合において、同条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の基礎となつている月に係るもの及び老齢厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとする。）とする。				
一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
老齢厚生年金又は特例老齢年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第一項第二号若しくは第三号又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用	第一号厚生年金被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間	

				該被保険者期間 とする。
2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第二十七条の規定を適用する場合において、同条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の基礎となつている月に係るもの及び老齢厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとする。）とする。				
一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
老齢厚生年金又は特例老齢年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第一項第二号若しくは第三号又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間	

昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 一 項 第 二 号	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 三 号	第 一 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間	昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間	第 二 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間	昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間	第 三 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間	昭 和 三 十 七 年 十 二 月 以 後 の 相 手 国 期 間	第 四 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間	昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 三 号	(略)	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 三 号

昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 一 項 第 二 号	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 三 号	厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者 期 間	昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間	国 家 公 務 員 共 済 組 合 の 組 合 員 期 間	昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間	地 方 公 務 員 共 済 組 合 の 組 合 員 期 間	昭 和 三 十 七 年 十 二 月 以 後 の 相 手 国 期 間	私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 に よ る 加 入 者 期 間	昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 一 項 第 二 号	(略)	昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 三 号

(略)	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号(平)	四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間(四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。)	一項第四号	厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	た月以後の期間に限る。)
	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号(平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項に規定する者に係る部分に限る。)					
	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号(平)					

(略)	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号(地)	四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間(四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。)	一項第四号	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号(地)	た月以後の期間に限る。)
	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号(国家公務員共済組合法附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限る。)					
	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号(地)					

二			
二 老 齡 厚 生 年 金 の 加 給	厚 生 年 金 保 險 法 第 四 十 四 条 第 一 項 （ 同 法 及 び 他 の 法 令 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。）	（略） 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 五 十 九 条 第 五 項 に 規 定 す る 者 に 係 る 部 分 に 限 る 。）	厚 生 年 金 保 險 の 被 保 険 者 期 間 （ 法 第 二 十 七 条 に 規 定 す る 者 が 二 以 上 の 種 別 の 被 保 険 者 で あ つ た 期 間 を 有 す る 者 に あ る 場 合 に あ つ て は、 そ の 者 の 二 以 上 の 被 保 険 者 の 種 別 に 係 る 被 保 険 者 で あ る 期 間 に 係 る 被 保 険 者 期 間 を 合 算 し、 一 の 期 間 の み を 有 す る も の と み な し た
昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間			
二			
二 老 齡 厚 生 年 金 の 加 給	厚 生 年 金 保 險 法 第 四 十 四 条 第 一 項 （ 同 法 及 び 他 の 法 令 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。）	（略） 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 附 則 第 二 十 八 条 の 九 に 規 定 す る 者 に 係 る 部 分 に 限 る 。）	厚 生 年 金 保 險 の 被 保 険 者 期 間
昭 和 十 七 年 六 月 以 後 の 相 手 国 期 間			

昭和三十九年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子については、三十歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十歳）に達した月以後の期間に限る。）

（法第二十七條において適用する老齡厚生年金の加給の要件に関する規定の経過措置に関する特例）

第五十七條（略）

2 法第二十七條において、厚生年金保険法附則第七條の三第六項、第九條の二第三項、第九條の四第三項若しくは第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。）、第十三條の四第七項若しくは第十六條（平成六年国民年金等改正法附則第三十條第一項又は前項の規定により読み替えられた場合を含む。）又は平成六年国民年金等改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項、第二十七條第十五項若しくは第十六項若しくは第三十條第二項若

昭和三十九年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子については、三十歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十歳）に達した月以後の期間に限る。）

（法第二十七條において適用する老齡厚生年金の加給の要件に関する規定の経過措置に関する特例）

第五十七條（略）

2 法第二十七條において、厚生年金保険法附則第七條の三第六項、第九條の二第三項、第九條の四第三項若しくは第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。）、第十三條の四第七項若しくは第十六條（平成六年国民年金等改正法附則第三十條第一項又は前項の規定により読み替えられた場合を含む。）又は平成六年国民年金等改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項、第二十七條第十三項若しくは第十四項若しくは第三十條第二項若

しくは第三項（同条第二項又は第三項の規定が前項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の規定を適用する場合には、同条第一項中「月数が二百四十未満」とあるのは「月数と相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十七条の規定により厚生年金保険の被保険者期間に算入される相手国期間をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が二百四十未満」と、「当該月数」とあり、及び「当該被保険者期間の月数」とあるのは「当該合算した月数」とする。

（法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付）

第六十条 法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 障害基礎年金（国民年金法第三十条の四及び法第十一条第二項の規定により支給するものを除く。）

二 (略)

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

（法第二十九条第一項に規定する政令で定める者）

しくは第三項（同条第二項又は第三項の規定が前項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の規定を適用する場合には、同条第一項中「月数が二百四十未満」とあるのは「月数と相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十七条の規定により厚生年金保険の被保険者期間に算入される相手国期間をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が二百四十未満」と、「当該月数」とあり、及び「当該被保険者期間の月数」とあるのは「当該合算した月数」とする。

（法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付）

第六十条 法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 障害基礎年金（国民年金法第三十条の四及び法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。）

二 (略)

三 共済年金各法による障害共済年金

（法第二十九条第一項に規定する政令で定める者）

第六十二条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者（法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含み、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。）

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）の受給権者（法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。）

三 次に掲げる給付（法第二十九条第一項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ（略）

ロ 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法による障害一時金

（法第二十九条第二項に規定する政令で定める者）

第六十四条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める者は、第六十二条第一号及び第二号に掲げる者のほか、次に掲げる給付（法第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある者とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある

第六十二条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者（法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含み、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。）

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）の受給権者（法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。）

三 次に掲げる給付（法第二十九条第一項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ（略）

ロ 共済年金各法による障害一時金

（法第二十九条第二項に規定する政令で定める者）

第六十四条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める者は、第六十二条第一号及び第二号に掲げる者のほか、次に掲げる給付（法第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある

る者とする。

一 (略)

二 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法による障害一時金

(法第三十条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第六十六条 法第三十条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 遺族基礎年金(法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。)

二 (略)

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

(法第三十一条第一項に規定する政令で定める額に関する規定)

第六十七条 法第三十一条第一項(法第四十条第八項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額に関する規定は、次の各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 五 (略)

(法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者

る者とする。

一 (略)

二 共済年金各法による障害一時金

(法第三十条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第六十六条 法第三十条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 遺族基礎年金(法第十三条第二項の規定により支給するものを除く。)

二 (略)

三 共済年金各法による遺族共済年金

(法第三十一条第一項に規定する政令で定める額に関する規定)

第六十七条 法第三十一条第一項(法第三十七条第八項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額に関する規定は、次の各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 五 (略)

(法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者

期間等

第六十八条 法第三十一条第二項（法第四十条第八項第三号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 加給 老齢厚生年金の	老齢厚生年金の額の計算の基礎となる各号の厚生年金被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれ	二百四十（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号又は第五号に該当することにより支給されるものにあつては、昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十

期間等

第六十八条 法第三十一条第二項（法第三十七条第八項第三号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 加給 老齢厚生年金の	老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれ	二百四十（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号又は第五号に該当することにより支給されるものにあつては、昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十

	二 遺族厚生年金の 中高齢寡婦加算 又は遺族厚生年 金の経過的寡婦 加算
<p>これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）</p> <p>二を乗じて得た月数とし、同項第六号の規定に該当することにより支給されるものにあつては百九十二とする。</p>	<p>遺族厚生年金の額の計算の基礎となる各号の厚生年金被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれこれらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間（第一</p>
	二 遺族厚生年金の 中高齢寡婦加算 又は遺族厚生年 金の経過的寡婦 加算
<p>これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間）</p> <p>二を乗じて得た月数とし、同項第六号の規定に該当することにより支給されるものにあつては百九十二とする。</p>	<p>遺族厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれこれらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間）</p>

三	脱退一時金	各号の厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)	号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)
	險者期間	六	

第六十八條の二 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者が、

法第二十七條の規定により老齡厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、前條の規定にかかわらず、法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間は、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齡厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間並びに旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）及び旧私立学校教職員共済加入者期間とする。

（法第三十二条第一項ただし書に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間等）

第六十九條 法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イ（これらの規定を法第三十八條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間は、法第二十八條第一項若しくは第二項又は法第三十八條第一項の規定により支給する障害

三	脱退一時金	厚生年金保険の被保険者期間	六
---	-------	---------------	---

（新設）

（法第三十二条第一項ただし書に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間等）

第六十九條 法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イ（これらの規定を法第三十五條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第二十八條第一項若しくは第二項又は法第三十五條第一項の規定により支給する障害厚

厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十二条第七項において準用する同条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

（法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十条 法第三十二条第二項第一号（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定とする。

（法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第七十一条 法第三十二条第二項第一号ハ（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月までの相手国期間と

生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十二条第七項において準用する同条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

（法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十条 法第三十二条第二項第一号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定とする。

（法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）

第七十一条 法第三十二条第二項第一号ハ（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月までの相手国期間と

する。

(法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める社会保障協定)

第七十二条 法第三十二条第二項第二号(同条第七項、法第三十八条第二項及び第三十九条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(法第三十二条第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第七十三条 法第三十二条第二項第二号(法第三十八条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)あつては、昭和十七年六月とする。)から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月までの相手国期間とする。

2 法第三十二条第二項第三号ロ(法第三十八条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

する。

(法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める社会保障協定)

第七十二条 法第三十二条第二項第二号(同条第七項、法第三十五条第二項及び第三十六条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(法第三十二条第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第七十三条 法第三十二条第二項第二号(法第三十五条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)あつては、昭和十七年六月とする。)から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月までの相手国期間とする。

2 法第三十二条第二項第三号ロ(法第三十五条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十二条第五項第二号（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

4 (略)

（法第三十二条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十四条 法第三十二条第二項第三号（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十四条の二 法第三十二条第七項及び第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間）

3 法第三十二条第五項第二号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

4 (略)

（法第三十二条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十四条 法第三十二条第二項第三号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十四条の二 法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間）

第七十五条 法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イ（これらの規定を法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間は、第三十三条各号に掲げる期間とする。

（法第三十三条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）
第七十六条 法第三十三条第二項第一号ハ（法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第三十三条第一項（法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）の遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

（法第三十三条第二項第二号及び第三号ロ並びに第四項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第七十七条 法第三十三条第二項第二号（法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間とする。

2 法第三十三条第二項第三号ロ（法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年

第七十五条 法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イ（これらの規定を法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、第三十三条各号に掲げる期間とする。

（法第三十三条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間）
第七十六条 法第三十三条第二項第一号ハ（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第三十三条第一項（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）の遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

（法第三十三条第二項第二号及び第三号ロ並びに第四項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第七十七条 法第三十三条第二項第二号（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間とする。

2 法第三十三条第二項第三号ロ（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年

六月以後のドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十三条第四項第二号（法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第三十三条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十八条 法第三十三条第二項第三号（法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）

第七十九条 法第三十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、第三十六条第一項各号に掲げる年金たる給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金とする。

2 老齢厚生年金の加給（老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が、同時に第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができる

年六月以後のドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十三条第四項第二号（法第三十七条第八項第二号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（法第三十三条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十八条 法第三十三条第二項第三号（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）

第七十九条 法第三十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、第三十六条第二項各号に掲げる年金たる給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金とする。

2 老齢厚生年金の加給（老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が、同時に第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができる

き（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 （略）

第七十九条の二 老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者（平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に限る。）が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、当該受給権者に係る老齢厚生年金の加給については、当該配偶者に係る老齢厚生年金を第三十六条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、前条の規定を適用する。

き（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 （略）

（新設）

第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事項

(新設)

〔法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務を行う実施機関等〕

第七十九条の三 法第三十五条に規定する政令で定める日は、次の各号に

掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

(新設)

一 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金(以下この号において「先の障害厚生年金」という。)の受給権を有する者 先の障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

二 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者(前号に掲げる者を除く。) 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の四 法第三十六条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一 障害手当金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害手当金(以下この号において「先の障害手当金」という。)の受給権を有する者 先の障害手当金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

二 障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者(前号に掲げる者を除く。) 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当

(新設)

該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の五 法第三十七条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一 相手国期間中に初診日のある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において厚生年金保険の被保険者である者 当該死亡した日

二 前号に掲げる者以外の者 死亡した日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号

(新設)

に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項

(法第三十八条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十条 法第三十八条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 (略)

(法第三十八条第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八十一条 法第三十八条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項

(法第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十条 法第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 (略)

(法第三十五条第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八十一条 法第三十五条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 共済年金各法による障害共済年金(移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合

が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ 移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の

規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第

四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害

共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定によ

る障害共済年金

七、十 (略)

(法第三十九条第一項に規定する政令で定める者)

第八十二条 法第三十九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含む、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。)

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。)の受給権者(法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。)

三 次に掲げる給付(法第三十九条第一項の規定により支給する障害手

金を含む。)

(新設)

七、十 (略)

(法第三十六条第一項に規定する政令で定める者)

第八十二条 法第三十六条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含む、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。)

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。)の受給権者(法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。)

三 次に掲げる給付(法第三十六条第一項の規定により支給する障害手

当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ (略)

ロ 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法による障害一時金(旧農林共済法による障害一時金を含む。)

ハクチ (略)

(法第三十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十三条 法第三十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 (略)

(法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間等)

第八十四条 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であった期間は、当該障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るものうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国

当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ (略)

ロ 共済年金各法による障害一時金(旧農林共済法による障害一時金を含む。)

ハクチ (略)

(法第三十六条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十三条 法第三十六条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 (略)

(法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間等)

第八十四条 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、当該障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るものうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国

期間とする。

3 法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第八十五条 法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当しないこととする。この場合において、同項ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第四十条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第三十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第二項並びに第六十五条並びに昭和六十一年経過措置政令第八十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第三十条第一項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法

期間とする。

3 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第八十五条 法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当しないこととする。この場合において、同項ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第三十七条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第三十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第二項並びに第六十五条並びに昭和六十一年経過措置政令第八十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第三十条第一項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、「同項ただし書の」とあるの

附則第四十八条第六項中「第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項中「厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、「同項ただし書」とあるのは「当該規定」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十五条中「第五十八条第一項ただし書の規定」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書の規定」と、「同法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「同令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由)

第八十六条 法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 四 (略)

2 法第四十条第二項において準用する昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十九

は「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項中「第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項中「新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、「同項ただし書」とあるのは「当該規定」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十五条中「第五十八条第一項ただし書の規定」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書の規定」と、「同法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「同令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由)

第八十六条 法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 四 (略)

2 法第三十七条第二項において準用する昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十

条第一項第一号に該当する遺族に係る法第四十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある当該遺族について、その事情がやんだとき（法第四十条第一項本文に規定する者の死亡した日において当該遺族が五十五歳以上であつたときを除く。）とする。

（法第四十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件）

第八十七条 法第四十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当することとする。

2 (略)

（法第四十条第九項に規定する政令で定める年金たる給付）

第八十八条 法第四十条第九項に規定する政令で定める年金たる給付は、第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる年金たる給付

- イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金
- ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金
- ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金
- ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給する

九条第一項第一号に該当する遺族に係る法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある当該遺族について、その事情がやんだとき（法第三十七条第一項本文に規定する者の死亡した日において当該遺族が五十五歳以上であつたときを除く。）とする。

（法第三十七条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件）

第八十七条 法第三十七条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当することとする。

2 (略)

（法第三十七条第九項に規定する政令で定める年金たる給付）

第八十八条 法第三十七条第九項に規定する政令で定める年金たる給付は、第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

- 三 共済年金各法による遺族共済年金（移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金を含む。）

ものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金

四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

(削る)

(削る)

第八十九条から第九十三条まで 削除

第八章 雑則(第九十四条―第九十八条)

(法第五十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令)

第九十五条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)

(新設)

第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項

第八十八条の二 (略)

第八十九条から第九十三条 (略)

第九章 雑則(第九十四条―第九十八条)

(法第百条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十四条 法第百条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第百条第一項に規定する政令で定める相手国法令)

第九十五条 法第百条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)

(法第六十條第二項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六條 法第六十條第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(法第六十條第三項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六條の二 法第六十條第三項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

(法第六十一條に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)

第九十七條 法第六十一條に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇三三 (略)

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え)

第九十七條の二 法第六十二條第二項の規定により厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項

(略)

(法第百二條第二項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六條 法第百二條第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(法第百二條第三項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六條の二 法第百二條第三項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇三三 (略)

(法第百三條に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)

第九十七條 法第百三條に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一〇三三三 (略)

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え)

第九十七條の二 法第百三條の二第二項の規定により厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百條の四

(略)

第七項	前各項	(略)	第一項各号	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第六十二条第一項各号
	協定実施特例法第六十二条第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項			
第六項	(略)	(略)	、前項	協定実施特例法第六十二条第二項において準用する第三項
	、第三項			
第四項	(略)	(略)	、前項	協定実施特例法第六十二条第二項において準用する前項
	、前項			

（日本年金機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の技術的
読替え）

第九十七條の三 法第六十三條第二項の規定により厚生年金保険法第百条

第七項	前各項	(略)	第三項	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第百三条の二第一項各号
	協定実施特例法第百三条の二第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項			
第六項	(略)	(略)	、前項	協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する第三項
	、第三項			
第四項	(略)	(略)	、前項	協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する前項
	、前項			

（日本年金機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の技術的
読替え）

第九十七條の三 法第百三条の三第二項の規定により厚生年金保険法第百

の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（同項において「協定実施特例法」という。）第六十三条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「協定実施特例法第六十三条第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

第九章 経過的特例に関する事項

（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例）

第百条 法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに国民年金法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間（次条第一項において「保険料四分の三免除期間」という。）の月数、同法第五条第五項に規定する保険料半額免除期間（次条第一項において「保険料半額免除期間」という。）の月数及び同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間（次条第一項において「保険料四分の一免除期間」という。）の月数を合算した月数が第十八条に規定す

条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（同項において「協定実施特例法」という。）第六十三条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「協定実施特例法第六十三条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

第十章 経過的特例に関する事項

（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例）

第百条 法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに国民年金法第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（次条第一項において「保険料四分の三免除期間」という。）の月数、同法第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（次条第一項において「保険料半額免除期間」という。）の月数及び同法第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（次条第一項において「保険料四分の一免除期間」という。）の月数を合算した月数が第十八条に規定す

<p>る数以上であるものは、平成六年国民年金等改正法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例に関する規定等の適用)</p> <p>第百一条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより同法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となった期間を有する者であつて、同日において当該不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして法の規定により支給する障害基礎年金又は障害厚生年金、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金若しくは移行障害共済年金を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)について、同条から国民年金法附則第九条の四の六までの規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 161 279 376"> <p>附則第九条 の四の六第</p> </td> <td data-bbox="159 376 279 600"> <p>適用しない</p> </td> <td data-bbox="159 600 279 1115"> <p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p> </td> </tr> </table>	<p>附則第九条 の四の六第</p>	<p>適用しない</p>	<p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p>
<p>附則第九条 の四の六第</p>	<p>適用しない</p>	<p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p>			
<p>る数以上であるものは、平成六年国民年金等改正法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例に関する規定等の適用)</p> <p>第百一条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより同法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となった期間を有する者であつて、同日において当該不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして法の規定により支給する障害基礎年金又は障害厚生年金、共済年金各法による障害共済年金若しくは移行障害共済年金を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)について、同条及び国民年金法附則第九条の四の三から第九条の四の六までの規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1124 279 1339"> <p>附則第九条 の四の六第</p> </td> <td data-bbox="159 1339 279 1563"> <p>適用しない</p> </td> <td data-bbox="159 1563 279 2067"> <p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p> </td> </tr> </table>	<p>附則第九条 の四の六第</p>	<p>適用しない</p>	<p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p>
<p>附則第九条 の四の六第</p>	<p>適用しない</p>	<p>適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特</p>			

三項

例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定により支給する障害基礎年金又は厚生年金保険法による障害厚生年金、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害共済年金若しくは移行障害共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第

三項

例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定により支給する障害基礎年金又は被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害共済年金若しくは移行障害共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。）を受けている者（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）の当該届出に係る期間については、この限りでない

<p>四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。)を受け ている者(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。 ()の当該届出に係る期間については、この限りでない</p>	<p>(老齢基礎年金の額の加算等に関する特例) 第一百条の三 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日(発効日が国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下この条において「平成二十二年改正法施行日」という。))より後の日である社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)において法第十条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七条、第九条及び第十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 206 769 622"> <p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p> </td> <td data-bbox="395 622 769 1079"> <p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 206 395 622"> <p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p> </td> <td data-bbox="159 622 395 1079"> <p>第百四号)第二条第一号に規定す</p> </td> </tr> </table>	<p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p>	<p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p>	<p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p>	<p>第百四号)第二条第一号に規定す</p>
<p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p>	<p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p>				
<p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p>	<p>第百四号)第二条第一号に規定す</p>				
	<p>(老齢基礎年金の額の加算等に関する特例) 第一百条の三 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日(発効日が国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下この条において「平成二十二年改正法施行日」という。))より後の日である社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)において法第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七条、第九条及び第十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1160 769 1576"> <p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p> </td> <td data-bbox="395 1576 769 2067"> <p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1160 395 1576"> <p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p> </td> <td data-bbox="159 1576 395 2067"> <p>第百四号)第二条第一号に規定す</p> </td> </tr> </table>	<p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p>	<p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p>	<p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p>	<p>第百四号)第二条第一号に規定す</p>
<p>第七條 国民年金法等の一部を 第一項 改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)</p>	<p>社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二十七号))</p>				
<p>()の施行の日(以下「 第百四号)第二条第一号に規定す</p>	<p>第百四号)第二条第一号に規定す</p>				

<p>第七項</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>第七項</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>施行日」という。）</p>
				<p>る社会保障協定をいう。以下この項において同じ。）の効力発生日（二以上の相手国期間（同条第五号）に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に 応じ当該社会保障協定の効力発生日。以下この条において「発効日」という。）</p>

<p>第七項</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>第七項</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>施行日」という。）</p>
				<p>る社会保障協定をいう。以下この項において同じ。）の効力発生日（二以上の相手国期間（同条第七号）に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に 応じ当該社会保障協定の効力発生日。以下この条において「発効日」という。）</p>

	<p>協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）</p>
<p>2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齡基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齡基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第八条 六十五歳に達した日に</p>	<p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同法第</p>
<p>第一条 おいて</p>	<p>二条第五号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効</p>
	<p>協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）</p>
<p>2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齡基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齡基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第八条 六十五歳に達した日に</p>	<p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同法第</p>
<p>第一条 おいて</p>	<p>二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効</p>

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る法第
 十一条第一項の規定の適用）
 第一百二条 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する

(略)	第八條 (略)	国民年金法等の一部を 改正する法律（平成二 十二年法律第二十七号 ）の施行の日（以下こ の条において「施行日 」という。）	力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）において
	第四項 国民年金法等の一部を 改正する法律（平成二 十二年法律第二十七号 ）の施行の日（以下こ の条において「施行日 」という。）	社会保障協定（社会保障協定の実 施に伴う厚生年金保険法等の特例 等に関する法律（平成十九年法律 第百四号）第二条第一号に規定す る社会保障協定をいう。以下この 条において同じ。）の効力発生の 日（二以上の相手国期間（同法第 二条第五号に規定する相手国期間 をいう。以下この条において同じ ）を有する者にあつては、それ ぞれの相手国期間に係る社会保障 協定に ^レ 応じ当該社会保障協定の効 力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）	力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）において

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る法第
 十二条第一項の規定の適用）
 第一百二条 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する

(略)	第八條 (略)	国民年金法等の一部を 改正する法律（平成二 十二年法律第二十七号 ）の施行の日（以下こ の条において「施行日 」という。）	力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）において
	第四項 国民年金法等の一部を 改正する法律（平成二 十二年法律第二十七号 ）の施行の日（以下こ の条において「施行日 」という。）	社会保障協定（社会保障協定の実 施に伴う厚生年金保険法等の特例 等に関する法律（平成十九年法律 第百四号）第二条第一号に規定す る社会保障協定をいう。以下この 条において同じ。）の効力発生の 日（二以上の相手国期間（同法第 二条第七号に規定する相手国期間 をいう。以下この条において同じ ）を有する者にあつては、それ ぞれの相手国期間に係る社会保障 協定に ^レ 応じ当該社会保障協定の効 力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）	力発生の日。以下この条において 「発効日」という。）において

者が、初診日が昭和五十九年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで
 の間にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害について、同表の
 第二欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた
 国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において
 準用する場合に限る。）に該当するときは、法第十一条第一項の規定の
適用については、同項中「を保険料納付済期間である国民年金の被保険
者期間」とあるのは、「（昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一
項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一
号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項第二号に
掲げる期間とみなす場合にあつては、昭和十五年六月（社会保障協定の
実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各
号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする
。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に
係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧通
則法第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係る
ものを除く。）を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又
 は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

(表略)

2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、
 初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間に
 ある傷病による障害（当該初診日において国民年金の被保険者であつた
 者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳
 未満であつた者に係るものに限る。）について、昭和六十一年経過措置

者が、初診日が昭和五十九年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで
 の間にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害について、同表の
 第二欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた
 国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において
 準用する場合に限る。）に該当するときは、法第十二条第一項の規定の
適用については、同項中「を保険料納付済期間である国民年金の被保険
者期間」とあるのは、「（昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一
項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一
号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項第二号に
掲げる期間とみなす場合にあつては、昭和十五年六月（社会保障協定の
実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各
号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする
。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に
係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧通
則法第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係る
ものを除く。）を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又
 は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

(表略)

2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、
 初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間に
 ある傷病による障害（当該初診日において国民年金の被保険者であつた
 者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳
 未満であつた者に係るものに限る。）について、昭和六十一年経過措置

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
厚生年金保					
		初診日が昭	第三十二	昭和十七年六月以後の相手国	

政令第三十一条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

3 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
厚生年金保					
		初診日が昭	第三十二	昭和十七年六月以後の相手国	

政令第三十一条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

3 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害</p>	<p>和五十一年条第一項</p>	<p>期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、<u>第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により同号に規定する第一号厚生年金被保険者</u></p>
<p>険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害</p>	<p>和五十一年条第一項</p>	<p>期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、<u>厚生年金被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金被保険者の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつて</u>いる月に係</p>

七	二	
	(略)	
	(略)	
		期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。)の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び特定相手国船員期間(同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。)を除く。)を第一号厚生年金被保険者期間

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る法第十一条第二項の規定の適用)

第百三条 法第十一条第二項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病による障害(当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前である者であつて、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)について、同項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷

七	二	
	(略)	
	(略)	
		るもの及び特定相手国船員期間(同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。)を除く。)を厚生年金保険の被保険者期間

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る法第十二条第二項の規定の適用)

第百三条 法第十二条第二項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病による障害(当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前である者であつて、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)について、同項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷

病」という。）」とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）」と、「障害認定日において」とあるのは「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに」と、「国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十九条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条の二第一項」と、「当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。）、船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた間（同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）又は法律によつて組織された共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法

病」という。）」とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）」と、「障害認定日において」とあるのは「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに」と、「国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十九条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条の二第一項」と、「当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。）、船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた間（同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）又は法律によつて組織された共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法

をいう。) 附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。) であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第十一条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における当該規定に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
二	合衆国協定	厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員又は国民年金の被保険者でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。)
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病

3 第一項に規定する障害であつて、次の表の第一欄に掲げるものについては、当該障害をそれぞれ同表の第二欄に掲げる障害とみなして同表の

をいう。) 附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。) であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における当該規定に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
二	合衆国協定	被用者年金各法の被保険者若しくは組合員又は国民年金の被保険者でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。)
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病

3 第一項に規定する障害であつて、次の表の第一欄に掲げるものについては、当該障害をそれぞれ同表の第二欄に掲げる障害とみなして同表の

第三欄に掲げる規定を適用する。

一	第一欄	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる傷病とする。）による障害（当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限るものとし、二の項から八の項までの第一欄に掲げる障害を除く。）	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	前条第一項及び第三項並びに昭和六十一年経過措置政令第二十
二	第二欄	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	項及び第九條第四

第三欄に掲げる規定を適用する。

一	第一欄	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる傷病とする。）による障害（当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限るものとし、二の項から八の項までの第一欄に掲げる障害を除く。）	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	前条第一項及び第三項並びに昭和六十一年経過措置政令第二十
二	第二欄	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場	厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第一種被保険者であった間を除く。）	項及び第九條第四

<p>三</p>	<p>(略)</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国</p>	<p>国家公務員共済組</p>	<p>前条第三</p>
<p>四</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国 期間中に発した傷病（前項の表 （二）の項を除く。）の第一欄に 掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げ る傷病と、同表の二の項の第一 欄に掲げる社会保障協定に係る</p>	<p>合の組合員であつ た間に発した傷病 （昭和六十一年経 過措置政令第三十 八条第一項に規定 する傷病を除く。</p>	<p>項及び昭 和六十一 年経過措 置政令第 三十四条</p>	<p>三十四条</p>
<p>三</p>	<p>(略)</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国</p>	<p>国家公務員共済組</p>	<p>前条第三</p>
<p>四</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国 期間中に発した傷病（前項の表 （二）の項を除く。）の第一欄に 掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げ る傷病と、同表の二の項の第一 欄に掲げる社会保障協定に係る</p>	<p>合の組合員であつ た間に発した傷病 （昭和六十一年経 過措置政令第三十 八条第一項に規定 する傷病を除く。</p>	<p>項及び昭 和六十一 年経過措 置政令第 三十四条</p>	<p>三十四条</p>

<p>五</p> <p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場</p>	<p>（ ）による障害</p> <p>場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。）による障害（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係るものに限るものとし、八の項の第一欄に掲げる障害を除く。）</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害</p>	<p>前条第三項及び昭和六十二年経過措</p>
<p>五</p> <p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場</p>	<p>（ ）による障害</p> <p>場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。）による障害（当該障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに国家公務員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限るものとし、八の項の第一欄に掲げる障害を除く。）</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害</p>	<p>前条第三項及び昭和六十二年経過措</p>

六		<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二）の項を除く。）の第一欄に</p>	<p>合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。</p> <p>（）による障害（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに旧地方公務員共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）</p>	私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した		前条第三項及び昭和六十一	置政令第三十五条
六		<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二）の項を除く。）の第一欄に</p>	<p>合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。</p> <p>（）による障害（当該障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに地方公務員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）</p>	私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した		前条第三項及び昭和六十一	置政令第三十五条

<p>掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。 。による障害（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか</p>	<p>傷病による障害</p>	<p>年経過措置 置政令第 三十六条</p>
<p>掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。 。による障害（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する</p>	<p>傷病による障害</p>	<p>年経過措置 置政令第 三十六条</p>

<p>遅い日の属する月までに旧私立 学校教職員共済加入者期間を有 する者に係るものに限る。）</p>	<p>七 (略)</p>	<p>八 昭和三十一年七月以後の相手国 期間中に発した傷病（前項の表 （二の項を除く。）の第一欄に 掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げ る傷病と、同表の二の項の第一 欄に掲げる社会保障協定に係る 場合にあつては旧公企体共済法 第三条第一項の規定により設け られた共済組合の組合員でない 間に発した傷病（当該傷病の発 した日を初診日とみなして合衆 国協定第六条3（a）の規定を適用 した場合にその日が合衆国納付 条件に該当するものに限る。） とする。）による障害（当該障 害につき平成二十四年一元化法 改正前国共済法第八十一条第一 項の規定による障害共済年金が</p>	<p>旧公企体共済法第 三条第一項の規定 により設けられた 共済組合の組合員 であつた間に発し た傷病による障害 三十八条</p>	<p>前条第三 項及び昭 和六十一 年経過措 置政令第 三十八条</p>
<p>月までに私立学校教職員共済組 合の組合員期間を有する者に係 るものに限る。）</p>	<p>七 (略)</p>	<p>八 昭和三十一年七月以後の相手国 期間中に発した傷病（前項の表 （二の項を除く。）の第一欄に 掲げる社会保障協定に係る場合 にあつては同表の第二欄に掲げ る傷病と、同表の二の項の第一 欄に掲げる社会保障協定に係る 場合にあつては旧公企体共済法 第三条第一項の規定により設け られた共済組合の組合員でない 間に発した傷病（当該傷病の発 した日を初診日とみなして合衆 国協定第六条3（a）の規定を適用 した場合にその日が合衆国納付 条件に該当するものに限る。） とする。）による障害（当該障 害につき国家公務員共済組合法 第八十一条第一項の規定による 障害共済年金が支給されるもの</p>	<p>旧公企体共済法第 三条第一項の規定 により設けられた 共済組合の組合員 であつた間に発し た傷病による障害 三十八条</p>	<p>前条第三 項及び昭 和六十一 年経過措 置政令第 三十八条</p>

九	(略)	支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和五十九年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者(同日以前に退職した者に限る。)に係るものに限る。
---	-----	---

(前二条の規定による障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

第四百条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、前二条(第百六条第五項において準用する場合を除く。)の規定により支給する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号イ(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十五条第二項第一号ロ(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお

九	(略)	とした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和五十九年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者(同日以前に退職した者に限る。)に係るものに限る。
---	-----	--

(前二条の規定による障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

第四百条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、前二条(第百六条第五項において準用する場合を除く。)の規定により支給する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号イ(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十六条第二項第一号ロ(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお

いては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第一号ハ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間とする。

（第百二条及び第百三条の規定による障害基礎年金に係る法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第百五条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十五条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする

いては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号ハ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間とする。

（第百二条及び第百三条の規定による障害基礎年金に係る法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第百五条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第九
九条第一項の規定の適用)

第百六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えられた法第十九条第一項に規定する経過
的特例に係る相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者と
する。

一 (略)

二 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三項
の表の二の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。

()による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日において第一号
厚生年金被保険者期間を有する者に限るものとし、次号から第八号ま
でのいずれかに該当する者を除く。)

三 (略)

四 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三
項の表の四の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう
。)による障害を有する者(当該障害につき平成二十四年一元化法改
正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給され
るものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧国家公務員
共済組合員期間を有する者に限るものとし、第八号に該当する者を除
く。)

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第十
九条第一項の規定の適用)

第百六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えられた法第十九条第一項に規定する経過
的特例に係る相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者と
する。

一 (略)

二 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三項
の表の二の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。

()による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日において厚生年
金保険の被保険者期間を有する者に限るものとし、次号及び第七号に
該当する者を除く。)

三 (略)

四 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三
項の表の四の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう
。)による障害を有する者(当該障害につき国家公務員共済組合法第
八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場
合に障害の程度を認定すべき日において国家公務員共済組合の組合員
期間を有する者に限るものとし、第八号に該当する者を除く。)

五 昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の五の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧地方公務員共済組合員期間を有する者に限る。）

六 昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の六の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者に限る。）

七（略）

八 昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の八の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者（昭和五十九年三月三十一日以前に退職した者に限る。）に限る。）

五 昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の五の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において地方公務員共済組合の組合員期間を有する者に限る。）

六 昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の六の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において私立学校教職員共済組合の組合員期間を有する者に限る。）

七（略）

八 昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病（第百三条第三項の表の八の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者（昭和五十九年三月三十一日以前に退職した者に限る。）に限る。）

4 (略)

5 第百二条の規定は、前項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第百二条第一項中「同法第三十条の二第二項において準用する」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する」と、「法第十一条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十一条第一項」と、同条第二項中「法第十一条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十一条第一項」と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十一条第一項」と、同項の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第一号又は第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第三号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の三の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第四号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の四の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第五号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の五の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第六号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の六の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第七号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の七の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第八号に該当する者に係る障害を

4 (略)

5 第百二条の規定は、前項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第百二条第一項中「同法第三十条の二第二項において準用する」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する」と、「法第十二条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同条第二項中「法第十二条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同条第三項中「法第十二条第一項」とあるのは「第百六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同項の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第一号又は第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第三号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の三の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第四号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の四の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第五号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の五の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第六号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の六の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第七号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の七の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第八号に該当する者に係る障害を

含む。」と読み替えるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

第一百七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定による障害基礎年金に係る同条第二項において準用する法第十五条第二項第一号イ(法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害に係る障害認定日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号ロ(法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日(国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日(同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。))のうちいずれか遅い日とする。」とあるのは、「障害

含む。」と読み替えるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

第一百七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定による障害基礎年金に係る同条第二項において準用する法第十六条第二項第一号イ(法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害に係る障害認定日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号ロ(法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日(国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日(同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。))のうちいずれか遅い日とする。」とあるのは、「障害

認定日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第一号ハ（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項等において準用する法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第百八条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十五条第二項第二号（法第十九条第二項において準用する法第十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイerland協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定

認定日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号ハ（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項等において準用する法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第百八条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第二号（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイerland協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定

の適用)

第百十條 前条第一号に規定する者（相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。）

について、法第二十条第一項の規定を適用する場合には、同項中

「次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る相手国制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員又は国民年金の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。）

の適用)

第百十條 前条第一号に規定する者（相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有するものに限る。）に

ついて、法第二十条第一項の規定を適用する場合には、同項中「

次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る相手国制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては被用者年金各法の被保険者若しくは組合員若しくは加入者又は国民年金の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。）

- 二 第一号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号及び第七号に該当する者を除く。）
- 三 （略）
- 四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、昭和三十四年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、第八号に該当する者を除く。）
- 五 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、昭和三十七年十二月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）
- 六 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、昭和三十七年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）

- 二 厚生年金保険の被保険者期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号及び第七号に該当する者を除く。）
- 三 （略）
- 四 国家公務員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十四年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、第八号に該当する者を除く。）
- 五 地方公務員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十七年十二月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）
- 六 私立学校教職員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十七年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表

の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。)

七・八 (略)

4 第一項の場合において、第四十四条第一項の規定を適用するときは、同項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書は、次の表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第四十四条第二項において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、同表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第四欄のように読み替え、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

一 (略)	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	二 第二項第 二号又は 前項第一 号若しく	死亡した 日が昭和 二十三年 八月一日	ただし、第一号 厚生年金被保険 者期間(厚生年 金保険法第二 条)	昭和十七年六月以後の 相手国期間(同令第二 条第四十二号に規定す るドイツ協定に係る場

(二の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。)

七・八 (略)

4 第一項の場合において、第四十四条第一項の規定を適用するときは、同項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書は、次の表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第四十四条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、同表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第四欄のように読み替え、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

一 (略)	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	二 第二項第 二号又は 前項第一 号若しく	死亡した 日が昭和 二十三年 八月一日	ただし、厚生年 金保険の被保険 者期間(国民年 金法等の一部を	昭和十七年六月以後の 相手国期間(同令第二 条第四十二号に規定す るドイツ協定に係る場

は第二号に掲げる者	から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をい、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第六条の規定により同号に規	合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をい、昭和六十一年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第六条の規定により同号に規
は第二号に掲げる者	から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保	合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十一年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の

<p>四</p>	<p>三</p>	
<p>第二項第四号又は前項第四号に掲げる者</p>	<p>(略)</p>	
<p>死亡した日が昭和三十四年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの</p>	<p>(略)</p>	
<p>ただし、旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平</p>	<p>(略)</p>	<p>止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧国家公務員共済組合員期</p>	<p>(略)</p>	<p>定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつている月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を第一号厚生年金被保険者期間</p>
<p>四</p>	<p>三</p>	
<p>第二項第四号又は前項第四号に掲げる者</p>	<p>(略)</p>	
<p>死亡した日が昭和三十四年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの</p>	<p>(略)</p>	
<p>ただし、国家公務員共済組合の組合員であつた期間（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るため</p>	<p>(略)</p>	<p>險者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、国家公務員共済組合の組合</p>	<p>(略)</p>	<p>計算の基礎となつている月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を厚生年金保険の被保険者期間</p>

者	間にある 成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をい、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十一号)第三条第四号)第三条第	間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をい、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった期間を除
者	の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった期間を除く。)が十年未満であるときは、この限りでない。	員であった期間(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった期間を除く。以下この項において同じ。)の計算の基礎となる月に係るものを除く。)を国家公務員共済組合の組合員であった期間

	死亡した 日が昭和 四十八年 十月一日 から昭和 五十一年 九月三十 日までの 間にある 者
一項の規定によ り設けられた共 済組合の組合員 であつた期間を 除く。が十年 未満であるとき は、この限りで ない。	ただし、旧国家 公務員共済組合 員期間（被用者 年金制度の一元 化等を図るため の厚生年金保険 法等の一部を改 正する法律（平 成二十四年法律 第六十三号）附 則第四条第十一 号に規定する旧 国家公務員共済 組合員期間をい い、国家公務員
以下この項におい て同じ。）の計算の基 礎となつてゐる月に係 るものを除く。）を旧 国家公務員共済組合員 期間	
死亡した 日が昭和 四十八年 十月一日 から昭和 五十一年 九月三十 日までの 間にある 者	
ただし、国家公 務員共済組合の 組合員であつた 期間（国家公務 員及び公共企業 体職員に係る共 済組合制度の統 合等を図るため の国家公務員共 済組合法等の一 部を改正する法 律（昭和五十八 年法律第八十二 号）附則第二條 の規定による廢	

及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。）が一年未満であるときは、この限りで

止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。）が一年未満であるときは、この限りでない。

五	第二項第五号又は前項第五号に掲げる者	(略)	死亡した日が昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年九月三十日まで	ただし、旧地方公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をい、地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後に	昭和三十七年十二月以後の相手国期間(同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同令に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧地方公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をい、地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後に
五	第二項第五号又は前項第五号に掲げる者	(略)	死亡した日が昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年九月三十日まで	ただし、地方公務員共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後に	昭和三十七年十二月以後の相手国期間(同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同令に規定するドイツ保険料納付期間とし、地方公務員共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後に

<p>死亡した 日が昭和 四十八年</p>	
<p>ただし、旧地方 公務員共済組合 員期間（被用者</p>	<p>における地方公務 員等共済組合法 の年金の額の改 定等に関する法 律等の一部を改 正する法律（昭 和五十六年法律 第七十三号）に よる改正前の地 方公務員等共済 組合法第七十七 四条第一項の規 定に基づく地方 団体関係団体職 員共済組合の組 合員であつた期 間を含む。）が 十年未満である ときは、この限 りでない。</p>
	<p>後における地方公務員 等共済組合法の年金の 額の改定等に関する法 律等の一部を改正する 法律（昭和五十六年法 律第七十三号）による 改正前の地方公務員等 共済組合法第七十四 条第一項の規定に基づ く地方団体関係団体職 員共済組合の組合員で あつた期間を含む。以 下この項において同じ 。）の基礎となってい る月に係るものを除く 。）を旧地方公務員共 済組合員期間</p>
<p>死亡した 日が昭和 四十八年</p>	
<p>ただし、地方公 務員共済組合の 組合員（地方公</p>	<p>の規定に基づく 地方団体関係団 体職員共済組合 の組合員を含む 。）であつた期 間が十年未満で あるときは、こ の限りでない。</p>
	<p>一項の規定に基づく地 方団体関係団体職員共 済組合の組合員を含む 。）であつた期間の計 算の基礎となつてい る月に係るものを除く。 ）を地方公務員共済組 合の組合員であつた期 間</p>

者	間にある	日までの	九月三十	五十一	から昭和	十月一日
正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をい、地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改	の厚生年金保険法等の一部を改	年金制度の一元化等を図るため	から昭和	五十一	十月一日	年金制度の一元

者	間にある	日までの	九月三十	五十一	から昭和	十月一日
後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。	の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。	の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。	から昭和	五十一	十月一日	役員等共済組合

		六	
第二項第六号又は前項第六号に掲げる者			
九月三十	四十八年	から昭和	一月一日
九月三十	四十八年	から昭和	一月一日
(略)		死亡した日が昭和三十七年一月一日から昭和四十八年九月三十	
ただし、旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部		昭和三十九年一月以後の相手国期間（同令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号	
りでない。		間を含む。）が十年未満であるときは、この限りでない。	
正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた期間を含む。）が十年未満であるときは、この限りでない。		昭和三十九年一月以後の相手国期間（同令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号	

		六	
第二項第六号に掲げる者			
九月三十	四十八年	から昭和	一月一日
九月三十	四十八年	から昭和	一月一日
(略)		死亡した日が昭和三十七年一月一日から昭和四十八年九月三十	
ただし、私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間が十年未満であるときは、この限りでない。		昭和三十九年一月以後の相手国期間（同令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号	
間が一未満であるときは、この限りでない。		昭和三十九年一月以後の相手国期間（同令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号	

<p>死亡した 日が昭和 四十八年 十月一日 から昭和 五十一年 九月三十 日までの 間にある 者</p>	<p>日までの 間にある 者</p> <p>を改正する法律 (平成二十四年 法律第六十三号 附則第四条第 十三号に規定す る旧私立学校教 職員共済加入者 期間をいう。) が十年未満であ るときは、この 限りでない。</p>
<p>立学校教職員共済加入 者期間(被用者年金制 度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第 六十三号)附則第四条 第十三号に規定する旧 私立学校教職員共済加 入者期間をいう。以下 この項において同じ。)の計算の基礎となっ ている月に係るものを 除く。)を旧私立学校 教職員共済加入者期間</p>	<p>立学校教職員共済加入 者期間(被用者年金制 度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第 六十三号)附則第四条 第十三号に規定する旧 私立学校教職員共済加 入者期間をいう。以下 この項において同じ。)の計算の基礎となっ ている月に係るものを 除く。)を旧私立学校 教職員共済加入者期間</p>
<p>死亡した 日が昭和 四十八年 十月一日 から昭和 五十一年 九月三十 日までの 間にある 者</p>	<p>日までの 間にある 者</p> <p>ただし、私立学 校教職員共済組 合の組合員であ つた期間が一年 未満であるとき は、この限りで ない。</p>
<p>学校教職員共済組合の 組合員であつた期間の 計算の基礎となってい る月に係るものを除く 。)を私立学校教職員 共済組合の組合員であ つた期間</p>	<p>学校教職員共済組合の 組合員であつた期間の 計算の基礎となってい る月に係るものを除く 。)を私立学校教職員 共済組合の組合員であ つた期間</p>

八	七	
	(略)	
	(略)	旧私立学校教 職員共済加入者 期間をいう。 が一年未満であ るときは、この 限りでない。

2 (略)

(第百九条第二号に規定する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)
 第百十一条 第百九条第二号に規定する者(大正十五年四月一日以前に生
 まれた者であつて、相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は厚生年
 金保険の被保険者であつた期間を有するものに限る。)について、法第
 二十条第一項の規定を適用する場合において、昭和六十一年四月一日前
 に死亡した者にあつては当該死亡した日において前条第一項の規定によ
 り読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制
 度死亡者と、同月一日以後に死亡した者にあつては当該死亡した日にお
 いて同項第一号に該当した者とみなす。

(昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であつた期間のみを

八	七	
	(略)	
	(略)	

2 (略)

(第百九条第二号に規定する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)
 第百十一条 第百九条第二号に規定する者(大正十五年四月一日以前に生
 まれた者であつて、相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者
 年金被保険者等であつた期間を有するものに限る。)について、法第二
 十条第一項の規定を適用する場合において、昭和六十一年四月一日前に
 死亡した者にあつては当該死亡した日において前条第一項の規定により
 読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度
 死亡者と、同月一日以後に死亡した者にあつては当該死亡した日におい
 て同項第一号に該当した者とみなす。

(昭和六十一年三月までの被用者年金被保険者等であつた期間のみを有

有する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)

第百十二条 昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者であった期間のみを有する者が死亡した場合には、法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であった者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者、船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者及び共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

（法附則第六条において準用する法第十条第一項に規定する政令で定める規定等）

第百十三条 法附則第六条において準用する法第十条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における法附則第六条において準用する同項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同条において準用する同項に規定する政令で定める相手国期

する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)

第百十二条 昭和六十一年三月までの被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者が死亡した場合には、法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者、船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者及び共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

（法附則第六条において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定める規定等）

第百十三条 法附則第六条において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における法附則第六条において準用する同項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同条において準用する同項に規定する政令で定める相手国

間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する旧国民年金法による通算老齢年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は同表の一の項、二の項及び四の項の第二欄に掲げる通算対象期間若しくは同表の三の項の第二欄に掲げる通算対象期間（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

（表略）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第二十八条第一項の規定の適用）

第一百六条 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項において準用する場合に限る。）に該当するときは、法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間

期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する旧国民年金法による通算老齢年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は同表の一の項、二の項及び四の項の第二欄に掲げる通算対象期間若しくは同表の三の項の第二欄に掲げる通算対象期間（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

（表略）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第二十八条第一項の規定の適用）

第一百六条 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項において準用する場合に限る。）に該当するときは、法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間

である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害	初診日が昭和五十一年十月一日前にある傷病	昭和六十一年経過措置政令第八十条第一項	昭和十七年六月以後の相 手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、 <u>第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金被保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険</u>	

である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
厚生年金保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害	初診日が昭和五十一年十月一日前にある傷病	昭和六十一年経過措置政令第八十条第一項	昭和十七年六月以後の相 手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、 <u>厚生年金被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合</u>	

四	二	
(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び特定相手船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を第一号厚生年金被保険者期間</p>

四	二	
(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を厚生年金保険の被保険者期間</p>

										五
										旧国家公務員 共済組合員期 間中に発した 傷病による障 害
										昭和五十 一年十月 一日から 昭和六十 一年三月 三十一日 までの間 に発した 傷病
										平成二十 七年経過 措置政令 第六十一 条第四項
										昭和十五年六月（社会保 障協定の実施に伴う厚生 年金保険法等の特例等に 関する政令第二十一条第 一項各号に掲げる社会保 障協定に係る場合にあっ ては、昭和十七年六月と する。）以後の相手国期 間（同令第二条第四十二 号に規定するドイツ協定 に係る場合にあっては、 同号に規定するドイツ保 険料納付期間とし、昭和 六十年国民年金等改正法 附則第二条第一項の規定 による廃止前の通算年金 通則法（昭和三十六年法 律第百八十一号。以下こ の項において「旧通則法 」という。）第四条第一 項各号に掲げる期間の計 算の基礎となっている月 に係るものを除く。）を

<p>六</p>	<p>旧地方公務員 共済組合員期 間（地方公務 員等共済組合 法附則第四条 に規定する旧 市町村職員共 済組合の組合 員及び昭和四 十二年以後 における地方 公務員等共済 組合法の年金 額の改定等 に関する法律 等の一部を改 正する法律（ 昭和五十六年 法律第七十三 号）による改 正前の地方公</p>	<p>昭和五十 一年十月 一日から 昭和六十 一年三月 三十一日 までの間 に発した 傷病</p>	<p>平成二十 七年経過 措置政令 第六十一 条第四項</p>	<p>旧通則法第四条第一項第 二号に掲げる期間 昭和十五年六月（社会保 障協定の実施に伴う厚生 年金保険法等の特例等に 関する政令第二十一条第 一項各号に掲げる社会保 障協定に係る場合にあつ ては、昭和十七年六月と する。）以後の相手国期 間（同令第二条第四十二 号に規定するドイツ協定 に係る場合にあつては、 同号に規定するドイツ保 険料納付期間とし、昭和 六十年国民年金等改正法 附則第二条第一項の規定 による廃止前の通算年金 通則法（昭和三十六年法 律第八十一号。以下こ の項において「旧通則法 」という。）第四条第一 項各号に掲げる期間の計</p>
----------	---	---	---	--

<p>七</p> <p>業務等共済組 合法第七十 四条第一項の 規定に基づく 地方団体関係 団体職員共済 組合の組合員 であつた期間 を含む。中 に発した傷病 による障害</p>	<p>昭和五十 一年十月 一日から 昭和六十 一年三月 三十一日 までの間 に発した 傷病</p>	<p>平成二十 七年経過 措置政令 第六十一 条第四項</p>	<p>算の基礎となつてゐる月 に係るものを除く。を 旧通則法第四条第一項第 二号に掲げる期間</p> <p>昭和十五年六月（社会保 障協定の実施に伴う厚生 年金保険法等の特例等に 関する政令第二十一条第 一項各号に掲げる社会保 障協定に係る場合にあつ ては、昭和十七年六月と する。）以後の相手国期 間（同令第二条第四十二 号に規定するドイツ協定 に係る場合にあつては、 同号に規定するドイツ保</p>
---	---	---	---

除料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第二十八条第二項の規定の適用）

第百十七条 法第二十八条第二項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病による障害（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前である者であつて、厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）について、同項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（次条第二項、第三十六条及び第三十九条第一項第二号を除く。）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第二十八条第二項の規定の適用）

第百十七条 法第二十八条第二項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病による障害（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前である者であつて、厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）について、同項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。）において「相

において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）」と、「障害認定日において」とあるのは「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに」と、「厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条の二第一項」と、「当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたもの」とあるのは「厚生年金保険の被保険者（船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下この項において「船員組合員」という。）及び旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下この項において同じ。）を含む。）であつた間（昭和四十年五月一日前における昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間並びに船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間（昭和六十

手国期間中に初診日のある傷病」という。）とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）」と、「障害認定日において」とあるのは「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに」と、「厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条の二第一項」と、「当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたもの」とあるのは「厚生年金保険の被保険者（船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下この項において「船員組合員」という。）及び旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下この項において同じ。）を含む。）であつた間（昭和四十年五月一日前における昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間並びに船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間（昭和六十年国民年金等

年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。

2・3 (略)

（前二条の規定による障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間並びに同号ハに規定する政令で定める相手国期間等）

第一百八条 第六十九条第一項の規定にかかわらず、前二条（第二百二十条第五項において準用する場合を除く。）の規定により支給する障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2・3 (略)

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十一条第一項の規定の適用）

第二百二十条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る

改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。

2・3 (略)

（前二条の規定による障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間並びに同号ハに規定する政令で定める相手国期間等）

第一百八条 第六十九条第一項の規定にかかわらず、前二条（第二百二十条第五項において準用する場合を除く。）の規定により支給する障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2・3 (略)

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十一条第一項の規定の適用）

第二百二十条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る

。) について、法第三十八條第一項の規定を適用する場合には、同項中「者であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令百十七條第三項においてみなして適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間（同令百二十條第二項第二号又は第三項第二号に掲げる者にあつては、船員保険の被保険者であつた期間）」と、「同條第一項」とあるのは「同法第四十七條第一項」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四 (略)

五 昭和五十一年十月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

六 昭和五十一年十月一日以後の旧地方公務員共済被保険者期間（地方公務員等共済組合法附則第四條に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金

。) について、法第三十五條第一項の規定を適用する場合には、同項中「者であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令百十七條第三項においてみなして適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間（同令百二十條第二項第二号又は第三項第二号に掲げる者にあつては、船員保険の被保険者であつた期間）」と、「同條第一項」とあるのは「同法第四十七條第一項」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第三十五條第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であった期間を含む。）中に発した傷病による障害を有する者

七 昭和五十一年十月一日以後の旧私立学校教職員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

3 第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

4 第一項の場合において、第八十条第一項の規定を適用するときは、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。））、平成九年経過措置政令の規定、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替え後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。」と、同条第二項中「第八十条第一項」とあるのは「第二百二十四条第四項の規定により読み替えられた同令第八十条第一項」とする。

5 (略)

(新設)

3 第一項の規定により読み替えられた法第三十五条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

4 第一項の場合において、第八十条第一項の規定を適用するときは、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。））、平成九年経過措置政令の規定又は平成十四年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替え後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。」と、同条第二項中「第八十条第一項」とあるのは「第二百二十四条第四項の規定により読み替えられた同令第八十条第一項」とする。

5 (略)

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十八條第一項の規定による障害厚生年金の額についての厚生年金保険法第五十一條の適用)

第二百十一條 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十八條第一項の規定により支給する障害厚生年金の額については、厚生年金保険法第五十一條の規定を適用する。この場合において、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは、「となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき第四十七條の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第十七條第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日をいう。以下この条において同じ。」とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十八條第二項において準用する法第三十二條第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間等)

第二百十二條 第六十九條第一項の規定にかかわらず、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十八條第一項の規定による障害厚生年金に係る同条第二項において準用する法第三十二條第

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五條第一項の規定による障害厚生年金の額についての厚生年金保険法第五十一條の適用)

第二百十一條 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五條第一項の規定により支給する障害厚生年金の額については、厚生年金保険法第五十一條の規定を適用する。この場合において、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは、「となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき第四十七條の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第十七條第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日をいう。以下この条において同じ。」とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十五條第二項において準用する法第三十二條第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間等)

第二百十二條 第六十九條第一項の規定にかかわらず、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五條第一項の規定による障害厚生年金に係る同条第二項において準用する法第三十二條第

一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三條各号に掲げる期間とする。

2 (略)

3 第七十一條の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八條第二項において準用する法第三十二條第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二條各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十八條第二項において準用する法第三十二條第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第二百二十三條 第七十三條第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八條第二項において準用する法第三十二條第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二條各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)あつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

2 第七十三條第二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八條第二項において準用する法第三十二條第二項

一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三條各号に掲げる期間とする。

2 (略)

3 第七十一條の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五條第二項において準用する法第三十二條第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二條各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十五條第二項において準用する法第三十二條第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第二百二十三條 第七十三條第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五條第二項において準用する法第三十二條第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二條各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)あつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

2 第七十三條第二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五條第二項において準用する法第三十二條第二項

第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十八条第二項において準用する法第三十二条第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チエコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十八条第一項の規定の適用）

第二百二十四条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者（同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チエコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十五条第一項の規定の適用）

第二百二十四条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者（同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、法第三十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

3 | 昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方

公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十九条第一項の規定の適用）

第二百二十五条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）であつて、次の表の第一欄に掲げるものについて、法第三十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「有する者」とあるのは「有する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「（障害程度を認定すべき日」とあるのは、同表の一の項、二の項及び四の項から七の項までの第一欄に掲げる障害を有する者にあつてはそれぞれ同表の第二欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の三の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、「除く。」であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「除く。」と、「当該障害程度を認定すべき日」とあるのは「当該経過した日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二百二十条第二項第二号及び第三項第二号に掲げる者にあつては

（新設）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十六条第一項の規定の適用）

第二百二十五条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）であつて、次の表の第一欄に掲げるものについて、法第三十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「有する者」とあるのは「有する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「（障害程度を認定すべき日」とあるのは、同表の一の項、二の項及び四の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつてはそれぞれ同表の第二欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の三の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、「除く。」であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「除く。」と、「当該障害程度を認定すべき日」とあるのは「当該経過した日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二百二十条第二項第二号及び第三項第二号に掲げる者にあつては、船員保険の被

、船員保険の被保険者であつた期間」と、「同項」とあるのは「同法第五十五条第一項」とする。

一	第一欄	(略)	第三欄
	第二欄		
二	船員保険の被保険者(船員組合員を除く。)であつた間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間(旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。)及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害及び第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害	(略)	(当該初診日から起算して五年を経過した日
三	旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害	(略)	(当該初診日から起算して

、船員保険の被保険者であつた期間」と、「同項」とあるのは「同法第五十五条第一項」とする。

一	第一欄	(略)	第三欄
	第二欄		
二	船員保険の被保険者(船員組合員を除く。)であつた間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間(旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。)及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害及び第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害	(略)	(初診日から起算して五年を経過した日
三	旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害	(略)	(初診日から起算して五年

六	五	四	
旧地方公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害	旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害	旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害	害
昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病(当	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病(当	(略)	
合に限る。)	該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限る。)	(当該初診日から起算して五年を経過した日	五年を経過した日

四	
旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害	害
(略)	
(初診日から起算して五年を経過した日	を經過した日

<p>七 旧私立学校教職員共済被 保険者期間中に発した傷 病による障害</p>	<p>該傷病が当該傷病に 係る初診日から起算 して五年を経過する までの間に治った場 合に限る。)</p>	<p>(当該初診日 から起算して 五年を経過し た日</p>
<p>2 前項の規定により読み替えられた法第三十九条第一項の経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者及び経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、それぞれ第二百二十条第二項及び第三項に規定する者とする。</p> <p>3 第一項の場合において、第八十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十</p>	<p>2 前項の規定により読み替えられた法第三十六条第一項の経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者及び経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、それぞれ第二百二十条第二項及び第三項に規定する者とする。</p> <p>3 第一項の場合において、第八十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前のある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十</p>	

一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。）、平成九年経過措置政令の規定、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替え後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。」と、同条第二項中「第八十三条第一項」とあるのは「第二百二十五条第三項の規定により読み替えられた同令第八十三条第一項」とする。

4 (略)

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十九条第一項の規定による障害手当金の額についての厚生年金保険法第五十一条の準用）

第二百二十六条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十条第一項に定める障害厚生年金の額」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十九条第一項の規定による障害手当金の額」と、「障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る

一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。）、平成九年経過措置政令の規定又は平成十四年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替え後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。」と、同条第二項中「第八十三条第一項」とあるのは「第二百二十五条第三項の規定により読み替えられた同令第八十三条第一項」とする。

4 (略)

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十六条第一項の規定による障害手当金の額についての厚生年金保険法第五十一条の準用）

第二百二十六条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十六条第一項の規定により支給する障害手当金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十条第一項に定める障害厚生年金の額」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十六条第一項の規定による障害手当金の額」と、「障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る

障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。」「とあるのは「障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。)」と読み替えるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者)であつた期間等)

第二百二十七条 第八十四条の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定(第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。

2 前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障

障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。)」とあるのは「障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。)」と読み替えるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等)であつた期間等)

第二百二十七条 第八十四条の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(当該障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定(第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。

2 前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るもののうち、昭和十七年六月から前項に規定する障

害認定日の属する月までの相手国期間とする。

3 前条に規定する障害手当金に係る法第三十九条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十九条第一項の規定の適用）

第二百二十八条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

3 昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

害認定日の属する月までの相手国期間とする。

3 前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十六条第一項の規定の適用）

第二百二十八条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

（新設）

(法附則第十条に規定する政令で定める者等)

第二百二十九条 法附則第十条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 次に掲げる者(第九条第二号に規定する相手国期間中に死亡した者を除く。)

イ 又 (略)

ル 平成二十七年経過措置政令第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者(初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。)

2 前項第一号に掲げる者(発効日前に死亡した者に限る。)については、法第四十条第一項第三号の規定は次項において同号に該当したものとみなす場合を除き、適用しない。

3 第一項第二号に掲げる者が発効日前に死亡したときは、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であった者が死亡した場合であつて、当該死亡した日において同項第三号に該当したものとみなす。

4 (略)

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者等に係る法第四十条第一項の規定の適用)

第三百三十条 昭和六十一年三月までの第一号厚生年金被保険者期間を有す

(法附則第十条に規定する政令で定める者等)

第二百二十九条 法附則第十条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 次に掲げる者(第九条第二号に規定する相手国期間中に死亡した者を除く。)

イ 又 (略)

(新設)

2 前項第一号に掲げる者(発効日前に死亡した者に限る。)については、法第三十七条第一項第三号の規定は次項において同号に該当したものとみなす場合を除き、適用しない。

3 第一項第二号に掲げる者が発効日前に死亡したときは、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であった者が死亡した場合であつて、当該死亡した日において同項第三号に該当したものとみなす。

4 (略)

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者等に係る法第三十七条第一項の規定の適用)

第三百三十条 昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者期間を有す

る者が死亡した場合には、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

2 相手国期間を有する者が、昭和六十一年四月一日前（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで）の船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた間に死亡した場合には、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

3 (略)

(旧適用法人被保険者期間中に死亡した者等に係る法第四十条第一項の規定の適用)

第三百十一条 旧適用法人共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合（同法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組

る者が死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

2 相手国期間を有する者が、昭和六十一年四月一日前（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで）の船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた間に死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

3 (略)

(旧適用法人被保険者期間中に死亡した者等に係る法第三十七条第一項の規定の適用)

第三百十一条 旧適用法人共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合（同法附則第三条第八号に規定する旧

- 合をいう。)の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。
()であつて」とする。
- 2 相手国期間を有する者が、旧適用法人被保険者期間中に死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
 - 3 (略)
 - 4 旧農林共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第六条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。
 - 5 相手国期間を有する者が、旧農林共済被保険者期間中に死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
 - 6 (略)
 - 7 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が死亡した場合には、法
- 適用法人共済組合をいう。)の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。
()であつて」とする。
- 2 相手国期間を有する者が、旧適用法人被保険者期間中に死亡した場合においては、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
 - 3 (略)
 - 4 旧農林共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合(同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。)の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。
()であつて」とする。
 - 5 相手国期間を有する者が、旧農林共済被保険者期間中に死亡した場合においては、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
 - 6 (略)
- (新設)

第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、第三号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

8| 相手国期間を有する者が、旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に死亡

した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

9| 昭和六十一年四月一日前の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に死亡

した者であつて、第百十条第四項の表の四の項から六の項までの第一欄に掲げるものについて、第八十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替えて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中

（新設）

（新設）

「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

(旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例)
 第百三十四条 旧厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付(第三十六条第一項第一号に掲げる年金を除く。)を受けることができる場合においては、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条第四項又は第五項(これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該配偶者について旧厚生年金保険法第三十四条第五項に基づき計算する加給年金額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。)の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

(旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例)
 第百三十四条 旧厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付(第三十六条第二項第一号に掲げる年金を除く。)を受けることができる場合においては、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条第四項又は第五項(これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該配偶者について旧厚生年金保険法第三十四条第五項に基づき計算する加給年金額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。)の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき(当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

2 法の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

（旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例）

第百三十九条 旧船員保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）を受けることができる場合においては、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十八条第四項又は第五項（これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該配偶者について旧船員保険法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。）の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は

2 法の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

（旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例）

第百三十九条 旧船員保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）を受けることができる場合においては、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該配偶者について旧船員保険法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。）の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は

<p>障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</p> <p>2 法の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。</p>	<p>障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</p> <p>2 法の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。</p>
--	--

十 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金勘定における積立金からの補足）</p> <p>第五十八条 法第百十六条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の厚生年金勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第二号及び第五号から第七号までに係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十六条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。</p>	<p>（厚生年金勘定における積立金からの補足）</p> <p>第五十八条 法第百十六条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の厚生年金勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第二号及び第五号に係るものに限る。）を控除して不足場合とし、法第百十六条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。</p>

十一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）

抄（平成二十七年十月一日施行）

（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付）</p> <p>第三十八条 法第八十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの</p> <p>四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金</p> <p>五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四</p>	<p>（傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付）</p> <p>第三十八条 法第八十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 国家公務員共済組合法による退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（新設）</p> <p>五 地方公務員等共済組合法による退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下こ</p>

年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職
共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの及び特例年金給付（同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの

八・九（略）

の号において「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

（新設）

六 私立学校教職員共済法による退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの及び特例年金給付（同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの

八・九（略）

十二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

抄（平成二十七年十月一日施行）

（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等）</p> <p>第五十六条の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。第五十六条の八十九の四第一号において同じ。）、障害基礎年金及び遺族基礎年金</p> <p>二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（第五十六条の八十九の四において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金</p> <p>三 厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金</p> <p>四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金</p>	<p>（特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等）</p> <p>第五十六条の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、<u>国家公務員共済組合法</u>、<u>地方公務員等共済組合法</u>又は<u>私立学校教職員共済法</u>に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。第五十六条の八十九の四第一号において同じ。）、障害基礎年金及び遺族基礎年金</p> <p>二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（第五十六条の八十九の四において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金</p> <p>三 厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金</p> <p>四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金</p>

保険法（第五十六条の八十九の四において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

（削る）

（削る）

保険法（第五十六条の八十九の四において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

五 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（削る）

（削る）

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（削る）

（削る）

九 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び遺族共済年金

十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。）によ

2 法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第五十六条の八十九の四において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第五十八条の八十九の四において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち

る退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

2 法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第五十六条の八十九の四において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

、障害共済年金及び遺族共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

(新設)

七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。)
第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。)
による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

(新設)

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

(新設)

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法

(新設)

(第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。)
による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。)
附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。)
のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

二 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。)
附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。)
のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

十一 移行農林年金(平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規

三 移行農林年金(平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規

規定する移行農林年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。
（のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

3
(略)

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第五十六条の八十九の四 同一の特別徴収対象被保険者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第七百十八条の二第二項の規定により国民健康保険税を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金（政府が支給するものに限る。）
- 八 旧国民年金法による障害年金

定する移行農林年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。
（のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

3
(略)

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第五十六条の八十九の四 同一の特別徴収対象被保険者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第七百十八条の二第二項の規定により国民健康保険税を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 八 旧国民年金法による障害年金

- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金
- 十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法等による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十三 国民年金法による遺族基礎年金
- 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（政府が支給するものに限る。）
- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十九 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）

- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金
- 十一 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法等による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十三 国民年金法による遺族基礎年金
- 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十九 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）

- 二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）
- 二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金
- 二十三 旧国共済法等による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）
- 二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 二十五 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）
- 二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金
- 二十七 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）
- 二十八 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 二十九 移行農林共済年金のうち、障害共済年金
- 三十 移行農林年金のうち、障害年金
- 三十一 移行農林共済年金のうち、遺族共済年金
- 三十二 移行農林年金のうち、遺族年金又は通算遺族年金

- （新設）
- 二十 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）
- （新設）
- 二十一 旧国共済法等による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）
- （新設）
- 二十二 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）
- （新設）
- 二十三 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）
- 二十四 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 二十五 移行農林共済年金のうち、障害共済年金
- 二十六 移行農林年金のうち、障害年金
- 二十七 移行農林共済年金のうち、遺族共済年金
- 二十八 移行農林年金のうち、遺族年金又は通算遺族年金

三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
 三十五 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、障害共済年金
 三十六 旧私学共済法による障害年金
 三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 三十八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、遺族共済年金
 三十九 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
 四十 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
 四十二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金
 四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金
 四十四 旧地共済法等による障害年金
 四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

二十九 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（新設）
 三十 私立学校教職員共済法による障害共済年金
 三十一 旧私学共済法による障害年金（新設）
 三十二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
 三十三 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
 三十四 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（新設）
 三十五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
 （新設）
 三十六 旧地共済法等による障害年金（新設）

<p>四十六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、遺族共済年金</p>	<p>三十七 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金</p>
<p>四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金</p>	<p>(新設)</p>
<p>四十八 旧地共済法等による遺族年金又は通算遺族年金</p>	<p>三十八 旧地共済法等による遺族年金又は通算遺族年金</p>

十三 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）
（第十三条関係）

抄（平成二十七年十月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付）</p> <p>第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの</p> <p>四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金</p> <p>五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済</p>	<p>（傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付）</p> <p>第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金</p> <p>（新設）</p> <p>五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による</p>

法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四
年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事
由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職
共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち
退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条
に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る
ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三
年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実
施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給
付事由とするもの及び特例年金給付（同法附則第二十五条第三項の規
定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項
各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由
とするもの

八・九（略）

退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公
務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員
等共済組合法及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定によ
る改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭
和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付のうち退職を支
給事由とするもの

（新設）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による
退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法
律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校
教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る
ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三
年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管
掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給
付事由とするもの及び特例年金給付（同法附則第二十五条第三項の規
定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項
各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由
とするもの

八・九（略）

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十一条 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額(当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。))以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。))が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第十三条第一項において「計算期間」という。))において、被保険者(計算期間の末日(以下この条から第十三条までにおいて「基準日」という。))において被保険者(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員を除く。以下この条から第十三条

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十一条 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額(当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。))以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。))が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第十三条第一項において「計算期間」という。))において、被保険者(計算期間の末日(以下この条から第十三条までにおいて「基準日」という。))において被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)である者に限る。以下この条において「基準日被

までにおいて同じ。)である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。)又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者又はその被扶養者として受けた療養(法第六十七条第一項及び法第八十二条の規定による保険給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。)を含む。))に係る次に掲げる額の合算額(第八条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

イ・ロ (略)

二 (略)

三 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者であつた者(健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第四項において同じ。))を含む。))、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という。))又は後期高齢者医療の被保険者(以下この号及び第四項において同じ。))であつた間に、当該組合員等が受けた療養(前二号に規定する療養を除く。))又はその被扶養者等(健康保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保

険者」という。))又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者又はその被扶養者として受けた療養(法第六十七条第一項及び法第八十二条の規定による保険給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。)を含む。))に係る次に掲げる額の合算額(第八条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

イ・ロ (略)

二 (略)

三 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者であつた者(健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第四項において同じ。))を含む。))、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という。))又は後期高齢者医療の被保険者(以下この号及び第四項において同じ。))であつた間に、当該組合員等が受けた療養(前二号に規定する療養を除く。))又はその被扶養者等(健康保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被

険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額

四・五 (略)

2
2
6 (略)

被保険者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額

四・五 (略)

2
2
6 (略)

十四 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職被保険者とするための年金保険の被保険者等であつた期間の特例）</p> <p>第十五条 法附則第六条第一項に規定するその受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である年金たる給付を受けることができる者についての政令で定める期間は、次の各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。イ及び第十号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。イ及びロにおいて同じ。）のうちイ又はロに掲げる年金たる給付 イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間</p>	<p>附則</p> <p>（退職被保険者とするための年金保険の被保険者等であつた期間の特例）</p> <p>第十五条 法附則第六条第一項に規定するその受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である年金たる給付を受けることができる者についての政令で定める期間は、次の各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 国家公務員共済組合法（以下この号において「国共済法」という。）の規定によるイ又はロに掲げる年金たる給付 イ又はロに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める期間</p>

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。ロにおいて同じ。）附則第十三条第二項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

ロ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十三条第二項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間

六〇九（略）

十 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。イからハまでにおいて同じ。）のうちイからハまでに掲げる年金たる給付 イからハまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める期間

イ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。ロ及びハにおいて同じ。）附則第二十八条の四第一項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の四第一項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げ

イ 国共済法附則第十三条第二項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

ロ 国共済法附則第十三条第二項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに掲げる期間

六〇九（略）

十 地方公務員等共済組合法（以下この号及び次号において「地共済法」という。）の規定によるイからハまでに掲げる年金たる給付 イからハまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める期間

イ 地共済法附則第二十八条の四第一項第一号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

ロ 地共済法附則第二十八条の四第一項第二号の規定に該当することにより支給される退職共済年金 同号イからホまでに掲げる者の区分に応じて、それぞれ同号イからホまでに掲げる期間

る者の区分に応じて、それぞれ同号イからホまでに掲げる期間

ハ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の九の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。第十三号及び第十四号において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この号において「旧地共済法」という。）の規定によるイからホまでに掲げる年金たる給付 イからホまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからホまでに定める期間

イホ （略）

十二〜十六 （略）

ハ 地共済法附則第二十八条の九の規定に該当することにより支給される退職共済年金 十五年

十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。第十三号及び第十四号において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地共済法（以下この号において「旧地共済法」という。）の規定によるイからホまでに掲げる年金たる給付 イからホまでに掲げる年金たる給付の区分に応じて、それぞれイからホまでに定める期間

イホ （略）

十二〜十六 （略）

十五 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正）</p> <p>第五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく共済組合の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、当該共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）の地方公務員等共済組合法に規定する給料の月額の前年度の合計額の総額（以下この条において「当該共済組合の組合員の給料の総額」という。）に標準報酬月額補正率を乗じて得た額（当該共済組合の組合員の当該給料の月額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額が健康保険法の規定による標準報酬月額の最高等級の額（以下この条において「最高等級額」という。）を超え、又は最低等級の額（以下この条において「最低等級額」という。）に満たない組合員（以下この項において「最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員」という。）がある場</p>

合にあつては、当該共済組合の組合員の給料の総額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額に、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に標準報酬月額修正率を乗じて得た額と地方公務員等共済組合法に規定する期末手当等の額の当該年度の合計額の総額とを合算して得た額とする。

一 当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この条及び次条第一項において「基準月」という。）における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員の当該給料の月額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額から当該最高等級額を超える部分の額の合計額を控除して得た額に当該最低等級額に満たない部分の額の合計額を加えて得た額と当該基準月における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員以外の組合員の当該給料の月額の合計額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額とを合算して得た額

二 当該年度の基準月における当該共済組合の組合員の当該給料の月額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額

2 前項の標準報酬月額補正率は、各年度につき、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の基準月における共済組合の組合員が勤務の対償として受ける給料、手当又は賞与及びこれに準ずるもの（臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを除く。）の額の合計額を当該年度の基準月における当該共済組合の組合員の給料の合計額で除して得た率とする。

3 第一項の標準報酬月額修正率は、各年度につき、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険法の規定によるすべての保険者の当該年度の

(概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正)

第六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「共済組合等」という。）の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、それぞれ、当該共済組合等の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者並びに私立学校教職員

被保険者ごとの同法に規定する標準報酬月額合計額の総額（以下この項において「標準報酬月額の総額」という。）の合計額を同法の規定によるすべての保険者の当該年度の標準報酬月額合計額のうち当該年度の十月から三月までの期間に係る額の合計額の二倍に相当する額で除して得た率とする。

4 最高等級額又は最低等級額が改定された年度における第一項に規定する共済組合の標準報酬総額（当該共済組合の組合員の給料の総額に係る部分に限る。）については、当該年度の当該共済組合の組合員の給料の総額を当該年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前三項の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額の合算額とする。

第六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「共済組合等」という。）の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、それぞれ、当該共済組合等の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（国家公務員共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者及び私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた

共済法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受け
 ることができることとなつた者を除く。以下この条において「組合員等
 」という。）の標準報酬の月額等（国家公務員共済組合法若しくは地方
 公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下「標準報酬」という。）
 の月額又は私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額（以下「標準
 報酬月額」という。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の
 当該年度の合計額の総額（当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額
 等が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に
 属する組合員等がある場合にあつては、当該共済組合等の組合員等の標
 準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めると
 ころにより、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗
 じて得た額）と国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法
 に規定する標準期末手当等の額又は私立学校教職員共済法に規定する標
 準賞与額の当該年度の合計額の総額とを合算して得た額とする。

一 当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この項におい
 て「基準月」という。）における標準報酬の月額等が標準報酬の等級
 又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員等の
 当該標準報酬の月額等の基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定
 による報酬月額とみなして定めた同法の規定による標準報酬月額の合
 計額と同年度の基準月における標準報酬の月額等が標準報酬の等級又
 は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員等以外
 の組合員等の当該標準報酬の月額等の合計額とを合算した額

二 当該年度の基準月における当該共済組合等の組合員等の標準報酬の

者を除く。以下この条において「組合員等」という。）の国家公務員共
 済組合法又は私立学校教職員共済法に規定する標準報酬又は標準給与（
 以下「標準報酬等」という。）の月額の当該年度の合計額の総額（当該
 共済組合等の組合員等の標準報酬等の月額が標準報酬等の等級の最高等
 級又は最低等級に属する組合員等がある場合にあつては、当該共済組合
 等の組合員等の標準報酬等の月額の当該年度の合計額の総額に、厚生労
 働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で
 除して得た率を乗じて得た額）と国家公務員共済組合法に規定する標準
 期末手当等又は私立学校教職員共済法に規定する標準賞与の額の当該年
 度の合計額の総額とを合算して得た額とする。

一 当該年度の基準月における標準報酬等の月額が標準報酬等の等級の
 最高等級又は最低等級に属する組合員等の当該標準報酬等の月額の基
 礎となつた報酬又は給与の月額を健康保険法の規定による報酬月額と
 みなして定めた同法の規定による標準報酬月額の合計額と当該基準月
 における標準報酬等の月額が標準報酬等の等級の最高等級又は最低等
 級に属する組合員等以外の組合員等の当該標準報酬等の月額の合計額
 とを合算した額

二 当該年度の基準月における当該共済組合等の組合員等の標準報酬等

月額等の合計額

2 健康保険法の規定による標準報酬月額等の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額等の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度における前項に規定する共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額については、当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額を当該年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額の合算額とする。

（削る）

第七条 法附則第十条第三項に規定する厚生労働大臣が定める組合の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、同項の組合ごとの標準報酬の月額等又は標準期末手当等の額若しくは標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「組合員の報酬」という。）の当該年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前条の規定による標準報酬総額の補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額とする。

の月額等の合計額

2 標準報酬等の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度における前項に規定する共済組合等の組合員等の標準報酬等の月額の当該年度の合計額の総額については、当該共済組合等の組合員等の標準報酬等の月額の当該年度の合計額の総額を当該年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額の合算額とする。

3 前条第四項の規定は、第一項の標準報酬総額の算定について準用する。

第七条 法附則第十条第三項に規定する厚生労働大臣が定める組合の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、同項の組合ごとの標準報酬、給料若しくは標準給与の月額又は標準期末手当等、期末手当等若しくは標準賞与の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「組合員の報酬」という。）の当該年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前二条の規定による標準報酬総額の補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額とする。

十六 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第四種被保険者の資格の特例）</p> <p>第五十一条 沖縄の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者（同項ただし書に規定する者に限る。以下同じ。）であつて、その者の昭和四十五年一月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年法律第三十四号附則第四十七条第一項その他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。第五十三条第一項、第五十六条の四第二項及び第三項第二号並びに第六十四条第一号において同じ。）が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間以上であるものは、昭和六十年法律第三十四号附則第四十三条第二項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者期間が十年以上であるものとみなす。</p> <p>（老齢基礎年金の支給要件の特例等）</p>	<p>（第四種被保険者の資格の特例）</p> <p>第五十一条 沖縄の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者（同項ただし書に規定する者に限る。以下同じ。）であつて、その者の昭和四十五年一月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年法律第三十四号附則第四十七条第一項その他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。第五十三条第一項、第五十六条の四第二項及び第三項第二号並びに第六十四条第一号において同じ。）が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間以上であるものは、昭和六十年法律第三十四号附則第四十三条第二項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者期間が十年以上であるものとみなす。</p> <p>（老齢基礎年金の支給要件の特例等）</p>

第六十四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める規定に該当するものとみなす。

一 沖繩の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者で、昭和四十五年一月一日以後の第一号厚生年金被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの（昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者又は同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者（次号において単に「船員任意継続被保険者」という。）としての第一号厚生年金被保険者期間（同日以後の旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外の第一号厚生年金被保険者期間が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間に満たないものを除く。） 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第四号

二 沖繩の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者で、昭和四十五年一月一日以後の昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び昭和六十年法律第三十四号附則第四十七条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この号において「厚生年金保険の第三種被保険者期間」という。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの（同日以後の船員任意継続被保険者

第六十四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める規定に該当するものとみなす。

一 沖繩の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者で、昭和四十五年一月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの（昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者又は同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者（次号において単に「船員任意継続被保険者」という。）としての厚生年金保険の被保険者期間（同日以後の旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外の厚生年金保険の被保険者期間が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間に満たないものを除く。） 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第四号

二 沖繩の厚生年金保険法附則第三条第一項の表の上欄に掲げる者で、昭和四十五年一月一日以後の昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び昭和六十年法律第三十四号附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この号において「厚生年金保険の第三種被保険者期間」という。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの（同日以後の船員任意継続

としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外の厚生年金保険の第三種被保険者期間が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間に満たないものを除く。） 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第五号

三 沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条の規定の適用を受けることにより被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による退職共済年金を受けることができる者 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第十七号

四（略）

被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外の厚生年金保険の第三種被保険者期間が同表の下欄に掲げる期間の二分の一に相当する期間に満たないものを除く。） 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第五号

三 沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条の規定の適用を受けることにより私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金を受けることができる者 昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第十七号

四（略）

十七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第三項第二号の政令で定める給付）</p> <p>第一条の二 法第三条第三項第二号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの</p> <p>三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金</p> <p>四 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの</p>	<p>（法第三条第三項第二号の政令で定める給付）</p> <p>第一条の二 法第三条第三項第二号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金</p> <p>（新設）</p> <p>四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金</p>

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

六〇九 (略)

(特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲)

第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所得とする。

一〇四 (略)

五 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

五の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

六 (略)

七 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項

(新設)

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

六〇九 (略)

(特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲)

第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所得とする。

一〇四 (略)

五 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)に基づく年金たる給付

(新設)

六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)に基づく年金たる

<p>に規定する給付</p> <p>七の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職 共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金</p> <p>八 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平 成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付</p> <p>九〇十八 (略)</p>	<p>給付</p> <p>(新設)</p> <p>八 私立学校教職員共済法に基づく年金たる給付</p> <p>九〇十八 (略)</p>
--	---

十八 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法律第五十一号附則第十四条の二第一項に規定する政令で定める年金たる給付）</p> <p>第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額（支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額）が法律第五十一号附則第十四条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「法律第百十五号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第十二条第一項第四</p>	<p>（法律第五十一号附則第十四条の二第一項に規定する政令で定める年金たる給付）</p> <p>第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額（支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額）が法律第五十一号附則第十四条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十号において「法律第百十五号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第十二条第</p>

号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるもの並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第百十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金

三・四（略）

五 平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）が二十年以上であるもの並びに平成二十四年改正前法律第百二十八号附則第十三条第一項並びに平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この号において「平成二十四

一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金

三・四（略）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第十三条第一項並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第八条及び第九条（これらの規定を同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（同法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退

年改正前法律第二百二十九号」という。）第八条及び第九条（これらの規定を平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（平成二十四年改正前法律第二百二十九号第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年法律第五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

七 平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二号」という。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を

職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

（新設）

六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八条の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第

有する場合において、法律第十五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。が二十年以上であるもの並びに平成二十四年改正前法律第五十二号附則第二十八条の四第一項並びに平成二十四年法律第六十三号附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十三号」という。）第八條第一項から第三項まで、第九條第二項及び第十條第一項から第三項まで（これらの規定を平成二十四年改正前法律第五十三号第三十六條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二項（平成十四年改正前法律第五十三号第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項及び第二項（平成二十四年改正前法律第五十三号第五十九條において準用する場合を含む。）並びに第六十二條第一項及び第二項（平成二十四年改正前法律第五十三号第六十六條において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年法律第八号」という。）附則第十三條第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第八号第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第八号第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を

一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二項（同法第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項及び第二項（同法第五十九條において準用する場合を含む。）並びに第六十二條第一項及び第二項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年法律第八号」という。）附則第十三條第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第八号第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第八号第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

除く。)に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

九 平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる加入者期間(当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するとき、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。)が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)附則第十項及び第十一項(これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。))並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第六号)第三十四条(同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

(新設)

七 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)附則第十項及び第十一項(これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。))並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第六号)第三十四条(同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

十
五
略

八
三
略

十九 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百二十八号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国の負担又は補助に関する規定の適用）</p> <p>第六条 新特別措置政令第五十二条若しくは附則第二項、第四条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十九条第二項若しくは附則第二項若しくは第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十五条第一号、第二号、第九号若しくは第十二号又は第六条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十条第二項若しくは第七条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三十四条第三項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号若しくは附則第五十六条の規定は、それぞれ、昭和六十一年四月一日以後に支給事由の生じた厚生年金保険法による老齢厚生年金若しくは同月以降の月分の同法による通算老齢年金若しくは通算遺族年金（国民年金法等の一</p>	<p>附則</p> <p>（国の負担又は補助に関する規定の適用）</p> <p>第六条 新特別措置政令第五十二条若しくは附則第二項、第四条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十九条第二項若しくは附則第二項若しくは第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十五条第一号、第二号、第九号若しくは第十二号又は第六条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十条第二項若しくは第七条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三十四条第三項第一号、第二号、第九号若しくは第十二号若しくは附則第五十六条の規定は、それぞれ、昭和六十一年四月一日以後に支給事由の生じた厚生年金保険法による老齢厚生年金若しくは同月以降の月分の同法による通算老齢年金若しくは通算遺族年金（国民年金法等の一</p>

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）、「同日以後に支給事由の生じた私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は同日以後に支給事由の生じた農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金の給付に要する費用について適用する。

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）、「同日以後に支給事由の生じた私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は同日以後に支給事由の生じた農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による退職共済年金若しくは同月以降の月分の同法による通算退職年金若しくは通算遺族年金の給付に要する費用について適用する。

二十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額にその年における同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた期間の月数を乗じて計算した金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法第二十四条の四第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額</p> <p>三・四（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額にその年における同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた期間の月数を乗じて計算した金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法第二十四条の三第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額</p> <p>三・四（略）</p> <p>3～6（略）</p>

二十一 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（掛金の額の上限の特例）</p> <p>第三十五条 加入員が法第九十四条第一項に規定する保険料の全部につき同項の規定による追納を行った場合又は当該保険料の全部につき当該追納を行った国民年金の被保険者が加入員となった場合における当該加入員の掛金の額は、当該保険料の全部につき当該追納が行われた日（その日後加入員となった者にあつては、その日後初めて加入員の資格を取得した日とし、以下この項において「基準日」という。）の属する月以後特定追納期間（基準日の属する月の前月までの当該加入員に係る国民年金の被保険者期間（当該追納に係る月のうち直近の月後の当該被保険者期間の全てが法第五条第一項に規定する保険料納付済期間であるものに限る。）のうち当該追納に係る被保険者期間であつて平成三年四月一日以後のものをいう。）に相当する期間（当該期間が六十月を超えるときは、六十月）に限り、前条の規定にかかわらず、一月につき十万二千円以下とすることができる。</p> <p>2 基金の成立の日から二年以内に加入員の資格を取得した者で初めて加入員の資格を取得した日において四十六歳以上であるもの（以下「中高</p>	<p>（掛金の額の上限の特例）</p> <p>第三十五条 加入員が法第九十四条第一項に規定する保険料の全部につき同項の規定による追納を行った場合又は当該保険料の全部につき当該追納を行った国民年金の被保険者が加入員となった場合における当該加入員の掛金の額は、当該保険料の全部につき当該追納が行われた日（その日後加入員となった者にあつては、その日後初めて加入員の資格を取得した日とし、以下この項において「基準日」という。）の属する月以後特定追納期間（基準日の属する月の前月までの当該加入員に係る国民年金の被保険者期間（当該追納に係る月のうち直近の月後の当該被保険者期間のすべてが法第五条第二項に規定する保険料納付済期間であるものに限る。）のうち当該追納に係る被保険者期間であつて平成三年四月一日以後のものをいう。）に相当する期間（当該期間が六十月を超えるときは、六十月）に限り、前条の規定にかかわらず、一月につき十万二千円以下とすることができる。</p> <p>2 基金の成立の日から二年以内に加入員の資格を取得した者で初めて加入員の資格を取得した日において四十六歳以上であるもの（以下「中高</p>

「年齢加入者」という。)に係る掛金の額は、中高年齢加入者が初めて加入員の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)の属する月以後特定第一号被保険者期間(当該月の前月までの当該中高年齢加入者に係る法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての被保険者期間のうち法第五条第一項に規定する保険料納付済期間に係るものをいう。)に相当する期間(当該期間が資格取得日における中高年齢加入者の年齢に応じ次の表に定める期間を超えるときは、それぞれ同表に定める期間とする。)に限り、前条の規定にかかわらず、一月につき十万二千円以下とすることができる。

(表略)

「年齢加入者」という。)に係る掛金の額は、中高年齢加入者が初めて加入員の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)の属する月以後特定第一号被保険者期間(当該月の前月までの当該中高年齢加入者に係る法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての被保険者期間のうち法第五条第二項に規定する保険料納付済期間に係るものをいう。)に相当する期間(当該期間が資格取得日における中高年齢加入者の年齢に応じ次の表に定める期間を超えるときは、それぞれ同表に定める期間とする。)に限り、前条の規定にかかわらず、一月につき十万二千円以下とすることができる。

(表略)

二十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
 施行令（平成八年政令第十八号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十三条第二項の政令で定める期間）</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める期間は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下「旧国民年金法」という。）第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「旧保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二十四号。以下「平成二十年改正政令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第四条第四項（以下「旧令第四条第四項」という。）の規定により旧保険料納付済期間若しくは</p>	<p>（法第十三条第二項の政令で定める期間）</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める期間は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下「旧国民年金法」という。）第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「旧保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二十四号。以下「平成二十年改正政令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第四条第四項（以下「旧令第四条第四項」という。）の規定により旧保険料納付済期間若しくは</p>

新保険料納付済期間とみなされた期間又は六十歳に達した日の属する月以後の期間とする。

(法第十三条第三項の政令で定める期間)

第三条 法第十三条第三項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間に係る法第十三条第三項の政令で定める期間は、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間とする。

2 (略)

(一時金の額)

第四条 法第十三条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に第三号に掲げる月数を乗じて得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

一・二 (略)

三 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の同項に規定する旧被保険者期間及び同項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに法第十三条第三項に規定する国民年金法による被保険者期間の月数

新保険料納付済期間とみなされた期間又は六十歳に達した日の属する月以後の期間とする。

(法第十三条第三項の政令で定める期間)

第三条 法第十三条第三項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間に係る法第十三条第三項の政令で定める期間は、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間とする。

2 (略)

(一時金の額)

第四条 法第十三条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に第三号に掲げる月数を乗じて得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

一・二 (略)

三 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の同項に規定する旧被保険者期間及び同項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間並びに法第十三条第三項に規定する国民年金法による被保険者期間の月数

(保険料の額及び法第十三条第四項の政令で定める額)

第六条 (略)

2 法第十三条第四項に規定する政令で定める額は、前項の規定により計算した保険料の額に同条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の前条第一項の特例納付月数(当該特例納付月数のうち、国民年金法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に四分の三を、同条第五項に規定する保険料半額免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に二分の一を、同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に四分の一を乗じて得た月数とする。)を乗じて得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

(昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る被保険者期間の特例)

第八条 永住帰国した中国残留邦人等(昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するもの(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。))に限る。)の昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十

(保険料の額及び法第十三条第四項の政令で定める額)

第六条 (略)

2 法第十三条第四項に規定する政令で定める額は、前項の規定により計算した保険料の額に同条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の前条第一項の特例納付月数(当該特例納付月数のうち、国民年金法第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に四分の三を、同条第六項に規定する保険料半額免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に二分の一を、同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間に係る期間がある場合にあつては当該期間の月数に四分の一を乗じて得た月数とする。)を乗じて得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

(昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る被保険者期間の特例)

第八条 永住帰国した中国残留邦人等(昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するもの(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。))に限る。)の昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十

一日までの期間のうち、当該中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。）のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧国民年金法による被保険者期間及び旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（以下「旧保険料免除期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間及び同法第五条第二項に規定する保険料免除期間（以下「新保険料免除期間」という。）とみなす。ただし、国民年金対象残留期間のうちに国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。）又は次条第一項の規定による納付が行われた後における当該納付に係る期間があるときは、当該期間については、この限りでない。

2・3 (略)

一日までの期間のうち、当該中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。）のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧国民年金法による被保険者期間及び旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（以下「旧保険料免除期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間及び同法第五条第三項に規定する保険料免除期間（以下「新保険料免除期間」という。）とみなす。ただし、国民年金対象残留期間のうちに国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。）又は次条第一項の規定による納付が行われた後における当該納付に係る期間があるときは、当該期間については、この限りでない。

2・3 (略)

二十三 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号） 抄
 （第二十三条関係）

（平成二十七年十月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

b

改正案	現行
<p>（法第三百三十一条に規定する政令で定める年金給付等） 第四十条 法第三百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。</p> <p>一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第一項による老齢年金</p> <p>二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金</p> <p>三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金</p> <p>四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金</p> <p>（削る） （削る）</p>	<p>（法第三百三十一条に規定する政令で定める年金給付等） 第四十条 法第三百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。</p> <p>一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第一項による老齢年金</p> <p>二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金</p> <p>三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金</p> <p>四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金</p> <p>五 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金</p> <p>六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律</p>

(削る)

(削る)

2 法第三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）並びに昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十二条において「旧地共済法」という。）並びに昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び遺族共済年金

十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

2 法第三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- 二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八| 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

九| 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十| 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十一| 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（特別徴収対象年金給付の順位）

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対

（新設）

（新設）

二| 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

三| 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（特別徴収対象年金給付の順位）

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対

象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第三百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金（政府が支給するものに限る。）
- 八 旧国民年金法による障害年金
- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金

象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第三百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 国民年金法による障害基礎年金
- 七 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 八 旧国民年金法による障害年金
- 九 旧厚生年金保険法による障害年金
- 十 旧船員保険法による障害年金

- 十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十三 国民年金法による遺族基礎年金
- 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（政府が支給するものに限る。）
- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）
- 二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者）に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の

- 十一 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十二 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十三 国民年金法による遺族基礎年金
- 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）
- （新設）
- 二十 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第十一号に掲げる年

うち障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）

二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

二十三 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）

二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

二十五 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

二十七 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）

二十八 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

二十九 移行農林共済年金のうち障害共済年金

三十 移行農林年金のうち障害年金

三十一 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

三十二 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者）に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

三十五 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金

金を除く。）

（新設）

二十一 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）

（新設）

二十二 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）

（新設）

二十三 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）

二十四 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

二十五 移行農林共済年金のうち障害共済年金

二十六 移行農林年金のうち障害年金

二十七 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

二十八 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

（新設）

二十九 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十 私立学校教職員共済法による障害共済年金

三十六	旧私学共済法による障害年金	三十一	旧私学共済法による障害年金
三十七	厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）	（新設）	
三十八	平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金	三十二	私立学校教職員共済法による遺族共済年金
三十九	旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金	三十三	旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
四十	旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金	三十四	旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
四十一	厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）	（新設）	
四十二	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金	三十五	地方公務員等共済組合法による障害共済年金
四十三	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金	（新設）	
四十四	旧地共済法による障害年金	三十六	旧地共済法による障害年金
四十五	厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）	（新設）	
四十六	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	三十七	地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
四十七	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金	（新設）	
四十八	旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金	三十八	旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

二十四 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号） 抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としないこととされていること。</p> <p>二〇十（略）</p> <p>（その他の企業年金等対象者）</p> <p>第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金規約において実施事業所に使用される厚生年金保険の被</p>	<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される被用者年金被保険者等（当該被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としないこととされていること。</p> <p>二〇十（略）</p> <p>（その他の企業年金等対象者）</p> <p>第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金規約において実施事業所に使用される被用者年金被保険</p>

保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合における当該資格を有しないものであつて厚生労働省令で定めるもの

者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合における当該資格を有しないものであつて厚生労働省令で定めるもの

二十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十三年政令第三百四十五号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（新会社に対する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の規定の適用）</p> <p>第三条 次に掲げる規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなす。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百条第三項</p> <p>二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「厚生年金保険法改正法経過措置政令」という。）第二十一条第六項</p> <p>三 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十三条第八項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険</p>	<p>（新会社に対する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の規定の適用）</p> <p>第三条 次に掲げる規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなす。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百条第三項</p> <p>二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「厚生年金保険法改正法経過措置政令」という。）第九条、第二十条第一項及び第二十一条第六項</p> <p>三 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正後</p>

法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十一条第一項

四 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十四条第三項の規定により読み替えられた平成二十七年国共済経過措置政令第五十一条第二項から第四項まで

五 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十六条第三項の規定により読み替えられた平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条

2 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十四条第六項の規定による日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十七条第二項の規定の適用については、新会社を同法第八十九条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

の国家公務員共済組合法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項、第八十七条第一項並びに附則第十二条の七の四第二項及び第三項、第十二条の八第八項並びに第十二条の八の三第一項及び第五項

四 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第二十条第四項

五 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十四条第一項の規定により読み替えられた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項及び第二項、第三十九条、第四十四条第一項並びに第四十五条第一項

2 厚生年金保険法改正法経過措置政令第二十四条第三項の規定による日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十七条第二項の規定の適用については、新会社を同法第八十九条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

二十六 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号） 抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第四条 法第五条第一項第五号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第二条第三項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。</p> <p>二（略）</p> <p>（基金の設立に必要な厚生年金保険の被保険者の数）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第四号及び第五号の政令で定める数は、三百人とする。</p> <p>（新たに確定給付企業年金を実施して給付の支給に関する権利義務を承継する際の特例）</p>	<p>（規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第四条 法第五条第一項第五号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第二条第三項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。</p> <p>二（略）</p> <p>（基金の設立に必要な被用者年金被保険者等の数）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第四号及び第五号の政令で定める数は、三百人とする。</p> <p>（新たに確定給付企業年金を実施して給付の支給に関する権利義務を承継する際の特例）</p>

第五十三条 (略)

2 前項後段の場合において、当該事業主は、法第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項の規定による代議員会における議決に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該基金を設立しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 前項の場合において、当該事業主は、法第七十九条第四項において準用する法第七十四条第二項及び第三項の同意に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該規約型企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

6・7 (略)

第五十三条 (略)

2 前項後段の場合において、当該事業主は、法第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項の規定による代議員会における議決に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該基金を設立しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 前項の場合において、当該事業主は、法第七十九条第四項において準用する法第七十四条第二項及び第三項の同意に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該規約型企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

6・7 (略)

二十七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																																	
<p>（廃止前農林共済法による給付の決定等に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第三条 平成十三年統合法附則第二十五条第五項において平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第二十五条の二第十二項を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）の規定を準用する場合には、平成十三年統合法附則第二十五条第五項の規定により読み替えるもののほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																			
<table border="1"> <tr> <td>廃止前</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林共</td> <td>第二十二</td> </tr> <tr> <td>条第一項</td> <td>第三十八條第</td> </tr> <tr> <td>一項、第四十</td> <td>條第三項において準用する厚生</td> </tr> </table>	廃止前	（略）	農林共	第二十二	条第一項	第三十八條第	一項、第四十	條第三項において準用する厚生	<table border="1"> <tr> <td>廃止前</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林共</td> <td>第三十八條第</td> </tr> <tr> <td>条第一項</td> <td>第三十八條第</td> </tr> <tr> <td>一項、第四十</td> <td>條第三項において準用する厚生</td> </tr> </table>	廃止前	（略）	農林共	第三十八條第	条第一項	第三十八條第	一項、第四十	條第三項において準用する厚生	<table border="1"> <tr> <td>廃止前</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林共</td> <td>第二十二</td> </tr> <tr> <td>条第一項</td> <td>第三十八條第</td> </tr> <tr> <td>一項、第四十</td> <td>條第三項において準用する厚生</td> </tr> </table>	廃止前	（略）	農林共	第二十二	条第一項	第三十八條第	一項、第四十	條第三項において準用する厚生	<table border="1"> <tr> <td>廃止前</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>農林共</td> <td>第二十二</td> </tr> <tr> <td>条第一項</td> <td>第三十八條第</td> </tr> <tr> <td>一項、第四十</td> <td>條第三項において準用する厚生</td> </tr> </table>	廃止前	（略）	農林共	第二十二	条第一項	第三十八條第	一項、第四十	條第三項において準用する厚生
廃止前	（略）																																		
農林共	第二十二																																		
条第一項	第三十八條第																																		
一項、第四十	條第三項において準用する厚生																																		
廃止前	（略）																																		
農林共	第三十八條第																																		
条第一項	第三十八條第																																		
一項、第四十	條第三項において準用する厚生																																		
廃止前	（略）																																		
農林共	第二十二																																		
条第一項	第三十八條第																																		
一項、第四十	條第三項において準用する厚生																																		
廃止前	（略）																																		
農林共	第二十二																																		
条第一項	第三十八條第																																		
一項、第四十	條第三項において準用する厚生																																		

(略)	(略)	(略)	三条第一項又は第四十八条	年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十条の二第一項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十三条第一項
(略)	(略)	五十円		
(略)	(略)	百円		
(略)	(略)	五十銭		
(略)	(略)	一円		

（特例障害農林年金の併給の調整に関する規定）

第二十一条 平成十三年統合法附則第四十五条第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公

(略)	(略)	(略)	三条第一項又は第四十八条	年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十条の二第一項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十三条第一項
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		

（特例障害農林年金の併給の調整に関する規定）

第二十一条 平成十三年統合法附則第四十五条第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十四条（同法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項及び第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の二第三項、第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の八第四項において読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第

務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。
。第七十四条（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共
済法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二
条の四の三第二項及び第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の
七の二第三項、第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の
八第四項において読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第一項
第二号において同じ。）

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十
四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地
方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）をいう。以
下同じ。）第七十六条（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正
前地共済法第二百二条第二項、第二百三条第四項及び第四百四条第二項並び
に附則第十八条の二第七項、第二十条の二第四項（なお効力を有する
平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において
読み替えて適用する場合を含む。）、第二十条の三第三項（なお効力
を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項
において読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項（なお効力を
有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項に
おいて読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第二
十四条の二第八項、第二十五条の二第四項（なお効力を有する平成二
十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において読み替
えて適用する場合を含む。）、第二十五条の三第四項（なお効力を有

一項第二号において同じ。）

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第七十
六条（同法第二百二条第二項、第二百三条第四項及び第四百四条第二項並び
に附則第十八条の二第七項、第二十条の二第四項（同法附則第二十四
条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）、第二十条の三
第三項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合
を含む。）及び第六項（同法附則第二十四条第二項において読み替え
て適用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第二十四条の二第八
項、第二十五条の二第四項（同法附則第二十四条第二項において読み
替えて適用する場合を含む。）、第二十五条の三第四項（同法附則第
二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第七
項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含
む。）、第二十五条の四第四項（同法附則第二十四条第二項において
読み替えて適用する場合を含む。）及び第七項（同法附則第二十四条
第二項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条
第八項において読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第一項第
三号において同じ。）

する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第七項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第七項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第七項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第一項第三号において同じ。）

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。第二十三条第一項第四号において同じ。）第七十条

五〇九（略）

2 特例障害農林年金は、国民年金法第二十条の規定の適用については厚生年金保険法による年金たる保険給付と、前項第一号に掲げる規定の適用については同法による年金たる保険給付（障害厚生年金を除く。）と

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条

五〇九（略）

2 特例障害農林年金は、国民年金法第二十条の規定の適用については被用者年金各法による年金たる給付と、前項第一号及び第六号に掲げる規定の適用については国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲

、同項第二号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる規定の適用については同法による年金である保険給付と、同項第五号及び第六号に掲げる規定の適用については昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付とみなす。

(障害の程度が減退又は増進した場合における額の改定等)

第二十二條 厚生年金保険法第四十八條、第四十九條、第五十二條第一項から第三項まで及び第七項、第五十三條並びに第五十四條第一項、第二項本文及び第三項の規定は、特例障害農林年金について準用する。この場合において、同法第五十二條第一項から第三項までの規定中「実施機関」とあるのは「存続組合」と、同項中「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第七項中「まで及び前項」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

(特例遺族農林年金の併給の調整に関する規定)

第二十三條 平成十三年統合法附則第四十六條第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四條

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六條

げる法律による年金たる給付と、前項第二号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる規定の適用については厚生年金保険法による年金である保険給付と、同項第五号に掲げる規定の適用については国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付とみなす。

(障害の程度が減退又は増進した場合における額の改定等)

第二十二條 厚生年金保険法第四十八條、第四十九條、第五十二條第一項から第三項まで及び第七項、第五十三條並びに第五十四條第一項、第二項本文及び第三項の規定は、特例障害農林年金について準用する。この場合において、同法第五十二條中「厚生労働大臣」とあるのは、「存続組合」と読み替えるものとする。

(特例遺族農林年金の併給の調整に関する規定)

第二十三條 平成十三年統合法附則第四十六條第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

二 国家公務員共済組合法第七十四條(同法附則第十二條の二の二第七項及び第十二條の六の二第八項において読み替えて適用する場合を含む。)

三 地方公務員等共済組合法第七十六條(同法附則第十八條の二第七項

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条

五〇九 (略)

2 特例遺族農林年金は、国民年金法第二十条の規定の適用については厚生年金保険法による年金たる保険給付と、前項第一号に掲げる規定の適用については同法による年金たる保険給付（老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く。）と、同項第二号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる規定の適用については同法による遺族厚生年金と、同項第五号及び第六号に掲げる規定の適用については昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付とみなす。

(六十五歳に達している者に係る特例遺族農林年金の額の算定等)

第二十三条の二 特例遺族農林年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、平成十三年統合法附則第四十六条第二項及び廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条第一項（第一号ただし書を除く。）及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十四条の二並びに附則第十七条の二及び第十七条の三並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確

及び第二十四条の二第八項において読み替えて適用する場合を含む。

四 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条

五〇九 (略)

2 特例遺族農林年金は、国民年金法第二十条の規定の適用については被用者年金各法による年金たる給付と、前項第一号及び第六号に掲げる規定の適用については国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による遺族共済年金と、前項第二号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる規定の適用については厚生年金保険法による遺族厚生年金と、同項第五号に掲げる規定の適用については国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付とみなす。

(六十五歳に達している者に係る特例遺族農林年金の額の算定等)

第二十三条の二 特例遺族農林年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、平成十三年統合法附則第四十六条第二項及び廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条第一項（第一号ただし書を除く。）及び第四項、第六十一条第二項及び第三項、第六十四条の三第一項、附則第十七条の二第一項並びに附則第十七条の三並びに公的年金制度の健全性及び

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、同号中「第五十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第二項の規定の例により計算した」と、厚生年金保険法第六十条第一項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

（特例一時金の支給の調整等）

第二十五条 旧農林共済組合員期間を有する者が、平成十三年統合法附則第六条の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする同法による老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前

信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、同号中「第五十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第二項の規定の例により計算した」と、厚生年金保険法第六十条第一項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

（特例一時金の支給の調整等）

第二十五条 旧農林共済組合員期間を有する者が、平成十三年統合法附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による脱退手

の厚生年金保険法による脱退手当金を受ける権利を有するときは、特例一時金は支給しない。

2 (略)

(一時金の支給)

第二十五条の二 (略)

2～10 (略)

11 廃止前農林共済法第十三条、第十九条の二、第二十二条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、第一項の一時金について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十三条中「組合」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）」と、同条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。第二十八条第一項及び第三十三条第三項において同じ。）」と、廃止前農林共済法第二十二条第一項中「給付

当金を受ける権利を有するときは、特例一時金は支給しない。

2 (略)

(一時金の支給)

第二十五条の二 (略)

2～10 (略)

11 廃止前農林共済法第十三条、第十九条の二、第二十二条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、第一項の一時金について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十三条中「組合」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）」と、同条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。第二十八条第一項及び第三十三条第三項において同じ。）」と、廃止前農林共済法第二十二条第一項中「給付

の額（第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」とあるのは「給付の額」と、「五十円」とあるのは「五十銭」と、「百円」とあるのは「一円」と、廃止前農林共済法第二十八条第一項中「退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給される特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、廃止前農林共済法第二十九条中「船舶に乗っていた組合員若しくは」とあるのは「船舶に乗っていた旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。）の」と、「行方不明となつた組合員若しくは」とあるのは「行方不明となつた旧農林共済組合の」と、「航空機に乗っていた組合員若しくは」とあるのは「航空機に乗っていた旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十条第一項中「遺族共済年金及び第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第二項」と、「その他の給付」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十一条中「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の組合員」と、廃止前農林共済法第三十三条第一項中「この法律に基く給付」とあり、及び同条第三項中「退職共済年金」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、廃止前農林共済法第七十八条中「組合員又はこの法律に基づく給付」とあり、及び「組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付」とあるのは「

の額（第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」とあるのは「給付の額」と、廃止前農林共済法第二十八条第一項中「退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給される特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、廃止前農林共済法第二十九条中「船舶に乗っていた組合員若しくは」とあるのは「船舶に乗っていた旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。）の」と、「行方不明となつた組合員若しくは」とあるのは「行方不明となつた旧農林共済組合の」と、「航空機に乗っていた組合員若しくは」とあるのは「航空機に乗っていた旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十条第一項中「遺族共済年金及び第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第二項」と、「その他の給付」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十一条中「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の組合員」と、廃止前農林共済法第三十三条第一項中「この法律に基く給付」とあり、及び同条第三項中「退職共済年金」とあるのは「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、廃止前農林共済法第七十八条中「組合員又はこの法律に基づく給付」とあり、及び「組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付」とあるのは「旧農林共済組合の組合員であつた者又は特例年金政令第二十五条の二第

旧農林共済組合の組合員であつた者又は特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と読み替えるものとする。

12 (略)

(存続組合が支給する特例年金給付に係る国民年金法等の規定の技術的
読替え)

第三十三条 存続組合が支給する特例年金給付に係る次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国民年 金法	第百八条 第二項	保険給付	保険給付(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下この項において「平成十三年統合法」という。) 附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付を含む。)
厚生年 金保険 法	第五十六 条第二号	(略)	(略)
		国民年金法	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共

一項の一時金」と読み替えるものとする。

12 (略)

(存続組合が支給する特例年金給付に係る国民年金法等の規定の技術的
読替え)

第三十三条 存続組合が支給する特例年金給付に係る次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国民年 金法	第百八条 第二項	年金たる給付	年金たる給付(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下この項において「平成十三年統合法」という。) 附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付を含む。)
厚生年 金保険 法	第五十六 条第二号	(略)	(略)
		国民年金法	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共

濟組合法等を廃止する等の法律
(平成十三年法律第百一号。以
下この号において「平成十三年
統合法」という。) 附則第二十
五条第四項に規定する特例年金
給付(第百条の二第三項におい
て単に「特例年金給付」という
。)の受給権者(最後に障害状
態に該当しなくなった日から起
算して障害状態に該当すること
なく三年を経過した平成十三年
統合法附則第三十六条第一項に
規定する特例障害共済年金の受
給権者若しくは平成十三年統合
法附則第四十五条第一項に規定
する特例障害農林年金の受給権
者(いづれも現に障害状態に該
当しない者に限る。)又は最後
に農林漁業団体職員共済組合法
の一部を改正する法律(昭和六
十年法律第百七号)による改正
前の農林漁業団体職員共済組合
法(昭和三十三年法律第九十九

濟組合法等を廃止する等の法律
(平成十三年法律第百一号。以
下この号において「平成十三年
統合法」という。) 附則第二十
五条第四項に規定する特例年金
給付(第百条の二において単に
「特例年金給付」という。)の
受給権者(最後に障害状態に該
当しなくなった日から起算して
障害状態に該当することなく三
年を経過した平成十三年統合法
附則第三十六条第一項に規定す
る特例障害共済年金の受給権者
若しくは平成十三年統合法附則
第四十五条第一項に規定する特
例障害農林年金の受給権者(い
づれも現に障害状態に該当しな
い者に限る。)又は最後に農林
漁業団体職員共済組合法の一部
を改正する法律(昭和六十年法
律第百七号)による改正前の農
林漁業団体職員共済組合法(昭
和三十三年法律第九十九号)別

国共済 改正前 元化法 四年一 成二十 する平 力を有 なお効	第百十四 条の二	若しくは私立 学校教職員共 済法による年 金である給付	号)別表第二の上欄に掲げる程 度の障害の状態(以下この号に おいて「旧障害状態」という。 に該当しなくなつた日から起 算して旧障害状態に該当するこ となく三年を経過した平成十三 年統合法附則第四十一条第一項 に規定する特例障害年金の受給 権者(現に旧障害状態に該当し ない者に限る。)を除く。)又 は国民年金法 特例年金給付若しくは国民年金 法
--	-------------	--------------------------------------	--

国家公 務員共 済組合 法	第百十四 条の二	若しくは私立 学校教職員共 済法による年 金である給付	表第二の上欄に掲げる程度の障 害の状態(以下この号において 「旧障害状態」という。)に該 当しなくなつた日から起算して 旧障害状態に該当することなく 三年を経過した平成十三年統合 法附則第四十一条第一項に規定 する特例障害年金の受給権者(現 に旧障害状態に該当しない者 に限る。)を除く。)又は国民 年金法 若しくは私立学校教職員共済法 教職員共済法 又は私立学校 年金たる給付 年金たる給付 二)第百条の
------------------------	-------------	--------------------------------------	---

法	な お 効 力 を 有 す る 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 私 学 共 済 法	第 百 四 十 四 条 の 二 十 五 の 二	若 し く は 私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 に よ る 年 金 で あ る 給 付	金 給 付
法	な お 効 力 を 有 す る 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 地 共 済 法	第 四 十 七 条 の 二	若 し く は 他 の 法 律 に 基 づ く 共 済 組 合 が 支 給 す る 年 金 で あ る 給 付	、 私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 に よ る 年 金 で あ る 給 付 若 し く は 厚 生 年 金 保 険 制 度 及 び 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合 制 度 の 統 合 を 図 る た め の 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合 法 等 を 廃 止 す る 等 の 法 律 （ 平 成 十 三 年 法 律 第 百 一 号 ） 附 則 第 二 十 五 条 第 四 項 に 規 定 す る 特 例 年 金 給 付
法	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法	第 百 四 十 四 条 の 二 十 五 の 二	若 し く は 私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 に よ る 年 金 で あ る 給 付	金 給 付
法	私 立 学 校 教 職 員 共 済 法	第 四 十 七 条 の 二	若 し く は 他 の 法 律 に 基 づ く 共 済 組 合 が 支 給 す る 年 金 で あ る 給 付	、 他 の 法 律 に 基 づ く 共 済 組 合 が 支 給 す る 年 金 で あ る 給 付 若 し く は 厚 生 年 金 保 険 制 度 及 び 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合 制 度 の 統 合 を 図 る た め の 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合 法 等 を 廃 止 す る 等 の 法 律 （ 平 成 十 三 年 法 律 第 百 一 号 ） 附 則 第 二 十 五 条 第 四 項 に 規 定 す る 特 例 年 金 給 付

二十八 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号） 抄（平成二
十七年十月一日施行）

（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（帰国した被害者に係る保険料納付済期間の特例）</p> <p>第五条 法第十一条第三項の規定により帰国した被害者の保険料が納付されたものとみなされた場合にあつては、当該帰国した被害者に係る国民年金特例対象期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、居住地以後、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「旧保険料納付済期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、居住地以後、国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という一項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という。）とみなす。</p> <p>2（略）</p> <p>（被害者の子及び孫に係る被保険者期間の特例）</p> <p>第七条 被害者の子及び孫（帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。以下同じ。）について、北朝鮮において出生したと認められる日から帰国し、又は入国し最初に本邦に住所を有するに至</p>	<p>（帰国した被害者に係る保険料納付済期間の特例）</p> <p>第五条 法第十一条第三項の規定により帰国した被害者の保険料が納付されたものとみなされた場合にあつては、当該帰国した被害者に係る国民年金特例対象期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、居住地以後、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「旧保険料納付済期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、居住地以後、国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という二項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という。）とみなす。</p> <p>2（略）</p> <p>（被害者の子及び孫に係る被保険者期間の特例）</p> <p>第七条 被害者の子及び孫（帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。以下同じ。）について、北朝鮮において出生したと認められる日から帰国し、又は入国し最初に本邦に住所を有するに至</p>

った日の前日までの期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日以後の期間に係るものを除く。以下「国民年金免除対象期間」という。）のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該住所を有するに至った日（以下「免除対象居住日」という。）から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間及び旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（以下「旧保険料免除期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、免除対象居住日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間及び国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間（以下「新保険料免除期間」という。）とみなす。ただし、国民年金免除対象期間のうち国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。）又は次条第一項の規定による納付が行われた後における当該納付に係る期間があるときは、当該期間については、この限りでない。

2
(略)

った日の前日までの期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日以後の期間に係るものを除く。以下「国民年金免除対象期間」という。）のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該住所を有するに至った日（以下「免除対象居住日」という。）から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間及び旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（以下「旧保険料免除期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、免除対象居住日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間及び国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（以下「新保険料免除期間」という。）とみなす。ただし、国民年金免除対象期間のうち国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。）又は次条第一項の規定による納付が行われた後における当該納付に係る期間があるときは、当該期間については、この限りでない。

2
(略)

二十九 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号） 抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。</p> <p>一 当該事業年度における機構の役員又は職員である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五</p>	<p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。</p> <p>一 当該事業年度における機構の役員又は職員である長期組員（施行法第二条第六号に規定する長期組員をいう。次号において同じ。）</p>

第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。)の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。次号において同じ。)の合計額及び当該第二号厚生年金被保険者の標準賞与額(同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。次号において同じ。)の合計額の合算額

二 当該事業年度における国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第二項第二号の規定により設けられた組合の第二号厚生年金被保険者(国立ハンセン病療養所及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員である第二号厚生年金被保険者を除く。)の標準報酬月額の合計額及び当該第二号厚生年金被保険者の標準賞与額の合計額の合算額

の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。次号において同じ。)の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額(同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。次号において同じ。)の合計額の合算額

二 当該事業年度における国家公務員共済組合法第百二十四条の三において読み替えて適用する同法第三条第二項第二号の規定により設けられた組合の長期組合員(国立ハンセン病療養所及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員である長期組合員を除く。)の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額

三十 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（当該給付を受ける権利を有することにより特定障害者としないこととされる障害を支給事由とする給付）</p> <p>第一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条の障害を支給事由とする政令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの</p> <p>四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金</p> <p>五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済</p>	<p>（当該給付を受ける権利を有することにより特定障害者としないこととされる障害を支給事由とする給付）</p> <p>第一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条の障害を支給事由とする政令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）の規定による障害年金</p> <p>（新設）</p> <p>五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定</p>

法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四
年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事
由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害
共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち
障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条
に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

七 (略)

(特別障害給付金の支給の調整の対象となる給付)

第六条 法第十六条の政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共
済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一
項に規定する給付(第一条第四号に掲げる給付を除く。)

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職
共済年金及び遺族共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済
法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項

による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律(昭和六十年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方公
務員等共済組合法(以下「旧地方公務員等共済組合法」という。)の
規定による障害年金

(新設)

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定
による障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す
る法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立
学校教職員共済組合法(以下「旧私立学校教職員共済組合法」という
。)の規定による障害年金

七 (略)

(特別障害給付金の支給の調整の対象となる給付)

第六条 法第十六条の政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 国家公務員共済組合法及び旧国家公務員等共済組合法の規定による
年金である給付(第一条第四号に掲げる給付を除く。)

(新設)

五 地方公務員等共済組合法及び旧地方公務員等共済組合法の規定によ
る年金である給付(第一条第五号に掲げる給付を除く。)

<p>に規定する給付（第一条第五号に掲げる給付を除く。）</p> <p>五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金</p> <p>六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付（第一条第六号に掲げる給付を除く。）</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>六 私立学校教職員共済法及び旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金である給付（第一条第六号に掲げる給付を除く。）</p> <p>七・八 （略）</p>
--	--

三十一 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号） 抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成二十七年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成二十七年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおりに読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。</p>	<p>（平成二十七年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成二十七年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項及び第四項に規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおりに読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。</p>

三十二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号） 抄
 （平成二十七年十月一日施行）

（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定の適用）</p> <p>第二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく処分とみなされた同条に規定する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する場合には、同法第十九条中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号。第三十二条第五項において「特例法」という。）第十一条の規定により適用する場合を含む。）」と、同法第三十二条第五項中「する場合」とあるのは「する場合、特例法第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合」とする。</p>	<p>（社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規定の適用）</p> <p>第二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく処分とみなされた同条に規定する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する場合には、同法第十九条中「第九十一条」とあるのは「第九十一条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号。第三十二条第五項において「特例法」という。）第十一条の規定により適用する場合を含む。）」と、同法第三十二条第五項中「する場合」とあるのは「する場合、特例法第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合」とする。</p>

三十三 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号） 抄（
 平成二十七年十月一日施行）

（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行令第四条の二の十六の規定の適用については、 当分の間、同条第三号中「船員保険法の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五条の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「船員保険法の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五条の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）」とする。</p>

三十四 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）抄（平成二十七年十月一日施行）

（第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険給付遅延特別加算金の算定方法）</p> <p>第二条 法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金（以下「保険給付遅延特別加算金」という。）は、法第二条に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付（次項において「時効特例保険給付」という。）の全額に、当該保険給付を受ける権利を取得した日に厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた後の当該記録した事項に従った裁定が行われたならば最初に支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「当初年度」という。）から当該記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利に基づく保険給付であって、当該裁定が行われた日前の直近の消滅時効が完成した当該権利に基づくものが本来支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「最終年度」という。）</p>	<p>（保険給付遅延特別加算金の算定方法）</p> <p>第二条 法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金（次項及び附則第三条において「保険給付遅延特別加算金」という。）は、法第二条に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付（同項において「時効特例保険給付」という。）の全額に、当該保険給付を受ける権利を取得した日に厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた後の当該記録した事項に従った裁定が行われたならば最初に支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「当初年度」という。）から当該記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利に基づく保険給付であって、当該裁定が行われた日前の直近の消滅時効が完成した当該権利に基づくものが本来支払われることとされた日の属する年度（以下この条にお</p>

（までの別表の上欄に掲げる各年度に应ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を当初年度から最終年度までの年度の数で除して得た率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

(給付遅延特別加算金の算定方法)

第四条 (略)

(保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用)

第四条の二 法第七条第一項後段に定めるもののほか、同項前段の場合において、保険給付遅延特別加算金を厚生年金保険法による保険給付とみなして、同法第八十四条の三に規定する交付金に関する規定及び同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金に関する規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)を適用する。

2 前項の場合における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百二十条第二項第六号の規定の適用については、同号中「第八十条の五第一項」とあるのは、「第八十四条の五第一項(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十三号)第四条の二第一項において適用する場合を含む。)」とする。

て「最終年度」という。)までの別表の上欄に掲げる各年度に应ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を当初年度から最終年度までの年度の数で除して得た率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

(給付遅延特別加算金の算定方法)

第四条 (略)

(新設)

三十五 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（老齢基礎年金の額の加算等に関する経過措置）</p> <p>第七条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の額は、当該老齢基礎年金の受給権者（次条第一項に該当する者を除く。以下「老齢基礎年金受給権者」という。）が、大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下「施行日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、</p>	<p>（老齢基礎年金の額の加算等に関する経過措置）</p> <p>第七条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の額は、当該老齢基礎年金の受給権者（次条第一項に該当する者を除く。以下「老齢基礎年金受給権者」という。）が、大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下「施行日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、</p>

この限りでない。

一 施行日において現に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。次条第一項第二号及び第十号において同じ。）のうち障害共済年金若しくは移行障害共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。以下同じ。）の受給権者（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者（当該老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日において当該老齢基礎年金受給権者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている者に限る。）を除き、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権を有する者に限る。次条第一項第一号において「障害厚生年金等の受給権者」という。）であること。

二 (略)

この限りでない。

一 施行日において現に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金若しくは移行障害共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。以下同じ。）の受給権者（昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者（当該老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日において当該老齢基礎年金受給権者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている者に限る。）を除き、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権を有する者に限る。次条第一項第一号において「障害厚生年金等の受給権者」という。）であること。

二 (略)

第八条 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（昭和六十年改正法附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く。）及び国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間（昭和六十年改正法附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む、国民年金法第九条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有さず、かつ、昭和六十年改正法附則第十五条第一項各号のいずれかに該当するもの（以下「振替加算相当老齢基礎年金受給権者」という。）が、施行日において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者の配偶者となつた日が、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日までの間にあること。

第八条 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（昭和六十年改正法附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く。）及び国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（昭和六十年改正法附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む、国民年金法第九条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有さず、かつ、昭和六十年改正法附則第十五条第一項各号のいずれかに該当するもの（以下「振替加算相当老齢基礎年金受給権者」という。）が、施行日において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者の配偶者となつた日が、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金若しくは移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日までの間にあること。

(第七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の加算等に係る協定実施特例法等の特例)

第十条 第七条第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分及び第八条第一項の規定による老齢基礎年金のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号。以下「協定実施特例法」という。)の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第百二十三条の規定に基づき同令第二条第二十八号に規定する改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。)又は移行障害共済年金(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という。)附則第四条の規定に基づき協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。)の受給権者の配偶者に係るものについては、協定実施特例法第十条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等とみなして、協定実施特例法及び協定実施特例政令の規定を適用する。この場合において、協定実施特例政令第三十六条第三項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並び

(第七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の加算等に係る協定実施特例法等の特例)

第十条 第七条第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分及び第八条第一項の規定による老齢基礎年金のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号。以下「協定実施特例法」という。)の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金、国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金又は移行障害共済年金(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という。)附則第四条の規定に基づき協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。)の受給権者の配偶者に係るものについては、協定実施特例法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等とみなして、協定実施特例法及び協定実施特例政令の規定を適用する。この場合において、協定実施特例政令第三十六条第四項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並びに第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七条第一項ただし書及び第八条第一項ただし書」と、「昭和六十年国民年金等改正法附則第十六条」とあるのは「同令第九条

に第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号）第七条第一項ただし書及び第八条第一項ただし書」と、「昭和六十年国民年金等改正法附則第十六条」とあるのは「同令第九条」とする。

」とする。

三十六 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第一項の政令で定める期間）</p> <p>第一条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 新保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）</p> <p>三（略）</p> <p>（国民年金法による老齢基礎年金の支給要件等の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 六十五歳に達した日において新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含み、同条第四項に規定する期間を除く。）及び新</p>	<p>（法第二条第一項の政令で定める期間）</p> <p>第一条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 新保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）</p> <p>三（略）</p> <p>（国民年金法による老齢基礎年金の支給要件等の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 六十五歳に達した日において新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含み、同条第四項に規定する期間を除く。）及び新</p>

保険料免除期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされた期間を含む。）を有しない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）であつて、同日以後に前条第三項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）以上となつたときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

一〇三（略）

3〇7（略）

保険料免除期間（国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされた期間を含む。）を有しない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）であつて、同日以後に前条第三項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）以上となつたときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

一〇三（略）

3〇7（略）

三十七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に
 関する政令（平成二十六年政令第七十四号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 212 710 347">改正前厚 生年金保 険法第百 七条</td> <td data-bbox="662 358 710 481">被保険者</td> <td data-bbox="215 728 710 1075">被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の</td> </tr> </table>	改正前厚 生年金保 険法第百 七条	被保険者	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の
改正前厚 生年金保 険法第百 七条	被保険者	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の		
現行	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="662 1198 710 1288">（新設）</td> <td data-bbox="662 1332 710 1422">（新設）</td> <td data-bbox="662 1691 710 1780">（新設）</td> </tr> </table>	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）		

(略)	改正前厚 生年金保 険法第百 三十三条		改正前厚 生年金保 険法第百 二十四条	
(略)	老齢厚生年金の	者	共済組合の組合員	
(略)	老齢厚生年金(平成二十四 年一元化法第一条の規定に よる改正後の第二条の五第 一項第一号に規定する第一 号厚生年金被保険者期間に 基づくものに限る。以下こ の条及び次条において同じ 。)の	同項第四号に規定する第四 号厚生年金被保険者	平成二十四年一元化法第一 条の規定による改正後の第 二条の五第一項第二号に規 定する第二号厚生年金被保 険者、同項第三号に規定す る第三号厚生年金被保険者	五第一項第一号に規定する 第一号厚生年金被保険者に 限る。以下この章において 同じ。)

改正前厚 生年金保 険法第百	(新設)	(新設)	(新設)
確定給付企業年金法	(新設)		(新設)
平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな おその効力を有するものと	(新設)		(新設)

第二十四 条の二第	(略)	平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな	<p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
	(略)		

第二十四 条の二第	(略)	平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな	<p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
	(略)		

四十六条
ただし書

された平成二十五年改正法
第二条の規定による改正前
の確定給付企業年金法

<p>第五十七 条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>一 項</p>
<p>法第百三十二条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>老 齡 厚 生 年 金</p>
<p>平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな おその効力を有するものと</p>	<p>(略)</p>	<p>おその効力を有するものと された改正前厚生年金保険 法第百三十二条第四項 老 齡 厚 生 年 金 (被用者年金 制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律(平成二十 四年法律第六十三号)第一 条の規定による改正後の法 第二条の五第一項第一号に 規定する第一号厚生年金被 保険者期間に基づくものに 限る。次項において同じ。</p>
<p>第五十七 条第一項 及び第五</p>	<p>(略)</p>	<p>一 項</p>
<p>法第百三十二条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな おその効力を有するものと</p>	<p>(略)</p>	<p>おその効力を有するものと された改正前厚生年金保険 法第百三十二条第四項 (新 設)</p>

3
～
7
(略)

(略) 第六十 条の二 第一 項及び 第二 項	(略)	第五十九 条第一 項	厚生年 金保 険法 施行 令第 六 条の 二	(略)	(略)	法第百三十二 条第二項(
(略)	(略)	平成二十五 年改 正法 附則 第 五 条第 一 項の 規定 によ りな おそ の効 力を 有す るも のと され た改 正前 厚生 年金 保 険法 第百 三十二 条第 二項 (され た改 正前 厚生 年金 保 険法 第百 三十二 条第 二項 (被 用者 年金 制度 の一 元化 等 を 図る ため の 厚生 年金 保 険法 等 の一 部を 改 正す る 法律 の施 行に 伴 う 厚生 労働 省 関 係政 令等 の整 備に 関 する 政 令(平 成二十 七 年政 令第 三百 四十二 号)第 一 条の 規定 によ る改 正後 の 厚生 年金 保 険法 施行 令第 六 条の 三				

3
～
7
(略)

(略) 第六十 条の二 第一 項及び 第二 項	(略)	(新設)	十九 条第 一 項	(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(新設)	され た改 正前 厚生 年金 保 険法 第百 三十二 条第 二項 (

第三条の二 厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であつて同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十三条の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金（第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定に
-----	---------------------------------	--

（新設）

よる改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「経過措置令」という。）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制

第二項	
老齢厚生年金の受給権者	
各号の厚生年金被保険者期	<p> 度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六条第一項（以下この条において「読替え後の第四十六条第一項」という。） </p>

<p>えられた同条第一項</p>	<p>同条第五項において読み替</p>	<p>読み替えられた同条第一項</p>	<p>第四十六條第五項において</p>	<p>第四十四條の三第四項</p>	<p>当該老齡厚生年金</p>	
<p>項</p>	<p>読み替え後の第四十六條第一</p>	<p>項</p>	<p>読み替えられた第四十四條の三第四項</p>	<p>（第三條の十三の二第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八條の二十八の規定により読み替えられた第四十四條の三第四項</p>	<p>金</p>	<p>間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>
				<p>当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二條の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号</p>	<p>金</p>	<p>間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>

号	第三項各			第三項		
第四十六條第五項において	老齡厚生年金	から老齡厚生年金	当該老齡厚生年金の	老齡厚生年金の受給権者	老齡厚生年金の額	第四十四條の二第一項
読替え後の第四十六條第一	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金	から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の	生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の額	平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第一項

(平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額の算出方法)

第五條 平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齡年金給付の支給に關する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金額が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二・三 (略)

2 (略)

(清算中の特定基金に關する読替え等)

第三十二條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保險法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保險業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合に

(平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額の算出方法)

第五條 平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齡年金給付(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保險法第三百十條第一項に規定する老齡年金給付をいう。以下同じ。)の支給に關する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金額が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二・三 (略)

2 (略)

(清算中の特定基金に關する読替え等)

第三十二條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保險法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保險業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合に

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により

(略)	(略)	(略)
附則第三十三条第四項	老齢厚生年金	老齢厚生年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。)
連合会又は他の基金	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十三条第三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により

(略)	(略)	(略)
附則第三十三条第四項	(新設)	(新設)
連合会又は他の基金	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十三条第三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七 条第一項 第二号	老齢厚生年金	(略)	(略)	同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一	(略)	(略)	

(新設)	(新設)	第六十七 条第一項 第一号	(略)	(略)	同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(新設)	法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金相当額	法附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項	改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）	

		条の規定による改正後の法 第二条の五第一項第一号に 規定する第一号厚生年金被 保険者期間に基づくものに 限る。
--	--	---

(納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読替え等)

第三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合には、同條第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
附則第三十四條第三六項において準用する附則第三十三條第四項	特定基金	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律(平成二十五年法 律第六十三号。以下この項 において「平成二十五年改 正法」という。)の施行の 日(以下この項において「

--	--	--

(納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読替え等)

第三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合には、同條第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
附則第三十四條第三六項において準用する附則第三十三條第四項	特定基金	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律(平成二十五年法 律第六十三号。以下この項 において「平成二十五年改 正法」という。)の施行の 日(以下この項において「

<p>連合会又は他の基金</p>	<p>老齢厚生年金</p>	
<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十三号に規定する存</p>	<p>老齢厚生年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。)</p>	<p>「施行日」という。)前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金(平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この項及び次項において「特定基金」という。)</p>

<p>連合会又は他の基金</p>	<p>(新設)</p>	
<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十三号に規定する存</p>	<p>(新設)</p>	<p>「施行日」という。)前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金(平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この項及び次項において「特定基金」という。)</p>

(略)	(略)	続連合会若しくは同条第十 五号に規定する連合会又は 他の同条第十二号に規定す る厚生年金基金（次項にお いて「連合会等」という。
-----	-----	--

254 (略)

(略)	(略)	続連合会若しくは同条第十 五号に規定する連合会又は 他の同条第十二号に規定す る厚生年金基金（次項にお いて「連合会等」という。
-----	-----	--

(清算未了特定基金に関する読替え等)

第三十四条 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(清算未了特定基金に関する読替え等)

第三十四条 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
附則第三 第十四条第 六項にお いて準用 する附則	特定基金	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十五年法 律第六十三号。以下この項

(略)	(略)	(略)
附則第三 第十四条第 六項にお いて準用 する附則	特定基金	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十五年法 律第六十三号。以下この項

	第三十三 条第四項
<p style="text-align: center;">老齡厚生年金</p>	
<p>老齡厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保</p>	<p>において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>
	第三十三 条第四項
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>連合会又は他の基金</p> <p>険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。）</p> <p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>
------------	------------	---

2 2 4 (略)

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い)

第六十二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四条の

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>連合会又は他の基金</p> <p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>
------------	------------	---

2 2 4 (略)

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い)

第六十二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号において同じ。）

		二)において同じ。()であった期間
		三 (略)
		3 (略)
		(老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置)
		第六十四条 (略)
		2 3 4 (略)
		5 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	(略)

		であった期間
		三 (略)
		3 (略)
		(老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置)
		第六十四条 (略)
		2 3 4 (略)
		5 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第百六十 一条第一 項	連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)
基金が		(附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。))
		同条第十号に規定する旧厚生年金基金(以下「基金」

			第百六十 三条の三 第一項	
(略)	(略)		老齢厚生年金の受給権者	(略)
(略)	(略)	(略)	老齢厚生年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。)の受給権者	(略)

			(新設)	
	第百六十 三条の四 第一項		(新設)	第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額
第八十五条の三 入員	第百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者又は解散基金加入員		(新設)	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するも	解散基金加入員			という。)が

<p>第五十二 条の三の 二第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>6 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定の適用については、 廃止前厚生年金基金令第二十四条の三（第二号に係る部分に限る。） 第五十二条の二から第五十二条の三の二まで及び第五十四条第一項の規 定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十 六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第 三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、なおその効 力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金 基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。</p>
<p>老齢厚生年金</p>	<p>(略)</p>	<p>老齢厚生年金（被用者年金 制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二十 四年法律第六十三号）第一 条の規定による改正後の法 第二条の五第一項第一号に 規定する第一号厚生年金被 保険者期間に基づくものに</p>	<p>(略)</p>

<p>第五十二 条の三の 二第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>6 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定の適用については、 廃止前厚生年金基金令第二十四条の三（第二号に係る部分に限る。） 第五十二条の二から第五十二条の三の二まで及び第五十四条第一項の規 定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十 六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第 三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、なおその効 力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金 基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第八 十五条の三</p>

7・8 (略)	(略)	法第百六十三条の三第一項	限る。)
	(略)	法第百三十二条第二項	
7・8 (略)	(略)	法第百六十三条の三第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項
	(略)	法第百三十二条第二項	

第六十四条の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）について、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三の規定を適用する場合には、前条第五項の規定により読み替えられた改正前厚生年金保険法第百六十

7・8 (略)	(略)	法第百六十三条の三第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項
	(略)	法第百三十二条第二項	
7・8 (略)	(略)	法第百六十三条の三第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項
	(略)	法第百三十二条第二項	

(新設)

三条の三第一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。」と、「改正後の」とあるのは「改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは「（以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六条第一項（以下この項において「読替後の第四十六条第一項」という。）」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間

を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十八の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項」と、「支給停止基準額」とあるのは「支給停止基準額（読替後の第四十六条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）とする。」

第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次に掲げる額の算定に関する事務
- イ〜ヘ (略)
- 二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 (略)

3 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

4 (略)

第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次に掲げる額の算定に関する事務
- イ〜ヘ (略)
- 二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（改正後厚生年金保険法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金をいう。）の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 (略)

3 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

4 (略)

(平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百條の五第一項の規定を適用する場合等の特例)

第七十八條 平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四條の二の十六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二の十六第一号に該当し、かつ、同條第三号に該当しない納付義務者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百一十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

(平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百條の五第一項の規定を適用する場合等の特例)

第七十八條 平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四條の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二第一号に該当し、かつ、同條第三号に該当しない納付義務者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百一十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険 法施行令 第六十三 条、船員 保険法施 行令第三 十四条、 厚生年金 保険法施	(略)	厚生年金 保険法施 行令第四 条の二の 十六第三 号	3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	(略)		

の下欄に掲げる字句とする。

健康保険 法施行令 第六十三 条、船員 保険法施 行令第三 十四条、 厚生年金 保険法施	(略)	厚生年金 保険法施 行令第四 条の二第 三三号	3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	(略)		

<p>行令第四 条の二の 十六及び 子ども・ 子育て支 援法施行 令第二十 五条第二 項</p>	
<p>(略)</p>	

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三條の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

(改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え)

第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の

<p>行令第四 条の二及 び子ども ・子育て 支援法施 行令第三 十五条第 二項</p>	
<p>(略)</p>	

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三條の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

(改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え)

第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の

規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十四 条の二第 一項</p>	<p>被保険者であつた期間</p>	<p>被保険者であつた期間（被 用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律（ 平成二十四年法律第六十三 号。第四十六条第五項及び 第六十条第三項において「 平成二十四年一元化法」と いう。）第一条の規定によ る改正後の第二条の五第一 項第一号に規定する第一号 厚生年金被保険者期間（以 下この項及び第六十条第三 項において「第一号厚生年 金被保険者期間」という。 ）に限る。第四十六条第五 項において同じ。）</p>
<p>老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金（第一号厚生 年金被保険者期間に基づく ものに限る。以下この条及</p>	

規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十四 条の二第 一項</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

	<p>第百三十二条第二項</p>	<p>ひ第四十六条第五項において同じ。） 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項</p>	<p>第四十六 条第五項</p>	<p>第四十四条の二第二項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） 附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条</p>
	<p>第百三十二条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>、平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の第一項</p>	<p>第四十六 条第五項</p>	<p>第四十四条の二第二項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） 附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条</p>

		第六十条 第三項			
第四十四条の二第一項	期間が厚生年金基金額	老齡厚生年金等の額の合計額	第一項第二号口	被保險者期間	同項
同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力	同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力	老齡厚生年金の額	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項第二号口	被保險者期間（第一号厚生年金被保險者期間に限る。）	同条第四項
	期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金				及び第四十四条の三第四項
					及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
					の二第一項

		第六十条 第三項			
第四十四条の二第一項	期間が厚生年金基金	（新設）	第一項第二号口	（新設）	（新設）
同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力	同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力	（新設）	平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の第一項第二号口	（新設）	（新設）
	期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金				及び第四十四条の三第四項
					及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する第四十四条の三第四項
					の二第一項

	<p>を有するものとされた同法 第一条の規定による改正前 の第四十四条の二第一項</p>
<p>(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法の適用の特例)</p>	
<p>第八十二条の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定を適用する場合においては、同法第七十八条の二十八の規定及び厚生年金保険法施行令第三条の十三の二第一項の規定によるほか、同法第四十四条の三第四項中「支給する当該一の期間」とあるのは「支給する当該一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。以下この項において同じ。）」と、「額及び」とあるのは「額並びに」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」とする。</p>	

(新設)

	<p>を有するものとされた同法 第一条の規定による改正前 の第四十四条の二第一項</p>
--	--

第八十二条の三 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、第八十二条の規定にかかわらず、同項中「被保険者であつた期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「支給する」とあるのは「支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく」と、「第一項中」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項中「一の期間（）」とあるのは「一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」と、「及び老齢厚生年金の」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「第十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生

（新設）

年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該一の期間」とあるのは「控除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額

を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額及び繰下げ加算額」と、「同項」とあるのは「同条第四項」とする。

第八十二条の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する遺族厚生年金について、第八十二条の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第三項及び厚生年金保険法施行令第三条の十一の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十四条の二の規定を適用する場合には、同項中「被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「」については、「とあるのは」については、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額（）」とあるのは「基づく老齢厚生年金の額（）」とする。

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読替え等）

第八十三条（略）

（新設）

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読替え等）

第八十三条（略）

<p>2・3 (略)</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第四百一条第六項の規定により同条第五項において準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第三項並びに第九十一条第一項の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会について平成二十五年改正法附則第二百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号、平成二十五年改正法附則第二百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）第二条第一項第三号の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表略)</p>
<p>附則</p>	<p>5 (略)</p> <p>(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)</p>
<p>2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 平成二十五年改正法附則第四百一条第六項の規定により同条第五項において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項並びに第九十一条の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会について平成二十五年改正法附則第二百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号、平成二十五年改正法附則第二百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）第二条第一項第三号の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表略)</p> <p>附則</p> <p>5 (略)</p> <p>(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)</p> <p>2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総</p>

合法的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この条において「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金（以下この条において「児童手当拠出金」という。）」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項

合法的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この条において「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金（以下この条において「児童手当拠出金」という。）」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項

第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三号の項中「第四条の二の十六第三号」とあるのは「第四条の二の十六第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二の十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令第七条の規定による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用

第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令第七条の規定による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用

される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第九条の規

される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第九条の規

定により読み替えて適用される場合を含む。」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年度政令第七十五号）第五条の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年度政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三号の項中「第四条の二の十六第三号」とあるのは「第四条の二の十六第三号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二の十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条

定により読み替えて適用される場合を含む。」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年度政令第七十五号）第五条の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年度政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される平成二十四年度児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力

の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二
条第四項」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によ
り適用される旧児童手当法に係る特例)

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平
成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定に
より適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定に
よりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金
に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部
分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度にお
ける子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七
号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手
当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号。以下この条
において「平成二十四年児童手当法改正法」という。)附則第十二条の
規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法
改正法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七
十三号。第四項において「旧児童手当法」という。)の規定による拠出
金」と、同表健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六
十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第
三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二
百十三号)第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保
険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二

を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によ
り適用される旧児童手当法に係る特例)

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平
成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定に
より適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定に
よりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金
に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部
分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度にお
ける子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七
号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手
当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号。以下この条
において「平成二十四年児童手当法改正法」という。)附則第十二条の
規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法
改正法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七
十三号。第四項において「旧児童手当法」という。)の規定による拠出
金」と、同表健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六
十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第
三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二
百十三号)第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保
険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二

号)第三条第二号の項中「第六十三号」とあるのは「第六十三号
 第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む
)」と、「第三十四号第三号」とあるのは「第三十四号第三号(同令
 附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「
 第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成
 二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令(平
 成二十三年政令第三百八号)第六条の規定により適用される平成二十四
 年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令
 第百十三号)による改正前の児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二
 百八十一号)第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるの
 は「第三条第二号(同令附則第四項の規定により読み替えて適用される
 場合を含む。)」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三
 号の項中「第四条の二の十六第三号」とあるのは「第四条の二の十六第
 三号(同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。
)」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行
 令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二の十六及び子ども・子
 育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法
 施行令第三十五条第二項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令
 第三十五条第二項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関
 する特別措置法施行令第六条の規定により適用される平成二十四年児童
 手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとさ
 れた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法

号)第三条第二号の項中「第六十三号」とあるのは「第六十三号
 第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む
)」と、「第三十四号第三号」とあるのは「第三十四号第三号(同令
 附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「
 第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成
 二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令(平
 成二十三年政令第三百八号)第六条の規定により適用される平成二十四
 年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令
 第百十三号)による改正前の児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二
 百八十一号)第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるの
 は「第三条第二号(同令附則第四項の規定により読み替えて適用される
 場合を含む。)」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項
 中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号(同令附則第四
 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第三項
 の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生
 年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五
 条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」
 とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成
 二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六
 条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条
 の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一
 部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」

「施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

三十八 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
 （第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六十九条第一項の政令で定める団体）</p> <p>第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第六項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。</p> <p>2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第六項に規定する職員団体、同法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公</p>	<p>（法第六十九条第一項の政令で定める団体）</p> <p>第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。</p> <p>2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公</p>

庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一条の二第二項及び第八十一条の二の二第一項の規定による申出の受理

二 六 (略)

(滞納処分等実施規程の認可等)

第三十一条 (略)

2 (略)

庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理

二 六 (略)

(滞納処分等実施規定の認可等)

第三十一条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

三十九 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）抄（平成二十七年十月一日施行）
 （第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成二十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める規定）</p> <p>第二条 平成二十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下この号及び次条第七号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十五条の規定</p> <p>十 五（略）</p> <p>（平成二十六年改正法附則第七条第二項の政令で定める保険給付）</p>	<p>（平成二十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める規定）</p> <p>第二条 平成二十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十五条の規定</p> <p>十 五（略）</p> <p>（平成二十六年改正法附則第七条第二項の政令で定める保険給付）</p>

第三条 平成二十六年改正法附則第七条第二項の政令で定める年金たる保険給付は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた平成八年改正前国共済法による遺族共済年金

七 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち遺族共済年金

八 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金

九・十 (略)

第九条 厚生年金保険法附則第二十九条第九項において準用する同法第三十七条第一項の規定により未支給の同法による脱退一時金の支給を請求することができる者については、同条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者とみなして、厚生年金保険法第二十八条の二第二項の規定を適用する。

第三条 平成二十六年改正法附則第七条第二項の政令で定める年金たる保険給付は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた平成八年改正前国共済法による遺族共済年金

七 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた国家公務員共済組合法による遺族共済年金

八 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金

九・十 (略)

第九条 厚生年金保険法附則第二十九条第八項において準用する同法第三十七条第一項の規定により未支給の同法による脱退一時金の支給を請求することができる者については、同条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者とみなして、平成二十六年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十八条の二第二項の規定を適用する。

四十 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）

（第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 国家公務員共済組合法附則第二十条の二第二項の規定により設けられた日本郵政共済組合に係る子ども・子育て支援法施行令第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等、同条第四項の規定により同条第一項に規定する郵政会社等役職員を同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして適用する同法第九十九条第六項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の二第四項の規定により同条第一項の共済組合を同法第三条第一項に規定する組合とみなして適用する同法第百二十五条に規定する組合と」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第一項の規定により設けられた日本郵政共済組合に係る第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等、同条第四項において読み替えて適用する同法第九十九条第五項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同法第百二十五条に規定する組合と」とする。</p>